

文部科学省

表 11 - 4 文部科学省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

事前評価

表 11 - 4 - 新規・拡充個別事業を対象として事前評価した政策

政策の名称	専修学校を活用した就業能力向上支援事業(新規)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>本事業の目的は、働く意欲はあるが、就職に必要な知識・技術等が不足しているため、仕事に就くことが困難となっている人々に、就業に必要な能力を身に付け、キャリア形成を支援し、就業機会の充実を図ることである。人口減少社会・高齢化社会をむかえる我が国にとって、将来の労働人口の確保は経済成長を持続するために喫緊に取り組むべき課題であり、中小企業等における地域人材ニーズや地場産業における後継技術者不足等に対応するためにも、本事業は必要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業を、過去の事業の実績を踏まえ、経年にわたり実施することで、事業の地域へ定着やノウハウの蓄積がなされ、優れた成果が広く普及されることになる。これにより、各モデル講座において、受講者が十分に確保され、受講者満足度及び再就職率が高いものとなることが期待される。また、各講座における成果普及に関する取組が適切に実施されることで、広く社会に事業が定着することとなる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:659百万円 (平成21年度予算額:540百万円)</p>

政策の名称	環境教育総合プログラム開発事業(新規)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>「教育振興基本計画」(平成 20 年7月1日閣議決定)において、「いつでもどこでも学べる環境の整備」が盛り込まれており、「環境教育の推進」や「持続可能な社会の構築に向けた教育に関する取組の推進」が挙げられている。</p> <p>平成 20 年7月 29 日には、「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定され、環境問題に取り組む団体、人材とも連携し、学校や地域で排出削減に役立つ教育を進める仕組みを取り入れていくこと、また、地域におけるNGO/NPO、企業、地方公共団体等のパートナーシップによる環境保全の取組を支援し、地域ぐるみの国民運動など地域に根ざした活動が定着して全国に広がり、国民一人一人が足元から行動する社会を目指すことが本行動計画に盛り込まれている。</p> <p>環境問題については、洞爺湖サミットの議長総括や京都議定書にある約束期間の開始等、具体的な取組を行う必要性が高く、今すぐ対応すべき緊急的な課題である。</p> <p>環境問題に対する取組は、行政や企業だけに任せておくのではなく、市民一人一人が意識し、総がかりで取り組んでいかなければならない緊急性の高い問題であり、社会教育における環境教育を市民総がかりで進めていく必要がある。そのためにも、関係団体単独の活動だけではなく、関係機関や団体が連携を図った総合的なモデルプログラムを 47 都道府県で 1 地域のプログラム開発を行い、県内への普及と共に全国への普及を図っていく必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>地球規模の環境悪化の状況は、更に深刻化しており、洞爺湖サミットが行われた本年度は、環境に関する国民の関心は今まで以上に高まっている。また、市民レベルの活動に関しては、今までに地域やNPO団体による地道な環境保護活動が実施されており、市民が環境に関する活動を実践する基盤は育ってきている。</p> <p>本事業は、これまで単独で実施されていた個々の取組を、市町村レベルで関係諸団体の連携を図りながら総合的に実施するプログラム開発をしていくことを狙っており、これまで全国各地で培われてきた学習基盤を基に都道府県ごと、全国の 47 地域での様々なプログラム開発されることを見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:489百万円</p>

状況	(平成21年度予算額:0百万円) 予算編成過程で廃止した。
----	----------------------------------

政策の名称	地域の知の拠点・ネットワーク推進事業(新規)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>(図書館機能を活用した「地域の知の拠点」づくり推進事業)</p> <p>「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指す～」(平成20年2月19日中央教育審議会答申)において、図書館未設置の市町村にあっては、住民のニーズを踏まえ、今後速やかに図書館の整備に向けた取組に着手することを提言されたことから、図書館未設置市町村等を含め、全国各地における図書サービスの普及・定着のため、図書館サービスの充実に関する調査研究や、先進的取組等の調査研究を行う必要がある。</p> <p>また、図書館法の改正に伴う評価の努力義務規定が設けられたが、自己点検・評価を行っている図書館の割合は低く(都道府県26.8%、市町村28.6%(平成15年度))、図書館が自らの運営状況に対する評価を行うためには、国が、外部の視点を入れた図書館の評価及び評価のガイドラインを作成する必要がある。図書館共通に必要な性の高いテーマであるリスクマネジメントは、平成18年3月に報告された「これからの図書館像」(平成18年これからの図書館の在り方検討協力者会議)においても、図書館独自で危機管理マニュアルを作成する必要があることが提案されている。さらに、指定管理者制度の実態については、「社会教育法等の一部を改正する法律」に対する附帯決議において、適切な管理運営体制の構築を目指すことが決議されており、いずれも図書館を振興する上で検討に必要な課題である。</p> <p>加えて、改正された図書館法では、図書館が学習の成果を活用して行う教育活動の提供を奨励することが新たに規定されたのに加え、「社会教育法等の一部を改正する法律」に対する附帯決議では、司書等の有資格者の活用方策について検討を進めることが決議されており、地域の司書の有資格者を活用して図書館のボランティアや図書館活動の支援者を育成することは、喫緊の課題である。</p> <p>(地域で輝く博物館連携推進事業)</p> <p>地震等の自然災害が相次いでいる中で博物館における危機管理に関するガイドブックを策定することが求められるとともに、現在、評価を実施している博物館は、31.5%(平成16年度)にとどまり、博物館法の改正に伴って、早急な評価基準の策定が求められるなど、いずれも我が国の博物館を振興する上で喫緊かつ緊急な課題となっている。また、博物館の連携・ネットワーク化についても、行政の壁があり設置者が異なる博物館の連携が進んでいないため、国として連携の枠組みを提示する必要がある。さらに、館種によって入館者層が異なるなど多様な博物館が連携して事業を行うことにより、博物館の新たな可能性を国として検証する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>(図書館機能を活用した「地域の知の拠点」づくり推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業により、図書館の未設置市町村など図書館サービスの遅れている地域でのサービスを普及・定着させるための仕組みづくりを記した事例集を各都道府県、市町村立図書館、関係団体へ配布することにより、他地域における図書館サービスの向上の取組が促進され、従来、図書館を利用しなかった住民の図書館利用率の増加など、目標に向けて効果を発揮すると見込まれる。 本事業により、委託を受けた市町村での取組成果と策定された図書館に関する評価のガイドラインを記した報告書を各都道府県、市町村立図書館、関係団体へ配布することにより、これまで図書館の評価を実施していなかった図書館の実施率を向上させるだけでなく、不十分な取組しかしていなかった図書館においても、図書館評価の質を高めることができ、目標に向けて効果を発揮すると見込まれる。 図書館におけるリスクマネジメント等については、図書館における必要性の高いテーマであり、国が外部委託として調査研究を行うことにより、各図書館の危機管理マニュアルの作成だけでなく、自館や他館の情報を共有することで、目標に向けて効果を発揮すると見込まれる。 地域の司書の有資格者の活用を図る支援事業を実施することにより、有資格者の活用だけでなく、地域での図書館サービスの向上につながり、目標に向けて効果を発揮すると見込まれる。 <p>(地域で輝く博物館連携推進事業)</p> <p>既に博物館ネットワークを構築している博物館については、従来、来館していない層の入館者が増え、全体的にも入館者数が増大して目標に向けて効果を発揮すると見込まれる。調査研究については、いずれも博物館が緊急に対応を求められている課題であるため、国</p>

	がガイドライン等の作成を支援することにより、各博物館の取組が進むことが見込まれる。
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:280百万円 (平成21年度予算額:72百万円)</p> <p>【事業名の変更】 平成21年度政府予算において、事業名を「図書館・博物館における地域の知の拠点推進事業」に変更。</p> <p>【事業内容の見直し】 図書館と博物館の連携を推進するため、事業内容を統合した。</p>

政策の名称	優れた社会教育重点推進プラン(新規)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>社会の多様化に伴い、様々な新たな教育課題が求められており、社会教育においても、こうした社会の要請に応える必要がある。しかし、そういった課題については学習機会が十分でなく、また、情報も少ないことから、国が積極的に学習機会の提供や、学習機会に関する情報提供を行う必要がある。</p> <p>また、関係者が連携し、ネットワークを構築することにより、地域全体で効果的・重点的に課題に取り組むことが必要である。</p> <p>さらに、社会の要請による課題は、全国的な課題であるので、国においてプログラムの開発を行ったり、先進例などの情報提供を行うことで、各地域の取組を促す必要がある。</p> <p>また、公民館の運営状況に関する評価については、社会教育法等の一部を改正する法律の国会審議において、衆議院、参議院の両院から附帯決議がなされ、「評価の透明性、客観性を確保する観点から、可能な限り外部の視点を入れた評価となるよう、国がガイドラインを示す等、適切な措置を講じる」(平成20年5月23日衆議院文部科学委員会)(平成20年6月3日参議院文教科学委員会同旨)と決議されており、社会の要請に答えていることが客観的に担保されるような評価のシステム構築が求められている。</p> <p>(有効性)</p> <p>(1) 社会教育重点推進プログラムの実施 先進的な取組を行っている地域・団体が、重点的に支援を受けることにより、さらに事業を発展・拡充させることが見込まれる。各地域においても、先進的取組事例に関する情報提供を受けることにより、現在の取組内容を改善することが見込まれる。</p> <p>(2) 社会の要請に対応した学習・人材養成プログラムの開発 社会の要請に対応した学習プログラム及び人材養成プログラムを国が開発して、全国各地域に提供することで、全国各地域にプログラムが普及することが見込まれる。</p> <p>(3) 公民館の評価に関する調査研究の実施 国が全国の公民館における評価実施状況を調査し、全国に情報提供することにより、各公民館における評価の見直しに活用され、公民館の運営改善が見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:220百万円 (平成21年度予算額:76百万円)</p>

政策の名称	学校支援地域本部事業(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>(学校教育の充実) 地域住民が学校を支援することで、多様な体験活動やコミュニケーション能力、規範意識の醸成を図ることができる。「教員の勤務実態調査」(平成18年度文部科学省委託調査)においては、教員の超過勤務時間で月平均34時間であるなど、教員の多忙化が指摘されており、教員が教育活動により力を注げる環境を整えることが重要である。</p> <p>(地域の教育力の向上) 地域の連帯感の形成や活性化が図られ、これにより地域の教育力が向上し、学校を核とした地域づくりが図られると考える。「地域の教育力に関する実態調査」(平成18年度文部科学省委託調査)で保護者を対象に行ったアンケートにおいて、自身の子ども時代と比べて地域の教育力が低下していると回答している人が過半数を占めており、地域の教育力の向上に取り組む必要がある。一方、各地域における地域の教育力に差があることから、国が事業として実施し、普及・啓発をしていくことが必要不可欠である。</p> <p>(生涯学習社会の実現) 地域住民が自らの知識や経験を子どもの教育に生かすことで、生涯学習の成果を生かす</p>

	<p>場が広がるものである。本年改正された社会教育法においても、教育委員会の事務として「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動等の機会を提供する事業の実施等の事務」が規定(第5条 15号)されたところであり、学習成果を活用する場の充実に向け、取り組む必要がある。</p> <p>また、20年度は各市町村に学校支援地域本部が設置されることを目標に1,800ヶ所を実施したところだが、未実施の市町村もあることから、本事業をより広く学校を支援する仕組みづくりを普及させるため、各市町村の地域の実情等を踏まえた事業実施箇所数を拡充することが必要である。</p> <p>(有効性) 各市町村に実践例を設けることで、各地域における本部の設置が進み、全国的に広がっていくことが見込まれる。これにより、地域住民による学校支援ボランティアの取組が進み、前記の目標の達成が見込まれる。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:6,378百万円 (平成21年度予算額:委託事業分 3,404百万円 補助事業分 14,261百万円の内数)</p> <p>【事業名の変更】 委託事業分 変更なし 補助事業分 「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」 (メニューの1つとして「学校支援地域本部事業」が入っている。)</p> <p>【事業内容の見直し】 文部科学省が全額国庫で負担しているモデル事業について、事業成果の活用状況や費用対効果の観点から事業の在り方を見直し、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を創設し、「学校支援地域本部事業」もその中のメニューの1つとした。</p>

<p>政策の名称</p>	<p>地域における家庭教育支援基盤形成事業(拡充)</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(必要性) 都市化、核家族化及び地域における地縁的なつながりの希薄化等により、家庭教育力の低下が指摘されているが、子どもも社会の構成員の一人であり、将来の我が国を支える存在であることから、国においても家庭教育の支援を行う責任と役割がある。</p> <p>改正教育基本法第10条においては、国等について保護者に対する学習の機会及び情報の提供などの家庭教育支援のために必要な施策を講ずるよう規定されており、教育振興基本計画においても、国が行う重点施策として、子育てに関する情報の提供など家庭教育力の向上に向けた総合的な取組を推進し、身近な地域においてきめ細かな家庭教育支援が実施されるよう促すことが盛り込まれている。一方で、子育てに無関心な親や不安や悩みを持つ孤立しがちな親、子育てに関心は高いが学ぶ余裕のない親、父親などが、身近な地域で子育て等に関する学習や相談対応などきめ細かな家庭教育支援を得るための基盤の形成が課題となっているが、各地域においてきめ細かな家庭教育支援を行う体制整備が十分なされていない状況である。このため、国が率先して本事業を実施することにより、様々な状況にある子育て中の親などに対するきめ細かな家庭教育支援の効果的な手法を模索・開発する必要がある。また、その成果の全国的な普及・定着を図ることにより、身近な地域における家庭教育支援基盤の形成を促進することについても、国において取り組む必要がある。</p> <p>(有効性) 平成19年度まで文部科学省が実施した「家庭教育支援総合推進事業」においては、約1,000市町村が家庭教育支援のための学習機会の提供や人材養成等を行っている。また、本事業では、平成20年度において約300の市町村が家庭教育支援チームを設置し、これまで行ってきた家庭教育・子育て支援のための取組の連携促進による活性化を図ろうとしている。以上から、本事業の成果の普及により達成年度までに目標値を達成できると考える。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:1,441百万円 (平成21年度予算額:354百万円、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金14,261百万円の内数)</p> <p>【事業名の変更】 ・「訪問型家庭教育相談体制充実事業」に名称変更 ・「家庭教育支援基盤形成事業」(学校・家庭・地域の連携協力推進事業の1メニュー)</p> <p>【事業内容の見直し】 本事業については、きめ細かな家庭教育支援の効果的な手法の模索・開発に重点化する</p>

	<p>ための見直しを行った(「訪問型家庭教育相談体制充実事業」に名称変更)。</p> <p>また、成果の全国的な普及・定着を図り、身近な地域における家庭教育支援基盤形成の促進については、補助事業である学校・家庭・地域の連携協力推進事業を創設し、その中で家庭教育支援基盤形成事業を実施することとした。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策の名称	子どもの生活習慣づくり支援事業(新規)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>最近の子どもたちをみると成長期に必要な不可欠な基本的な生活習慣が大きく乱れており、この乱れが学習意欲や気力、体力の低下の要因の一つであると指摘されている。</p> <p>また、毎朝朝食をとる子どもほど学力調査の平均正答率が高い傾向にあることが明らかになっている。</p> <p>家庭における食事や睡眠など、基本的な生活習慣の乱れに起因した子どもたちをめぐる問題は、個々の家庭の問題として見過ごすのではなく、社会全体の問題として地域一丸となって取り組む必要がある。</p> <p>これまで3年間行われてきた「子どもの生活リズム向上プロジェクト」では、選定された地域において各々に工夫した取組を実施し、子どもの基本的な生活習慣を育成するための効果的な活動や専門家による研究成果等が把握できた。今後は、この成果等を全国的に普及する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>平成20年度まで文部科学省が実施した「子どもの生活リズム向上プロジェクト」において、各地域において、子どもの生活リズムを向上させるための地域ぐるみの取組を実践し、実践地域における事例の分析や効果の検証等を行ってきた。</p> <p>新規事業においては、これまでの成果をもとに、子どもの基本的な生活習慣づくりの定着に向けた方策及び効果を活用し、全国的な普及啓発を図る。以上により、子どもの生活習慣づくりのための地域における効果的な取組の推進を全国において図ることができ、各地域や家庭で取組が促進されるものと見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:478百万円 (平成21年度予算額:219百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】</p> <p>本事業については、これまでの成果をもとに、子どもの基本的な生活習慣づくりの定着に向けた全国的な普及啓発を図るため、「全国的な普及啓発の実施」に関する事業や「地域における研究成果の普及啓発」に関する事業など、普及啓発に特化した事業内容に見直した。</p>

政策の名称	家庭教育手帳の作成(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>都市化、核家族化及び地域における地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されているが、子どもも社会の構成員の一人であり、将来の我が国を支える存在であることから、国においても家庭教育の支援を行う責任と役割がある。</p> <p>改正教育基本法第10条においては国等について保護者に対する学習の機会及び情報の提供などの家庭教育支援のために必要な施策を講ずるよう規定されており、教育振興基本計画においても、国が行う重点施策として、子育てに関する情報の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組を推進し、身近な地域においてきめ細かな家庭教育支援が実施されるよう促すことが盛り込まれている。</p> <p>このような中、文部科学省では、一人ひとりの親が家庭を見つめ直し、それぞれ自信を持って子育てに取り組んでいく契機となるよう、家庭教育に関するヒント集(家庭教育手帳)を作成し、情報の提供を図ってきたところである。</p> <p>本事業については、平成17年度に実施した家庭教育手帳の活用状況の調査結果において、配付対象者の90パーセントが「参考になる」と回答し、70パーセントの保護者が「不安や悩みの解消に役立った」と回答しており、必要性の高い事業であることから、定期的に家庭教育手帳の認知度や内容に対する満足度を把握しつつ、今後も継続実施していく必要がある。</p> <p>なお、提供方式を変更したことにより、国(手帳の一括作成)と地方自治体(地域の実情等に応じた利活用)との役割の一層の明確化を図った。</p> <p>(有効性)</p>

	<p>文部科学省が実施した平成17年度の利用状況調査では、その認知度について、非配付対象者のうち公民館等利用者の6割、インターネット調査における2割程度しか認知していなかったところである。その後、家庭教育支援全般についてのPRポスター、パンフレット等による周知を行っており、また平成19年度まで実施した「家庭教育支援総合推進事業」における学習機会の提供において、家庭教育手帳の掲載内容をテーマに取り組んでいる地域もあるため、認知度等については向上の見込みがある。</p> <p>また、平成20年度からの配付方法の変更にもない、平成17年度の利用状況調査で一定の満足度等の評価を得ている家庭教育手帳について、そのまま地方自治体で印刷して配付することや、部分的に学習機会の提供等で活用することが考えられるため、活用する市町村数は多くなることが見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:76百万円 (平成21年度予算額:25百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】 本事業については、家庭教育支援の効果的な情報提供に重点化するため内容を見直した。</p>

政策の名称	小中高等学校等における地上デジタルテレビの整備に係る補助事業(新規)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 平成23年7月のテレビ放送の地上デジタル放送への完全移行に伴って、大きな社会的混乱を招くことなく円滑にアナログ放送を終了するために、昨年度、内閣官房に係る省庁連絡会議が設けられ、政府全体の取り組みを推進することとされた。今般、この関係省庁連絡会議において、今後の取り組みを加速させるために「地上デジタルテレビ放送への移行完了のためのアクションプラン2008」が決定されたところである。</p> <p>このアクションプランによると、全国の小・中・高等学校等に設置されているアナログテレビを買換え等にて置換し、地上デジタルテレビ放送を視聴できる環境を早急に整備することが目標とされており、文部科学省は学校等の設置者である地方公共団体等のこのような取り組みを推進することとされている。</p> <p>これまで、文部科学省は、教育委員会に対して説明会や広報等を通じて、デジタル化を推進していただくようお願いしてきたところであるが、現状は、学校に設置されているテレビ受像機のうち地上デジタルテレビ放送に対応しているものは約1パーセントにすぎない。</p> <p>現在、教育委員会や学校関係者からは、国の緊急かつ、積極的な財政支援なしには、相当な混乱を招くとの声が多数寄せられている。</p> <p>平成23年7月までに学校等のテレビを地上デジタル放送へ円滑に移行させる為に、地方公共団体等に対して必要な経費の一部を補助する。</p> <p>(有効性) 本事業を着実に実施することにより、平成23年7月の地上デジタル放送への完全移行に向け、現在学校等にあるテレビについて社会的な混乱を起こすことなく、円滑に地上デジタル放送へ対応することができる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:7,500百万円 (アンテナ等工事費について公立学校施設整備費の中で措置)</p>

政策の名称	地域で取り組むIT安心利用推進事業(新規)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 社会に多種多様な情報が溢れている中で、情報通信技術を活用した教育を振興するためには、情報機器の操作技術のみならず、情報を適切に選択・活用していくための能力等を身につけることが子ども及び大人も必須となっている。第169回国会において成立した「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」や「教育振興基本計画」等においても、インターネットの安全・安心な利用に向けた教育・啓発について記載されるなど、各方面でその重要性が指摘されている。</p> <p>(有効性) 本事業を着実に実施することにより、各地域においてインターネットの安全・安心な利用に向けた啓発講座の実施することにより、各地域における情報リテラシーの育成を図ることができる。</p> <p>また、各地域においてインターネットの安全・安心な利用に向けた啓発講座を実施するボ</p>

	ランティアの養成を図ることにより、地域において継続的な啓発活動のための体制が構築される。
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:259百万円 (平成21年度予算額:3百万円) 【機構・定員要求】 情報リテラシーに関する施策の推進を図るため、情報リテラシー係長(1名)及び係員(1名)の新設を要求した。(情報リテラシー係長1名措置)

政策の名称	新学習指導要領の円滑な実施のための教材整備事業(新規)
政策評価の結果の概要	(必要性) 新学習指導要領においては、授業時数の増加とともに、理科及び算数・数学等の教科では、指導内容が増加し、また、小学校の外国語活動や中学校保健体育における武道の必修化が図られた。このため、教科等によっては、新学習指導要領に基づいた指導を実施するために新たに教材の整備が必要となる。もし、教材が十分に整備されないと、各学校において新学習指導要領に基づいた授業を行うことができず、新学習指導要領の円滑な実施が困難になる。よって、教材を整備する補助金を創設することで、各市町村での教材整備事業を促進し、全国の小・中学校で円滑に新学習指導要領に基づいた指導ができるようにする必要がある。 (有効性) 新学習指導要領においては、基礎的な知識・技能の定着と、思考力、判断力などの育成を目指している。 新学習指導要領教材整備の補助により、全国の小・中学校において必要となる設備の整備が促進されることにより新学習指導要領の内容に沿った授業が十分に行われると見込まれる。
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:15,481百万円 (平成21年度予算額:0百万円) 予算編成過程で廃止した。

政策の名称	新学習指導要領移行措置に対応する算数・数学、理科の補助教材の作成・配付事業(新規)
政策評価の結果の概要	(必要性) 平成21年度からの新学習指導要領の移行期間中における算数・数学、理科については、現在の教科書に掲載されていない内容も指導することとなるため、学習に支障を生じないよう補助教材を準備する必要がある。また、教員の指導のしやすさ、児童生徒の使いやすさの観点から、現在児童生徒が使用している教科書に準拠した補助教材の作成を教科書発行者に委託することが適当である。 (有効性) 本事業の実施により、平成21年度、平成22年度に算数・数学、理科で指導内容が追加される学年のすべての児童生徒に補助教材が配布されることとなる。
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:2,512百万円 (平成20年度補正予算額:1,317百万円、平成21年度予算額:1,311百万円) 【事業内容の見直し】 平成21年度に使用する補助教材の作成・配布経費として平成20年度補正予算に計上し、当該事業では、平成22年度に使用する補助教材の作成・配布を行うこととした。

政策の名称	理科教育設備整備費等補助金(拡充)
政策評価の結果の概要	(必要性) 我が国の子どもたちの学力は、全体として国際的にみて上位にあるが、平成18年(2006年)に実施されたPISA調査に結果において、数学的リテラシーにおいては、成績上位層の割合が減少し、平均得点が低下していることや、科学的リテラシーにおいては、科学への興味・関心や楽しさを感じる生徒の割合が全般的に低いなどの課題がみられた。 科学技術創造立国の実現を目指すためには、初等中等教育段階から次代を担う子どもたちに観察・実験等の体験的・問題解決的な学習等を通じて、理科及び算数・数学への興味・

	<p>関心を高めることが重要である。</p> <p>本年3月に公示した小・中学校の新学習指導要領では、中央教育審議会答申(平成20年1月17日)における指摘を踏まえ、理数教科について、授業時数、指導内容ともに大幅に増加し、観察・実験や反復学習などを充実するなどの改善を図ったところである。</p> <p>各学校において、新学習指導要領に基づき、観察・実験を一層充実した授業を行うことができるように、理科及び算数・数学設備の整備を促進する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>新学習指導要領においては、基礎的な知識・技能の定着と、思考力、判断力などの育成を目指している。理科教育設備整備の補助により、各学校において理科、算数・数学設備の整備が促進されることで、観察・実験等の体験的・問題解決的な学習が一層充実される。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:2,500百万円 (平成21年度予算額:2,000百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】</p> <p>学習指導要領の改訂(平成20年3月)に伴い、理科教育設備の整備を推進するため、予算を拡充。</p>

政策の名称	全国的な学力調査の実施事業(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>教育振興基本計画において、世界トップの学力水準を目指すこと等が目標として示されているなど、我が国の児童生徒の学力向上を図ることが強く求められている。</p> <p>このため、国・教育委員会・学校の各段階において、教育に関する検証改善サイクルを確立し、義務教育の質を保証する仕組みを構築するとともに、児童生徒一人ひとりの学習改善や学習意欲の向上に資するために、同一学年全員を対象として毎年継続した学力・学習状況に関する調査を行うことが引き続き必要である。</p> <p>また、得られた調査結果についても、その調査結果を最大限活用して教育活動等の改善につなげることが重要であり、優れた改善の取組の普及等により調査結果の積極的な活用を一層推進していく必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>平成19年度の全国学力・学習状況調査については、平成19年10月にその調査結果を公表するとともに、「学力調査の結果に基づく検証改善サイクルの確立に向けた実践研究」を実施し、すべての都道府県・指定都市において「学校改善支援プラン」を策定した。</p> <p>平成20年度については、2回目となる全国学力・学習状況調査を実施するとともに、「学校改善支援プラン」等を踏まえて調査結果を活用する「全国学力・学習状況調査等を活用した学校改善の推進に係る実践研究」を順調に進めているところである。平成21年度拡充事業と合わせた取組の一層の推進により、本事業の目標については十分に達成可能であると考えられる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:6,251百万円 (平成21年度予算額:5,734百万円)</p> <p>【機構・定員要求】</p> <p>「全国学力・学習状況調査」をはじめ、学校運営の改善支援を総合的に推進するため、平成21年度より初等中等教育局参事官の職務分掌の見直しや分析体制の強化を行うこととしている。</p> <p>(参事官の担当事務の変更及び専門職1名を措置)</p> <p>【事業内容の見直し】</p> <p>「全国学力・学習状況調査」について、大学等の研究機関の知見を活用したより専門的・多面的な分析を行うことにより、教育施策等の改善や学校現場に役立つ情報発信に努めることとした。また、教育委員会等における調査結果を活用した取組を一層促進するとともに、支援等の充実に取り組むこととした。</p>

政策の名称	新学習指導要領の円滑な実施のための指導体制整備(新規)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>新学習指導要領は、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から全面的に実施することとしているが、平成20年度中に新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図った上で、平成21年度から算数・数学、理科を中心に先行して実施することとしている。</p>

	<p>この点について教育振興基本計画において、「授業時数や指導内容を増加する新学習指導要領の円滑な実施を図るために、教職員定数の在り方、算数・数学、理科に係る先行実施のための補助教材の作成・配付などの教育を支える条件整備について検討する。」とされており、新学習指導要領の本格実施までの移行期間中における授業時数の増等に対応するため、非常勤講師を配置することにより、授業に支障が生じることなく新学習指導要領の円滑な実施を図る必要がある。</p> <p>(有効性) 各都道府県は、新学習指導要領の本格実施までの移行期間中における授業時数の増等に対応するため、非常勤講師を配置することにより、授業に支障が生じることなく新学習指導要領の円滑な実施を図る必要がある。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額: 15,241百万円 (平成21年度予算額: 一百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】 新学習指導要領の円滑な実施のための指導体制整備に係る非常勤講師の配置は、平成20年度に創設された退職教員等外部人材活用事業を拡充することで対応する。</p>

政策の名称	学校図書館の活性化推進総合事業(新規)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 新しい教育基本法の理念を受けて、平成19年6月に改正された学校教育法では、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと(第21条第5号)」が新たに規定された。また、平成20年3月28日に公示された新しい小・中学校学習指導要領では、「言語力の育成」を新しい基軸として打ち出し、各教科等の学習を通じ、言語を使った活動を充実することとしている。</p> <p>このような中、学校図書館は、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心をはぐくむ、自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」として、また、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習情報センター」として、その機能の充実を図り、学校教育の中核的な役割を担うよう期待されている。</p> <p>政府においても、平成20年3月に子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第二次)を閣議決定し、児童生徒の読書習慣の確立や読書指導の充実を目指すとしたところであり、本計画に基づいた取組の推進が必要である。</p> <p>(有効性) 本事業により、教科指導における学校図書館の効果的な活用や、放課後の利用を推進することで、児童生徒等が学校図書館を利用するようになることが見込まれる。</p> <p>また、授業の準備や教材研究に活用できるよう、教員のサポート機能を強化することにより、教員の学校図書館利用頻度の増加が見込まれる。</p> <p>さらに、学校図書館を中心として家庭や地域も巻き込んだ読書活動の推進を図ることで、児童生徒の読書習慣の定着が見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額: 235百万円 (平成21年度予算額: 134百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】 一部メニューについては、省全体の事業の見直し・再編に伴い、他局事業と一本化等することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども読書の街」づくり推進プロジェクト → 「子ども読書応援プロジェクト」の一部として編成(スポーツ・青少年局) ・「地域に根ざした学校図書館の放課後開放プロジェクト」 → 放課後解放の推進は「学校・家庭・地域連携推進事業」(生涯学習政策局)の中で取り組む

政策の名称	学校教育情報化推進総合プラン(新規・拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 教育の情報化については、急速な情報化の進展に伴い、膨大な情報量を誇るインターネットを活用した調べ学習やデジタルコンテンツを活用することで、子どもが視覚的に理解でき</p>

	<p>る等、確かな学力を育成する上で大変有効なツールである。</p> <p>しかしながら、ICTを使って教科指導ができる教員の不足や自治体の厳しい財政事情などから教育の情報化の優先順位が低い。</p> <p>このようなことから、国が先導的に授業における効果的なICTの活用方法や教員の指導力の向上に関する調査研究を実施し、その成果を普及し効果を示すことで自治体における教育の情報化に向けた取組が加速化されるものと考えており、これらの促進を図るためにも当事業は必要不可欠なものである。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業は、教育の情報化を促進する観点から、平成17年度に開始され、その後、平成18年度に策定された「IT新改革戦略」の目標達成のために引き続き実施してきている。平成21年度新規分については、教員のICT指導力のうち情報モラルを指導できる教員が100パーセントになることを目指しており、教員の研修や専門員を派遣する事業を行うことで確実に教員の情報モラルを指導する能力が促進され目標が達成できると見込まれる。また、拡充分である総合支援モデル事業については、平成20年度の5地域に加え新たに5地域を増やすことで、様々な自治体規模における支援体制のモデルが完成し、これを普及することでIT新改革戦略に掲げる「学校のICT化のサポート体制を強化する」という目標に確実に寄与できるものと見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:646百万円 (平成21年度予算額:427百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】 総合支援モデル事業については、平成20年度からの5地域で重点的に実施することとした。</p>

政策の名称	英語教育改革総合プラン(新規)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>教育振興基本計画においては「確かな学力」を確立するため、小学校段階における外国語活動を含めた外国語教育の充実を目指す小・中学校の学習指導要領について着実な実施が掲げられており、授業時数や指導内容を増加する新学習指導要領の着実な実施を図るため、教育を支える条件整備について実施することとされている。このため、小学校の外国語活動に関して、共通教材の配付等の条件整備を、文部科学省として積極的に講じる必要がある。</p> <p>また、「経済財政改革の基本方針 2008」などの国の基本的な政策方針においては、英語教育の抜本的強化が指摘されていることから、国としてそのような提言に対応する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業を適切に計画どおり実施できれば小学校外国語活動の円滑な導入をはじめとする「新学習指導要領の着実な実施に向けた条件整備」が行われ、また「英語教育改善のための一貫した教育システムの構築」により英語教育の充実を図ることできるため、本事業の目的を達成できる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:1,624百万円 (平成21年度予算額:900百万円)</p> <p>【機構・定員要求】 外国語教育の充実のための推進体制を強化するために、企画調整係長(1名)及び事業推進係員(1名)を要求した。 (企画調整係長1名及び事業推進係員1名措置)</p>

政策の名称	退職教員等外部人材活用事業(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>教員勤務実態調査(平成18年度文部科学省実施)によると、教諭の残業時間は1ヶ月当たり平均34時間と多忙化が指摘されており、教員が子ども一人一人に向き合う環境が十分であるとはいえない状況にある。</p> <p>これまでの教育再生の取組を真に実効あるものとし、子どもたちの学力の向上と規範意識の育成を図るためには、教員が子ども一人一人に向き合う環境をつくることのできるよう、学校現場で日々頑張っている教員を支援する体制を整備することが必要である。</p>

	<p>このことは、平成20年7月1日に閣議決定された教育振興基本計画にも、「教員が子ども一人一人に向き合う環境づくりの観点から、教職員配置の適正化を行うとともに、(中略)退職教員・経験豊かな社会人等の外部人材の積極的な活用を図る。」と明記されているところであり、喫緊の課題として外部人材の積極的な活用に取り組む必要がある。</p> <p>なお、教員が子ども一人一人に向き合う環境づくりの観点から、退職教員や経験豊かな社会人等の外部人材の積極的な活用を図るため、事業を拡充するとともに、平成20年度は都道府県の事業費を補助対象としていたが、地域の実情に応じた積極的な活用が行われるよう、教職員の人事権を有し都道府県と同等の財政規模を有する政令指定都市が行う事業についても補助の対象とする。</p> <p>(有効性)</p> <p>事業初年度である平成20年度においては、8月末現在で41都道府県で本事業が実施されており、最終的には全国で約7,000人程度の非常勤講師の配置が見込まれている。</p> <p>さらに平成21年度は、教員が子ども一人一人に向き合う環境づくりの観点から、退職教員や経験豊かな社会人等の外部人材の積極的な活用を図るため、事業を拡充するとともに、平成20年度は都道府県の事業費を補助対象としていたが、地域の実情に応じた積極的な活用が行われるよう、教職員の人事権を有し都道府県と同等の財政規模を有する政令指定都市が行う事業についても補助の対象とするため、前記の目標の達成が見込まれる。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:4,346百万円 (平成21年度予算額:5,795百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】</p> <p>教員が子ども一人一人に向き合う環境をつくるとともに、新学習指導要領の先行実施における理数教科の授業時数の増に対応する。 7,000人→14,000人(週12時間換算)</p>

<p>政策の名称</p>	<p>道徳教育用教材費補助(新規)</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(必要性)</p> <p>教育振興基本計画において、道徳教育について、「学習指導要領の趣旨を踏まえた適切な教材が教科書に準じたものとして十分に活用されるように、国庫補助制度等の有効な方策を検討する」とされたように、道徳教育の充実のためには、実際の指導に大きな役割を果たす教材の充実が極めて重要である。</p> <p>教育振興基本計画を踏まえ、道徳用教材に対する財政支援の試行を行うことで、各学校において、教科と同様に「道徳の時間」に用いる主たる教材が整備されることとなる。このことにより、学習指導要領の趣旨を踏まえた適切な道徳教育がなされることとなると考えており、本事業は、道徳教育の改善・充実を図る上で必要不可欠なものであると考えている。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業を実施することで、各学校において、教科と同様に「道徳の時間」に用いる主たる教材が整備されることとなる。このことにより、学習指導要領の趣旨を踏まえた適切な道徳教育が着実になされることとなると考えている。また、平成25年度には道徳教育推進状況調査(おおむね5年毎に実施)を実施し、道徳教育の推進状況を把握する予定であり、その中でも相当程度の成果が得られるものと考えている。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:4,118百万円 (平成21年度予算額:800百万円)</p> <p>【事業名の変更】</p> <p>道徳教育用教材費補助 → 道徳教育用教材活用支援事業</p> <p>【事業内容の見直し】</p> <p>道徳教育用教材の購入に対する財政支援の試行を行うこととした。</p>

<p>政策の名称</p>	<p>豊かな体験活動推進事業(拡充)</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(必要性)</p> <p>近年高度情報化や都市化、少子化といった社会の変化に伴い、子どもについて社会性の不足、生命の尊重や基本的な倫理観が不十分であるといった指摘があり、各学校においては豊かな人間性や社会性を養うのに効果的とされる体験活動に取り組んでいるところである。また、さらに子どもの意欲や協調性の欠如が指摘されており、生活や学習における意欲や、知識やノウハウを実践に結びつける力などの「人間力」、「社会人基礎力」等社会人とし</p>

	<p>ての基礎的な能力の養成・強化を図るためにも体験活動を推進する必要がある。</p> <p>学校教育において体験活動に取り組むことにより、規範意識や社会性等を養う機会を確保するとともに、平時とは異なる児童生徒の様子を見取ることにより児童生徒の新たな一面を発見し、平時の学級経営のいっそうの向上につなげる等が可能である。これらは、通常の学校生活とは違う集団において様々な体験活動に取り組む社会教育での体験活動とは異なり、児童生徒の「豊かな心」を組織的・系統的に育む学校教育をより充実させるものである。</p> <p>体験活動の理念の浸透や実施の際のノウハウ等は依然として不足している状況にあり、豊かな心を育成するために学校教育における体験活動の推進を図るには、本事業の拡充が必要である。なお、「農山漁村におけるふるさと生活体験推進校」については、農山漁村にある豊かな自然、文化財や伝統的行事、さらには民泊を通じた人と人との触れ合いなど、様々な教育資源の活用が期待されている。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業は平成14年度に、学校における体験活動を充実させるために開始され、他校のモデルとなる体験活動を実施する学校を指定して、体験活動のプログラム等の調査研究を実施し、その成果の普及を図ってきた。</p> <p>学校における体験活動の実施状況については、平成18年度に、全学校種において、年間日数が平均7日間以上という基準を達成(小学校:8.2日、中学校:7.2日、高等学校:7.8日)しており、一定の成果が上がっている。しかし、体験活動の理念の浸透や、体験活動の実施のノウハウは依然として不足している状況にあり、引き続き、効果的な体験活動プログラムの構築や指導員の確保、財政的な支援などの様々な課題を解決するとともに、体験活動の教育的効果の検証を行うことにより、学校における体験活動のより一層の充実が見込まれる。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:1,146百万円 (平成21年度予算額:1,079百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】</p> <p>本事業については、事業内容の重複を見直し、「学校教育における人間力向上のための長期宿泊体験活動推進プロジェクト」を「農山漁村におけるふるさと生活体験推進校」に統合して重点化を行った。</p>

<p>政策の名称</p>	<p>発達段階に応じたキャリア教育支援事業(新規)</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(必要性)</p> <p>児童生徒が勤労観・職業観を身に付け、自己の進路を主体的に選択・決定できる能力を育むためには、児童生徒の発達段階・学校種に応じた組織的・系統的なキャリア教育を効果的・効率的に実施することが必要である。</p> <p>しかし、学校が置かれる地域の規模・性格によっては、キャリア教育を効果的に実施することが困難な課題を抱えており、国が、これらの課題に対する解決策(モデルケース)を示し、全国に普及・定着させることが必要であると考えられる。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業において指定した6県(18地域)が、それぞれの3カ年の実施計画(計画・実施・課題の検証・解決方法の実施)を通して、キャリア教育を効果的・効率的に実施することが困難となっている原因(課題)に対する解決策を見いだすことが見込まれる。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:127百万円 (平成21年度予算額:55百万円)</p>

<p>政策の名称</p>	<p>小学校におけるキャリア教育の指導内容の充実(新規)</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(必要性)</p> <p>小学校においては、キャリア教育の理念・目的等に関する理解不足、これまでの教育実践とキャリア教育との関連性に関する認識不足などキャリア教育推進上の課題、個々の教員の資質や学校ごとの様々な実践など指導内容・指導方法を巡る課題、新小学校学習指導要領における横断的なキャリア教育が求められている。</p> <p>小学校教員を対象とした、キャリア教育の指導資料を作成・配付することによって、新小学校学習指導要領に基づくキャリア教育の趣旨の徹底と指導内容の充実だけでなく、中学校における指導との系統性・一貫性の確保を図るなどの成果が、今後の小学校におけるキャリア教育の推進に寄与するものと考えられる。</p>

	<p>以上のことから、小学校教員を対象とした、キャリア教育の指導内容・指導方法を含めた指導資料を作成・配付し、小学校におけるキャリア教育を推進するためには、本事業は不可欠である。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業において作成・配付した小学校キャリア教育指導資料により、新小学校学習指導要領に基づくキャリア教育の趣旨の徹底と指導内容の充実だけでなく、中学校における指導との系統性・一貫性の確保を図るなど、今後の小学校におけるキャリア教育の推進が見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:102百万円 (平成21年度予算額:15百万円)</p>

政策の名称	いじめ対策緊急支援総合事業(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>いじめ問題については、いじめを苦にした児童生徒の自殺が大きく取り上げられ、社会問題となるなど、依然として教育上の大きな課題となっている。</p> <p>問題行動等の原因や背景は個々のケースにより様々であるが、問題が深刻化した背景として、学校の危機管理に係るノウハウの集積が不十分であり、児童生徒の自殺が発生した場合などの緊急事態に十分対応できない、いじめ等をめぐり保護者との意思疎通の問題等が生じているなどの理由で、教育委員会や学校による解決が困難な場合がある、等という状況が報告されている。また、インターネットや携帯電話を介した「ネット上のいじめ」という新しい形のいじめ問題が生じており、インターネット等に関する専門的な知識も必要となり、学校だけではいじめの発見や発見した後の対応が困難な状況が見られる。さらに、「いじめは決して許されない」という意識が児童生徒に依然としてしっかり身につけていない状況も課題となっている。</p> <p>こうした現状を踏まえ、いじめ問題への適切な対応を推進するために、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や、外部の専門家や関係機関等の協力を得た取組に関して、学校や教育委員会による適切な対応を効果的に支援する方策の在り方について調査研究を行い、その成果や課題を十分に検証・分析したうえで、効果的な取組については、全国に普及する必要がある。各種答申等においても、こうした取組の重要性・必要性が求められているところであり、引き続き、これらの取組を国として積極的に実施する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業は、いじめをはじめとした問題行動等への適切な対応の充実の観点から開始され、いじめ等の問題行動が生じた際に、外部専門家等や関係機関の協力を得て、教育委員会や学校による適切な対応を効果的に支援する方策等のあり方について調査研究し、効果的な取組については、全国に普及させることを目的としている。</p> <p>本事業では、文部科学省で実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」等に基づく各種の指標を用いて、それぞれの指標に対する目標を達成することを目指している。</p> <p>平成21年度においては、学校問題解決支援事業を拡充し、調査研究内容を充実させるとともに、より効果的に成果の普及を図ることで、関係機関との連携の促進やいじめ問題の解決に資するものと考えられる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:105百万円 (平成21年度予算額:105百万円)</p>

政策の名称	問題を抱える子ども等の支援事業(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>いじめ、不登校、暴力行為等の児童生徒の問題行動等については、依然として相当数に上るなど憂慮すべき状況にあり、教育上の大きな課題である。そのため、施策目標2-3「児童生徒の問題行動等への適切な対応」では、「学校・家庭・地域社会が一体となって、学校における暴力行為・いじめ等の問題行動及び不登校を解決する。」とされている。現状、学校と関係機関等との連携が不十分なこと、また、家庭、地域社会の教育活動が低下し、問題行動等の対応が一層困難となっていることなどの背景もあり、児童生徒の問題行動等を学校だけで抱え込んでしまい、適切な対応ができないことや、問題行動等への対応に当たって、先</p>

	<p>生個人の力に拠るところも多く、個々のケースの実態に応じた科学的な研究成果に基づく効果的な対応が図られないことなど課題が多く、各種答申等においても指摘されているところである。</p> <p>こうした現状を踏まえ、問題行動等へ適切な対応を図るためには、関係機関等と連携を深め、問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につながるような取組や、様々な要因や背景に応じたプログラム等の開発などについて調査研究を行い、その成果や課題を検証・分析したうえで、効果的な取組については、全国に普及する必要がある。</p> <p>また、問題行動等の要因・背景は様々であり、地方自治体だけに取組を任せるのではなく、全国的にその取組の普及を図っていくことが、問題行動等の解決のためには必要であり、本事業の継続拡充が不可欠である。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業は、問題行動等への適切な対応の充実を図る観点から開始され、関係機関等とのネットワークの構築、未然防止、早期発見・早期対応につながる取組、学習プログラムや活動プログラム等の開発などを実践的な調査研究を行い、効果的な取組等については、全国に普及させることを目的としている。</p> <p>本事業では、文部科学省で実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」等に基づく各種の指標を用いて、それぞれの指標に対する目標を達成することを目指している。</p> <p>平成 21 年度においては、不登校児童生徒数が近年の減少傾向から増加に転じたことから、学校外の機関を活用した不登校児童生徒の相談、指導やNPO等による問題行動等に対する教育プログラム等の開発についての調査研究を新たに行う。</p> <p>近年、本事業の取組とその成果により、問題行動等に対する地方自治体や民間団体等の取組は充実してきており、不登校児童生徒が登校できるようになった割合が、平成 16 年度は 26.3 パーセントであったが、平成 19 年度は 30.5 パーセントと増加傾向にあるなど、問題行動等の解消を示すデータも明らかとなっていることから、引き続き本事業を進めることすべての指標に対する目標が達成できると見込まれる。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:979百万円 (平成21年度予算額:956百万円)</p>

<p>政策の名称</p>	<p>スクールカウンセラー等活用事業費補助(拡充)</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(必要性)</p> <p>いじめ、不登校、暴力行為等の児童生徒の問題行動等については、依然として相当数に上るなど、憂慮すべき状況であり、教育上の大きな問題であり、そのため施策目標2-3「児童生徒の問題行動等への適切な対応」では、「学校・家庭・地域社会が一体となって、学校における暴力行為・いじめ等の問題行動及び不登校を解決する」とされている。現状、スクールカウンセラーの配置についても、人材の不足や偏在、財政状況等の理由によって活用状況が異なっていること、スクールカウンセラーの活用の仕方は校内組織の在り方、教職員の意識の差などにより、教職員とスクールカウンセラーの連携が不十分である場合が多く、「教育相談等に関する調査研究協力者会議」でも指摘されている。しかし、スクールカウンセラーについては、教育振興基本計画において「教育相談を必要とするすべての小・中学生が、スクールカウンセラー等による相談等を受けられるように促す」とされており、他にも多くの答申等においてその必要性が提言されている。</p> <p>「24 時間いじめ相談ダイヤル」についても同様である。</p> <p>こうした状況を踏まえ、問題行動等への適切な対応をするために、地方公共団体の取組を支援する本事業が必要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業は児童生徒の問題行動等に適切に対処し、その解決を図る目的で、学校内外の教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラー等の配置、24 時間電話相談体制の整備を行うものである。本事業では文部科学省で実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」等に基づく各種指標を用いてそれぞれの指標に対する目標を達成することを目指している。</p> <p>なお、スクールカウンセラー等配置については、平成 18 年度において全公立中学校(約1 万校)に対し、7,692 校の配置となっている。このことは、スクールカウンセラーは児童生徒の問題行動等への対処のみならず、自然災害や事件・事故の被害にあった児童生徒に対する緊急時の心のケアを担っており、その対応などから特別な事情のある小学校・高等学校にも配置されて有効に活用されているためである。教育振興基本計画にもあるとおり、今後にお</p>

	いても引き続き全公立中学校への配置を進めるとともに、災害や事件・事故の被害児童生徒に対する緊急支援などを進めることで、すべての指標に対する目標が達成できると見込まれる。
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:3,665百万円 (平成21年度予算額:14,261百万円の内数)</p> <p>【事業内容の見直し】</p> <p>新たに学校・家庭・地域の連携協力推進事業を創設し、本事業は其中で実施することとした。</p>

政策の名称	<p>青少年体験活動総合プラン(拡充)</p> <p>(必要性)</p> <p>直接体験の不足(体を動かす体験、自然体験)、生活習慣の乱れ(夜更かし、朝食欠食)、希薄な対人関係(保護者の関与が少ない、地域の大人の関与が少ない、仲間との接触が少ない)等の理由により、ニート等自立の意欲に欠ける青少年が増加している。青少年の意欲を高め、心と体相伴った成長を促すために、すべての青少年の生活に体験活動を根付かせ、体験を通じた試行錯誤切琢磨を見守り支えることが重視されている。(「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」平成19年1月中央教育審議会答申)</p> <p>また、「教育再生懇談会－第一次報告－」において、すべての子どもに体験活動の機会を提供すると提言されている。</p> <p>さらに、「経済財政改革の基本方針2008」において「2. 未来を切り拓く教育」の中で体験活動の機会の提供に積極的に取り組むとしている。</p> <p>(1) 小学校長期自然体験活動支援プロジェクト</p> <p>「教育振興基本計画」において、「関係府庁が連携して、小学校で自然体験・集団宿泊体験を全国の児童が一定期間(例えば1週間程度)実施できるよう目指すとともに、そのために必要な体験活動プログラムの開発や指導者の育成を支援する。」としている。また、「教育再生懇談会－第一次報告－」において、全ての子供への自然体験・農山漁村体験(小学校で1週間)の機会の提供を目指し、関係府省が連携して支援すると提言していることから、小学校における長期自然体験活動の指導者養成やプログラム開発に取り組む。</p> <p>この取組を実施することにより、教育振興基本計画において、小学校で全国の児童が一定期間(例えば1週間程度)実施できるように目指している自然体験・集団宿泊体験が効果的に安全に実施され、推進される。</p> <p>(2) 青少年の課題に対応した体験活動推進プロジェクト</p> <p>「教育振興基本計画」において、「教育をめぐる課題として、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動など多くの面で課題が指摘されている。」「社会が急速な変化を遂げる中であって、個人には、自立して、また自らを律し、他と協調しながら、その生涯を切り拓いていく力が一層求められるようになる。」「子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する観点からも、放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくりを推進する。」としている。</p> <p>最近では、秋葉原事件など青少年による凶悪犯罪が増加しており、犯罪対策閣僚会議においても、犯罪対策が議論されているが、このような犯罪の背景の1つとして、社会から孤立する青少年の増加が指摘されている。</p> <p>このようなことから、青少年の課題に対応した体験活動を推進する。この取組を実施することにより、青少年の課題に対応した体験活動を実施するための重要な知見が得られるとともに、青少年の行動の原動力である意欲や、職業的自立の礎となる社会性等が育まれる。また、青少年の体験活動の機会や場が開拓される。本取組の成果を全国に普及することを通じて、各自治体において青少年の課題に対応した体験活動の支援体制の整備が推進されることが期待できる。</p> <p>これらの取組により、豊かな人間性を育むために必要な体験活動の機会が増加し、我が国の青少年が自立した人間として成長することが期待されることから、本事業の拡充が不可欠である。</p> <p>(有効性)</p> <p>(1) 小学校長期自然体験活動支援プロジェクト</p> <p>① 自然体験活動指導者養成事業</p> <p>約2万の小学校が効果的に自然体験活動を実施するためには、10万人の指導者が必要である。平成20年度については、6,000人(全体指導者2,000人、補助指導者4,000人)の指導者を養成する予定であり、今後計画的に養成していく必要がある。また、小学校の長期自然体験活動が実施されるにあたり、教員の負担は増えていくことから、外</p>
政策評価の結果の概要	

	<p>部の指導者が支援することにより、教員の負担が増えるのを軽減できる。さらに、支援体制についても学校教育における自然体験活動の位置づけや、教科教育との関連などについて理解した上で、自然体験活動について一定程度の知識と指導力を有する全体指導者と実際の活動場面で児童の活動を補助したり、安全確保に配慮できる補助指導者が支援することにより、効果的にまた安全に実施できる。このことから、小学校の長期自然体験活動には、指導者が必要であり、活用されると考えられることから、養成した指導者が活動した割合を毎年度増加させていくという目標を達成することができると見込まれる。</p> <p>② 小学校自然体験活動プログラム開発事業 プログラム開発については、活動フィールド・学校規模・学年・教育課題・課題解決手法・実施時期毎に多様なプログラムが考えられるが、小学校の長期自然体験活動の多様なプログラム開発はなされていない現状にある。平成20年度に24プログラムを開発する予定であり、毎年度評価し、必要なプログラム数を検証しながら、開発していく必要がある。小学校が実施する1週間のプログラムを学習指導要領との関連、地域資源の活用、具体的な指導体制や教材等も含めて開発することで、教員や外部指導者は実施する際に参考になるため、活用されると考えられることから、開発したプログラムが参考にされる割合を毎年度増加させていくという目標を達成することができると見込まれる。</p> <p>(2) 青少年の課題に対応した体験活動推進プロジェクト 平成17～19年度に実施した青少年の自立支援事業により、自立に支援を要する青少年として、ひきこもり青年、不登校児童・生徒、ニート等を対象とした事業を実施した平成19年度の都道府県数は、平成17年度からは9道府県増加(29パーセント)し、概ね順調に増加した。事業数については、42事業増加(44パーセント)し、それぞれの内訳についても、ひきこもり青年(10から15)、不登校児童・生徒(29から35)、ニート(4から15)と概ね順調に増加しており、この施策については、順調に進捗した。このことから、国が先導的に青少年の課題に対応した取組を実施し、成果や課題を普及することにより、各自治体が青少年の課題に対応した体験活動を実施できる体制を整備することができ、各自治体において青少年の課題に対応した体験活動の支援体制の整備を推進するという目標を達成することができると見込まれる。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:540百万円 (平成21年度予算額:203百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】 小学校自然体験活動プログラム開発事業については、平成20年度は開発したプログラムの検証事業に要する経費を計上していたが、平成21年度は小学校の取組状況を勘案し、長期自然体験活動を予定している小学校と連携してこの事業に取り組むことにより、検証事業に要する経費について合理化減を行う見直しを行った。</p>

<p>政策の名称</p>	<p>青少年を取り巻く有害環境対策推進事業(拡充)</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(必要性) 発達途上にある青少年の人格形成に悪影響を及ぼす各種メディア上の性的な内容や暴力的な表現をはじめ、昨今の携帯電話の普及により青少年がインターネット上の違法・有害情報サイトを通じて犯罪やいじめ等に巻き込まれており、これは解決すべき喫緊の課題と考えられる。 このため、青少年がインターネットを適切に活用できるよう、情報活用能力を育成し情報モラルを身に付けさせることや保護者への啓発等をとおしてフィルタリング利用の普及や家庭(親子)でのルールづくりを促進するなどの地域の取組を支援することは、この問題を解決するためには有効な手段と考えられる。 以上のことから、本事業の実施により青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整えるためには、本事業の実施は不可欠である。</p> <p>(有効性) 本事業において、有害環境から子どもを守るための推進体制の構築、有害情報に関する普及啓発資料の作成・配付、青少年とメディアに関する調査研究等の取組により、保護者のフィルタリングの認知率を大幅に向上させ、子どもが使用する携帯電話等において、原則としてフィルタリングが利用されるようになることに資すると考えられる。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:501百万円 (平成21年度予算額:214百万円)</p> <p>【機構・定員要求】 青少年を取り巻く有害情報環境対策を強化するため、有害情報対策調整係長(1名)の新</p>

	設、有害情報対策推進係長(1名)、同係員(1名)の新設を要求した。(措置なし)
--	-----------------------------------------

政策の名称	子どもの読書応援プロジェクト(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものである。また、子どもたちが、社会を構成する一員として、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身につけるとともに、真理を求める態度を養う礎となるものであり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要である。</p> <p>平成13年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成14年8月の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定から5年が経過し、新たに平成20年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定された。その中では、学校段階が進むにつれて子どもたちが読書をしなくなる傾向にあること、地方公共団体の取組状況に大きな差が見られること、平成19年に公表された「OECD生徒の学習到達度調査」により、我が国の子どもたちの読解力の向上が課題であることなどの課題が明らかとなった。</p> <p>このような課題等を踏まえて、今後は乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめるように配慮すべく、読書活動への理解や関心を深めるために指導・助言できる人材の養成・育成を全国に広く行うために、読書ボランティアの質的及び量的拡充をはじめとする各事業を、それぞれ都道府県を単位として47箇所を展開することを目指す。また、子ども読書地域スクラム事業については、平成20年3月に閣議決定された「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の中で、子どもの読書活動の推進については地域によって取組に格差が見られることから、地域の行政・図書館・公民館・学校・PTA・民間企業等による子ども読書活動推進のためのネットワークを形成し、地域の子どもの読書活動の推進に取り組む事業の展開を目指すこととする。さらに、本事業において開設した、子どもの読書活動を応援する全国的な情報サイトの運営及び新規コンテンツの追加によって、子どもの読書活動の推進に関する情報の提供等を通じて、子どもの読書活動の普及・啓発を図る。また、発達段階に応じた読書に親しむための本の普及等により家庭・地域における読書活動の推進体制を整備する。</p> <p>(有効性)</p> <p>読書ボランティアについての図書館への登録数については、平成17年度において約7万人となっているが、平成19年度「子ども読書応援プロジェクト」事業において、参加数のうち、ボランティア関係者が69,674人であり、他に「発達段階に応じて読書活動への理解を深める取組の調査研究」の参加者が23,526人、前年度の子どもの読書地域ボランティア事業における読書フェスティバル参加者数が12,800人となっているため、本事業によって、子どもの読書活動に興味及び関心のある人が読書ボランティアの活動をするための支援を行うことにより、平成23年度までに読書ボランティアについての図書館への登録数を10万以上にすることは可能と思われる。</p> <p>「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条では、都道府県及び市町村は、それぞれ「子ども読書活動推進計画」を策定するよう努めなければならないとされており、平成18年度末時点で、47都道府県(平成18年度において全ての都道府県で策定済)、市町村においては昨年度より136市町村増えて567市町村で策定され、前年度と比較して伸び率は約32パーセントとなっている。本事業によって、子ども読書応援団推進事業で各地域における子どもの読書活動推進体制の下地をつくり、子ども読書地域スクラム事業によって、「市町村子ども読書活動推進計画」の策定率の進捗を図り、子ども読書情報ステーション事業によって子どもの読書活動の情報を各都道府県及び市町村に提供すること等を通じて、この伸び率を維持していきたい。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:488百万円 (平成21年度予算額:155百万円)</p>

政策の名称	学校すこやかプラン(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>近年、子どもを取り巻く生活環境の急激な変化を背景として、心と体の両面に関わる様々な健康課題として、ストレスによる心身の不調などメンタルヘルスに係る課題への対応や、ぜん息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギーなどのアレルギー疾患への対応、さらには、薬物乱用、感染症の問題など、粘り強い継続的な取組が必要とされる課題が顕在化している。</p> <p>これらの健康課題への取組に当たっては、正しい理解に基づく迅速かつきめ細かい対応</p>

	<p>が必要であり、それぞれの課題は学校のみでは十分な対応ができないものも少なくなく、地域や家庭との連携・協力による総合的な取組が必要である。</p> <p>以上のことから、学校保健の取組を推進し、学校における児童生徒の現代的健康課題にきめ細やかな対応を行うためには、本事業「学校すこやかプラン」の拡充が不可欠である。</p> <p>また、平成 20 年6月には、学校保健の充実を図るため、学校保健法の一部が改正され学校保健に関して、地域の実情や児童生徒等の実態を踏まえつつ、各学校において共通して取り組まれるべき事項について規定の整備が行われたところである。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業では、これまで、学校保健に関する様々な取組を実施することにより、学校における保健活動の中心的な役割を担う学校保健委員会の設置率が増加したほか、薬物等に対する意識等調査において、薬物は絶対に使うべきでないと回答した児童生徒の割合が増加してきているなど一定の成果を得ている。</p> <p>平成 19 年度においては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公立学校における学校保健委員会の設置率は、平成 19 年度 83.9% ② 薬物乱用防止教室の開催率は、平成 19 年度 中:57.9%、高:69.0% ③ 薬物等に対する意識の改善としては、公立小学校6年生において絶対にいけないと回答した者の割合は、平成 18 年度:91.9% ④ スクールヘルスリーダーは平成 20 年度新規事業であるため派遣率は、0% となっている。今後「学校すこやかプラン」を継続的に実施することにより、各学校へ効果的な実施方法等が波及することにより、達成年度の平成 26 年度には、目標である数値の達成が見込まれる。
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:728百万円 (平成21年度予算額:467百万円)

政策の名称	食育推進プラン(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>近年、子どもを取り巻く生活環境が変化し、朝食欠食、偏食、孤食といった食に関する課題が生じている。子どもたちが健やかに育つための生活リズムを育み、メタボリックシンドロームなどの生活習慣病を予防するためにも、子どもの発達段階に応じて、各教科の内容や学校給食を関連付けながら食に関する指導を推進する必要がある。また、平成 20 年6月には学校給食の充実を図るため、学校給食法の一部が改正され学校給食に関する規定の整備が行われたところである。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業では、これまで、栄養教諭を中核とした学校における食育の指導体制の整備や地場産物の活用による学校給食の充実に取り組んだ結果、栄養教諭の配置数や学校給食における地場産物の使用割合が増加している。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:630百万円 (平成21年度予算額:491百万円)

政策の名称	子ども安心プロジェクト(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>近年、学校内外において不審者による子どもや教職員の安全を脅かす事件・事故、交通事故や自然災害による被害が発生するなど、子どもの安全を確保することが極めて重要な課題となっている。</p> <p>こうした課題に対応するため、保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域社会全体で子どもの安全を見守る体制を整備するとともに、子ども自身に危険を予測・回避する能力を習得させるための取組を進める必要がある。また、平成 20 年6月には学校安全の充実を図るため、学校保健法の一部が改正され学校安全に関する規定の整備が行われたところである。</p> <p>(有効性)</p> <p>学校安全については、平成 14 年度から平成 18 年度において、子どもの安全確保に向けた取組を実施しており、平成 19 年度からは、更に地域社会全体で子どもの安全を見守る体制を整備するとともに、子ども自身に危険を予測・回避する能力を習得させることを目的とし</p>

	<p>ている。</p> <p>本プロジェクトでは、①防犯マニュアルを活用している学校の割合、②子どもの安全対応能力の向上を図るための取組を実施している学校の割合、③地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備が行われている小学校の割合を一義的な指標として、全ての小学校で、①～③について100パーセントとなることを目指している。</p> <p>平成18年度においては、全国平均が①97.7パーセント②80.6パーセント③91.0パーセント(平成19年度は調査中)となっている。</p> <p>今後とも、学習指導要領の改訂、学校安全に関する事項を新たに設けた学校保健安全法の公布を踏まえ、学校安全に関する適切な対応について理解が深まるよう学校安全教育・管理に関する資料の作成・配付等による学校の危機管理の向上を図るとともに、スクールガード・リーダーの充実により、地域社会全体で子どもの安全を見守る体制を整備することによって目標を達成することができると見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:2,023百万円 (平成21年度予算額:子ども安心プロジェクト 137百万円 補助事業分 14,261百万円の内数)</p> <p>【事業名の変更】 補助事業分「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」 (メニューの1つとして「地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業」が入っている。)</p> <p>【事業内容の見直し】 本事業については、他の教育関係のモデル事業と合わせ、補助事業に統合している。</p>

政策の名称	免許状更新講習開設事業費等補助(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 教員免許更新制は、教員が、社会構造の急激な変化等に対応して、最新の知識・技能を身に付け、自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得られるようにする必要があるので導入が決定されたものであり、教員の資質向上に多大な寄与をするものである。そのため、教員免許更新制の実施の円滑な実施のための取組や多様で優れた免許状更新講習の開設も当然に、教員の資質向上に多大な寄与をすることから、事業の成果が上位目標の実現に直結するものである。</p> <p>(有効性) 免許状更新講習の開設だけでなく、開設講座数や科目、受入人数等も、講習開設者の任意とされているが、量的・質的に十分な免許状更新講習を確保するため、更新講習開設者に対して財政的支援を行うことで、各開設者に十分量の講習開設を促進できるとともに、大学の所在地や講習受講者等の地域偏在によらない、多様で質の高い更新講習開設されることが見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:4,658百万円 (平成21年度予算額:1,002百万円)</p>

政策の名称	学校マネジメント支援に関する調査研究事業(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 教育は人なりと言われるように、教育の質の向上は教員にかかっている。教員が子どもと向き合う時間を確保し、質の高い授業や生徒指導等を行うこと、また心身ともに健康な状態で子どもの指導にあたることができるようにするためには、学校マネジメント支援を図ることは喫緊の重要課題である。</p> <p>このことは、経済財政改革の基本方針2008や教育振興基本計画において明記され、政府がこれからすぐに取り組むべき事項として、閣議決定されたことから明らかである。</p> <p>また、総理の下に設置された教育再生会議第3次報告においても、各種調査や提出書類の簡素化・軽減、校内会議の削減・合理化等を行うこと、学校問題解決支援チームを全ての教育委員会に設置することが提言され、その後まとめられた最終報告(「社会総がかりで教育再生を」)において、直ちに実施に取りかかるべき事項としてフォローアップすることとされている。</p> <p>このように学校マネジメント支援の取組を全国に広めていくことは必要であり、現在の委託数では不十分であるため、全国に普及させていくためにも拡充は必要である。</p> <p>(有効性)</p>

	<p>本事業は、①事務の外部委託、②校務分掌の適正化、③保護者等への対応、④教職員のメンタルヘルス対策などを通じて、学校マネジメントを支援し、教員が児童生徒に向き合う時間を確保するとともに、心身ともに健康で、児童生徒の指導に当たること、また組織的・機動的な学校運営が行われることで、より質の高い教育を提供し、全国的な教育水準の向上を図ることを目的としている。</p> <p>学校マネジメント支援という課題は、全国的な課題であり、全ての都道府県・指定都市教育委員会において教員の勤務負担軽減に資すると考えられる取組などを実施し、これまで以上に教員が児童生徒に向き合う時間を確保することを目標としており、平成21年度からは本事業の委託先を増やし、全ての都道府県・指定都市教育委員会を対象とすることにより、未だ教員の勤務負担軽減に対応できていない地域に対しても本課題に着手させることが見込まれる。</p> <p>また、校務の効率化や適正化の変化の内容、職場環境の改善内容、教員の勤務の負担感の軽減の程度を把握することにより、総合的に教員の勤務負担軽減に関する実例を収集し、各地域にフィードバックすることができる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:42百万円 (平成21年度予算額:42百万円)</p>

政策の名称	<p>公立小中学校施設の耐震化等(拡充)</p> <p>(必要性)</p> <p>公立学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす場であるとともに、災害発生時には地域住民の応急避難場所ともなるため、その安全性の確保は喫緊の課題である。しかしながら、平成20年4月1日現在の公立小中学校施設の耐震化率は62.3パーセントとなっており、特に大規模な地震による倒壊等の危険性の高い公立小中学校施設は、10,656棟と推計されている。このため、安全・安心で豊かな学校施設の整備推進を達成するためには、進捗にやや遅れが見られる公立小中学校施設等の耐震化を推進することが必要不可欠であり、特に大規模な地震によって倒壊等の危険性の高い公立小中学校施設(約1万棟)については、できる限り早期に耐震化を実施する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>公立小中学校等施設の耐震化は進捗にやや遅れが見られるものの、整備の推進による一定の効果が得られている。(平成20年4月1日現在の公立小中学校の耐震化率は62.3パーセント)</p> <p>本事業の実施により、全国の公立小中学校等施設の耐震補強等事業が促進され、現在より多くの公立小中学校等において、児童生徒や教職員等が一日の大半を過ごす場の安全が確保されるとともに、非常災害時における地域住民の応急避難場所の安全が確保される。なお、耐震化が進まない原因は地域によって様々であるが、①多くの学校施設が昭和56年以前に建設されたため、耐震化を必要とする施設の絶対量が多いにもかかわらず、耐震化をしていない施設が大量に残っている。②一度に多くの耐震化事業を実施するとなると市町村の財政負担が大きくなり、市町村の財政力の限界を超えることになって事業化ができない。総じて市町村の財政状況は厳しく余裕がない。③地域住民への情報提供が十分でないなどの理由で、地域として地震防災の意識が低いため、他の課題に優先して耐震化に取り組んでいない。④学校の統廃合等の問題を抱えており、施設整備の計画自体が策定されていないため、耐震化に着手できない。などの理由が挙げられる。</p> <p>このため、目標を達成するには、地方公共団体の財政負担の軽減等が必要となるが、平成20年6月に地震防災対策特別措置法が改正され、地震による倒壊の危険性の高い公立小中学校等施設(約1万棟)の耐震化事業についての国庫補助率の引き上げ等の加速策が講じられたところである。これにより、事業量の増加が見込まれるため、本事業の拡充により、地方公共団体の事業の前倒しに対応できるような予算の確保に努めることが必要不可欠である。</p>
政策評価の結果の概要	
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成20年度補正予算(第一号)1,139億円、 同補正予算(第二号)501億円 平成21年度予算概算要求額:193,510百万円 (平成21年度予算額:114,971百万円)</p> <p>【機構・定員要求】</p> <p>公立学校の耐震化推進体制を強化するため、耐震化推進企画官(1名)、専門職(1名)の新設を要求した。(専門職1名措置)</p>

政策の名称	帰国・外国人児童生徒受入促進事業(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>当該事業は、就学前の外国人の子どもへの初期指導教室(プレクラス)の実施や学校での日本語指導の補助、外国語が使える人材の配置等を行うものであり、達成目標「外国人の児童生徒に対する教育支援体制を整備することにより、日本語指導が必要な外国人児童生徒への指導の充実を図る。」の実現のために必要不可欠である。</p> <p>また、これまで主に市町村教育委員会を主な実施主体として本事業を実施してきたが、外国人児童生徒数やその在籍校数の増加等により、より広域的な問題となってきたことから、平成21年度は、主な実施主体を都道府県として事業を実施していくこととし、日本語指導が必要な児童生徒が200人以上在籍する都道府県数と同数の20地域に委嘱することを予定している。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業は平成19年度から開始し、地域における外国人の子どもへの就学支援や学校における日本語指導、適応指導の充実を図るためのモデル事業として実施しており、他の外国人児童生徒教育の関連施策と相まって、公立学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒数のうち、学校で日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒数の割合が85パーセント以上となることを目指している。</p> <p>平成19年度においては、この割合が83.5パーセントとなっており、より一層の事業内容の充実や効果的な事業の実施を図り、平成21年度には、目標である85パーセント以上を達成することを目指す。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:402百万円 (平成21年度予算額:301百万円)</p>

政策の名称	外国人児童生徒の日本語指導等の充実のための総合的な調査研究(新規)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>小・中学校における外国人児童生徒の日本語指導の効果的・効率的な教育のために、各学校で活用できる日本語指導のガイドラインの開発や外国人児童生徒の日本語能力の客観的な測定法、日本語指導を行う教員の資質の向上を図るための研修マニュアルの開発は極めて重要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業は平成21年度から開始し、小・中学校における外国人児童生徒の日本語指導の体系的・総合的なガイドラインの開発や外国人児童生徒の日本語能力の客観的な測定法、日本語指導を行う教員の資質の向上を図るための研修マニュアルの開発及びその成果の全国への普及を図ることにより、他の外国人児童生徒の関連事業と相まって、公立学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒数のうち、学校で日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒数の割合が85パーセント以上となることを目指している。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:11百万円 (平成21年度予算額:0百万円)</p>

政策の名称	認定こども園幼保連携型移行・設置促進事業(新規)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>平成18年10月に開始した認定こども園制度は、保護者や施設から高い評価を受けている一方、施設や地方公共団体から、「財政的支援」や「文部科学省と厚生労働省の連携強化」が運用上の課題として指摘されている。これらの課題の解決のために、本事業を通して、幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な支援を行う必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>認定こども園の認定件数は、平成20年4月1日現在で229件であるが、平成19年4月1日現在での調査によると、申請見込件数としては約2,000件とのことであった。平成20年3月に実施した実態調査では、保護者や施設において認定こども園制度が高く評価されている一方、施設や地方公共団体からは運用上の課題も指摘されており、特に、国に対して「財政的支援」を求める声は大きい。本事業の実施により認定件数2,000件以上を達成することが見込まれる。</p>
政策評価の結果	【概算要求】

の政策への反映状況	平成21年度予算概算要求額:2,496百万円 (文部科学省・厚生労働省合計:10,316百万円) (20年度1次補正:21億円、2次補正:「安心こども基金(仮称)」1,000億円の内数(1次、2次ともに文部科学省・厚生労働省合計額)により前倒し)
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策の名称	幼稚園教育理解推進事業(新規)
政策評価の結果の概要	(必要性) 近年の研究では、幼児教育がその後の教育に影響を与えることが明らかになりつつあり、幼児教育の質の保証が重要である。そのためには、幼稚園教育要領の周知徹底が必要である。特に、現在、幼稚園教育要領が改訂され、幼稚園におけるその着実な定着が求められている。 (有効性) 新幼稚園教育要領に対する幼稚園教員等の理解を深め、幼児教育の質の向上に資するため、協議会の参加者数3万5千人以上を目指す。これは幼稚園教員の約30パーセントであり、達成することができるが見込まれる。
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:36百万円 (平成21年度予算額:36百万円)

政策の名称	幼稚園就園奨励費補助事業(拡充)
政策評価の結果の概要	(必要性) 保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減及び公私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図り、幼稚園への就園機会の確保を図るものであり、本事業の拡充は不可欠である。 (有効性) 平成19年度の幼稚園就園率は、18年度と比較し、2パーセント上昇の86.6パーセントであった。今後、多子軽減策の拡充により、目標である幼稚園就園率5年間で5パーセントの上昇率は達成できると見込まれる。
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:24,763百万円 (平成21年度予算額:20,397百万円)

政策の名称	発達障害等に対応した教材等の在り方に関する調査研究(新規)
政策評価の結果の概要	(必要性) 発達障害については、外見からは判断が難しい障害であるため、読む、書く、計算する、集中力を持続させるといった学校での学習に必要な基礎的な能力が備わっていない発達障害等の児童生徒は、本人の努力不足や親のしつけが悪いなどと叱責を受けることが多く、自己肯定感を持ちにくく、適切な教育的支援がされない場合、いじめや不登校などにつながるケースもあると言われている。 また、弱視については、同じ視力であっても、見え方が個々に異なっており、ルーペ・拡大読書器等の視覚補助具を活用しても、十分な支援ができていないと言われている。 このため、発達障害等の児童生徒の障害特性、発達段階、教科の特性などに応じた教科用特定図書等や教材の在り方、それらを利用した効果的な指導方法や教育的効果等を研究し、障害のある児童生徒の教科学習等における困難の改善を図ることにより、基礎学力の確実な習得と、学校生活や社会にうまく適応できるようにする必要がある。 よって、当事業の実施は不可欠である。 (有効性) 本事業では、小・中・高等学校等における発達障害等の障害のある児童生徒の教科用特定図書等や教材の在り方について実践研究を行い、適切な支援が図られることを目指すものである。 各分野の専門性を有する団体に委託して実践研究を行うことや、研究成果について、研究報告書の作成・配付、文部科学省ホームページへの掲載、各種雑誌への掲載などを通じて、広く普及を図ることで、目標は達成できると見込まれる。
政策評価の結果	【概算要求】

の政策への反映状況	平成21年度予算概算要求額:159百万円 (平成21年度予算額:39百万円) 【事業内容の見直し】 委託団体数の見直しを行った。
-----------	---------------------------------------------------------------------------

政策の名称	発達障害を含む特別支援教育におけるNPO等活動体系化事業(新規)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>中教審答申(特別支援教育を推進するための制度の在り方について(平成17年))において、学校内外の人材の活用と関係機関との連携協力として、総合的な支援体制整備に当たっては、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医などの学校内の人材はもとより医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の外部専門家の総合的な活用を図ることや福祉、医療、労働など関係機関等との連携の推進及び、親の会やNPO等との連携を図り、全体として有機的なネットワークを構築する必要があると提言されている。</p> <p>このため、多岐に渡る障害児支援団体の活動の体系化を行うことによる民間活力の効率的な障害児支援を図るという観点から、NPOに加えて障害者団体、自治会、PTA、企業等、障害児支援を行っている民間団体の活動の在り方についての実践研究及び支援活動の体系化をすることが必要である。</p> <p>よって、当事業の実施は不可欠である。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業では、多岐に渡る障害児支援団体の活動の体系化を行うことによる民間活力の効率的な障害児支援を図るという観点から、NPOに加えて障害者団体、自治会、PTA、企業等、障害児支援を行っている民間団体の活動の在り方についての実践研究及び支援活動の体系化を目指すものである。</p> <p>障害のある子どもへの対応について、先導的な取組を行っている民間団体の支援活動の体系化について、実践研究を行い、研究成果について、研究報告書の作成・配付、文部科学省ホームページへの掲載などを通じて、広く普及を図ることで、目標は達成できると見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:132百万円 (平成21年度予算額:29百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】</p> <p>本事業については、支援団体間の効果的な連携の在り方や先導的な取組に関する実践研究を重点的に実施し、研究成果を広く普及する内容に見直した。</p>

政策の名称	発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うものである。平成19年4月に改正学校教育法が施行され、全国の幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等において、支援体制の整備が進められている。小・中学校においては、基礎的な体制は整備されつつあるが、一人一人ニーズに応じた支援の充実が求められており、幼稚園や高等学校は小・中学校に比べ体制整備が遅れている等、それぞれにおいて様々な課題があり、本事業を通して特別支援教育の体制整備を総合的に推進する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>平成15年度より実施している「特別支援教育体制推進事業」の成果により、平成15年度に57.4パーセントだった公立の小・中学校における「校内委員会の設置率」や19.2パーセントだった「特別支援教育コーディネーターの指名率」がいずれも平成19年度には99.5パーセントとなる等、特別支援教育の体制は着実に整備されつつある。公立の小・中学校においては、今後は一人一人のニーズに応じた支援体制の整備が求められているところであり、本事業を通じて「個別の指導計画の作成率」や「個別の教育支援計画の作成率」を向上させることが見込まれる。</p> <p>また、小・中学校に比べ、体制整備が遅れていた幼稚園、高等学校においても、本事業を活用することにより、「校内委員会の設置率」や「特別支援教育コーディネーターの指名率」を向上させ、特別支援教育に関する基礎的な体制の整備を推進することが見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:879百万円</p>

状況	(平成21年度予算額:503百万円)
----	--------------------

政策の名称	発達障害早期総合支援モデル事業(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>発達障害は主に社会性や他人とのコミュニケーション等に非常に困難が生じる障害であり、外見だけでは障害の有無がわかりにくいという特徴を持つが、幼児期に発見をしてその障害の状況等に応じた適切な療育を行うことで、将来社会生活や集団にうまく適応できると言われている。しかし、適切な支援がされず周囲の理解が得られないと、いじめの対象となったり不登校等の二次障害を引き起こし、思春期にはその対応がさらに困難になる事例もあると言われており、一人一人の教育的ニーズを把握した早期発見・早期支援が重要であるが、そのためには、教育、福祉、医療、保健等の多岐に渡る関係機関が緊密に連携した体制整備が必要である。よって、当事業は施策目標の実現に結びつくものである。</p> <p>(有効性)</p> <p>平成19年度から全ての学校において、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への教育を行うよう、学校教育法の改正を行い、各学校における特別支援教育体制の整備を推進していることもあり、現場においても次第に発達障害に対する理解が進んできていると認識している。また、平成19年度に当事業において指定したモデル地域においても、発達障害に対する理解が高まるにつれ、教育相談等の活用や個別の教育支援計画の作成が増え、早期発見・早期支援につながっているとの報告がある。よって、目標は達成できると見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:198百万円 (平成21年度予算額:64百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】</p> <p>新規指定地域数の見直しを行った。</p>

政策の名称	拡大教科書等普及推進事業(新規)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>通常学級に在籍する障害のある児童生徒に対しては、拡大教科書等について義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)に基づく無償給与が行われておらず、予算措置によって無償給与してきた。</p> <p>平成20年6月に制定された、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成20年法律第81号)」においては、通常学校に在籍する障害のある児童生徒に対する拡大教科書等の無償給与について規定するとともに、国における施策の推進について示されたところであり、また、同法が採決された際には、</p> <p>① 拡大教科書等の供給・普及の促進という国の責任を果たすためには、教科書発行者による拡大教科書等の発行が重要であることにかんがみ、その発行が一層促進されるよう、必要な措置を講ずること。</p> <p>② 教科書発行者からの教科書デジタルデータの提供については、その提供が円滑に行われるとともに、提供されたデジタルデータが適切に管理・活用されるよう必要な支援措置を講ずること。</p> <p>その際、拡大教科書等を作成するボランティアにとって使い勝手のよいデジタルデータが提供されるよう、適切な処置を講ずること。</p> <p>等といった附帯決議を受けている。</p> <p>国としては、これらを受け、現在の諸問題を早急に検討・解決し、視覚に障害のある児童生徒に拡大教科書を普及充実させることで、障害のある児童生徒に対する教育における機会均等の保障を担保していく必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業により得られる教科書デジタルデータの提供拡大や標準規格に基づく拡大教科書等の発行の促進等といった成果を通じて、必要とする児童生徒に拡大教科書等を速やかに、かつ、確実に給与することが可能となる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:300百万円 (平成21年度予算額:172百万円)</p>

政策の名称	特別支援学校等における指導充実事業(拡充)
-------	-----------------------

<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(必要性)</p> <p>特別支援学校においては、障害の重度・重複化、多様化が進んでいることから、一人一人に応じたきめ細かな指導の一層の充実が求められている。また、特別支援学校卒業後、自立し、社会参加していくため、国として教育、労働、福祉関係機関が一体となった施策の強化が求められている。</p> <p>小・中学校等においては、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒が約6パーセント程度の割合で存在する可能性が示されており、これらの児童生徒を含め、小・中学校等における障害のある児童生徒等に対し、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められている。</p> <p>また、学習指導要領については、不断の見直しが求められており、国が教育課程の基準を改善するためには、国として実践研究を行い、その成果と課題を明らかにし、特別支援学校等における教育課程の改善に必要な実践データを収集していく必要がある。</p> <p>さらに、平成19年12月の国連総会において、「世界自閉症啓発デー」が決議され、自閉症の子どもについて、社会全体への意識啓発のための手立てをとることを促すこと等が盛り込まれており、こうした国際的な動向も踏まえ、自閉症についての正しい理解や障害特性等に応じた教育的な支援について検討することが必要である。</p> <p>これらの特別支援学校等における喫緊の課題に対応するためには、自立と社会参加に向けた指導の改善を図るための施策を総合的に行い、もって特別支援教育の改善・充実に資する本事業の拡充が不可欠である。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業では、特別支援学校や小・中学校等の特別支援教育に関する教育課程の編成や学習指導の方法等について実践研究を行い、教育課程の改善等に必要な資料を得るとともに、各学校における特別支援教育の改善・充実に資することを目指している。</p> <p>各指定校や指定地域による研究について、外部有識者を含めた審査評価委員会により計画内容や成果の審査を行い、適切な指導助言を行うことや、研究成果について、研究報告書の作成・配付、文部科学省ホームページへの掲載、研究成果報告会の開催、各種雑誌への掲載などを通じて、広く普及を図ることで、目標は達成できると見込まれる。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】</p> <p>自閉症の障害特性等に対応した教育課程、指導内容・方法の改善を図るため、実践研究に必要な経費を概算要求に盛り込んだ。</p> <p>平成21年度予算概算要求額: 132百万円 (平成21年度予算額: 100百万円)</p>

<p>政策の名称</p>	<p>義務教育費国庫負担金(拡充)</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(必要性)</p> <p>義務教育費国庫負担制度は、義務教育無償の原則に則り、公立義務教育諸学校の教職員の給与費について都道府県が負担した3分の1を国が負担するものであり、全国すべての地域において必要な教職員を確保し、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る役割を担っている。</p> <p>また、優れた教員を確保するため、メリハリある教員給与体系の実現に取り組むとともに、子どもたちの学力の向上と規範意識の育成を図る観点から、教員が子ども一人一人に向き合う環境をつくるため、教職員定数の改善に取り組むこととしており、教育の質的向上を図る観点からも本事業は重要な役割を担っている。</p> <p>(有効性)</p> <p>義務教育費国庫負担制度は、義務教育無償の原則に則り、公立義務教育諸学校の教職員の給与費について都道府県が負担した3分の1を国が負担することにより、全国すべての地域において必要な教職員を確保し、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることを目的としている。</p> <p>本事業は、全ての都道府県において、5月1日現在における公立小・中学校の教員定数の充足率(都道府県ごとに、義務標準法第6条に基づき算定した教員定数に対する実際に各都道府県が配置した教員数の割合)が100パーセントとなることを目標としているが、平成19年度においては、教員定数を充足している県が43県、未充足となっている県が4県(未充足4県の平均充足率は99.8パーセント)となっている。</p> <p>なお、未充足となっている4県については、5月2日以降、随時、教員を配置しており、年度末までには未充足は解消されている。</p> <p>このような状況から、年度内において充足率100パーセントを達成できると見込まれる。</p>
<p>政策評価の結果</p>	<p>【概算要求】</p>

の政策への反映 状況	平成21年度予算概算要求額:1,676,776百万円 (平成21年度予算額:1,648,250百万円)
---------------	--------------------------------------------------------

政策の名称	国際化拠点整備事業(新規)
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>日本を世界により開かれた国とし、アジア世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大するためには、海外の学生が我が国に留学しやすい環境を提供したり、海外との教育カリキュラムについての相互連携などを通じた大学教育の国際化が必要であり、「教育再生懇談会第一次報告」において「質の高い留学生を受け入れる重点大学30を選定し、重点的支援を行う。」と指摘されているのをはじめとして、「経済財政改革の基本方針2008」において「留学生受入の拠点となる質の高い国公立大学をコンペ方式で全国・各分野をトータルで30校程度選定」といった取組の重要性が指摘されているところである。</p> <p>また、「留学生30万人計画」骨子においては、「留学生を引きつける魅力ある大学づくりとして、英語のみによって学位取得が可能となるなど大学等のグローバル化と大学等の受入れ体制の整備について支援を重点化して推進する。」とされているところである。</p> <p>以上の状況より、日本の大学が海外の有力大学と伍していくためには、国際的な拠点となる大学に対して国が支援を行っていく意義は大きい。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業は、本年1月の福田内閣総理大臣の施政方針演説の中で言及のあった、「新たに日本への『留学生30万人計画』を策定し、実施に移すとともに、産学官連携による海外の優秀な人材の大学院・企業への受入れの拡大を進めます。」や、これを踏まえた経済財政改革基本方針2008の経済成長戦略の中で、「『留学生30万人計画』の実現、英語教育の強化に向けて、平成20年度から3カ年の取組を加速させる。」として、「グローバル30(国際化拠点大学)」（仮称）の構想の具体化が上げられたところである。基本方針等で上げられた「留学生30万人計画」を達成するために、本事業は必要なものであり、これにより、平成18年度現在の英語のみで学位が取得できるコース(5大学6学部、57大学101研究科)の大幅な増加が見込まれるとともに、平成18年度現在の留学生12万人を2020年までに30万人に増加することにも大きく寄与することが見込まれる。</p>
政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:15,000百万円 (平成21年度予算額:4,081百万円)</p> <p>【事業名の変更】</p> <p>国際化拠点整備事業(グローバル30)</p>

政策の名称	海外進出・ネットワーク形成支援事業(新規)
政策評価の結果 の概要	<p>(必要性)</p> <p>ヨーロッパをはじめとした先進諸国を中心に、国際的な連携、国際的通用性を高める取組が加速する中、国際的認知度の向上や国際競争力の強化は我が国の大学が国際的に取り残されないためにも喫緊の課題となっている。このような状況を打破するため、海外との教育カリキュラムについての相互連携などを通じた大学教育の国際化が必要であり、「社会総がかりで教育再生を・第二次報告」において「単位互換・ダブル・ディグリーなど海外大学との国際連携の推進」の重要性が指摘されているのをはじめとして、「経済財政改革の基本方針2007」において「アジアを含めた国際的な大学間の相互連携プログラムを促進」、さらに「長期戦略指針イノベーション25」においては「海外の大学や大学院との単位互換の促進、複数学位制の拡大」、「アジア・ゲートウェイ構想」においては「海外の大学とのダブル・ディグリー等の国際的なプログラムの開発」、「留学生30万人計画」においては「交換留学、単位互換、ダブルディグリーなど国際的な大学間の共同・連携や短期留学、サマースクールなどの交流促進、学生の流動性向上、カリキュラムの質的保証などにより大学等の魅力を国際的に向上」といった取組の重要性が指摘されているところである。</p> <p>現在、大学間協定数は増加の傾向にあるが、ダブル・ディグリー等をはじめとした複数学位プログラムについてはその取組が始まったばかり(37大学での実施)であり、今後世界的にも広がりが見込まれている。</p> <p>従って、日本の大学が海外の有力大学と連携し、取り残されることなく取り組んでいくために、このような取組に対して国が支援を行っていく意義は大きい。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業を通じ、近年世界各国の大学で導入が進められている外国人学生に対する教育</p>

	の提供や「ダブル・ディグリー」について、平成21年度からはダブル・ディグリーを実施する上で必要なコーディネーターの配置や短期プログラムなどを進めるための支援を行うことにより、平成18年度においては37大学において実施されていたダブル・ディグリーの取組を、達成年度である平成25年度には、全大学の概ね一割にあたる70大学で実施されることが見込まれる。
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:1,158百万円 (平成21年度予算額:0百万円) 予算編成過程で廃止した。

政策の名称	学士力確保と教育力向上プログラム(拡充)
政策評価の結果の概要	(必要性) これまでの「特色ある大学教育支援プログラム」及び「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」により、国公私立を通じた競争的環境の下で大学の個性化・特色化を推進するとともに、各大学の優れた取組を広く共有することで、我が国の大学教育改革に向けた意識改革を促進してきたところである。 大学等が、知識基盤社会を担う優れた人材を養成し、高度化・多様化する社会からの期待に応えていけるよう、各大学等が教育の質の向上に向けた取組を推進し、人材育成機能の強化を図る必要がある。また、社会の信頼に応える高等教育の実現のために、大学設置基準等を改正し、人材養成目的の明確化やFDの実施等について新たに規定したところであり、各大学等において積極的に対応する必要がある。そこで、各大学等が行う教育の質の向上に向けた様々な優れた取組を積極的に支援するとともに、これらの取組の情報を社会に提供することで、我が国の高等教育全体の更なる活性化を図る必要がある。 (有効性) 本事業の実施により、各大学における大学教育改革の取組が一層積極的に行われると見込まれる。 平成15年度からの「特色ある大学教育支援プログラム」、平成16年度からの「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」への申請数は毎年多く、また、学長や選定取組者を対象としたアンケート調査では約9割以上がこれらの事業が大学改革に役立っていると回答するなど、本事業の定着及び他大学を含めた社会への普及・啓蒙は一定程度達成したと考える。 また、平成18年度において、教員の教育力の向上のための取組(ファカルティ・ディベロップメント)を行う大学は628校(前年度比53校)、厳格な成績評価(GPA)を行う大学は294校(前年度比46校)、学生による授業評価結果を授業改善に反映させる組織的取組を行う大学は377校(前年度比42校)と、それぞれ増加している。 このように大学改革への意識の高まりが醸成されていることから、本事業を国公私立を通じた競争的な環境の下で展開することで、より効果的に大学改革が促進され、社会からの信頼に応え、求められる学習成果を確実に達成する学士課程教育の質の向上が図られるものと考えられる。
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:9,551百万円 (平成21年度予算額:11,002百万円) 【事業名の変更】 予算編成過程において、本事業と「社会人力育成のための学生支援プログラム」(概算要求額:35億円)を統合し、名称を「大学教育・学生支援推進事業」とした。 【事業内容の見直し】 予算編成過程において、本事業と「社会人力育成のための学生支援プログラム」を統合し、学部教育等の充実や就職支援を含む総合的な学生支援の推進のための各大学の取組を支援する「大学教育・学生支援推進事業」を行うこととした。

政策の名称	法科大学院教育水準高度化事業(新規)
政策評価の結果の概要	(必要性) 新たな法曹養成制度は、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」を重視した制度であり、法科大学院は、その中核的機関として、その課程を修了した者のうち相当程度の者が新司法試験に合格できるような充実した教育を行うことが強く求められており、確実に教育体制の強化を図る必要がある。 (有効性)

	<p>本事業では、各地域における基幹的法科大学院を中心とした質の高い教育のための体制構築が目標である。本事業では、連携・協同体制の構築や共同設置を目指した取組のうち、特に、質の高い教育のための体制構築への道筋がより具体的で実効性の高いものに対して支援を行うこととしており、当該目標を達成することは可能であると考え。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:500百万円 (平成21年度予算額:0百万円) 予算編成過程で廃止した。</p>

政策の名称	<p>先導的ITスペシャリスト等育成推進プログラム(拡充)</p>
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 近年、少子高齢化、高度情報化、国際化などが急速に進む中で、我が国では、経済の活力の維持、環境問題といった様々な重要な課題に対応するためには、大学における優秀な人材の育成が必要不可欠であり、大学が企業等と連携し、「社会から望まれる人材」像を理解した上で、職業人として必要な基礎知識から実践的スキルまでを身につけさせ、社会で活躍できる資質を備えた高度な人材を育成していく必要がある。</p> <p>先導的ITスペシャリスト育成については、平成18年度より実施している各拠点における教育プロジェクトが3年目を迎え、それぞれの特色に応じた所要の成果が輩出されつつあるが、各拠点にて共通利用しうる教材等や共通認識すべき課題等の十分な共有あるいは検討に至っていないのが現状である。今後は、拠点間の密な情報交換を図り、著作権や知的財産権等に関するガイドラインの策定やポータルサイトの構築など、教材等を横断的に展開するための整備を行い、高度IT人材育成方策の全国展開を進めていくことが望まれている。</p> <p>さらに、本プログラム終了後の平成22年度以降も高度IT人材の量的拡大を進め、我が国の国際競争力の継続的な向上を図る必要があるため、教員等の教育力向上や社会人向け教育プログラムの展開など、大学における教育機能のさらなる強化を図る必要がある。</p> <p>高度実践型理工系スペシャリスト育成については、先行して行われているIT分野の人材育成の状況も踏まえ、同様の手法を用いIT分野以外の人材の育成を図っていく必要があることから、新たに人材育成拠点を形成するもの。</p> <p>(有効性) 先導的ITスペシャリスト育成については、全国8拠点で多様な教育プログラムが開発・実施されるとともに、その活動を通じて得られた成果について、各拠点が個別に普及展開に取り組むだけでなく、「拠点間教材等洗練事業」を通じて、各拠点が協力して、ポータルサイトの構築やシンポジウムの開催など組織的かつ効率的な方法によって普及展開活動を実施することにより、世界最高水準のIT人材育成方策の全国的な波及効果が期待できる。</p> <p>新たに開始する高度実践型理工系スペシャリスト育成については、ITスペシャリスト育成拠点に関する中間評価結果を踏まえ、問題点を整理した上で拠点形成を試みることから、受講者の2/3以上から良好との評価を得ることは可能と考える。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:2,453百万円 (平成21年度予算額:895百万円)</p>

政策の名称	<p>医師不足対策人材養成推進プラン(新規)</p>
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) へき地、離島等の地域や小児科・産科等の特定の診療部門における医師不足にかかる対策は喫緊の課題であり、これまで「新医師確保総合対策(平成18年8月)」及び「緊急医師確保対策(平成19年5月)」を策定し緊急臨時的な医師養成数の増を図ってきたが、更なる医師確保のための緊急対策に取り組むため、「経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月)」及び「社会保障の機能強化のための緊急対策－5つの安心プラン－(平成20年7月)」において医師養成等にかかる提言がなされ、その必要性・緊急性が求められている。</p> <p>このため、地域医療等に対応した質の高い高度な医療人の養成を図り、地域医療への積極的な貢献を行うための大学の取組等を支援する必要があることから、本事業の実施が不可欠である。</p> <p>これにより、地域医療に貢献しうる質の高い医療人の養成が図られ、医師不足とされる地域・診療科において安全・安心な診療体制の実現が期待される。</p> <p>(有効性) 本事業では、大学がその人材養成・医療機能資源を最大限活用し、地域の医療機関と連</p>

	携しながら医師不足解消等に対応するため、地域医療を担う質の高い医療人の養成及び安心・安全な医療体制の構築が見込まれる。
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額: 18,500百万円 (平成21年度予算額: 1,700百万円)</p> <p>【事業名の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医学部定員増に伴う学生教育用設備整備 (平成20年度1次補正額: 4,000百万円) ・ 周産期医療環境整備事業 (平成21年度予算額: 1,700百万円) <p>【事業内容の見直し】 医学部における医師養成数の増を行う大学の教育環境の整備・充実は、平成20年度補正予算で前倒しして措置した。 社会的に大きな問題となっている周産期医療体制について、地域医療の「最後の砦」として、大学病院への期待が益々高まっていることから、大学病院における周産期医療体制を強化し、積極的に貢献することを目的に「大学病院の周産期医療体制整備計画」(平成20年12月5日)を発表し、それに基づき、大学病院におけるNICU等の医療環境の整備、次代を担う若手医師や女性医師の復帰支援など教育指導體制の充実及び院内助産所等を活用した助産師養成環境の整備を行うよう事業内容の見直しを行い、事業名称を変更した。</p>

政策の名称	がんプロフェッショナル養成プラン(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) がんは、わが国の死亡率第1位の疾患であるが、がんを専門的に診療できる専門家が全国的に少ないことが社会問題となっている。そして、がん専門医等の養成等必要性について平成19年4月に施行されたがん対策基本法第14条に「がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の養成を図ることが示されており、また、同法への対応として、同年6月にがん対策推進基本計画が策定され、本事業の取組があげられており、各大学におけるがん診療に関する教育を専門的に行う教育組織、その実施体制の充実と緩和ケアを含めた人材養成の更なる推進を図ることが必要であると指摘され、さらに「経済財政改革の基本方針2008」では、「がん対策推進基本計画に基づき、がんの総合的な対策を講じる。」とされている。 本基本計画等の実現を目指すためには、重点的な支援を行い、がん診療を専門的に行う医師等が専門性を発揮できる環境を整えることが必要であることから、本事業の拡充が必要不可欠である。</p> <p>(有効性) 本事業では、各大学が、大学病院、がん診療連携拠点病院や地域の医療機関と連携して、がんに関与した教育や全医師等に緩和ケアの教育を行うことにより、がんに関する幅広い知識及び技術を有した一定数の専門医等の育成が見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額: 2,500百万円 (平成21年度予算額: 2,000百万円)</p>

政策の名称	社会人力育成のための学生支援プログラム(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 少子化による人口減少を迎える日本が持続的発展を続けるためには、大学が学士課程教育を通じ教養を備えた専門的な人材を育成することも大切であるが、それ以上に、いわゆる大学全入時代において、資質・能力の異なる多様な学生が増加しており、大学で学生が身につけるべき社会人としての基盤となる資質・能力を各大学で養うことは極めて重要な課題となっている。このため、各大学等における学生支援機能充実に資するようなプログラムを重点的に支援するとともに、これらの取組の情報を社会に提供することで、我が国の高等教育全体の更なる活性化を図る必要がある。</p> <p>(有効性) 平成19年度から実施の「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」については、事業を完了した例が存在せず、具体的な数字等に表すことはできない。 しかし、学生が置かれている現状は、下に示すような状況にあり、目的意識の明確化によるニート・フリーター化の防止、不本意な休学の減少、心の問題を抱えている学生の減少な</p>

	<p>どに向け、本事業を国公立を通じた競争的な環境の下で展開することで、より効果的に改善されていくものと考えられる。</p> <p>休学者数 平成14年度 22,244人→ 平成19年度 23,061人(1.04倍) 自殺者数(大学生) 平成14年度 327人→ 平成19年 461人(1.41倍) 早期離職の割合 平成11年3月卒 34.3%→ 平成16年3月卒 36.6%</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:3,541百万円 (平成21年度予算額:11,002百万円)</p> <p>【事業名の変更】 予算編成過程において、本事業と「学士力確保と教育力向上プログラム」(概算要求額:96億円)を統合し、名称を「大学教育・学生支援推進事業」とした。</p> <p>【事業内容の見直し】 予算編成過程において、本事業と「学士力確保と教育力向上プログラム」を統合し、学部教育等の充実や就職支援を含む総合的な学生支援の推進のための各大学の取組を支援する「大学教育・学生支援推進事業」を行うこととした。</p>

政策の名称	グローバルCOEプログラム(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 我が国の大学が、世界トップレベルの大学と伍して教育及び研究活動を行っていくためには、第三者評価に基づく競争原理により競争的環境を一層醸成し、国公立大学を通じた大学間の競り合いがより活発に行われることが重要であることから、大学の構造改革の一環として、平成14年度から、世界的な研究教育拠点の形成を重点的に支援し、もって国際競争力のある大学づくりを目指す「21世紀COEプログラム」を実施してきたところである。 「21世紀COEプログラム」の成果として、大学改革の推進、優れた若手研究者の養成、新たな学問分野の開拓や研究水準の向上などが図られてきたが、知識基盤社会、グローバル化の進展のなかで、国際的に第一級の力量をもつ研究者の育成は益々その重要性を増しており、「新時代の大学院教育(中央教育審議会答申)」や「第3期科学技術基本計画」においても必要性が指摘されている。また、国際的に卓越した教育研究拠点の形成については、「教育振興基本計画」、「教育再生会議-第二次報告-」等においても示されており、まさに本事業を通じて世界最高水準の教育研究拠点の形成を加速していくことの重要性が指摘されているところである。これらを踏まえ、博士課程学生への経済的支援の更なる充実や国内外の大学・機関との連携強化を含め国際的に卓越した教育研究拠点に対する重点的支援を図ることが重要であり、本事業の拡充が不可欠である。</p> <p>(有効性) 本事業は、第三者評価に基づく競争原理により、国公立大学を通じて、国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成を重点的に支援し、もって国際競争力のある世界最高水準の大学づくりを推進することを目的としている。 本事業の実施を通じて、採択拠点はもとより、それ以外の大学においても、全学的視野に立った戦略的な教育研究体制の構築が促進されるなど、国公立大学を通じた大学間の競争的環境の醸成等が期待される所であるが、平成19年度には28大学63拠点(申請:111大学281拠点)、平成20年度には29大学68拠点(申請:130大学315拠点)と、多数の申請の中から優れた拠点を採択することができた。 また、本事業の前身である「21世紀COEプログラム」の採択拠点大学に対して、人材育成面や研究活動面等の状況についてアンケート調査を実施した結果、若手研究者の雇用増加(リサーチ・アシスタント2.6倍:3,157人から8,178人)、企業の研究開発部門への就職者数増加(3割増(600人から797人))、大学院生の学会、論文発表数増加(論文3割増(約9千件から約1万1千件)、国外の学会発表数5割増(約6千5百件から約1万件))、国内外の大学・研究機関・企業等との共同研究の増加(5割増(約1万件から約1万5千件))など教育研究上の成果が確認されており、本事業においても同様の成果が期待される。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:34,488百万円 (平成21年度予算額:34,228百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】 平成21年度は平成19年度採択拠点に厳格な中間評価を行い、結果に応じて平成22年度以降の補助金の重点配分を実施する。</p>

政策の名称	組織的な大学院教育改革推進プログラム(拡充)
-------	------------------------

<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(必要性) 資源に乏しい我が国を、人材立国として発展させ、国際競争力を向上させるためには、科学技術の急速な発展による知の専門化・細分化に対応できる深い専門性、新たな学問分野や急速な技術革新に対応できる幅広い応用力を持つ人材を養成することが重要であり、大学院の人材養成機能への期待が増大しているところである。一方、現状では、大学院の量的整備や制度の柔軟化は行われてきたものの、産業界をはじめとする社会の幅広い分野で活躍する人材の養成機能が十分でない状況にある。</p> <p>そのような状況を踏まえ、「新時代の大学院教育」(平成17年9月中央教育審議会答申)等において、大学院教育の実質化(教育の課程の組織的展開の強化)を図ることが提言され、これまで各大学院の人材養成目的の明確化、FD実施の義務化等についての大学院設置基準の改正などの取組が行われてきたが、さらに大学院教育の改革を推進するために、産業界をはじめ社会の様々な分野で幅広く活躍する高度な人材を育成する各大学院が設定した目標の達成に向けた優れた組織的・体系的な教育取組に対して厳格な評価を行いつつ重点的な支援をすることが重要であり、本事業の拡充が不可欠である。</p> <p>(有効性) 平成19年度より実施している本事業は、産業界をはじめ社会の様々な分野で幅広く活躍する高度な人材を育成する大学院博士課程、修士課程を対象として、各大学院が設定した目標の達成に向けた優れた組織的・体系的な教育取組を厳格な評価を行いつつ重点的に支援するものであるが、各大学などにおける大学改革の取組が一層推進されるよう、国公立大学を通じた競争的環境の下で、特色・個性ある優れた取組を選定するものである。特に人社系の取組に配慮することとしている。</p> <p>本事業の実施及び情報提供を通じて、採択拠点はもとより、それ以外の大学においても、大学教育改革への取組が一層積極的に行われるなど、国公立大学を通じた大学間の競争的環境の醸成等が期待される所であり、ひいては大学院の人材育成機能の強化という成果に結びつくものと考えられる。</p> <p>また、本事業の前身として、現代社会の新たなニーズに応えられる創造性豊かな若手研究者の養成機能の強化を図るため、大学院における意欲的かつ創造的な教育の取組を支援することを目的として、平成17年度及び平成18年度に採択を行った「『魅力ある大学院教育』イニシアティブ」事業について、2年間の事業期間終了後となる平成19年度に事後評価を実施した。その結果、各大学において、5年一貫カリキュラム、研究科共通コア科目の設定等によるコースワークの強化や成績評価基準の明確化・厳格化など大学院教育の実質化の推進が図られるとともに、平成16年度から平成18年度の大学院学生の動向等について、他機関への学生の派遣の増加(インターンシップ約60パーセント増(322人から515人)、公的研究機関約60パーセント増(320人から500人)、他大学約80パーセント増(355人から645人))、企業の研究開発部門への就職者数増加(約20パーセント増(254人から294人))など教育上の成果が確認されており、本事業においても同様の成果が期待される。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:9,024百万円 (平成21年度予算額:5,746百万円)</p>

<p>政策の名称</p>	<p>大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム(拡充)</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(必要性) 各大学が、それぞれの機能・特色等に応じて多様な発展を果たしていくことが、我が国の高等教育の強化を図る上で重要であり、その中で地方大学が果たす役割は、地域における知の拠点としての役割からも、また、地域貢献や地域ニーズを踏まえた人材育成を行う観点からも極めて高いものとする。</p> <p>そこで、複数の大学が連携強化を図ることにより、大学教育の高度化や教育研究の学際化等への対応が可能となるよう、大学単独ではなく複数大学によるスケールメリットを活かした教育研究活動の展開等に対する積極的な取組を支援する必要がある。</p> <p>(有効性) 本事業において、複数の大学間の連携を支援することで、多様な地域社会ニーズを踏まえた人材育成など地域の「知の拠点」として求められる機能の一層の強化や、各大学の教育資源を結集することによる教育研究水準の更なる高度化が促進され、教育研究の多様化・個性化が図られることが期待されるものとする。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映</p>	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:8,000百万円 (平成21年度予算額:6,000百万円)</p>

状況	
政策の名称	大学病院連携型高度医療人養成推進事業(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>近年、我が国においては、高齢化による疾病構造の変化、国民の医療ニーズの多様化・複雑化の中で、これらに対応できる医療人の育成が一層重要となってきている。</p> <p>質の高い医療人養成等による医療の質向上、研修医の循環による地域医療への貢献を行うためには、複数の大学病院が緊密に連携し、それぞれが得意とする分野の相互補完を図ることにより、学会が認定する専門医の養成など、質の高い医療人養成の推進に向けた取組に関する支援を行うことが不可欠である。</p> <p>平成20年度は19件の取り組みを選定したところであるが、更に対象を拡大し医師不足に対応必要があるため、事業を拡充することとした。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業において、複数の大学病院が緊密に連携し、それぞれが得意とする分野の相互補完を図るシステムが確立することにより、医師の資質向上や大学病院が有する医師派遣機能が強化されることから、国民の要請に応えられる質の高い専門医や臨床研究者の養成に資するとともに研修中及び研修終了後により多くの医師が地域医療に貢献することが見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:3,000百万円 (平成21年度予算額:1,560百万円)</p>
政策の名称	看護職キャリアシステム構築プラン(新規)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>近年、医師不足・医師の過重労働は慢性的な社会的問題となっている。</p> <p>その解決手段の一つとして先頃公表された『社会保障の機能強化のための緊急対策－5つの安心プラン－(平成20年7月－政府取りまとめ)』において「大学病院が医師、コメディカルスタッフの養成機能を強化するための方策の充実」が求められている。また、「経済財政改革の基本方針2008」においても「医師不足の解消や病院勤務医の就労環境の改善」が提言されているところであるが、現在の看護職の現職教育には体系立てられたシステムはなく、キャリアパスも不明確な状況である。</p> <p>このような状況を打開し、我が国の医療水準を向上させるためには、教育・研究・診療機能を有する大学病院が率先して、看護師の体系的な人材養成システムを確立する取り組みを支援することが不可欠である。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業では、各大学病院が、教育・研究機能を有する学部・研究科と連携するなどして看護職の教育プログラムやキャリアシステムを開発することにより、体系立てられた看護教育を受けた質の高い看護職を養成することにより、極めて厳しい医師の勤務状況改善に対応することが見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:2,000百万円 (平成21年度予算額:200百万円)</p>
政策の名称	国立大学等の施設整備の推進(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>国立大学等の施設は、世界一流の優れた人材の養成や創造的・先端的な研究開発を推進するための拠点であり、科学技術創造立国を目指す我が国にとっては不可欠な基盤である。しかしながら現状は、老朽化した施設が増加し、次世代をリードする研究者など優れた人材の養成や創造的・先端的な研究開発の場の確保が困難になりつつある。</p> <p>また、「第2次5か年計画」に基づき、安全・安心な教育研究環境を確保するため、耐震化を中心とした老朽施設の再生を最重要課題として取り組んできた。その結果、大地震により倒壊し、又は崩落する危険性が高い施設については、補正予算等により緊急的かつ集中的に資源配分することで、国立大学等の耐震化率は、80パーセントを超えることができた。残りの約20パーセントの耐震性が著しく劣る施設の耐震改修整備を早期に実施する必要がある。</p>

	<p>併せて、新たな教育研究ニーズによる施設の狭隘化の解消を図り、イノベーションを創出する若手研究者等の人材養成や国際競争力強化のための世界トップレベルの教育研究拠点の形成等を図るための施設整備を推進する必要がある。また、大学附属病院については、先端医療の先駆的な役割等を果たすことができるよう、計画的に整備を図る必要がある。</p> <p>(有効性) 本事業等の実施により、平成20年度までに教育研究基盤施設の老朽再生整備は213万平方メートル、狭隘解消整備は29万平方メートル、大学附属病院の再生整備は34万平方メートル、合計276万平方メートルの整備が見込まれる。 達成年度である平成22年度に目標である教育研究基盤施設等(約540万平方メートル)の整備を達成するためには、大幅な予算の拡充が必要である。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成20年度補正予算(第一号)67,691百万円、 同補正予算(第二号)22,006百万円 平成21年度予算概算要求額:135,523百万円 (平成21年度予算額:83,375百万円)</p>

政策の名称	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 奨学金を希望する者は増加しており、学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるようにするためにも、奨学金事業の更なる充実を図ることが必要である。また、貸与基準を満たしているにもかかわらず、無利子奨学金において採用できていない学生等に対する支援を充実する必要がある。</p> <p>(有効性) 本事業は、教育の機会均等の観点から、意欲と能力のある学生等が家庭の経済状況によって修学の機会が奪われないよう、学生の多様なニーズ等を踏まえて、事業を充実し、教育負担の軽減を図ってきた。 本事業は、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学環境を整備し、もって次代の社会を担う意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金事業を充実をすることとしており、奨学金の貸与を受けることにより修学が可能となった学生の割合が80パーセント以上となることを目標としている。 奨学金事業の開始以来、65年間で852万人の学生等に対して奨学金の貸与を行ってきており、平成19年度の進学率において、奨学金事業が約10パーセントの上昇に寄与し、約11万人の進学機会が確保されたという分析結果もある。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:141,244百万円(事業費総額957,567百万円) (平成21年度予算額:130,899百万円(事業費総額947,492百万円))</p>

政策の名称	私学助成の充実(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 私立学校は、建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究の展開を担うなど、我が国の学校教育の質・量両面にわたる発展に重要な役割を果たしている。このような私立学校の特性と役割にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、私立学校の教育研究に対する財政的な支援である私学助成を行う必要がある。 (参考)私立学校の経常的経費に占める国庫補助割合の推移 ・私立大学等 H14年度 12.2%、H15年度 12.1%、H16年度 11.9%、H17年度 11.7%、H18年度 11.5% ・私立高校等 H13年度 4.9%、H14年度 5.2%、H15年度 5.3%、H16年度 5.4%、H17年度 5.5%</p> <p>(有効性) これまで、私学助成、税制などの施策により、教員一人当たりの学生数、大学および短期大学における定員超過率が150%を超えるものの全体に占める割合、教育研究費依存比率、図書蔵書数など、教育研究条件について改善の傾向が続いており、引き続き実施することにより教育研究条件の維持向上が図られる。 教員一人当たりの学生数 大学等 H19年度 9.0人(対前年度比 95.6%)</p>

	<p>高校等 H19年度 12.2人(対前年度比 98.2%) 定員超過率が150%を超えるものの割合 H19年度 0.54%(前年度 0.65%) 教育研究費依存率 大学等 H18年度 61.4%(前年度 60.2%) 高校等 H18年度 44.5%(前年度 44.4%) 私立大学の図書の蔵書数 H18年度 約173百万冊(対前年度比 102.9%)</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:469,956百万円 (平成21年度予算額:445,635百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】 本事業については既存の補助項目の見直しを行った。</p>

政策の名称	理数学生応援プロジェクト(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 我が国が科学技術創造立国として持続的な発展を遂げ、安全・安心で質の高い生活環境を構築していくためには、科学技術・学術活動を先導する優れた人材を養成・確保していくことがきわめて重要な課題である。 現在、将来の科学技術をリードしうる人材を育成するため、高等学校等を対象にスーパーサイエンスハイスクール支援事業等を推進し、理数が得意な子どもの意欲・能力を伸長する環境を提供しているところである。 スーパーサイエンスハイスクールの教育プログラムを受けた者や国際科学オリンピックで活躍する者等の意欲・能力を大学学部段階で伸ばしていくためには、適切な評価により大学に受け入れ、広い視野、研究推進能力、研究開発技能の育成など、大学院での研究活動につながる基本的・基礎的な力及び学生の意欲・能力を更に伸ばすための取組を実施することが必要である。 また、このような国の施策の方向性を踏まえた取組の実施を希望する大学に対して、その立ち上げを支援することでその後のプログラム展開における大学の自助努力を促し、ひいては、理数に対して強い学習意欲を持つ学生の意欲・能力を更に伸ばす教育を行う大学の顕在化を図る必要がある。 事業開始以降、平成19年度は採択予定枠3大学の募集で37大学、平成20年度は採択予定枠4大学の募集で29大学の申請があり、国公立を問わず本事業に対して多くの大学が意欲を示している。 平成21年度は地域的なバランス、大学の置かれた環境、取組の特色に応じた研究開発に必要な規模等の点で充実を図るため、20大学(新規10大学)で本事業を実施する必要がある。</p> <p>(有効性) 高等学校等を対象に推進している「スーパーサイエンスハイスクール支援事業」が、生徒の科学技術に関する能力の向上に効果を発揮していること、また平成20年度の本事業への応募大学数が採択予定枠に比して多く、本事業への期待・取組の意欲が高いことが確認できていることから、成果が期待できると判断した。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:332百万円 (平成21年度予算額:325百万円)</p>

政策の名称	地域産業の担い手育成プロジェクト(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 近年、急速な産業構造の変化、科学技術の進歩等の情勢の変化に対応した実践力の向上や職業人としての就業観や規範意識の育成等が求められており、専門高校には産業界との連携による教育の一層の充実が期待されている。 現状では、専門高校では学校内での座学や実習が多く、地域産業界との連携は十分とは言えない状況であることから、国が専門高校と産業界との連携のあり方に関する先進的な実践事例を支援し、広く普及を図る必要がある。また、複雑化する産業界と連携するに当たっては、複数の分野において研究をすることが不可欠である。</p> <p>(有効性) 本事業は専門高校と地域産業界が連携(協働)して、ものづくりや食・くらしを支え、地域産業を担う専門的職業人を育成することを目的としている。 この目的達成の指標として、本事業を通じて生徒の実践力の向上や勤労観・職業観の醸</p>

	<p>成が図られたと回答した学校の割合が80パーセント以上となることを目指すとともに、1学校あたりの大学や企業などの連携機関数が前年度比115パーセント以上となることを目指している。</p> <p>平成19年度において、生徒の実践力の向上や勤労観・職業観の醸成が図られたと回答した学校の割合は76.1パーセント(62校中46校)となっている。今後、各地域で実施している生徒の実践力の向上や勤労観・職業観の醸成を図る効果的な教育プログラム事例の吸い上げ、フィードバックを行うことで80パーセント以上を達成することができると見込まれる。また、1学校あたりの受入企業数は24.4社(総受入企業数1,930社)であり、平成20年はさらに幅広い機関と長期実習などで連携を実施するよう啓発することにより、115パーセント以上を達成することができると見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:504百万円 (平成21年度予算額:335百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】 事業終了後に各地域が自立して同様の事業を継続できるよう、事業年度毎の予算配分を見直した。</p>

政策の名称	知的クラスター創成事業(グローバル拠点育成型)(新規)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 国際競争力の激化や、人口減少・少子高齢化の急速な進展等、我が国の経済状況を取り巻く環境は厳しさを増しており、また、地域経済活動に目を向けても、生産拠点の海外流出や公共工事の削減等により、地域経済の地盤沈下が一層進んでいる状況にある。 国際競争力・生産性向上の原動力となる科学技術の高度化・多様化や、科学技術駆動型の地域経済活性化の実現のためには、地域が有するポテンシャルを活用し、顔の見えるネットワークにおいて産学官の共同研究を進めること必要である。 文部科学省ではこれまでも、世界中からヒト・モノ・カネを惹きつける国際競争力のあるイノベーション・クラスターの創出を目指した知的クラスター創成事業、及び、小規模でも地場産業等の地域の特色を活かした強みを持つクラスター形成を目指した都市エリア産学官連携促進事業を実施してきたところである。 都市エリア産学官連携促進事業の終了地域の中には、国際競争に打ち勝つことのできる技術コアを確立させ、今後我が国の成長センターと成りえる地域が存在することから、我が国全体の科学技術の更なる高度化を図るため、これらの地域に対し、国際的なネットワーク形成活動や共同研究等に対する支援を行うことが我が国の国際競争力の強化や、科学技術の一層の高度化のためには必要である。</p> <p>(有効性) 各地域の事業実施期間である5年間の3年目には、外部有識者による中間評価を実施し、進捗状況等と評価することとしている。その段階で事業内容について厳しく評価し今後の展開にむけての助言を実施することとしている。このような仕組みとすることから、目標は達成される見込みである。 また、これまで関連事業において成果を出してきており、今後グローバルな拠点となり得る地域が多数存在することから、目標は達成される見込みである。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:3,200百万円 (平成21年度予算額:1,400百万円)</p>

政策の名称	都市エリア産学官連携促進事業(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 国際競争の激化や、人口減少・少子高齢化の急速な進展等、我が国の経済状況を取り巻く環境は厳しさを増しており、また、地域経済活動に目を向けても、生産拠点の海外流出や公共工事の削減等により、地域経済の地盤沈下が一層進んでいる状況にある。 国際競争力・生産性向上の原動力となる科学技術の高度化・多様化や、科学技術駆動型の地域経済活性化の実現のためには、地域が有するポテンシャルを活用し、顔の見えるネットワークにおいて産学官の共同研究を進めること必要である。 我が国には、特色ある技術を有する地域があり、その技術を核として小規模でも強みのあるクラスター形成を行うことにより、我が国全体の科学技術の多様化を図り、イノベーションの連鎖的創出に資することから、本事業を実施する必要がある。 また、「経済財政改革の基本方針2008」、「科学技術による地域活性化戦略」等を踏まえ、</p>

	<p>産学官連携による地域科学技術拠点形成支援に資するものとして、本事業を実施する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>これまで事業を実施してきた各地域の事後評価においては、クラスター施策や産学官連携に関する専門家等からなる有識者により、事業計画の妥当性、技術評価、クラスター形成のための取組み、地域への波及効果、今後の発展可能性等の評価項目に分けて、評価を行っており、その結果優れていると評価される地域の割合は6割以上であることから、今後同様の水準であれば、十分達成可能である。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:5,500百万円 (平成21年度予算額:4,500百万円)</p>

政策の名称	サービス科学・工学研究の推進(新規)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>サービスは、経済活動において大きな比重を占めるなど、国際競争力の観点から一層重要となる分野であるが、その最適化・高度化等は経験や勘に頼るのが一般的で、抜本的な対策を講じることが困難である。このため、これまでの経験的手法のみならず、サービスを体系化し、高度化へ結びつける科学的・工学的手法が必要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業は、サービスについて、数学やIT等複数分野の知の融合と産学の協働により、成果の実社会への実装を見据えた基礎的段階からの研究を行うことを目的として研究公募を行うものであり、大学等研究機関(大学、大学共同利用機関、国立試験研究機関及び独立行政法人、以下同じ)が中心となって、その成果を実現する意欲のある企業等と研究開発の当初から協力し、実社会に適用可能なサービスの最適化・高度化を実現する方法論を確立することを目指している。</p> <p>このためには、対象とする分野において広く普及することが重要であることから、本事業により開発された方法論を協力企業等により利用、あるいは応用研究の基礎として活用された数について、10件以上を目標としている。</p> <p>本事業の実施に当たっては、サービスを実社会に実装する企業等と一体となって研究を推進するのみならず、その成果が特定の企業等の利益ではなく我が国の産業や官公庁のサービスの向上に全体として資するよう、その知的財産の在り方や研究成果の公表の仕方に留意しつつ実施することとする。さらに、成果の活用が期待される機関へのコンサルティング等を通じた浸透を図ることにより、達成年度である平成25年度には、目標である10件以上における成果の活用を達成することができると見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>経済において大きな比重を占めるサービスの分野(例えば、医療・福祉、運輸・物流、金融等)を対象に、その高度化等を目的として、数学やIT等複数分野の知の連携とともに産学の協働による基礎的段階の研究を公募により実施することとし、504百万円を概算要求に盛り込んだ。</p> <p>平成21年度予算概算要求額:504百万円 (平成21年度予算額:0百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】</p> <p>当初はサービスの高度化等に係る基礎的段階の研究を公募により実施することとしていたが、昨年末にかけて開催した「サービス科学・工学の推進に関する検討会」において、研究公募を開始する前にあらかじめサービス科学・工学を社会に認知させ、必要な研究者を掘り起こすことが先決であるとの有識者の意見を踏まえ事業内容を見直した。</p> <p>具体的には、平成21年度はワークショップ等の開催によってサービス科学・工学の効果的な実践に当たって必要な事項を明らかにし、推進に必要な人的なネットワークの形成や関係者の適切な協力体制を構築するための取組を進め、これを独立行政法人科学技術振興機構の運営費交付金によって措置することとした。</p> <p>【機構・定員要求】</p> <p>サービス科学・工学研究についての企画・立案、関係機関等との連絡調整、公募・採択及び評価等の取組の促進のため、新領域推進係長(1名)の新設を要求した。(措置なし)</p>

政策の名称	デジタル・ミュージアムの実現に向けた研究開発の推進(新規)
政策評価の結果	(必要性)

<p>の概要</p>	<p>本事業は、既に失われ、又は現在失われつつある文化をより現実に近い形で保存するとともに人々に体感してもらうことを可能とするシステムの実現のための研究開発であり、ここで得られる研究成果は、技術的観点のもとより、文化的観点、教育的観点等からも波及効果が大きい。</p> <p>また、EUでは「フレームワーク計画」(Framework Programme)の第6次及び第7次における研究領域であるDigiCult(Digital Heritage and Cultural Content)において、文化的・科学的資源の保存(デジタル化)とVR(バーチャルリアリティ)・画像認識・位置検出等の先進技術を活用した映像展示が推進されているほか、米国においても、スミソニアン博物館において3次元計測と3次元CG表示を行う等、関連技術を展示に応用する取組が行われているところであり、より先進的な文化発信システムの構築に向けた研究開発を他国に先駆けて我が国において実施することにより、関連技術の競争力を維持・向上することが期待される。</p> <p>(有効性)</p> <p>大型ディスプレイ開発技術やロボット開発技術等のものづくり技術、コンピュータビジョンに代表されるセンシング技術、インタラクティブ3D技術を含むユーザ・インタフェース技術等、本研究事業に関連した要素技術は、日本が強い分野である。</p> <p>特に、VR(バーチャルリアリティ)技術に関しては、研究者を束ねる学会を持っているのは日本だけであり、SIGGRAPH等国際学会における実空間表示系では、わが国の存在感が際だっている。触覚インタフェース分野でも、東京大学のほか、東京工業大学、大阪大学、国際電気通信基礎技術研究所等が国際会議で活発な発表を行っている。また、立体映像表示、表示映像とのインタラクション、触覚ディスプレイ等については東京大学等が世界各国に特許を出願している。</p> <p>このように、他国と比較しても高度な技術が我が国にあることから、これらを統合したシステムを構築しようとする本事業の目的達成可能性は高い。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:606百万円 (平成21年度予算額:101百万円)</p> <p>【機構・定員要求】 新領域推進係長(1名)の新設を要求することとした。(措置なし)</p> <p>【事業内容の見直し】 平成21年度は、デジタル・ミュージアムのシステムに関するフィージビリティスタディを行い、システム構成、スペック(機能等)、コンテンツ、開発すべき要素技術、研究開発ロードマップを明らかにすることとした。</p>

<p>政策の名称</p>	<p>国際約束の履行に必要な国内保障措置制度の完成(拡充)</p> <p>(必要性)</p> <p>(1) IAEA保障措置の受け入れは国際約束に基づく義務であり、原子力の平和利用を担保する唯一の手段である。</p> <p>(2) また、昨今の、イラン、シリア、北朝鮮、インド等の核開発問題のために、IAEAの査察に対する要請がこれまでになく高まってきており、一方で、我が国がIAEA査察資源の3割をも活用していることに対して、米国等から批判的な意見が寄せられつつある。またIAEAからも、昨今の核不拡散を取り巻く国際社会情勢をかんがみ、保障措置協定で規定された国内保障措置制度の完成が強く求められている。</p> <p>(3) さらに、六ヶ所再処理施設の本格操業、軽水炉によるプルサーマル開始等、我が国の原子力活動は一貫して拡大していく中で、現在のIAEAに過度に依存した国内保障措置制度ではIAEAへの対応に膨大な資源が必要となり、持続的保障措置の実現は不可能であることから、早急に国内保障措置制度を確立し、IAEA保障措置への対応を効率化させることが必要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>日・IAEA保障措置協定において要請されている国内保障措置制度の完成には、IAEAが実施している評価制度に関する知識が必要であるが、これについては、これまでの日・IAEA協議の過程でほぼ入手されている。</p> <p>一部IAEA側としても開示できない情報があるものの、IAEAとしても日本が国内保障措置制度の完成を要請しており、協力的であるところ本目標の達成見込みは極めて高い。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:3,609百万円 (平成21年度予算額:3,229百万円)</p> <p>【機構・定員要求】</p>

	国際約束の履行に必要な国内保障措置制度の完成のためIAEA等との高度な国際交渉を担当する保障措置企画官(1名)を振替要求、我が国独自の保障活動の評価手法を検討し、試行的に開始するための保障措置評価専門官(1名)を新規要求した。(保障措置評価専門官1名措置)
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策の名称	科学研究費補助金(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>我が国が持続的に発展していくためには、多様な学術研究の推進など、イノベーションを絶え間なく創造する環境作りが必要である。科学研究費補助金は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたる基礎から応用までのあらゆる学術研究を支援するものであり、イノベーションの種を生みだし、ひいては我が国全体の社会経済発展に資するものとして必要な事業である。</p> <p>(有効性)</p> <p>「第3期科学技術基本計画」の方針に基づき、科学研究費補助金の拡充が引き続き図られる見込み。また、予算の増に伴って、採択件数も増加し、研究成果として報告のあった論文数も着実に増加する見込み。</p> <p>なお、科学技術政策研究所による調査(「優れた成果をあげた研究活動の特性:トッブリサーチャーから見た科学技術政策の効果と研究開発水準に関する調査報告書」平成18年3月)によれば、被引用度上位10パーセント論文の46.5パーセントが科学研究費補助金を使用した研究の成果である。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:217,176百万円 (平成21年度予算額:196,998百万円)</p>

政策の名称	政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業(拡充)－近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究推進事業－
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少子化などによる日本経済の経済活力の減退や、現在の労働市場を取りまく諸課題など、これら社会的課題の解決には、社会や経済のあり方に関する従来の経験や既存の知識のみならず、課題に関する新しい認識の枠組みの創出が必要であり、とりわけ、社会科学を中心とした諸学の協働により、課題の解決に向けた実証的な研究を行う必要が高まっている。 ・ また、現在、科学技術・学術審議会に「人文学及び社会科学の振興に関する委員会」を設置して、人文学及び社会科学の研究成果の社会還元などについて審議が行われている。同委員会の「「人文学及び社会科学の振興について」審議経過の概要」(平成19年8月)においても、人文学や社会科学研究において、「政策や社会の要請に応える研究」を積極的に推進していくことが必要であるとの提言がなされている。 ・ さらに、本事業の実施による研究成果を課題解決のための選択肢として社会へ発信することにより、「経済・社会の活性化」と「社会の安全・安心」の両立を視野にいたした「国民の生活と福祉の向上」に資することが期待される。 ・ このように政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究を行うことの必要性を踏まえ本事業が開始された。 <p>(有効性)</p> <p>本事業は、平成20年度開始であるため具体的な達成度の判断については今後検討を要するが、事業の実施に当たっては、大学等研究機関への公募により提案された諸課題について、外部有識者による審査を行い、そこから事業目的に相応しい課題を選定するため、目標の達成は見込まれると考えている。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:209百万円 (平成21年度予算額:149百万円)</p>

政策の名称	産学官連携戦略展開事業(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>厳しい国際競争を勝ち抜けるよう、独創的な研究成果からイノベーションを創出していくためには、大学等における知的財産の管理・活用及び産学官連携が不可欠である。共同研究や特許出願の増加など大学における産学官連携は着実に進展しているものの、</p>

	<p>特許の海外における権利化をはじめとする国際的な活動が少なく、大学発ベンチャー創出を含む成果の事業化や特許実施料収入の実績が十分に上がっていないなど、多くの課題がある。</p> <p>質の高い知的財産の管理・活用のための産学官連携活動を自立的・主体的に実施するため、大学の体制強化を推進することが必要である。</p> <p>(産学官連携拠点の形成支援)</p> <p>我が国における産学官連携活動が本格化して数年が経過し、産学官共同による研究件数や大学等の特許のライセンス件数等は飛躍的に増加しているが、新産業の創出による経済成長など本来期待されている成果は未だあがっていない。既存施策の連携等を含めて、我が国における産学官連携機能や技術移転機能が最大限に発揮されるよう、産学官連携体制の再構築を促進し、持続的・発展的なイノベーションを創出するイノベーション・エコ・システムの構築を図る必要がある。</p> <p>(バイオベンチャー創出環境の整備)</p> <p>近年、ビジネスモデルの拙さ、経営力の弱さや金融市場の冷え込みなどにより、提携等もできず、さらに資金調達が困難になるという悪循環に陥っているバイオベンチャーも少なくない。今後、大学の有望な知的財産が国民に十分還元されないまま消失したり、その価値に見合う対価を得ることなく国外に放出されたりする恐れがある。このため、大学のバイオベンチャー創出環境を整備し、研究成果を目利きにより厳選するとともに技術力や経営力の基盤が強固なバイオベンチャーを継続的に創出することが求められている。</p> <p>(特許ポートフォリオ形成モデルの構築)</p> <p>これまで大学等は研究成果を個々に単体でとらえライセンス活動を行ってきたが、技術の複合化が進んでいる分野においては、一つの製品を数百にも及ぶ特許権で保護することもあり、その様な製品を扱う企業に対しては、製品や技術テーマ等との関係で「群」として管理・活用することが効果的である。また、その際、周辺技術の研究開発も重要となる。</p> <p>しかしながら、1大学では「群」を形成することは難しく、また、そもそも大学は研究者の自由な発想に基づく研究が基本であるため、「群」を形成するための研究開発を行うという研究スタイルを取りにくい。このため、特許ポートフォリオを形成するためには、政策目的の達成を使命とし戦略的研究を重点的に行う研究開発型独立行政法人と連携することが有効であるが、研究開発型独立行政法人と大学等の知的財産に関する連携は進んでいない。したがって、研究開発型独立行政法人と大学との連携による特許ポートフォリオの構築を政策的に誘導する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>国公立大学等の企業等からの研究資金等の受入額の推移をみると、平成15年度からの5年間で約900億円(約1.9倍)増加しており、企業等が大学等の研究開発力に注目してきていると考えられる。</p> <p>一方、大学等発ベンチャーの年間設立件数は、大学発ベンチャー1,000社計画達成に伴い、ここ数年減少しているものの、年間170社以上の設立実績があることから、大学等における起業支援体制が徐々に整ってきていると思われる。</p> <p>本事業において、さらなる産学官連携体制の強化等により、我が国の産学官連携活動全体の質の向上を図ることで、目標の達成が見込まれる。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:4,940百万円 (平成21年度予算額:2,967百万円)</p> <p>イノベーション創出の原動力である大学等において、研究開発初期段階からの戦略的な知的財産の創造・保護・活用をはじめとする知的財産戦略等の持続的な展開を推進し、我が国の産学官連携活動全体の質の向上を図る「産学官連携戦略展開事業」を実施するため、4,940百万円を概算要求に盛り込んだ。(平成21年度予算額:2,967百万円)</p> <p>また、当該事業にて、産学官連携拠点の形成支援等について、4,940百万円の内数として概算要求に盛り込んだ。(平成21年度予算額:2,967百万円の内数)</p>
<p>政策の名称</p> <p>政策評価の結果の概要</p>	<p>研究開発基盤整備補助金【先端研究施設共用促進】(新規)</p> <p>(必要性)</p> <p>多額の国費を用いて整備された研究開発施設等のうち、広範な分野又は多様な研究等で利用が可能なものについて、独創的・先端的な基礎研究からイノベーション創出に至るまでの我が国の科学技術活動全般の高度化及び国の研究開発投資の効率化を図るため、これらの共用の促進を図る必要がある。</p> <p>(有効性)</p>

	<p>他施設に先駆けて共用体制の構築が推進されてきた大型放射光施設SPring-8については、年々産業界による利用割合が増加しており、共用による施設の有効利用が図られていることや、産業界の利用の増加に伴い、有償利用件数も増加傾向であることが分かる。</p> <p>先端研究施設共用イノベーション創出事業【産業戦略利用】を実施中の17機関についても、共用体制が整備され、外部利用者の利用割合が増加しており、有償利用件数の増加も十分に見込まれる。</p> <p>本事業の実施により、さらに多くの研究開発施設等において共用体制が構築されるとともに、共用によりイノベーションにつながる成果の創出が促進され、目標は達成されることが考えられる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:6,391百万円 (平成21年度予算額:1,691百万円)</p> <p>【機構・定員要求】 先端研究施設の共用を促進するための体制を強化するため、係長(1名)の新設を要求した。(係長1名措置)</p> <p>【事業名の変更】 研究開発基盤整備補助【先端研究施設共用促進事業】</p> <p>【事業内容の見直し】 平成19年度に委託事業として開始した「先端研究施設共用イノベーション創出事業【産業戦略利用】」(以下、委託事業という。)を廃止して、機関の主体的取組かつ弾力的運用を推進する本補助事業を創設する。平成21年度は、委託事業において採択していた機関を本補助事業の対象機関として採択するとともに、新規の対象機関の公募も実施する予定である。</p>

政策の名称	脳科学研究戦略推進プログラム(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>脳は、人間が人間らしく生きるための根幹をなす「心」の基盤であり、その研究は、人文・社会科学と融合した新しい人間の科学を創出し、これまでの科学の枠組みを変える可能性を秘めている科学的意義の高い取組である。</p> <p>また、現在の脳科学研究は、脳の発達障害・老化の制御や、精神神経疾患の病因解明、予防・治療法の開発を可能にするとともに、脳機能や身体機能の回復・補完を可能とする技術開発等をもたらすことから、医療・福祉の向上に最も貢献できる研究分野の一つであるとともに、記憶・学習のメカニズムや脳の感受性期(臨界期)の解明等により、教育等における活用も期待されるなど社会的意義も大変高い取組である。</p> <p>このため、高齢化、多様化、複雑化が進み、様々な課題に直面している現代社会において、脳科学に対する社会的関心と期待が急速に高まっており、このような状況を踏まえ、「社会に貢献する脳科学」の実現を目指し、社会への貢献を明確に見据えた脳科学研究を戦略的に推進する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業は、脳科学研究に対する社会からの大きな期待や関心に応えるため、効率良く成果を社会に還元する「社会に貢献する脳科学」の実現を目標とし、社会への貢献を明確に見据えた戦略的な脳科学研究の推進を行っていることから、研究開発拠点のポテンシャルや事業の手法等を勘案すると、設定した目標を達成できる見込みである。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:2,700百万円 (平成21年度予算額:2,300百万円)</p>

政策の名称	革新的タンパク質・細胞解析研究イニシアティブ(新規)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>ライフサイエンスは、複雑な生命現象を解明するための科学であり、我が国の産業競争力強化の鍵となる分野である。欧米及びアジア各国は生命科学研究の基礎となるゲノム配列、ゲノム機能の研究に対して、国家プロジェクトとして積極的な支援を行っており、引き続き、我が国のライフサイエンス研究を推進するため、遺伝子発現制御、シグナル伝達、代謝制御など細胞機能のシステムを理解する研究の重点的な実施が必要である。</p> <p>また、これらゲノム情報解析に用いるシーケンサーの技術的進展は目覚ましく、従来型と比べて桁違いの処理速度を持つ超高速の次世代シーケンサーの実用化が始まっている。米国、英国、中国、シンガポール等では、すでにシーケンサーを集中的に配備した拠点整備が行われており、我が国のライフサイエンス分野の国際競争力を維持するためには、次世代シ</p>

	<p>ーケンス解析拠点整備は急務である。また、シーケンサーからは大量かつ多種多様なデータが産出されることから、これら膨大なデータを既存のデータと比較するとともに、データの一元的な集約、解析計算を行い、適切な形で提供・知識の発掘を行うためのデータ解析拠点の整備が必要である。</p> <p>さらに、ある時点のスナップショットであるゲノム情報解析に加え、発生・分化、幹細胞、がん、免疫、神経細胞など計時変化が重要な意味を持つ、生命現象における細胞レベルの機能解明を行うためには、細胞・組織イメージング技術等の細胞情報計測などの開発や細胞機能の物理学的理解に向けた数理学との融合を考慮した形での研究推進が必要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>細胞プログラムの解明により、将来の新たな治療法、治療薬創出への基礎的知見・技術の提供が可能となる。また、本プロジェクトで構築した基盤設備をアカデミアや産業等にライフサイエンス研究の設備基盤として広く共用することにより、iPS細胞研究、がん研究、SNPs研究、免疫研究等の幅広い研究分野への波及効果が期待される。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:6,900百万円 (平成21年度予算額:5,800百万円)</p> <p>【事業の統合】</p> <p>科学技術・学術審議会ライフサイエンス委員会において、生命の理解に向けて次に焦点をあてるべき階層は「細胞」であるとの提言を受け、分子レベルに注目した既存の「ターゲットタンパク研究プログラム」を廃止し、「細胞」を対象としたオミックスやネットワークなどの統合的解析と、タンパク質の機能・構造解析とを統合した新たな事業として本事業を立ち上げ、6,900百万円を概算要求に盛り込んだ。(平成21年度予算額5,800百万円)</p>

<p>政策の名称</p>	<p>再生医療の実現化プロジェクト(第Ⅱ期)(拡充)</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(必要性)</p> <p>再生医療は、細胞移植や組織移植によって、これまでの医療を根本的に変革する可能性を有するものであり、難病・生活習慣病等に対して、新たな治療法を実現し、患者のQOLと国民福祉の向上をもたらす先端医療である。</p> <p>平成19年11月、日本の研究チームが、世界で初めて、生命の萌芽である胚を滅失することなく、成人の皮膚細胞から様々な細胞に分化する能力を持つヒトiPS細胞(人工多能性幹細胞)を作り出すことに成功したという論文が発表された。</p> <p>iPS細胞については、平成18年8月に日本の同じ研究チームがマウスの細胞からの樹立に成功して以降、ヒトの細胞での樹立に向けて国際的な競争が行われていた。我が国の研究チームの成功は、世界に誇れる日本発の成果であり、再生医療の実現に向けた大きな第1歩であるため、今回の成果を受け、国際競争が進む中で、我が国の研究を加速させ、また再生医療技術の開発などを日本全体で戦略的に進めていくことが求められている。</p> <p>係る状況の中で、文部科学省においては、科学技術・学術審議会ライフサイエンス委員会幹細胞・再生医学戦略作業部会等における議論を踏まえ、ヒトiPS細胞を中心に、ヒトES細胞、ヒト体性幹細胞を用いた再生医療研究を総合的に推進するヒトiPS細胞等研究拠点を整備するとともに、幹細胞の操作技術に関する開発等を推進し、再生医療を実現化していく必要がある。</p> <p>本事業では、こうした再生医療の実現化を目指し、世界に誇る画期的な成果であるiPS細胞をさらに発展させるとともに、ヒト幹細胞を用いた前臨床研究を強力に推進し、研究成果の社会還元を図ることとしており、逸早い国民生活の向上を目指して、日本全体としての研究体制を構築して、戦略的に研究を推進する必要がある。</p> <p>なお、本研究分野は、世界的にも競争の激しい分野であり、製薬・医療機器開発等による経済の活性化、難病患者等の医療費削減効果も見込まれることから、積極的に推進する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>再生医療は、細胞移植や組織移植によって、これまでの医療を根本的に変革する可能性を有するものであり、難病・生活習慣病等に対して、新たな治療法を実現し、患者のQOLと国民福祉の向上をもたらす先端医療である。</p> <p>このため、再生医療の実現化を目指す本事業により、先端的医療の実現に資する知見の蓄積、技術の開発、またそれに必要な環境の整備を図ることが可能となり、細胞治療に加え、様々な疾患の原因解明や創薬に応用できる可能性への道を開くことにより、目標の達成が見込まれる。</p>
<p>政策評価の結果</p>	<p>【概算要求】</p>

の政策への反映状況	<p>平成21年度予算概算要求額:3,650百万円 (平成21年度予算額:2,650百万円) また、補正予算として、iPS細胞等研究拠点における疾患特異的iPS細胞樹立に係る研究体制整備のための措置を行った。 (平成20年度補正予算額:1,501百万円) 【機構・定員要求】 幹細胞・再生医学研究体制の強化に伴う幹細胞・再生医学研究推進室の新設の要求並びに室長(振替1名)、室長補佐、幹細胞・再生医学研究企画係長及び幹細胞・再生医学研究推進係長(新規3名)の要求を行った。(要求どおり措置)</p>
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策の名称	橋渡し研究支援推進プログラム(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 「施策目標:ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進」においては、「研究成果の実用化のための橋渡し」を特に重視し、国民への成果還元を抜本的に強化することが目標として掲げられており、施策目標の実現には本事業の推進が必要である。 本事業および関連施策「革新的ながん治療法等の開発に向けた研究の推進」は、わが国における橋渡し研究を支援する初めての試みであり、定期的にプロジェクトの進捗等について評価、検討を行いながら進めているところであるが、現段階において、橋渡し研究を推進する上で主に次のような課題が明らかになった。 ① 橋渡し研究拠点における研究を円滑に進めるためには、全体を管理・統括する医師、研究開発全般に精通したプロジェクトマネージャ、生物統計家、データマネージャー、薬事専門家等が必要であり、現在各拠点において、人材の確保・登用・育成に努めているものの、必ずしも十分には措置できていない。 ② 多くの研究拠点において、細胞調製施設(CPC)等をGMP基準・GLP基準レベルで維持する経費が不足しており、それら基準に完全には対応できていない。 ③ がんだけでなく様々な領域からも、シーズとなる優れた基礎研究の成果が毎年生み出されている。しかし、例えば非臨床試験及び臨床研究に使用するための試験物を製造する場合など、毒性や効果について厳密に評価するため、また被験者を有害事象から守るためには、GMP基準に準拠して試験物を製造することが必須であるが、十分な製剤費等の研究資金が手当てできていない。 これらの課題に対し、今後、橋渡し研究を推進するためには次の取組が必要である。 ① 橋渡し拠点において円滑に研究開発を推進していくために必要な人材の確保について充実する必要がある。 ② 再生医療やがん免疫療法をはじめ、様々な研究でCPC等は必須であり、GMP基準・GLP基準に準拠したレベルで整備・維持することが必要である。 ③ 橋渡し研究を強化するためには、「革新的ながん治療法等の開発に向けた研究の推進」で得られたノウハウを生かしつつ、さらに充実強化した形で公的研究費助成の枠組みを継続し、がんをはじめ難治性疾患、生活習慣病などの領域も含めて、大学等における基礎研究の有望なシーズを、橋渡し拠点を活用するなどして、研究支援していく仕組みを構築していくことが必要である。</p> <p>(有効性) 先駆的事业である「革新的ながん治療法等の開発に向けた研究の推進」は本年度が事業終了年度であるが、6課題中5課題が臨床研究(うち一課題については治験)のフェーズに入っており、順調に目標を達成しつつある。この事業を通じて得られた橋渡し研究の知見・ノウハウを活用し、整備しつつある各拠点の機能を活用することで本事業の目標が着実に達成されると考えられる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:6,100百万円 (平成21年度予算額:2,400百万円) 【機構・定員要求】 橋渡し研究プログラムの強化に伴う専門職(新規1名)の要求を行った。(措置なし)</p>

政策の名称	Web社会分析基盤ソフトウェアの研究開発(新規)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 実世界の様々な事象が網羅的かつ即時的にWeb上の情報として反映され、貴重な文化資産として形成されつつあることから、それらのWeb情報の収集・分析による高度利用は学術、文化及び社会活動等において非常に有益である。これまで文部科学省ではテキスト情</p>

	<p>報を対象とした収集・分析技術の研究開発を実施したが、近年CGMや画像、動画等の情報が急増していることから、それらも対象とする技術が早急に求められる。</p> <p>本事業によりそれを実現し、大学や研究機関等における社会学や言語学等の研究に活用することで、社会科学分野の学術的發展に大きく寄与すると期待される。また、広く一般の意見が反映されるCGM等のWeb情報の分析を企業におけるマーケティング分析等に活用することで、産業面でも新たな機会の創出が期待できる。これらの効果をいち早く我が国が享受できるようにするために、諸外国に先駆けて本事業を実施すべきである。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業の目標であるWeb情報の分析ソフトウェア及びクロールソフトウェアの開発を実施するにあたり、テキスト情報に限定しているとはいえ、平成19年度まで実施していた「e-Society基盤ソフトウェア」において、Web上の話題の変遷を追跡可能なWeb構造時系列解析技術や、更新頻度に応じた可変周期大規模Web情報収集技術を開発した実績を有している機関もあることから、本事業の目的達成の可能性は高い。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>Web情報の収集・分析による高度利用を目的として、Web上の情報を効率よく収集、蓄積し、高度な分析を行う技術の研究開発について「情報基盤戦略活用プログラムうちWeb社会分析基盤ソフトウェアの研究開発」として概算要求に盛り込んだ。</p> <p>平成21年度予算概算要求額:1,040百万円の内数 (平成21年度予算額:619百万円の内数)</p>

政策の名称	21世紀気候変動予測革新プログラム(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>地球温暖化・気候変動は、全人類が共通に直面する大きな課題となっており、第3期科学技術基本計画においても「気候モデルを用いた21世紀の気候変動予測」「気候変動リスクの予測・管理と脱温暖化社会設計」は、世界と協調して正確な気候変動の予測を行い、地球温暖化に適応できる将来社会を設計し実現する科学技術として、5年間の集中投資が必要な戦略重点科学技術として位置づけられている。</p> <p>本プログラムは2013年頃取りまとめ予定の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書への貢献をはじめ、気候変動枠組み条約の究極的な目的である「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととしない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させる」を達成するために必要な低炭素社会の構築のための国内外の政策検討、さらには、台風、熱波、集中豪雨等の極端現象による災害リスク増大に対処するための対策を確立する上で、不可欠な情報を与えるものであり、平成19年度から開始している。本年に入り、IPCCで予測すべきシナリオが示され、そのシナリオで予測するには当初予定していた資源量、計算機量では足りないため、引き続きIPCCへ貢献し続けるためにも、本事業費を拡充し、早急にこの変更に対応する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>すでに本事業の前身である「人・自然・地球共生プロジェクト」の研究成果はIPCCの第4次評価報告書作成に貢献しており、本事業で実施している気候モデル評価・世界気候予測・地域気候予測等の分野では、報告書に取り上げられた全論文数のうち日本の論文数が全体の6パーセント～7パーセントにも及んでいる。本事業の研究成果も2013年頃発表予定の第5次評価報告書への貢献が見込まれている。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:2,520百万円 (平成21年度予算額:1,540百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】</p> <p>「21世紀気候変動予測革新プログラム」については、文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会地球環境科学技術委員会において、本プログラムによる研究成果の評価を徹底した上で、成果報告会やシンポジウム等を活用し、国民に分かりやすく公表することとしている。なお、平成21年度予算案では、本プログラムにおける地球シミュレータ(スパコン)の運用経費の効率化などを踏まえ、事業経費の縮小を図った。</p>

政策の名称	データ統合・解析システム(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>施策目標「環境・海洋分野の研究開発の重点的推進」を達成するため、各研究機関の地球観測データを体系的に活用することが求められている。このため、各研究機関の地球観測</p>

	<p>データを統合・解析する情報技術を開発することによって、地球環境変動への効果的な対応策の実現に貢献する必要がある。また、我が国の有する最先端の科学技術に関する知見を活用し、世界に対する情報提供が求められている。</p> <p>特にデータ統合・解析システムは、資源エネルギー供給の逼迫化や気候変動による自然災害の頻発等、我が国を取り巻く状況が大きく変化する中で、我が国が持続的に発展し、世界をリードしていくために長期的な国家としての見通しを持って取り組むべき重要技術として内閣府総合科学技術会議が選定した国家基幹技術の一つである「海洋地球観測探査システム」の中核をなすものであり、我が国が必要とする重要技術として開発する必要がある。</p> <p>また、中間評価として指摘を受けた、「気候変動・地球温暖化、水循環、生態系の各分野で行われている個別取組のさらなる総合化」及び「様々な分野の利用者が共有的なデータにアクセスできる基盤情報システムとして拡張する」に対応するため、分野横断的取組を開始し、それに伴って多様化する観測データの記述用語や保存形式、及び増大する地球観測・気候変動予測データに対して、ペタバイト級のコアシステムの磁気ディスク装置や磁気テープ装置等の整備を実施する必要があるため、本事業費を拡充する。</p> <p>(有効性)</p> <p>平成18年度に本事業を開始するに当たり、衛星観測データ、地上や海洋での観測データ、社会経済データ、気候変動予測結果などを統合的に処理するため、少なくともペタバイト級のデータを処理するシステムを構築することを目標としている。</p> <p>平成19年度末までに、データを蓄積するための空間として約600テラバイトの磁気ディスク装置を導入した。今後、磁気ディスク装置を増設することにより実施期間中にペタバイト級のデータを処理するシステムとして整備できるものと見込まれる。</p> <p>平成20年度においては、観測・気候変動予測データ(約600テラバイト)の蓄積を引き続いて実施するとともに、品質管理、統合、解析によって科学的・社会的に有用な情報へと変換して、それを国際的に共有するシステムの開発を着実に推進している。また、気候変動・地球温暖化、水循環、生態系の分野毎に創造的な価値を有する情報創出に向けた取組として9つの応用機能開発を継続して実施している。このことから達成年度である平成22年度までに、目標の達成が見込まれる。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】</p> <p>「データ統合・解析システム」については、予算編成の過程で「地球観測システム構築推進プラン」をその一部として整理した。</p> <p>平成21年度予算概算要求額: 1,191百万円 (平成21年度予算額: 1,130百万円)</p>

<p>政策の名称</p>	<p>「元素戦略」(拡充)</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(必要性)</p> <p>一部の希少元素や有害元素は近年の先端技術に不可欠の存在である一方で、埋蔵量や地域偏在といった希少元素の需給バランスに大きく影響を受けやすく、環境負荷が大きいなどの問題があり、本事業はこれら地球規模の問題を解決するものとして期待されている。更に、科学技術創造立国である我が国にとって、先端技術に不可欠な希少元素・有害元素の代替材料の開発は、我が国の持続的な経済成長を支える上で極めて重要である。</p> <p>「元素戦略」は我が国の発展を支える上で極めて重要な研究課題であるとともに、総合科学技術会議が取りまとめた「革新的技術戦略」として、国を挙げて取り組むべき革新的技術の一つに指定されたため、これを確実に実行するため、「元素戦略」を拡充して対応する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>審査時点においてシーズの確かさ、実用化への見通しを厳しく評価して採択していることから、5年経過時点で応用研究のスタートラインに立てる程度の成果を得られる見通しは高く、我が国の持続的な発展に貢献するとともに、ナノテクノロジー・材料分野の研究レベルを向上させ、世界に先駆けた技術革新につながる成果が創出できると考える。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額: 1,200百万円 (平成21年度予算額: 651百万円)</p>

<p>政策の名称</p>	<p>光・量子科学研究拠点形成に向けた基盤技術開発(拡充)</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(必要性)</p> <p>光科学技術及び量子ビーム技術は、ナノテクノロジー・材料、情報通信、ライフサイエンス</p>

	<p>等の重点科学技術分野を先導するキーテクノロジーであり、各分野における画期的なイノベーション創出の源泉である。このような観点から、欧米はもとより中国などでも、他に先駆けて新しい光源・ビーム源を実現し、これを革新的な方法によって活用することなどのために、凌ぎを削った研究開発を戦略的に推進しているところである。</p> <p>我が国においては、これまで SPring-8(放射光)、JRR-3(中性子)、TIARA(イオンビーム)等を利用した世界最先端の研究成果のほか、面発光型半導体素子、セラミクスレーザー素子、超伝導高周波加速空洞など光・量子ビームの要素技術においても、我が国独自開発で世界トップにたつ成果を輩出しており、光・量子科学技術分野のポテンシャルは極めて高いと言える。</p> <p>一方、光・量子科学技術を戦略的・積極的に推進するための光源・ビーム源開発プロジェクト等は、国家基幹技術としてのX線自由電子レーザーの開発などの特定の領域以外はほとんど存在していないことに加えて、我が国の光産業の現状をみると、近い将来、世界市場の主流を占めると予想されている高出力半導体レーザーに関しては、現時点における需要が低いことからその開発に消極的であり、将来的な国際競争力低下が懸念されている。</p> <p>今後、先端科学技術分野や産業分野において国際競争力を強化していく観点からも、全国に散在する光・量子科学技術のポテンシャルを結集し、世界をリードする次世代光源・ビーム源や計測機器、ビーム制御技術等を研究開発する必要がある。また、今後、急速に世界市場規模が拡大すると予測されている光産業などにおいて、これらの要素技術開発等は産業応用への発展も期待され、このような汎用性の高い先進的・革新的な計測技術等を応用可能性や利用可能性の広い共通基盤技術として開発する意義は極めて高い。</p> <p>このため、光・量子科学技術分野において世界的にもポテンシャルの高い今、これらのポテンシャルの結集を図り、本分野を戦略的・積極的に推進することが必要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業では、光科学技術・量子ビーム技術分野のポテンシャルを有する複数の研究機関を中核として、産業界や光・量子ビームの利用研究を行っている各分野の研究者等も参画したネットワーク研究拠点を、公募により選定し、次世代光源・ビーム源、計測手法、ビーム制御技術等の研究開発や若手人材育成等を実施するものである。本事業を行うネットワーク研究拠点は、光・量子科学技術分野での最先端の研究開発や人材育成のポテンシャルを有する機関が選定され、このような優位性をいかして事業を推進することとしているため、本目標の達成が見込まれる。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】</p> <p>平成20年度より開始した「光・量子科学研究拠点形成に向けた基盤技術開発」の継続的な実施を行うとともに、平成21年度においては研究拠点を充実させてネットワークのさらなる強化を図り、当該分野における研究開発をより一層推進するために、課題を追加公募することとし、2,400百万円に拡充要求した。</p> <p>平成21年度予算概算要求額:2,400百万円 (平成21年度予算額:1,721百万円)</p> <p>【機構・定員要求】</p> <p>中性子利用推進体制の強化のため「中性子利用推進係長」1名を要求した。(係長1名措置)</p>

<p>政策の名称</p>	<p>ナノテクノロジーを活用した環境技術の研究開発(新規)</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(必要性)</p> <p>これまで環境問題を抜本的に解決する環境技術がなく、これには分子・原子レベルで物質を制御できるナノテクノロジーの活用や、要素技術に収れんせず、社会システムの構築までを見越した技術開発を、産学連携で推進することが極めて重要である。このため、従来の目的志向型のプロジェクト研究に加え、社会システムの革新を念頭においた産学連携の体制を構築することで、基礎から応用までが一体となった研究拠点により、強力に研究を推進する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>我が国は、これまでのナノテクノロジー研究によって培われた高いポテンシャルを有しており、また、環境・エネルギー技術についても世界をリードする技術を有している。これらを融合し、ナノテクノロジーを活用した環境技術を、我が国が主導して実施することで、世界に先駆けた成果の創出が可能となるとともに、ナノテクノロジー・材料分野の研究が振興される。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:1,000百万円 (平成21年度予算額:205百万円)</p>

政策の名称	数学・数理科学と他分野との融合の推進(新規)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>数学・数理科学は、諸科学の礎となる学問分野であり、他分野との連携・融合により、多くの領域においてブレークスルーをもたらすものである。また、各重点科学技術分野や産業・社会経済におけるニーズに対応した諸問題を解決するためには、複雑な自然・生命現象、社会現象等を解明することが必要であり、数理科学的手法(モデル化等)が不可欠である。このため、欧米諸国においても、数学・数理科学と他分野との融合研究を振興するプログラムや、異分野間の研究者がface-to-faceで議論する場としての融合研究拠点の構築や研究会・研究フォーラムの開催等を行っている。</p> <p>我が国においては、数学・数理科学と他分野との連携・融合を促進するための施策としては、平成19年度の戦略目標「社会的ニーズの高い課題の解決へ向けた数学/数理科学によるブレークスルーの探索」の下で実施されている、「さきがけ(平成19年度開始)」と「CREST(平成20年度開始)」のみであり、必ずしも融合・連携が活発に行われているとは言えない。</p> <p>特に、純粋数学の比率が高い我が国では、数学者と他分野の研究者とが交流する機会は限定されており、数学(特に純粋数学)と他分野の間には共通理解の土壌(共通言語)が存在しないと言われている。また、他分野や産業・社会経済における実施の諸問題から数学の土俵に乗せられる人材や異分野間のインタープリターの役割を果たし得る人材(インターフェース人材)も不足している。</p> <p>このため、本事業において、数学・数理科学と他分野や産業分野の研究者が相互に交流し、知的触発を得られる出会いの場(シンポジウムやフォーラム等)を構築することにより、異分野の研究者・技術者間でのネットワーク作りを促進することが必要である。また、平成19年度から開始した戦略的創造研究推進事業において、具体的研究課題を推進するとともに、これに合わせて数学との融合について様々な分野の人が集まり議論する場を提供する本事業を推進することにより、双方の事業推進に相乗効果が得られることが期待される。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業では、連携・融合を推進する中核機関を公募により選定し、①国際シンポジウムや研究フォーラム等の開催、②インターフェース人材の確保・育成等を行うこととする。本事業を行う中核機関は、数学や数理科学研究の基盤及び他分野への応用におけるノウハウを有する機関を選定し、このような優位性を生かして事業を推進することとしているため、本目標の達成が見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>数学・数理科学と他分野との融合・連携を推進するために、国際シンポジウムや国内シンポジウム、研究フォーラム等の開催やインターフェース人材の確保・育成の活動を行う中核機関を公募により採択することとし、30百万円を新規要求した。</p> <p>予算編成過程で廃止した。</p> <p>平成21年度予算概算要求額:30百万円 (平成21年度予算額:0百万円)</p>

政策の名称	東海・東南海・南海地震の連動性評価研究(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>地震調査研究推進本部が策定した、平成21年度からの地震調査研究の10年計画「新たな地震調査研究の推進について」中間報告においては、これまでの地震調査研究を省みたと上で、「これまでに地震本部が実施してきた長期評価や現状評価は、例えば、東南海地震のみが発生した後に南海地震がどのように発生するかというような、地震の詳細な切迫度についての情報を提供できる水準に至っていない。特に、我が国の将来を見通したとき、国難となり得る東海・東南海・南海地震やそれらと前後して発生する可能性の高い地震を対象とした調査観測研究を強力に推進することは、最も重要な課題である。」とされており、基本理念に「東海・東南海・南海地震に関する調査研究を推進する」ことが、また、当面10年間取り組むべき基本目標として、「海溝型地震の連動発生の可能性評価を含めた地震発生予測の精度向上」が掲げられている。</p> <p>また、同報告内において、「地震活動と火山活動は同じ海洋プレートの沈み込みに起因する自然現象であることから、地震現象を総合的に理解するためには、海溝型地震及び内陸地震の発生、マグマの生成・上昇等を統一的に理解する必要がある」ともされている。</p> <p>本事業は、平成21年度から開始する予定の「地震及び火山噴火発生の連動性評価研究」も含めて、上記趣旨に合致したものであることから、その必要性は極めて高いと判断できる。</p> <p>また、本事業は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に</p>

	<p>において、地震観測施設等の整備に努めなければならないとされていることを踏まえたものである。</p> <p>(有効性)</p> <p>地震本部の設立以降、全国稠密な基盤観測網の整備、基礎研究の推進による知見の獲得、全国を概観した地震動予測地図の作成、緊急地震速報の開始等、多くの成果が上がっている。また、地震本部の方針の下、文部科学省が平成15年度からの5ヵ年計画で実施した「東南海・南海地震に関する調査研究」では、本事業開始の裏づけとなった東南海・南海地震の想定震源域境界における不整形構造の存在の確認や、地震サイクル毎の時間間隔や連動パターンを再現できる基礎技術の構築等の成果が上がっている。</p> <p>また、平成18年度からの4ヵ年計画で実施している「地震・津波観測監視システム」稼働後は、東南海地震の想定震源域においてリアルタイムに地震・津波データを得ることが可能となる。これに伴い、観測データが増大し、高精度な地震発生予測モデルの構築が可能となるとともに、データ同化技術によるシミュレーションの高度化も可能となる。</p> <p>このような我が国のこれまでの地震調査研究に関する研究開発の実績と経験、さらには他の事業の進捗状況等を考慮すると、得ようとする効果は確実に達成されるものと見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:1,181百万円 (平成21年度予算額:501百万円)</p> <p>【機構・定員要求】 火山防災科学技術研究を確実に推進するため、専門職を新たに1名要求した。(措置なし)</p> <p>【事業内容の見直し】 予算編成過程において、平成21年度に展開する海底地震計の規模を見直すとともに、「地震及び火山噴火発生の連動性評価研究」については、内局事業ではなく(独)防災科学技術研究所の事業として、シミュレーション研究等を新たに開始することとした。</p>

政策の名称	活断層調査の総合的推進(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>地震調査研究推進本部が策定した、平成21年度からの地震調査研究の10年計画「新たな地震調査研究の推進について」中間報告においては、これまでの地震調査研究を省みたく上で、「近年、調査観測・研究が殆ど行われていない沿岸海域を震源とする被害地震が多発している」、「現行の評価で用いられている活断層図の精度は必ずしも十分ではない」等、多くの課題が抽出されており、これを受けて、当面10年間に取り組むべき地震調査研究に関する基本目標として、「活断層等に関連する情報の体系的収集及び評価の高度化」等が掲げられている。</p> <p>本事業は、これらの基本目標を達成するため、活断層についての調査観測・研究を総合的に実施するものであることから、必要性が極めて高いと判断できる。</p> <p>(有効性)</p> <p>地震本部の設立以降、全国稠密な基盤観測網の整備、基礎研究の推進による知見の獲得、全国を概観した地震動予測地図の作成、緊急地震速報の開始等、多くの成果が上がっている。また、これまで「地震調査研究推進」として実施してきた重点的調査観測や、追加・補完調査の成果については、地震調査委員会の長期評価等に確実に活用されてきている。このような我が国のこれまでの地震調査研究に関する研究開発の実績と経験、さらには他の事業の進捗状況等を考慮すると、得ようとする効果は確実に達成されるものと見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:813百万円 (平成21年度予算額:660百万円)</p> <p>【事業内容の見直し】 予算編成過程において、重点的調査観測としての調査活断層数を見直した。</p>

政策の名称	安全・安心科学技術プロジェクト(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>科学技術の貢献については、今後は、国民の安全・安心の確保など公共的価値を生み出す分野への貢献が期待されており、そのためには、技術シーズをユーザーニーズにつなげることを支援することが必要である。それぞれのテーマを実施する必要性については、以下のとおり。</p>

	<p>(1) 重要研究開発課題の研究開発</p> <p>① テロ対策等に係る研究開発 国際的なテロの脅威が高まるなかで、他国の技術をそのまま受け入れるのではなく、我が国におけるテロの脅威の程度や特徴を踏まえ、我が国としてテロ対策を着実に実施することが必要。そのためには、我が国の科学技術を活用し、自国の技術でテロ対策に関する製品を開発することが必要である。</p> <p>② 地域の安全・安心の確保に係る研究開発 災害対策や医療問題等の地域社会の抱える課題を解決するためには、地域社会の制度・組織の改善だけではなく、例えば災害時の情報共有システムのような科学技術を活用したシステムを開発し利用することも有効である。こうした地域の公的機関をユーザーとする技術開発の分野は、地域単独の取組では難しく、また、非効率的であるため、科学技術や研究機関を積極的に活用していくための仕組みを国が支援することが必要である。</p> <p>③ 国家の安全・安心の基盤となる科学技術 サイバーテロ等から、国家の安全・安心を確保するためには、科学技術を活用した効果的・効率的対策が重要である。そのため、その基盤となる科学技術における国家的なニーズの解決に向けて産学官の技術力を活用し、結集していく仕組みを推進することが必要である。</p> <p>(2) 安全・安心に関わる知・技術の共有化 テロ対策等に係る情報は公表されていないことが多く、有識者も限られており、知・技術の共有化がこれまで進んでこなかった。技術シーズをユーザーニーズにつなげるためには、研究開発と同時に知・技術の共有化を進めることが必要である。</p> <p>(有効性) テロ対策等に資する技術について、テラヘルツ波を活用した封筒内違法薬物・危険物検知装置の実証実験が税関で実施されるなど、成果の還元が進んでいる。また、平成19年度から開始した課題については、現場のニーズを踏まえた研究開発が順調に進捗しており、研究開発の成果の社会実装が期待される。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:1,283百万円 (平成21年度予算額:538百万円)</p>

<p>政策の名称</p>	<p>トップアスリート派遣指導事業(拡充)</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(必要性) 教育振興基本計画において、「学校や地域におけるスポーツの振興を通じて、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成する。これにより、子どもの体力の低下に歯止めをかけ、上昇傾向に転じさせ、(略)昭和60年頃の体力水準への回復を目指す」としており、そのためには、トップアスリート等が、自らの豊かな経験と卓越した技術をもとに、講話や指導等を通じて、子どもたちが主体的にスポーツに親しむ態度や習慣を身に付けるきっかけを提供する必要がある。</p> <p>(有効性) 本事業は、子どもたちが主体的にスポーツに親しむ意欲を喚起するため、小・中学校や総合型地域スポーツクラブ等に対して、トップアスリート等のチームを派遣し、スポーツの実演・指導等を通じて体を動かすことの楽しさや正しい生活習慣を身につけることの大切さ、スポーツの素晴らしさなどを伝え、子どもの体力向上を図ることを目的としてきた。 本事業では、体力・運動能力調査において小学校5年生の運動実施率を85パーセント以上とすることを目指している。平成18年度(注)においては、小学校5年生の運動実施率は80パーセントとなっている。今後、より多くの小・中学校等にトップアスリート等のチームを派遣し、スポーツの実演・指導等を行うことで、子どものスポーツに対する取組が積極的になり、教員の指導法の改善も一層図られることにより、達成年度である平成22年度には、目標である理解・習熟度85パーセント以上を達成することができると見込まれる。 (注)平成19年度は現在集計中</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:205百万円 (平成21年度予算額:101百万円)</p>

<p>政策の名称</p>	<p>「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」に基づく子どもの体力向上支援事業(新規)</p>
<p>政策評価の結果</p>	<p>(必要性)</p>

<p>の概要</p>	<p>教育振興基本計画において、「学校や地域におけるスポーツの振興を通じて、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成する。これにより、子どもの体力の低下に歯止めをかけ、上昇傾向に転じさせ、(略)昭和60年頃の体力水準への回復を目指す」としており、そのために各地域における子どもの体力の状況、運動習慣、生活習慣等との相関関係について、全体的にきめ細かに把握・分析し、また、都道府県、市町村、学校それぞれの段階における子どもの体力向上に係る施策の成果と課題を整理する必要がある。</p> <p>(有効性) 本事業は、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果等を分析、活用することにより、各教育委員会、学校が自らの子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図ることを目的としている。今後、各都道府県・政令指定都市において、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を分析、活用して提案された、子どもの体力向上にかかる施策の改善に資する具体的方策を収集し、全国に普及させ、各地域において子どもの体力向上のためのより効果的な取組が実施されることにより、達成年度である平成23年度には、目標である子どもの体力を上昇傾向へ転じさせ、昭和60年頃の水準への回復を達成することができると思込まれる。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:227百万円 (平成21年度予算額:158百万円)</p>

<p>政策の名称</p>	<p>中学校武道必修化に向けた地域連携指導実践校等(新規)</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(必要性) 武道及びダンスについては、これまで選択であったが、新たに必修となったことから、武道とダンスの指導者・施設・設備の確保が必要となってくる。そのためには、学校単独で確保することのみならず、地域の資源を有効活用する必要がある。例えば、地域の指導者の活用などにより、生徒により高い技術的指導をすることができると同時に教員の指導力を向上させることができる。地域の武道場などを活用することで、学校に武道場が無い場合にも効果的な指導が行うことができる。さらに、各都道府県が全国連絡協議会等で実践校における取組について情報交換を行い、一層の成果の普及を図る必要もある。</p> <p>以上のことから、武道及びダンスの円滑な実施を図るためには、本事業の実施が不可欠である。</p> <p>(有効性) 平成20年3月に学習指導要領を改訂し、武道とダンスを必修化したことを踏まえ、平成21年度から940校で本事業を実施することにより、新たに必修とした2領域について、地域と連携した指導手法を蓄積し、事業の成果を全国に普及することで、すべての中学校で様々な形態で武道・ダンスが実施できるようにすることができる。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】 課題となっている武道の必修化の条件整備として、988百万円を概算要求に盛り込んだ。 平成21年度予算概算要求額:988百万円 (平成21年度予算額:494百万円)</p>

<p>政策の名称</p>	<p>地域スポーツ人材の活用実践支援事業(拡充)</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(必要性) 多くの中学校では部活動の指導者不足が深刻な状況である。その要因として考えられるのは、教員数の減少や高齢化の進展、練習・引率及び大会運営等の負担が大きいこと、生徒の指導に対するニーズが高度で専門的になっていることなどである。また、平成18年度に行われた教員の勤務実態調査では、中学校の教員にとって部活動指導のための残業時間が長くなっていることが明らかになった。このような状況を改善するためには、学校外の地域のスポーツ人材を積極的に活用し、生徒の指導ニーズに応えるとともに、教員の負担を軽減することが必要である。</p> <p>また、学級担任が全ての教科を担当する小学校においては、特に、高学年で指導内容が高度化するために、個に応じた指導の必要性も高くなり、児童の関心・意欲にあった体育指導が困難と感じる教員が少なくない。児童生徒の体力が長期的な低下傾向にある中、児童生徒の運動する意欲をより一層培うためには、発達段階に応じて、教員の指導を補助できる地域のスポーツ人材とともに指導していくことも必要である。</p> <p>以上のことから、学校体育への地域スポーツ人材の活用を促進し、学校体育の活性化を図るためには、本事業の拡充が不可欠である。</p>

	<p>(有効性)</p> <p>都道府県教育委員会等が中心となり、域内の学校への地域スポーツ人材の活用の趣旨や効果を啓発していくことにより、地域スポーツ人材の活用する気運が高まり、すべての小・中学校において地域スポーツ人材の活用ができる体制を構築するという目標を達成することができると思込まれる。</p> <p>また、本事業の実施により、地方自治体が抱える地域スポーツ人材活用上の課題の解決が図られ、より一層の人材活用がなされることも期待される。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>課題となっている子どもの体力低下や教員の負担増への対応として、1,064百万円を概算要求に盛り込んだ。</p> <p>平成21年度予算概算要求額:1,064百万円 (平成21年度予算額:358百万円)</p>

政策の名称	公立中学校武道場整備費補助事業(新規)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>平成24年度より中学校において武道必修化が完全実施となるため、中学校において安全かつ効率的に武道を実施するための条件整備を行うことが必要である。</p> <p>現在、「安全・安心な学校づくり交付金」により、国庫補助制度があるものの、中学校武道場整備率は47.0パーセント(平成19年5月1日現在)にとどまっており、整備促進は不可欠である。</p> <p>このため、新学習指導要領完全実施後2カ年経過までの5カ年間(21年度～25年度)で重点的に整備促進を図るため、所要の予算措置及び補助率のかさ上げ、交付先における使途を武道場新設に特定した本事業の新規実施が必要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>各地方公共団体においては、武道必修化完全実施(平成24年4月)までに、円滑な武道の実施に向け武道場の整備が喫緊の課題である。本事業により所要の財源を時限的に確保し、補助率を1/2とする支援策を講じることにより、各地方公共団体における武道場整備の取組が促進され、達成年度である平成25年度末には、目標である整備率70パーセントを達成することができると思込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:4,799百万円、補助率1/2 (平成21年度予算額:安全・安心な学校づくり交付金(公立中学校武道場新規整備分)4,026百万円、補助率1/2)</p>

政策の名称	私立学校体育等諸施設整備費補助(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>平成24年度より中学校において武道必修化が完全実施となるため、中学校において安全かつ効率的に武道を実施するための条件整備を行うことが必要である。</p> <p>現在、「私立学校体育等諸施設整備費補助」により、国庫補助制度があるものの、中学校武道場整備率は24.8パーセント(平成19年5月1日現在)にとどまっており、整備促進は不可欠である。</p> <p>このため、新学習指導要領完全実施後2カ年経過までの5カ年間(21年度～25年度)で重点的に整備促進を図るため、箇所数の増及び補助率のかさ上げを行うため、本事業の拡充が不可欠である。</p> <p>(有効性)</p> <p>各学校法人においては、武道必修化完全実施(平成24年4月)までに、円滑な武道の実施に向け武道場の整備が喫緊の課題である。本事業により所要の財源を時限的に確保し、補助率を1/2とする支援策を講じることにより、各学校法人における武道場整備の取組が促進され、達成年度である平成25年度末には、目標である整備率10パーセント増を達成することができると思込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:215百万円、中学校武道場新規整備分 補助率1/2 (平成21年度予算額:105百万円、中学校武道場新規整備分 補助率1/2)</p>

政策の名称	総合型地域スポーツクラブの育成・支援(拡充)
-------	------------------------

<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(必要性) 体力・スポーツに関する世論調査(平成18年8月内閣府)のスポーツ振興についての国や地方公共団体への要望において、学校体育施設の開放・整備、地域のクラブやサークルの育成に対する要望が多く、総合型地域スポーツクラブの育成について国民からのニーズが強いものとする。また、教育振興基本計画においては、「心身の健全な発達に重要な役割を果たすスポーツに国民の誰もが生涯を通じていつでも身近に親しむことができる環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブ等、地域における総合的なスポーツの場の育成・整備をはじめとした取組への支援を推進する。」「子どもが身体を動かす場や機会を確保する観点からも、総合型地域スポーツクラブの整備等、地域における身近なスポーツ環境の整備を推進する。」としており、生涯スポーツ社会の実現のために、総合型地域スポーツクラブの育成・支援を推進する必要がある。</p> <p>(有効性) 本事業は、総合型地域スポーツクラブを育成・支援することで国民の誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境の整備を図ることを目的としてきた。 平成20年7月1日現在において、育成率は57.8パーセントとなっている。今後、全国的な組織基盤を有する民間スポーツ団体を活用して、総合型地域スポーツクラブの設立に向けた基幹的活動に対する支援及び育成に必要な取組を実施する「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」やスポーツを取り巻く新たな課題を解決するため、広域スポーツセンターの機能を活用する「総合型地域スポーツクラブを核とした活力ある地域づくり推進事業」、クラブ育成率の低い地方自治体を対象に、未育成エリアミーティング(仮称)等を開催し、課題等の解決を図りながら総合型地域スポーツクラブの育成を促す「総合型地域スポーツクラブ特別支援事業」が実施されることにより、達成年度である平成22年度には、総合型地域スポーツクラブの全市区町村に対する育成率を100パーセントまで伸ばすことができると見込まれる。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:934百万円 (平成21年度予算額:485百万円)</p>

<p>政策の名称</p>	<p>競技力向上ナショナルプロジェクト(拡充)</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(必要性) オリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会における我が国のトップレベル競技者の活躍は、多くの国民、とりわけ子どもたちに夢や感動を与え、ひいては、明るく活力ある社会の形成に寄与するものであるとともに、国際社会における我が国のプレゼンスを高めていく上でも大きな影響を与えるものである。 このため、文部科学省としては、スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)及びスポーツ振興基本計画に基づき、これまで多種々の施策を実施してきたところであり、その結果、現時点における夏季・冬季合わせたメダル獲得率は3.22パーセントとなっている。 しかしながら、スポーツ振興基本計画に掲げる目標である3.5パーセントは未だ実現されていない状態にあることから、メダル獲得率向上のための更なる施策が必要である。</p> <p>(有効性) 本事業を実施することにより、メダル獲得の可能性が高いと考えられる選手又は競技団体において、選手又は競技団体単独では行うことが困難と考えられる戦略的かつ総合的な選手強化方策を行うことが可能となる。このため、我が国のメダル獲得率上昇が見込まれることから、上記目標を達成することが可能と判断。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:1,248百万円 (平成21年度予算額:608百万円)</p>

<p>政策の名称</p>	<p>アートマネジメント重点支援事業(新規)</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(必要性) 大学等でアートマネジメントに関する講座、コース等を置いている学部、大学院は増えてきており、その教育内容は、教育学的なもの、社会学的なもの、公共政策学的なものなど、大学それぞれにおいて多様であるものの、必ずしも文化施設等の経営とリンクしたものとなっておらず、文化芸術活動の現場において求められる実践的な資質・能力の育成につながらないとの指摘がある。 また、アートマネジメントの理論と実践の両面の修得の観点から、文化施設等における実</p>

	<p>習・インターンシップが有益であるが、教育プログラムに取り入れている大学等は少数であるとともに、実習等の期間も短期間となっている。</p> <p>一方、文化施設等においては、採用時に現場の経験を重視する傾向にあり、学生の就職の受け皿が少なく、学生が現場に入っていくにくい状況にあるとともに、定期的な採用が少ないなど、大学等と現場をつなぐ仕組みが整えられておらず、学生が働きたいと思っても安定的に働けないことも多い。</p> <p>アートマネジメント人材等の養成を図る上で、人材の養成を担う大学等と活用を図る文化施設等の相互理解・交流が重要であるが、大学等は、文化施設等における学生の積極的な採用や実習・インターンシップの受け入れなどを重視するが、文化施設等は、大学等に共同企画の実施や現場を知る専任教員の増員等を求めるなど、養成側と活用側で意識の乖離が見られる。</p> <p>以上のことから、我が国の文化芸術の水準の維持・向上を図っていくためには、芸術系大学と文化施設が連携・協力し、質の高いアートマネジメント人材の育成と活用を一体的に行うとともに、拠点となる文化施設へ重点的な支援を行うことで、我が国のアートマネジメント人材等の育成及び活用の拠点を形成し、各地域での取組を促す本事業が必要不可欠である。</p> <p>(有効性)</p> <p>文化施設等から大学等に対しては、63パーセントが「共同企画の積極的な実施」を、59パーセントが「現場を知る専任教員の増員」を、50パーセントが「専門家の派遣・交流」を求めている。一方、大学等から文化施設に対しては、88パーセントが「実習・インターンシップの受け入れと学生の積極的な採用」を、61パーセントが「アートマネジメント専門職の設置」を求めている。支援対象施設においては当事業の実施により、これらの要望に応じることができる。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:762百万円 (平成21年度予算額:101百万円)</p> <p>【機構・定員要求】</p> <p>アートマネジメント人材の育成及び活用に係る事務体制強化のため、アートマネジメント専門官1名を要求した。(措置なし)</p> <p>【事業内容の見直し】</p> <p>予算編成過程で事業の見直しを行った結果、専門的なアートマネジメント人材の育成及び活用に一体的に取り組む文化施設に対し重点支援を行い、我が国におけるアートマネジメントの推進を図ることとした。</p> <p>具体的には、アートマネジメント専門の職員を配置し、特色ある芸術性の高い創造活動等を行うとともに、他の文化施設等から中堅の現職アートマネジメント担当職員等を受入れ、その資質向上のための指導助言を行う文化施設に対して、専門職員の配置及び中堅職員の指導助言にかかる必要な経費を支援するものである。</p> <p>また、全国の公立文化施設の管理運営に携わる職員を対象にしたアートマネジメント研修を併せて実施することとした。</p>

<p>政策の名称</p>	<p>本物の舞台芸術体験事業(拡充)</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(必要性)</p> <p>次代の芸術文化の担い手である子どもたちの豊かな心や感性を育むために、学校において子どもたちに芸術文化に触れる機会を提供することは、我が国の芸術文化の振興には必要な事業であると考える。</p> <p>(有効性)</p> <p>本事業は平成14年度に開始した後、事業規模を拡充しながら、平成20年度においては950公演を確保した。引き続き、達成年度(平成23年度)に向けて公演数の拡充を図る。</p> <p>平成19年度の実施状況に関する調査を行ったところ、「学校における鑑賞教室等に関する実態調査(社団法人日本芸能実演家団体協議会)」では、鑑賞教室が児童・生徒に与える効果の回答としては、「舞台芸術への関心を高められた」が85.1パーセント、「豊かな心や感性・創造性をはぐくめた」が82.0パーセントとなっている(本調査結果は本物の舞台芸術体験事業を含む、学校における舞台芸術の鑑賞教室全般に関するデータである)。また、「文部科学省政策評価に関する調査研究(株式会社三菱総合研究所)」では「当該事業をきっかけに文化・芸術活動を実施したくなった児童生徒の割合」が81.1パーセント、「豊かな心や感性、創造性を育てるきっかけになったと思う保護者・教職員の割合」が保護者78.0パーセント、教職員78.2パーセントとなっており(本調査結果は、本物の舞台芸術体験事業を対象としたデータである)、児童・生徒に与える効果は高い結果となった。引き続き事業を充実させ、高いレベルでこの結果を維持する。</p>

政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:4,302百万円 (平成21年度予算額:3,804百万円)
------------------	----------------------------------------------------------

政策の名称	国宝重要文化財等買上げ(拡充)
政策評価の結果の概要	(必要性) 近年の社会情勢、経済情勢による長引く不況等の理由から、所有者が国宝・重要文化財等を転売したり、複数の員数で構成されている1件の国宝・重要文化財等を分割して個別に手放すことによる国内外での散逸等が懸念されていることや、文化財が脆弱な材質でつくられているにも関わらず、所有者による適切な保存管理が行われていないため、劣化やき損を招く危険性が高い状況のものがある。 このことから、国において保存管理の措置を講ずる必要がある文化財を緊急に買上げ、適切な保存管理の実施と併せて展覧会への公開活用にも資するものである。 (有効性) 適切な買取を行い、文化財の保存活用に努め、貴重な文化財の散逸防止に努める。
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:2,649百万円 (平成21年度予算額:1,637百万円)

政策の名称	建造物保存修理等(拡充)
政策評価の結果の概要	(必要性) 我が国には木造として世界最古の法隆寺金堂をはじめ、数多くの木造建造物が保存されている。これは建物が良質な材料を使用し、かつ優れた施工技術で建てられただけでなく、各時代のたゆまない保存管理のたまものである。 文化財建造物の保存は、適切な周期、適切な材料、適切な技術で修理を繰り返すことが必要であり、適切な周期で保存修理を実施しないと文化財としての価値を大きく損なうこととなる。 しかしながら、現状では適切な周期による保存修理ができない状況であり、我が国の貴重な文化財を次世代に確実に継承するためには、建造物保存修理予算の拡充が必要である。 文化財建造物の修理は多額の経費を要するため、所有者負担は極めて重い。所有者には檀家や信者等が少ない社寺や年金生活の民家所有者等も多く、修理についてこれ以上の所有者負担を求めることは難しい。 また、都道府県・市町村による所有者への修理経費支援(随伴補助)も、地方財政の縮小により困難となっている。さらに、本事業は、災害の復旧修理事業にも対応しているが、近年、地震・台風・大雨等の災害が多発していることから、国費負担の迅速な充実が必要不可欠である。 なお、「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本方針)」(平成19年2月9日閣議決定)において、文化財建造物等の有形の文化財について、「その種別や特性に応じて計画的に保存・修復を進める」ことを基本施策として定めており本事業の拡充が不可欠である。 (有効性) 本事業は、目標が達成された後も絶えることなく継続して行うことが必要である。 しかし、当面の達成年度である平成24年度には対応の迅速化を図り、文化財建造物の保存修理は目標である毎年、根本修理13件、維持修理50件を達成することが見込まれる。 また、伝統的建造物群の保存修理は目標である毎年300件を達成することが見込まれる。
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:6,632百万円 (平成21年度予算額:5,691百万円)

政策の名称	建造物防災施設等(一般)(拡充)
政策評価の結果の概要	(必要性) 東南海・南海地震が発生する可能性が高いと予測されているなか、近畿圏を中心とした地域において文化財建造物の防災対策の必要性が一段と高まっている。平成19年3月に能登半島地震、平成20年6月に岩手宮城内陸地震があり、危険度が低いといわれていた地域においても大地震が発生しており、全国的な耐震、防災対策の必要性が生じた。

	<p>(有効性)</p> <p>本事業は、目標が達成された後も絶えることなく継続して行うことが必要である。</p> <p>しかし、当面の達成年度である平成25年度には、対応の迅速化を図ることにより、目標である防災設備の設置率(総合防災70パーセント、老朽施設の改修率50パーセント)を達成することが見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:798百万円 (平成21年度予算額:623百万円)</p>

政策の名称	地域日本語教育体制整備事業(新規)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>これまで地域における日本語教育は主にボランティアによって支えられてきたが、学習者の増加と多様化にともなって、学習者のニーズに十分にはこたえられなくなった。近年、外国人人材の活用は、我が国において欠くことのできないものとなっており、彼らを地域社会の一員としてとらえた施策の必要性が高まっている。そのため、彼ら及び彼らの家族が安心して暮らせるように地域における日本語教育に対する支援が必要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>地域の日本語教室は、学習者の通える時間と場所に開設できていなかったり、学習者の期待する質と内容で指導が行えていなかったりする。実際、日本語教育のプログラムの企画立案、及び会場の確保や講師の手配等といったコーディネート業務は、地域の日本語教育の担い手であるボランティアにとっては過度の負担となっている。以上のような役割をボランティアにかわって、行政機関または国際交流協会等の機関および人材が業務として担うことで、設定した目標(教室数、学習者数の増加)は達成することができると見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>予算編成過程で廃止した。</p> <p>平成21年度予算概算要求額:69百万円 (平成21年度予算額:0百万円)</p> <p>【機構・定員要求】</p> <p>地域の日本語教育の体制整備に係る事務体制を強化するため、日本語教育調査官(2名)の新設を要求した。(日本語教育調査官1名措置)</p>

政策の名称	国際初中教育支援事業－日本の学び舎を海外へ－(新規)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>国際的な資源獲得競争が激しくなる中、産油国との経済レベルにとどまらない文化や教育等の多角的な関係強化の必要性が指摘されている。また、国際社会での日本の発信力強化のため、日本への留学生の受入を大幅に拡大するなど、知日家・親日家の育成の必要性も指摘されている。</p> <p>そこで、日本式教育を世界に発信することにより、中東地域等での教育改革に協力する他、優れた留学生を確保し、知日(親日)家を育成するなど、対日理解を促進することを通じて豊かな国際社会の構築に貢献するため本事業を実施する。</p> <p>(有効性)</p> <p>UAE及びカタールとの教育協力を推進するにあたり、日本側関係機関(外務省、経済産業省、文部科学省)と相手国側の関係機関による教育協力検討作業部会が設置されている。これら作業部会において、現地人子女の日本人学校への入学が検討されており、目標人数の達成が見込まれている。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:69百万円 (平成21年度予算額:0百万円)</p> <p>本事業については、平成20年度補正予算において措置することとなった(171百万円)ため、平成21年度予算においては措置されていない。</p>

政策の名称	日米教育交流プログラム(新規)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>近年、日米両国の首脳は、首脳会談等の場において、日米同盟は日米両国がグローバルな諸課題に対処していく上で不可欠の役割を果たしており、今後もその同盟関係を一層</p>

	<p>盤石なものとしていく必要があるとの認識のもと、将来のさらなる日米関係の強化のために、知的交流、草の根交流、日本語教育等からなる日米交流を強化するイニシアティブを累次にわたり表明している。これらの政策的ニーズに応えるためには、教育分野での日米交流の強化に関する事業を実施する必要がある。</p> <p>(有効性) 平成9年度以降実施してきた「日本フルブライト・メモリアル基金事業」においては、平成19年度までに累計6,000名を超える米国人教員等の我が国への招へい等により、米国人(被招へい教員はもとより、その教員の生徒などへの波及効果もある)の対日理解と、日米教員間の理解増進や交流促進に効果的であった。本件プログラムは、平成20年6月にまとめられたカルコン(日米文化教育交流会議)による政策提言を踏まえ「日本フルブライト・メモリアル基金事業」の事業改編を行うものであり、同基金事業と同様、日米間の教育・文化交流の促進に資するという目標の達成が可能なものと考えられる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:200百万円 (平成21年度予算額:200百万円)</p> <p>【事業名の変更】 平成21年度予算には「日米教育交流プログラム拠出金」として計上。</p> <p>【事業内容の見直し】 「日本フルブライト・メモリアル基金事業」をカルコン(日米文化教育交流会議)による政策提言を踏まえた新たな事業とすべく検討した結果、平成21年度より「日米教育交流プログラム」として、新たな日米間の教育・文化交流に資する事業を実施することとした。</p>

政策の名称	留学生交流の推進(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 留学生の受入れ・派遣を通じた留学生交流は、我が国と諸外国との間の人的ネットワークの形成や相互理解と友好関係の深化、国際的な視野を持った日本人学生の育成と開かれた活力ある社会の実現、我が国の大学等の国際化・国際競争力の強化、国際社会に対する知的国際貢献等の推進を図るために必要である。</p> <p>(有効性) 平成20年1月の福田内閣総理大臣の施政方針演説の中で言及のあった「新たに日本への『留学生30万人計画』を策定し、実施に移す。」や、これを踏まえた経済財政改革基本方針2008の経済成長戦略の中で、「留学生30万人計画」の実現に向けて構想の具体化が上げられたところである。また、同年7月29日、文部科学省ほか関係6省により策定され、閣僚懇談会で報告、公表された「留学生30万人計画」骨子により、その趣旨や方策の具体化が図られたところである。 「留学生30万人計画」を達成するために、本事業は必要なものであり、大学等の教育研究の国際競争力を高め、優れた留学生を戦略的に獲得し、また関係省庁・機関等が総合的・有機的に連携して計画を推進することで、「留学生30万人計画」へも寄与することとなる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:64,723百万円 (平成21年度予算額:43,361百万円)</p> <p>【機構・定員要求】 留学生の受入れ・派遣の両面で一層の交流の推進を図るため、機構(留学生交流政策室)及び定員(係長3名)を要求した。(係長1名措置)</p> <p>【事業内容の見直し】 国費外国人留学生制度については、在学段階及び地域による生活費の違い等を総合的に勘案し単価を見直すとともに、より多くの優秀な者の採用を図ることとした。 地域留学生交流推進会議経費については、そのほとんどが地域で行うイベント経費であり地域独自で実施できることから廃止し、新たに全国レベルの留学生交流総合推進会議を実施することとした。 「外国人留学生修学援助費補助金(授業料減免学校法人援助)」について、補助対象の精査等を検討することとした。</p>

政策の名称	国連大学人材育成プログラム(新規)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性) 我が国の大学等が国際社会において、他の機関に伍して国際開発協力活動に参画して</p>

	<p>いくためには、二国間協力(バイ協力)だけでなく、国連機関等による協力を含む多国間協力(マルチ協力)にも熟知していく必要がある。</p> <p>国連大学は、我が国が積極的に誘致し、日本にある唯一の国連機関の本部機能を持つ機関として活動を展開しているところである。</p> <p>文部科学省としては、国連大学が我が国に所在する地の利を活かし、我が国の学術界と国連大学との連携協力を図ること、さらに、国連大学を通じて我が国の大学等の国際化の進展を図り、国際協力活動展開のための基盤整備をより一層図っていく必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>20年度に東京大学との協力協定に調印し、本事業に着手したところであり、今後も順調に進捗すれば、目標を達成すると見込まれる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:20百万円 (平成21年度予算額:20百万円)</p>

政策の名称	アジア太平洋地域教育協力信託基金拠出金事業(新規)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>EFAの目標達成を始め、様々な教育課題の克服は、ユネスコのみならず、多くの国際機関が達成に努めているところ、我が国が目標達成に貢献することは、教育分野における国際貢献につながり、上位目標である「国際協力の推進」に寄与するものである。</p> <p>(有効性)</p> <p>EFAの国際的な取組が、2015年(平成27年)までの目標達成を目指しており、ユネスコをコーディネーターとして国際機関によるEFA達成の取組が実施されていることから、平成27年度までに達成ができる見込みである。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度予算概算要求額:100百万円 (平成21年度予算額:95百万円)</p>

政策の名称	日本/ユネスコパートナーシップ事業(拡充)
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>ESDを国際的な立場から推進することを提唱したのは日本政府である。2002年(平成14年)3月に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグ・サミット)での小泉首相(当時)の提案に基づき、同年12月の第57回国連総会において、2005年(平成17年)から2014年(平成26年)までの10年を「国連持続可能な開発のための教育の10年(DES D)」とし、ユネスコをその主導機関とするとの決議が採択された。これを受け2005年(平成17年)9月には、ユネスコが中心となって各国の具体的対応の指針となる国際実施計画が策定された。</p> <p>我が国にとって、国際的取組に対する協力と並んで重要なことは、国内における取組の推進である。特に学校現場におけるESDの概念が十分に理解されているとは言えない状況であり、早急な対策が必要である。</p> <p>ESDを学校教育の中で推進するに当たっては、環境教育、国際理解教育、人権教育など等、多岐にわたる分野をつなげて総合的に取り組むことが求められているが、ユネスコの国際的な学校間ネットワークである「ユネスコ・スクール」が取り組むテーマとESDが取り組むべき分野とが重なることから、全国の小・中・高等学校においてESDを普及促進していく上で、ユネスコ・スクールのネットワークを活用することが有効である。そこで、本事業ではユネスコ・スクールの活動の充実を図る。</p> <p>また、ESDは教育分野に限らず、科学・文化など横断的に取り組む必要があることから、科学・文化についてもプログラム開発、無形文化遺産の保護計画の策定等を実施し、科学・文化面からESDの普及・促進を図る。</p> <p>これらの取組が、我が国が提唱し、ユネスコが主導する地球規模の課題であるESD及び気候変動等への取組の国内外で普及・推進につながり、上位目標である「国際協力の推進」に寄与することが可能となる。</p> <p>(有効性)</p> <p>現存する国内のユネスコ・スクールは25校であるが、昨年度事業を実施したところ新たに20校余りがユネスコ・スクールへの関心を持つに至った。今後、本事業を拡充することにより、年間100校は新たにユネスコ・スクールに参加すると予想され、平成26年度には500校以上が</p>

	参加する見込み。
政策評価の結果 の政策への反映 状況	【概算要求】 平成21年度予算概算要求額:150百万円 (平成21年度予算額:120百万円)

表 11 - 4 - 新規施策等（税制）について事前評価した政策

政策の名称	家庭の教育費負担の軽減(特定扶養控除の拡充等)(拡充)
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>必要性の観点 我が国の教育費の私費負担割合は諸外国と比較して高く、また、内閣府の調査によると、子育ての辛さの内容として「子どもの将来の教育にお金がかかること」を挙げた者の割合が、全体の4割を超え、全10項目中第1位となっており、また、その割合が一貫して増加傾向(16年:39.1パーセントから17年:39.2パーセントから18年:39.8パーセントから19年:42.4パーセントから20年:45.8パーセント)にあるなど、教育費に対する国民の負担感が非常に大きいことが明らかになっている。</p> <p>現行の扶養控除やその上乗せ措置である特定扶養控除は、これまで、教育費を含めた経済的負担の軽減に一定の役割を果たしてきたが、上述の状況を踏まえれば、特に教育費の負担が重い16歳以上23歳未満の特定扶養親族(高校生・大学生相当)を扶養する家庭については、その経済的負担をより一層軽減することが必要不可欠である。</p> <p>有効性の観点(減税見込み) 約490億円(所得税:330億円、住民税:160億円) (積算の考え方) 高校と大学の授業料は、平均で46万円。 一方、現行の特定扶養親族は、学校の授業料など教育費等の負担が重い年齢層であることが考慮され、一般の扶養親族よりも控除額が上乗せされているが、その上乗せの控除額は1人当たり計37万円(所得税で25万円、住民税で12万円が上乗せで控除)にとどまっている。</p> <p>このため、この上乗せの控除額(37万円)を、高校と大学の授業料を勘案して9万円増額し、高校と大学の授業料の平均額と同額の46万円に引き上げる。 上記「9万円」について、所得税と住民税の特定扶養控除の上乗せ控除額(所得税25万円:住民税12万円)に基づき比例配分すると、それぞれ「所得税:6万円」、「住民税:3万円」となる。 「所得税:6万円」、「住民税:3万円」に、それぞれ特定扶養親族数(5,482,216人)と税率(10パーセント)を乗じ、減税見込み額を算出。 < 所得税 > 6万円 × 5,482,216人 × 10パーセント = 32,893百万円 < 住民税 > 3万円 × 5,482,216人 × 10パーセント = 16,447百万円 (特定扶養親族数は「平成18年民間給与実態統計調査及び申告所得税標本調査」より)</p> <p>効率性の観点(代替手段との比較) 授業料の減免措置や独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金事業は、希望する学生に対して教育の機会均等の観点から措置されるものであり、これらの施策が全ての教育費を負担している家庭に対して教育費の負担感を軽減する直接的な効果をもたらしているとは言えない。上述したとおり、子育ての辛さの内容として「子どもの将来の教育にお金がかかること」を挙げた者の割合が、全体の4割を超えるなど、教育費に係る国民の負担感が非常に大きいという現状を踏まえれば、効果がより多くの家庭に波及する施策の実施が求められるところである。</p> <p>以上より、実質的に家庭の教育費負担を軽減するとともに、大多数の国民が抱えている教育費に対する負担感を軽減する観点から、特定扶養親族(高校生・大学生相当)を扶養する家庭について、高校及び大学の授業料の額を勘案し、所得税について6万円、住民税について3万円を所得控除する本要望は効率的であり妥当であると判断する。</p> <p>なお、児童手当制度は、小学校修了前の児童を養育している保護者に対し、月額5,000～10,000円を支給するものであり、特に教育費負担の重い16歳以上23歳未満の特定扶養親族を扶養する家庭の教育費負担を軽減することにはならない。 (参考)特定扶養親族数 = 5,482,216人(出典:平成18年民間給与実態統計調査及び申告所得税標本調査)</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>政策評価結果を踏まえ、平成21年度税制改正要望を行ったところ、本控除を含む個人所得課税に係る各種控除制度については、税体系の抜本改革の際に見直すこととされた。</p>

政策の名称	大学等への寄附に係る税制(新設・拡充)
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>必要性の観点 人材養成の場であるとともに知の拠点でもある学校法人等は、知的基盤社会の活力を生み出す根源であり、学校法人等に投資することは、我が国の将来に対して投資することに他ならない。 また、学校法人等については、国立大学法人運営費交付金や私学助成の削減、また、</p>

	<p>近年の少子化等の影響により、経営環境の厳しい学校法人等が増しており、そのような中で寄附金収入等の多様な財源の確保を図ることにより、財政基盤を強化することが、喫緊の課題となっている。</p> <p>さらに、国民に心豊かな生活をもたらす、社会を活性化させる文化芸術の振興を図ることが大変重要であり、そのためには寄附を一層促進することで、文化芸術関係法人の財政基盤を強化する必要がある。</p> <p>有効性の観点(減税見込み) 学校法人、文化芸術関係法人等に対する調査結果を踏まえ算出予定</p> <p>効率性の観点(代替手段との比較) 寄附に係る税制上の優遇措置は、国、地方公共団体及び一定の要件を満たす公益性の高い法人についてのみ認められるものであり、公益事業の振興を図ることを目的としているものである。</p> <p>学校法人、文化芸術関係法人等に対する寄附を含め、そもそも寄附は寄附者たる個人の自主的・自発的な善意に基づくものであり、反対給付もないことから、今以上に外部資金を寄附として流入しやすくするためには、その税制上の優遇措置を更に充実・拡充することは不可欠である。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	政策評価結果を踏まえ、平成21年度税制改正要望を行った結果、寄附税制の拡充については認められなかった。

政策の名称	文化財の修理に係る税制(新設)
政策評価の結果の概要	<p>必要性の観点 我が国の多くの重要文化財建造物は木や紙など脆弱な材料を用いて作られているものが常に風雨に曝されていることから、その価値を大きく減ずることのないように適切な周期で大規模な修理(維持修理は平均30年周期、解体・半解体修理は平均150年周期)を行うとともに、当該建造物の価値を維持していくために必要な小規模な修理を定期的に行っている。</p> <p>大規模な修理については、必要に応じて国庫から補助を行っているが、その費用が多額であるため、個人の所有者にとっては自己負担分が重荷となっている。また、国庫補助の対象とならない小規模な修理については、その費用の全額が所有者の負担となる。</p> <p>このような状況を踏まえ、国民共有の財産である重要文化財建造物を適切に保存・維持していくためには、所有者の修理費用の自己負担を軽減するための税制上の優遇措置が必要である。また、文化財保護法において、文化財の保護は国や地方公共団体の任務であるとともに、所有者の責務とされており、国や地方公共団体による補助に加えて、税制措置によって所有者自らの取組を後押しすることが必要である。</p> <p>有効性の観点(減税見込み) 国庫補助事業： 19年度個人所有の重要文化財事業数16件×個人負担平均約120万円＝1,920万円 所有者自主修理： 修理が行われた数(推定)48件×修理費用の平均約50万円＝2,400万円 計 4,320万円 減税見込額(10パーセントの税額控除の場合) 4,320万円×0.1＝432万円</p> <p>効率性の観点(代替手段との比較) 現在、主に大規模な修理について、国庫補助により支援を行っており、国庫補助事業は文化財の保護のため不可欠なものである。</p> <p>他方、国庫補助事業では、予算上の制約から、文化財修理の全てには対応できるものではなく、所有者の自主的な修理が促進される必要がある。また、国庫補助による支援を待つことなく、所有者自ら継続的に行われるべき修理を実施することが必要である。</p> <p>継続的な修理・保存措置が、所有者自らによって行われることによって、国庫補助事業による大規模修理事業の周期を長期化させ、事業費を抑制し、結果として、公費負担を抑制することにつながるものと考えられる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	政策評価結果を踏まえ、平成 21 年度税制改正要望を行なった結果、長期検討事項となった。

表 11 - 4 - 規制を対象として事前評価した政策

政策の名称	新しい教育課程の実施に伴う義務教育諸学校の教科用図書の採択に係る特例措置	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現在の制度】 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条の規定により、義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部)において使用する教科用図書については、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することとなっており、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 14 条第 1 項の規定により、「政令で定める期間」を 4 年としている。これは、教育計画の継続性を確保する等の観点から、同一の教科用図書を一定期間継続して採択することとしたものであり、また、編集、検定、採択、発行という教科用図書作成のサイクルを考慮して「4 年」と定められているものである。</p> <p>現行学習指導要領に基づいて編集された教科用図書については、小学校用は平成 20 年度に、中学校用は平成 21 年度に採択替えを行うこととなっているため、同一の教科用図書を採択する期間(以下「採択期間」という。)は、小学校用は平成 20 年度から平成 23 年度まで、中学校用は平成 21 年度から平成 24 年度までの 4 年間となる。</p> <p>しかしながら、平成 20 年 3 月に小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が改訂され、小学校学習指導要領については平成 23 年度から、中学校学習指導要領については平成 24 年度から実施されることに伴い、新教育課程に対応した教科書を新たに採択する必要が生じることとなる。</p> <p>【改正の内容】 教育課程の基準の変更に伴い、採択期間内において採択した教科用図書(以下「既採択教科用図書」という。)の発行が行われないこととなった場合その他の文部科学省令で定める場合には、4 年間の採択期間内であっても既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができることとする。</p> <p>【規制の必要性】 同一の教科用図書を採択する期間内に採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合等には、当該採択期間にかかわらず、採択替えを行うことができるよう採択の特例を定める必要がある。</p> <p>仮に、本件政令改正により、採択期間内であっても採択替えができる旨を明確に規定しなかった場合は、法令上採択期間は 4 年とされているため、新教育課程の実施後に学校現場において新学習指導要領に基づいた教科書を使用することができなくなる。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)
想定される代替案	想定できる代替手段が存在しない。	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	採択権者(公立学校では所管の教育委員会、国・私立学校では学校長)及び都道府県教育委員会における採択関連業務の実施期間の変更に伴う費用(但し、これは平成 20 年 3 月に小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が改訂されたことに伴うものであり、本政令改正固有の費用ではない)。	
(行政費用)	特段発生しないものとする。	
(その他の社会的費用)	特段発生しないものとする。	
規制の便益	便益の要素	代替案
	小学校用教科書については平成 22 年度、中学校用教科書については平成 23 年度に採択替えが行われることにより、新教育課程の実施開始とともに新学習指導要領に基づいて編集された教科用図書が支障なく無償	

	<p>給与される。</p>	
	<p>新教育課程の実施開始とともに新学習指導要領に基づいて編集された教科用図書が支障なく給与されることにより、新学習指導要領の円滑な実施が可能となる。</p>	
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関 係の分析等)</p>	<p>当該規制に関する政令改正は妥当。</p>	
<p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p>	<p>政策評価の結果を踏まえ、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部改正を行った。</p>	

政策の名称	障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令案
規制の目的、内容及び必要性等	<p>[背景]</p> <p>平成 20 年 6 月 18 日に「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成 20 年法律第 81 号。以下「教科用特定図書等普及法」という。)」が公布され、同法附則第 1 条により公布の日から 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。</p> <p>同法は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等(1)の発行の促進を図るとともに、その使用の支援について必要な措置を講ずること等により、教科用特定図書等の普及の促進等を図り、もって障害その他の特性の有無にかかわらず児童及び生徒が十分な教育を受けることができる学校教育の推進に資することを目的とするものであるが、同法第 13 条及び第 15 条において、教科用特定図書等の無償給付及び給与の実施に関する都道府県教育委員会の必要な事務並びにその他必要な事項については政令で定めるものとされていることから、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令(以下「教科用特定図書等普及法施行令」という。)を制定する必要がある。</p> <p>なお、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」については、議員立法であることから、規制評価は実施していない。</p> <p>1 「教科用特定図書等」とは、視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して検定教科用図書等を複製した図書、点字により検定教科用図書等を複製した図書その他障害のある児童及び生徒の学習のように供するため作成した教材であって検定教科用図書等に代えて使用し得るものをいう。</p> <p>[教科用特定図書等普及法施行令の概要]</p> <p><実施機関></p> <p>教科用特定図書等の無償給付に関する事務は、実施機関(2)が行うものとし、実施機関は、教科用特定図書等を発行する者(以下「教科用特定図書等発行者」という。)から教科用特定図書等を受領したときは、小中学校の設置者に対して直ちにこれを給付する。(第 1 条)</p> <p>実施機関は、教科用特定図書等を受領したときは、受領報告書を都道府県教育委員会に提出するとともに、受領証明書を教科用特定図書等発行者に交付しなければならない。(第 2 条)</p> <p><教科用特定図書等発行者></p> <p>教科用特定図書等発行者は、実施機関に対し、教科用特定図書等を納入しなければならない。(第 1 条)</p> <p>教科用特定図書等発行者は、実施機関から受領証明書の交付を受けたときは、文部科学省令で定めるところにより納入冊数集計表(都道府県ごとに教科用特定図書等の納入冊数を集計した書類)を作成し、受領証明書を添えて当該都道府県教育委員会に提出しなければならない。(第 3 条)</p> <p><小中学校の設置者></p> <p>小中学校の設置者は給与名簿の作成し、給与児童生徒数を都道府県教育委員会へ報告しなければならない。(第 5 条)</p> <p>2 公立の小中学校(小学校及び中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)をいい、学校教育法第 81 条第 2 項及び第 3 項に規定する特別支援学級を除くものをいう。以下同じ。)については当該小中学校を所管する教育委員会、私立の小中学校については当該私立学校を所管する学校法人の理事長、国立大学に附属して設置される小中学校については当該国立大学の学長をいう。</p> <p>[規制の必要性]</p> <p>教科用特定図書等の無償措置の円滑かつ確実な実施を確保するためには、無償措置に関係する諸機関等が相互に協力して事務を遂行する仕組みが必要となる。</p>

	<p>本施行令は、実施機関が国に代わって無償給付及び給与の事務を行うこととしているが、国は各小中学校ごとの教科用特定図書等の必要部数などを個々に十分了知することは困難であり、教育委員会、学校法人の理事長、国立大学の学長に教科用特定図書等の受領の事務や無償給付の手続を委任することが実際的かつ最も適切であること等から、本施行令において必要な規定を設けることとした。</p> <p>なお、検定教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号)」において、教科用特定図書等普及法施行令と同様の手続により無償給与を行っているところである。</p>	
	法令の名称・関連条項と その内容	障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令案
想定される代替案	<p>教科用特定図書等の無償給付及び給与に関する実施機関が行う事務について、国が直接行うこととすることが考えられるが、当該事務を直接国が行うこととした場合、国は小中学校ごとの教科用特定図書等ごとの必要部数や必要とする時期などを個々に了知することができないこと、教科用特定図書等発行者から国が直接各地において現品を受領するのは極めて困難であること、から、教科用特定図書等の無償措置が不可能となることが想定されるため、妥当でない。</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	実施機関、教科用特定図書等発行者、小中学校の設置者が行うこととされる教科用特定図書等の無償給付及び給与に関する事務の新設に伴う費用。	
(行政費用)	従来予算措置により実施していた教科用特定図書等の無償措置を法的措置にすることに伴う費用。	
(その他の社会的費用)	特段発生しないものとする。	
規制の便益	便益の要素	代替案
	実施機関、小学校及び中学校の設置者、教科用特定図書等発行者の教科用特定図書等の無償給付及び給与に関する事務を規定することにより、教科用特定図書等の無償措置の円滑かつ確実な実施の責務を果たすことができる。	
	従来予算措置により実施していた教科用特定図書等の無償給付及び給与が法令により担保されることにより、障害その他の特性の有無にかかわらず児童及び生徒が十分な教育を受けることができる学校教育の推進が図られる。	
政策評価の結果 (費用と便益の 関係の分析等)	<p>上記の規制の便益分析及び規制の費用分析を考慮した結果、規制により発生する費用より規制により得られると見込まれる便益が大きいと考えることができる。従って、当該規制を新たに設けることについては妥当であると判断する。</p>	
政策評価の結果の 政策への反映状況	<p>政策評価の結果を踏まえ、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令を制定した。</p>	

政策の名称	原子力事業者が講ずべき損害賠償措置に係る規制の改定	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(総論)</p> <p>損害賠償措置の義務付けは、被害者の保護という観点から、万が一原子力損害が発生した場合に、原子力事業者による迅速かつ確実な賠償の履行のために基礎的資金をあらかじめ確保しておくという意義を有しており、国民の理解を得ながら原子力利用を進めるための基盤として不可欠のものとなっている。他方、損害賠償措置は原子力事業者にとっても、偶発的に莫大な賠償債務を負う潜在的な危険性が経常的な費用に置き換えられることにより、原子力関係事業の合理的な経営にも資する。</p> <p>賠償措置額の引上げ</p> <p>今回の見直しに当たっては、前回の改正(平成11年5月)後に発生したJCO臨界事故における損害賠償や、原子力損害賠償制度に関する国際水準、民間保険市場における原子力損害賠償責任保険の引受能力等を勘案した。</p> <p>我が国初の原子力損害の賠償事例であるJCO臨界事故では、小規模な加工施設での事故ながら、賠償総額は約150億円、賠償対象は約7,000件のにのぼり、原子力損害賠償責任保険契約の保険金(当時の賠償措置額は10億円。その後120億円に改正済。)をはるかに超え、会社の資産を含めても賠償資力が不足したため、原子力事業者は親会社の支援を受けて賠償を履行することとなった。国際水準としては、欧州原子力先進国間で締結されている原子力損害賠償に関する国際条約であるパリ条約において、平成16年に改正議定書が採択され、賠償措置額が7億ユーロに引き上げられている。我が国の民間保険市場における引受能力は、1,200億円の保険を引き受けることができるまでに拡大した旨、報告されている。</p> <p>こうした点を勘案し、今回、賠償措置額を1,200億円に引き上げることとする。</p> <p>賠償措置額の合理化による新たな特例額の創設</p> <p>事業行為が終了した後に事業所内で行われる付随行為に係る現行の損害賠償措置は、主たる事業行為と一体的な取扱いとなっており、事業行為の種類によっては、付随行為のみの相対的リスクに比して賠償措置額が過大となっている。</p> <p>現段階では、既に廃止措置が行われている原子炉が複数あり、将来的にも運転の終了が本格化することが見込まれているほか、一定量以上の核燃料物質の使用に該当する事業行為が終了しているサイトが複数あるため、これらの付随行為に係る賠償措置額を合理化する必要がある。</p> <p>原子力損害賠償補償契約に係る補償料率の引下げ</p> <p>原子力損害賠償補償契約における補償料率は、これまで改定されることがないが、原子力発電所の運転実績が積み重ねられ、制度創設時に算出の基礎とした知見及びデータに変化が生じていることから、賠償措置額の引上げに伴ってその乖離をさらに拡大することのないよう、より適切な水準への引下げを行う必要がある。</p>	
想定される代替案	法令の名称・関連条項とその内容	<p>賠償措置額の引上げ： 原賠法第7条第1項、原賠法施行令第2条</p> <p>賠償措置額の合理化による新たな特例額の創設： 原賠法施行令第2条</p> <p>原子力損害賠償補償契約に係る補償料率の引下げ： 補償契約法施行令第3条第1項</p>
<p>(総論)</p> <p>万が一の原子力事故が放射線、放射能等による被害が生命、身体傷害のみならず、地域の社会経済全般に広範な被害をもたらすことからすれば、安全確保の徹底を図ったとしても、原子力の特性に対応して被害救済の確保を図るための充実した特別の賠償制度の必要性がなくなることは考えられない。</p> <p>原子力損害賠償制度の柱である損害賠償措置については、代替する仕組みとして、例えば米国の制度のように、原子力事業者による事業者共済というような形で、賠償額を事業者間の相互扶助により補完することも考えられる。しかし、現時点では、原子力事業者においてその様な制度構築を目指す動きは具体化していないことや、我が国と米国の制度の相違、原子力事業の実態の相違等との関係が明らかでないことを踏まえれば、現時点では現実的な代替手段とみなすことはできず、中長期的な検討課題にとどまる。なお、仮にこうした措置が実現する場合でも、現行制度下においても、損害賠償措置として認められる余地はある。</p> <p>(各論)</p> <p>賠償措置額の引上げの代替手段としては、() 現行の賠償措置額を変更しないこと、() 今回の改定(2倍)以上に引き上げることが考えられるが、() については、国際水</p>		

	<p>準との比較において原子力先進国に劣る額となり、損害賠償措置の充実の要請に反し適切ではなく、()については、現在の民間保険会社の引受能力の限度を超えるため、原子力損害賠償責任保険契約が成立しないため採用し得ない。</p> <p>新たな特例額の創設の代替手段としては、()現行の賠償措置額の枠組みを変更せず、新たな特例額を創設しないこと、()今回創設する特例額とは異なる特例額を創設することが考えられる。()については、過大な賠償措置額に伴う保険料・補償料の支出を原子力事業者が強いるため、適切ではない。また()については、付随行為のみの相対的リスクと同等のリスクの事業行為に係る特例額と異なる額を設けることとなり、事業者間の不公平を生じ適切でない。</p> <p>補償料率の引下げの代替手段としては、現行の補償料率を変更せず、現行料率をこのまま維持することが考えられる。補償損失の発生見込みや事務取扱費等の低下が見込まれるにもかかわらず、これらを反映しなければ、これらを勘案して補償料率を定めるとする補償契約法の趣旨に反することとなり、適切ではない。</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	<p>-a 賠償措置額の引上げによる原子力事業者の保険料・補償料の支出の増加</p> <p>保険料:原子力損害賠償責任保険契約は民間における契約であり、海外の再保険市場を含む保険市場において保険料が定まるため、現時点において改定後の保険料を算出することは困難である。なお一般に、保険金額の増額に伴い保険料率は逡減するため、賠償措置額が2倍になっても保険料は2倍になることはないと思込まれる。</p> <p>補償料:原子力損害賠償補償契約の補償料は以下のとおり増加するが、補償料率の引下げにより、賠償措置額の引上げ比率よりも少ない増加率にとどまる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・600 億円 × 5/10000 = 3000 万円 1200 億円 × 3/10000 = 3600 万円 ・120 億円 × 5/10000 = 600 万円 240 億円 × 3/10000 = 720 万円 ・20 億円 × 5/10000 = 100 万円 40 億円 × 3/10000 = 120 万円 <p>-b 賠償措置額の引上げによる民間保険会社の負担</p> <p>原子力損害賠償責任保険契約の対象となる原子力損害が発生した場合、民間保険会社が支出しうる保険金は最大で1200億円まで増大する。これを確保するため、海外における再保険確保のための事務コストが必要となるが、同時に、原子力事業者の付保額の増額に伴う相当程度の増収もあり、これらを相殺すれば、保険会社に特別な経済的負担が生じるとは考え難い。</p>	
(行政費用)	<p>賠償措置額の引上げによる予算上の対応等</p> <p>原子力損害賠償補償契約の対象となる原子力損害が発生した場合、政府が支出しうる補償金は最大で1200億円まで増大する。これを確保するため、一般会計予算総則に定められる原子力損害賠償補償契約の締結限度額に、新規契約の契約金額や契約更新に伴う契約金額の増加分を積算計上する必要が生じる。また、賠償措置額の増額に伴う契約変更等の事務手続が一時的に発生することが見込まれる。</p> <p>特例額の創設による報告徴収・立入検査</p> <p>賠償措置額の合理化に伴って創設する新たな特例額については、炉心からの燃料取出し等に係る所要の事実を確認する必要があるため、原子力事業者からの申請に応じ、追加的に報告徴収・立入検査のための行政費用が発生することが見込まれる。</p>	
(その他の社会的費用)	<p>今回の改定においては、損害賠償措置額を現行の2倍に引き上げることになるため、上記遵守費用 -a のとおり、電力会社をはじめとする原子力事業者の費用負担が増加することが見込まれ、それらが最終的に電気料金に転嫁される可能性がある。ただし、今回の改定による費用負担の増額分</p>	

	は、原子力事業者の経常費用全体に比して非常に小さいため、影響はごく軽微であると見込まれる。また、過去における同様の改定において、電力料金の改定がなされたことはない。	
規制の便益	便益の要素	代替案
	<p>賠償措置額の引上げによる原子力関連事業の円滑な推進</p> <p>あらかじめ適切な金額の損害賠償措置を講じさせることにより、万が一原子力損害が発生した場合に巨額の損害賠償債務を負担することとなりうるという原子力事業者の資金リスクを保険市場に転嫁することにより、原子力関連事業の円滑な推進に資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特例額の創設・補償料率の引下げによる原子力事業者の保険料・補償料の支出の低減 <p>保険料：原子力損害賠償責任保険契約は民間における契約であるため、現時点において改定後の保険料の算出は困難であるが、付保額の低減に応じた保険料の低減が想定される。</p> <p>補償料：原子力損害賠償補償契約の補償料は以下のとおり低減する。</p> <p>【原子炉の運転（熱出力1万kW超）の場合】 （現行） 廃止措置完了まで：600億円×5/10000＝3000万円 （改定後） 炉心からの燃料取り出し後：240億円×3/10000＝720万円 燃料のサイト外搬出後：40億円×3/10000＝120万円</p> <p>【原子炉の運転（熱出力100kW超）の場合】 （現行） 廃止措置完了まで：120億円×5/10000＝600万円 （改定後） 燃料のサイト外搬出後：40億円×3/10000＝120万円</p>	
政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）	賠償措置額の引上げによる被害者の保護の充実	
政策評価の結果の 政策への反映状況	上記の便益分析及び費用分析を踏まえ、今回の原子力損害賠償関連法令の改正による原子力事業者が講じるべき損害賠償措置に係る規制の改定は適切である。	
	「原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案」を第171回国会に提出した。法案成立後、すみやかに関連する政省令について改正を行う。	

表 11 - 4 - 実績評価方式を用いて事後評価した政策

施策名	教育改革に関する基本的な政策の推進等								
<p>施策の概要</p>	<p>改正教育基本法の理念の下、豊かな人間性を備えた創造的な人材育成のための教育改革を推進するため、教育改革について周知・啓発を図る。また、教育統計調査及び国際研究協力活動等の着実な実施を図る。</p>								
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p>								
	<p>改正教育基本法の概要、趣旨等を掲載したパンフレットを作成し、全国の学校等に配付・周知した。また、「教育改革セミナー」を全国7カ所で開催し、改正教育基本法や教育改革の推進状況に関する広報・啓発を行った。</p>								
	<p>4つの教育統計調査（「学校基本調査」、「学校保健統計調査」、「学校教員統計調査」、「地方教育費調査」）及び諸外国の教育制度等に関する調査・研究を実施し、それぞれを報告書等により公表した。</p>								
	<p>ユネスコ、OECD（経済協力開発機構）及びIEA（国際教育到達度評価学会）等の国際機関等との国際教育協力活動及び国際比較調査研究について、国内における実施等協力活動を推進した。これにより、教育改革を進めるにあたって必要となる客観的で信頼性の高いデータ・情報を提供している。</p>								
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>								
	<p>達成目標</p>	<p>指標名</p>	<p>単位</p>	<p>基準値 (年度)</p>	<p>実績値</p>			<p>目標値 (年度)</p>	<p>達成目標・指標の 設定根拠・考え方</p>
	<p>改正教育基本法や、同法を受けて行われた制度改正の内容の周知・普及により、教育改革の趣旨徹底を図りつつ、必要な文教施策の企画立案を進めるための基礎的・具体的な調査研究を実施する</p>	<p>パンフレットの配布部数</p>	<p>万部</p>	<p>毎年度</p>	<p>17年度 -</p>	<p>18年度 -</p>	<p>19年度 約 80</p>	<p>-</p>	<p>教育改革の趣旨の広報啓発の手段としては、パンフレット等の広報物の配布により周知を図る方法と、説明会の開催等口頭により周知を図る方法の双方が考えられる。具体的には、改正教育基本法の趣旨及び概要を記載したパンフレットの作成・配布と教育改革セミナーを実施した。そのため、本目標の達成状況を測る指標として、パンフレットの配布数と、教育改革セミナーの参加者数及び参加者の範囲を示す実施箇所数を設定した。</p>
	<p>教育改革セミナーの実施箇所数</p>	<p>カ所</p>	<p>毎年度</p>	<p>毎年度</p>	<p>17年度 -</p>	<p>18年度 -</p>	<p>19年度 7</p>	<p>-</p>	<p>教育改革セミナーの実施箇所数を設定した。</p>
	<p>教育改革セミナーの参加者数</p>	<p>人</p>	<p>毎年度</p>	<p>毎年度</p>	<p>17年度 -</p>	<p>18年度 -</p>	<p>19年度 約 1250</p>	<p>-</p>	<p>教育改革セミナーの参加者数及び参加者の範囲を示す実施箇所数を設定した。</p>
	<p>教育統計調査等の着実な実施を図り、教育行政施策の企画立案等に必要基礎情報を収集し、それらを文部科学省における施策立案に幅広く活用できるとともに、広く国民に提供する</p>	<p>教育統計調査ホームページアクセス件数</p>	<p>件</p>	<p>毎年度</p>	<p>17年度 -</p>	<p>18年度 -</p>	<p>19年度 792,481</p>	<p>-</p>	<p>指標及びは、達成目標の「収集した資料（データ）を文部科学省における施策立案に幅広く活用」のための指標として設定し、同じくは、同目標「教育行政施策の企画立案」のための指標として設定し、同じくは、同目標「教育統計調査の着実な実施」のための指標として設定したものである。</p>
<p>報告書等刊行物の電子化の割合</p>	<p>%</p>	<p>毎年度</p>	<p>毎年度</p>	<p>17年度 -</p>	<p>18年度 -</p>	<p>19年度 100.0</p>	<p>-</p>	<p>同目標「教育行政施策の企画立案」のための指標として設定し、同じくは、同目標「教育統計調査の着実な実施」のための指標として設定したものである。</p>	
<p>各国教育基礎資料データベースの更新・追加国数</p>	<p>ヶ国</p>	<p>毎年度</p>	<p>毎年度</p>	<p>17年度 -</p>	<p>18年度 -</p>	<p>19年度 37</p>	<p>-</p>	<p>同目標「教育統計調査の着実な実施」のための指標として設定したものである。</p>	
<p>統計調査の調査票の回収率</p>	<p>%</p>	<p>毎年度</p>	<p>毎年度</p>	<p>17年度 98.9</p>	<p>18年度 98.7</p>	<p>19年度 100.0</p>	<p>-</p>	<p>同目標「教育統計調査の着実な実施」のための指標として設定したものである。</p>	
<p>ユネスコ、OECD（経済協力開発機構）及びIEA（国際教育到達度評価学会）の国際機関等との国際教育協力及び国際比較調査研究の着実な実施を図り、教育改革を進めるにあたり必要となる客観的で信</p>	<p>国際セミナーの参加国数</p>	<p>ヶ国</p>	<p>毎年度</p>	<p>17年度 20</p>	<p>18年度 19</p>	<p>19年度 13</p>	<p>-</p>	<p>指標、及びは達成目標の「収集した資料（データ）を文部科学省における施策立案に幅広く活用」のための指標として設定したものである。</p>	
<p>人数</p>	<p>人</p>	<p>毎年度</p>	<p>毎年度</p>	<p>17年度 38</p>	<p>18年度 23</p>	<p>19年度 約 30</p>	<p>-</p>	<p>同目標「教育統計調査の着実な実施」のための指標として設定したものである。</p>	
<p>PISAの実施年度・参加国数</p>	<p>ヶ国</p>	<p>毎年度</p>	<p>毎年度</p>	<p>17年度 -</p>	<p>18年度 57</p>	<p>19年度 -</p>	<p>-</p>	<p>同目標「教育統計調査の着実な実施」のための指標として設定したものである。</p>	
<p>TIMSSの実施年度・参加国数</p>	<p>システム</p>	<p>毎年度</p>	<p>毎年度</p>	<p>17年度 -</p>	<p>18年度 -</p>	<p>19年度 69</p>	<p>-</p>	<p>同目標「教育統計調査の着実な実施」のための指標として設定したものである。</p>	
<p>万人</p>	<p>万人</p>	<p>毎年度</p>	<p>毎年度</p>	<p>17年度 -</p>	<p>18年度 -</p>	<p>19年度 40</p>	<p>-</p>	<p>同目標「教育統計調査の着実な実施」のための指標として設定したものである。</p>	

	頼性の高いデータ・情報を提供するとともに、国際協力を推進する									
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 今後、教育をめぐる様々な状況変化等に対応した統計調査を、より適切に実施していくため、調査事項など必要な見直し等の検討を行う外部有識者による検討会を設置するための経費の要求を行った。 (平成20年度 850千円 平成21年度予算額 2,301千円) また、成人として必要不可欠な普遍的な能力を諸外国と比較分析するデータを収集し、教育行政等の施策立案に資するため、新たにOECDの国際成人力調査(PIAAC)に参加する経費の要求を行った。 (平成21年度予算額:75,928千円(新規)) ユネスコ、OECD(経済協力開発機構)及びIEA(国際教育到達度評価学会)等の国際機関等との国際教育協力活動及び国際比較調査研究について、課題となっている我が国の教育の成果を国際的に幅広く比較する実証的データを収集するため、OECD高等教育における学習成果の評価(AHELO)及び国際成人力調査(PIAAC)等、346百万円(うちAHELO分38百万円、PIAAC分144百万)を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:209百万円(うちAHELO分5百万、PIAAC分93百万円))</p> <p>【制度改正】 改正教育基本法を受けた制度改正や教育振興基本計画の内容の周知・普及など教育改革の趣旨徹底を図るため、セミナーの開催やパンフレットの配布などを行ったことにより国民の理解を一定程度得ることが出来た。引き続き、国民各層の理解を得るため、周知・普及を図る。</p> <p>【機構・定員要求】 諸外国における教育制度・教育事情に関する情報が求められる機会が増えており、今後もこうした要求により適切に対応する必要があることから、国際教育指標開発及びPIAAC等に積極的に取り組むための国際教育統計専門官(1名)を要求した。(平成21年度 国際教育統計専門官1名措置) OECDが国際教育インディケータ事業として決定したPIAACに参画し、事業の実施体制を強化するため、総括研究官(1名)の増を要求した。(平成21年度 総括研究官1名措置)</p> <p>【業務改善】 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」に基づき、平成20年度「社会教育調査」において「政府統計共同利用システム」のオンライン調査を導入した。 各国教育基礎資料データベースの調査対象国の拡大をした。</p> <p>【業務の効率化】 教育改革セミナーの経費について、平成20年度においては平成19年度の実績を踏まえ、その効率化のための見直しを行い、削減を図った。(平成19年度実績:5,300千円 平成20年度予算:4,812千円)</p>									
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等 第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説 教育再生会議・教育再生懇談会の設置 教育改革国民会議	年月日 平成20年1月18日 平成18年10月10日 平成20年2月26日 平成12年12月22日	記載事項(抜粋) 「志を高く持ち、自立してたくましく社会を生き抜く力と、仲間や地域社会と共に生きる心を育むため、学校のみならず、家庭、地域、行政が一体となって、教育の再生に取り組んでまいります。」 - -							

施策名	生涯を通じた学習機会の拡大		
施策の概要	高度で体系的かつ継続的な学習機会を提供する高等教育機関等において、学習者の多様なニーズに対応し、生涯を通じた幅広い学習機会を提供する。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>教育機関等において多様な学習機会を提供し、もって生涯学習社会の実現を目指すため、放送大学学園の授業評価システムの構築、専修学校・文部科学省認定社会通信教育等の振興、生涯学習フェスティバルの開催等の取組を行った。</p> <p>一度社会に出た者が大学や専修学校等における社会人入学、公開講座の受講等を通じ、就職や社会参加をするなど再チャレンジに取り組むことができるよう、「再チャレンジのための学習支援システムの構築」事業における講座の開発などを通じて支援を行った。</p> <p>高等学校卒業程度認定試験等について、矯正施設での受験機会を拡大したことなどから実施箇所・受験者数ともに増加しているが、試験の実施に関して平成19年12月に、コンピュータの採点プログラムの一部に誤りがあることが判明し、合否判定に影響が生じたこと等重大な問題が発生した。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>別紙のとおり。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>これまでの取組の成果を踏まえ、多様化する生涯学習ニーズに対応するため、放送大学における放送のデジタル化を活かした学習環境等の整備・充実に向け、10,580万円を平成21年度概算要求に盛り込んだ。</p> <p>(平成21年度予算額:9,311百万円)</p> <p>社会人の学び直し機会提供の推進のため、659百万円を概算要求に盛り込んだ。</p> <p>(平成21年度予算額:540百万円)</p> <p>広く国民一般に対し生涯学習に係る活動を実践する場を全国的な規模で提供するための「生涯学習フェスティバル」を引き続き実施するため、113百万円を概算要求に盛り込んだ。</p> <p>(平成21年度予算額:108百万円)</p> <p>高等学校卒業程度認定試験について、矯正施設での受験機会を拡大したことに伴う試験実施体制の整備、及び採点プログラムの一部誤りの問題を踏まえ、システム運用支援体制の強化に要する経費として、270百万円を概算要求に盛り込んだ。</p> <p>(平成21年度予算額:258百万円)</p> <p>【機構・定員要求】</p> <p>高等学校卒業程度認定試験について、試験制度のさらなる改善や普及を図るため、認定試験専門官(1名)の新設を要求した。また、採点プログラムの一部誤りの問題を踏まえ、プログラムミス等の再発の防止、及びシステムの改善の企画・立案等に取り組む専門職(1名)の新設を要求した。(措置無し)</p> <p>【業務改善】</p> <p>高等学校卒業程度認定試験について、採点プログラムの一部誤りの問題を踏まえ、採点時に一部の解答用紙を無作為抽出し、担当職員の手作業により採点、プログラムによる採点と比較・確認を行うことにより、再発防止を図った。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日閣議決定	<p>第4章 持続的で安心できる社会の実現</p> <p>2. 教育再生</p> <p>(2) 心と体の調和の取れた人間形成 体験活動の推進</p> <p>専門高校や専修学校等が地域社会と連携して行う特色のある職業教育の取組の積極的支援。</p> <p>第2章 成長力の強化</p> <p>1. 成長力加速プログラム</p> <p>成長力底上げ戦略</p> <p>(1) 人材能力戦略</p> <p>大学・専門学校等を活用した「実践型教育システム」の構築</p> <p>就職困難者や新卒者等に対し大学・専門学校等の教育プログラムを開放し、「実践型教育プログラム」を提供する。</p>

	<p>新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ~ 知の循環型社会の構築を目指して ~ (答申)</p>	<p>平成 20 年 2 月 19 日 中央教育審議会答申</p>	<p>第 1 部今後の生涯学習の振興方策について 4 . 具体的方策 (社会教育施設等を活用した多様な学習の場の充実) また、全国の国民に放送を通じて幅広く大学教育の機会を提供している放送大学については、学生がより質の高い授業を受けられるよう、BS 放送の活用など、放送のデジタル化等を踏まえた学習者の視点に立った取組をさらに推進することが求められる。 (相談体制の充実) 就業・起業やボランティア活動・社会参加等の新たなチャレンジをしようとする人に対し、地域や社会・産業界のニーズを具体的に把握、明確化し、キャリア形成支援を含めた学習相談を行うとともに、必要な知識等が習得できる学習機会を民間団体等の協力を得つつ社会教育施設等において提供する等、学習相談から学習成果の活用までを一貫して支援する学習支援システム(ワンストップサービス)を構築することが有効である。</p>
--	---------------------------------------------------------	---------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別紙 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
放送大学を活用し、広く社会人等が大学教育を受ける機会を提供するとともに、教育内容の質的向上を図ることにより、生涯学習の充実に資する。	放送大学学生の学部における有職者の割合、年齢別構成	(%)	- (17年度)	72.1	72.4	72.1	- (19年度)	放送大学が広く社会人等に大学教育の機会を提供することを目的とした大学であることから、「有職者の割合」及び「年齢別割合」を指標とした。また、授業の質的側面については、受講する学生の理解度・満足度を測定することで、学生のニーズにあった教育内容が提供されているか判断しうると考えられることから、アンケート結果を指標とした。
	放送大学学生の大学院における有職者の割合、年齢別構成	(%)	- (17年度)	85.5	84.9	84.9	- (19年度)	
	放送大学学生の学部における10代の学生の割合	(%)	- (17年度)	4.3	3.6	5	- (19年度)	
	放送大学学生の学部における20代の学生の割合	(%)	- (17年度)	18	16.6	15.9	- (19年度)	
	放送大学学生の学部における30代の学生の割合	(%)	- (17年度)	27.1	26.8	26.2	- (19年度)	
	放送大学学生の学部における40代の学生の割合	(%)	- (17年度)	21.5	22.6	22.4	- (19年度)	
	放送大学学生の学部における50代の学生の割合	(%)	- (17年度)	16.5	17.3	17	- (19年度)	
	放送大学学生の学部における60代以上の学生の割合	(%)	- (17年度)	12.5	13	13.4	- (19年度)	
	放送大学学生の大学院における10代の学生の割合	(%)	- (17年度)	0	0	0	- (19年度)	
	放送大学学生の大学院における20代の学生の割合	(%)	- (17年度)	6.9	6.7	5.8	- (19年度)	
	放送大学学生の大学院における30代の学生の割合	(%)	- (17年度)	22.8	22.3	20.5	- (19年度)	
	放送大学学生の大学院における40代の学生の割合	(%)	- (17年度)	33.9	31.5	31.9	- (19年度)	
	放送大学学生の大学院における50代の学生の割合	(%)	- (17年度)	24	25.4	25.4	- (19年度)	
	放送大学学生の大学院における60代の学生の割合	(%)	- (17年度)	12.4	14.2	16.4	- (19年度)	
	学部における理解度についての肯定的評価	(%)	- (17年度)	69	65	67	70 (19年度)	
	学部における満足度についての肯定的評価	(%)	- (17年度)	74	70	73	70 (19年度)	
	大学院における理解度についての肯定的評価	(%)	- (17年度)	-	77	78	70 (19年度)	
	大学院における満足度についての肯定的評価	(%)	- (17年度)	-	80	82	70 (19年度)	

民間教育事業者等の協力を得つつ、地域における生涯学習概念の普及・啓発を図るとともに、民間教育事業者等の活動を支援することで生涯学習の機会を整備し、生涯学習の一層の振興を図る。	生涯学習フェスティバルにおける開催県の人口に占める参加者の割合	(%)	34.7 (19年度)	46	27	41	36.4 (19年度)	生涯学習フェスティバルについては、地域における生涯学習の一層の振興に資することを目的とした事業であり、当該開催都道府県における参加者割合を把握することで、本事業による量的な側面での普及・啓発の成果を測定することができ、また、来場者アンケートを把握することで、本事業による質的な側面での普及・啓発の成果を測定しうると考える。 また、文部科学省認定社会通信教育については、国民が本通信教育をどれだけ受講しているかを測定することで、参加の量的状況を測定しうると考える。
	生涯学習フェイスティバルの来場者アンケートに占める「生涯学習」に“非常に興味がわいた”、“少し興味がわいた”の合計割合	(%)	89.1 (19年度)	87	88.9	89.2	93.6 (19年度)	
	文部科学省認定社会通信教育の受講者総数	(千人)	115 (19年度)	113	103	91	121 (19年度)	
専修学校において職業教育機能を活用した多様な学習機会の充実を図る。	専修学校における工業分野における学科数の推移	(学科)	- (17年度)	1,607	1,588	1,547	- (19年度)	専修学校における分野別開設学科数の推移を指標とすることで、専修学校において提供する学習内容の多様性を測定することが可能となり、また、専修学校における総開設学科数の推移を指標とすることで、専修学校において提供する学習の総量を測定することが可能となると考え、本指標を設定した。
	専修学校における農業分野における学科数の推移	(学科)	- (17年度)	71	88	92	- (19年度)	
	専修学校における医療分野における学科数の推移	(学科)	- (17年度)	2,009	2,037	2,037	- (19年度)	
	専修学校における衛生分野における学科数の推移	(学科)	- (17年度)	964	996	991	- (19年度)	
	専修学校における教育・社会福祉分野における学科数の推移	(学科)	- (17年度)	711	732	758	- (19年度)	
	専修学校における商業実務分野における学科数の推移	(学科)	- (17年度)	1,301	1,264	1,269	- (19年度)	
	専修学校における服飾・家政分野における学科数の推移	(学科)	- (17年度)	1,100	1,023	948	- (19年度)	
	専修学校における文化・教養分野における学科数の推移	(学科)	- (17年度)	1,943	1,987	2,061	- (19年度)	
	専修学校における総開設学科数の推移	(学科)		9,706 (17年度)	9,715	9,703	9,812 (19年度)	
高等学校卒業程度認定試験等により学習機会の充実を図る。	高等学校卒業程度認定試験 出願者数	(人)	27,070 (19年度)	26,631	29,619	31,796	29,777 (19年度)	出願者数については、制度がどの程度活用されているのかという観点から、指標に設定した。また、試験の実施か所数については、高卒認定及び中卒認定の受験機会が、場所的な条件から阻害されないような形で、広く試験が実施されているかという観点から、指標に設定した。さらに、試験の実施運営については、受験者が試験を滞りなく受験する前提として、適
	高等学校卒業程度認定試験 実施か所数	(か所)	94 (19年度)	94	94	227	103.4 (19年度)	
	中学校卒業程度認定試験 出願者数	(人)	76.7 (19年度)	73	77	96	84.4 (19年度)	

	中学校卒業程度認定試験 実施か所数(か所)	(か所)	23 (19年度)	23	23	27	25.3 (19年度)	切な形で試験が運営されることが必要であることから、指標に設定した。ただし、試験の実施運営については、定量的に測定しうる指標が存在しないことから、数値的な指標を設定していない。
	試験の実施運営	-	- (19年度)				-	
学習機会の提供や学習相談を行う再チャレンジのための学習支援システムを構築するなど、生涯学習社会の充実を図る。	「再チャレンジのための学習支援システムの構築」事業で開発する講座の学習を経て、再チャレンジに成功した者を出した講座の割合	(%)	- (19年度)			66% (90講座)	80% (19年度)	事業が開発した講座に参加した者が、実際に就職や社会参加をするなど、再チャレンジのための第一歩を踏み出すことが可能となったと考えられるため、本指標を設定した。
大学等における公開講座を充実させることを通じて、生涯学習の機会を拡充させる。	大学等における公開講座の開設講座数	(講座)	30,004 (18年度)	30,004	33,857	-	33004 (19年度)	大学公開講座の開設講座数を把握することで、公開講座による学習機会の提供がどの程度なされているのかを測定することが可能となり、また、受講者数を把握することで、受益者数を測定することが可能となると考え、本指標を設定した。なお、平成19年度分については、政策評価時点で調査結果が未集計であったため、数字を記載していない。
	大学等における公開講座の受講者数	(人)	1,373,403 (18年度)	1,373,403	1,338,450	-	1,510,743 (19年度)	
大学・専修学校において社会人等が学ぶ機会の充実を図る。	学生以外の者を対象とした教育課程を提供する大学数(校)	(校)	-	-	221	未調査	-	私立専修学校における社会人受入数及び社会人受入学校数を把握することで、専修学校において社会人に対して学習機会がどの程度提供されているかを測定することができると考え、本指標を設定した。なお、大学については平成20年度中に調査を実施する予定である。
	私立専修学校における社会人受入数	(人)	- (19年度)	56,812	51,364	77,250	- (20年度)	
	私立専修学校における社会人受入学校数	(校)	- (19年度)	1,450	816	1,296	- (20年度)	

施策名	地域の教育力の向上		
施策の概要	多様な学習活動の機会や情報提供、様々な機関、団体が連携することにより、地域における学習活動を活性化させ、地域における様々な現代的課題等に対応するとともに、総合的に地域の教育力の向上を図る		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (平成19年度の状況)</p> <p>地域住民のボランティア活動や課題解決活動等を支援する「『学びあい、支えあい』地域教育力活性化事業」にのべ100万人以上が参加したことや、すべての子どもを対象として、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を支援する「放課後子ども教室推進事業」が全国6,300ヶ所で実施されたこと等、多様な事業が展開され、それぞれに多くの参加者が得られた。</p> <p>また、「地域と共に歩む博物館育成事業」等様々な調査研究においては、その成果が審議会や協力者会議等における審議の参考資料として活用されるとともに、各地方公共団体等に広く配布され、適切に普及が行われた。</p> <p>本目標の各施策は、一定の成果を上げている。今後は事業を引き続き実施するとともに、一定の成果を上げたモデル事業等については、新たな課題への取組や、事業の重点化等を行う。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 別紙のとおり。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>図書館未設置地域などでの図書館サービスを普及・定着させるための仕組みづくりや、博物館の館種を越えたネットワークの構築などを行い、その普及を図るため、279百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:72百万円)</p> <p>地域が抱える課題を解決するために、社会教育施設など様々な機関・団体によるコンソーシアムが実践する優れた社会教育の取組を重点的に推進し、全国的な普及を図るため、220百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:76百万円)</p> <p>地域のボランティア活動支援センターにおける活動希望者と活動の受け入れ先との効果的なマッチング方法や関係団体・機関との連携、支援センターの運営等に関する調査研究のため、29百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:27百万円)</p> <p>地域全体で学校を支援する体制づくりを引き続き推進するため、6,378百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:委託分3,404百万円、補助分14,261百万円の内数)</p> <p>人権一般の普遍的観点からの取組及び各人権課題に対する取組を推進するため、158百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:158百万円)</p> <p>社会教育専門職員を対象に社会教育に関する専門的・技術的な研修を実施することにより、社会教育指導者の資質向上を図るため、83百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:82百万円)</p> <p>学校・家庭・地域社会を結ぶ要として重要な役割を担うPTAの活動状況調査を実施し、PTAの活性化を図るための施策を推進するため、36百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:36百万円)</p> <p>女性が自己の可能性やライフステージ別の自己イメージを若い時期から持てるよう、ライフプランニングに関する意識形成等を促すため、52百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:25百万円)</p> <p>すべての子どもを対象として、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を支援するため、6,910百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:委託事業分127百万円、補助事業分14,261百万円の内数)</p> <p>NPOを核とした多様な主体の協働によって生まれる、柔軟かつ専門性の高い組織力を活かし、市民の学習活動等を支援・促進するとともに、市民力の向上を図るなど、「民」主導による生涯学習の活性化を目的とした「生涯学習活性化プロジェクト」を実施するため、18百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:9百万円)</p> <p>全国の社会教育活動等の実態調査や、社会教育事業の開発等に関する調査研究のほか、奉仕活動・体験活動に関する調査研究及び情報収集等を行うことにより、地域における社会教育事業の活性化を図るため、112百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:82百万円)</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	教育振興基本計画	平成20年7月1日 閣議決定	基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む 社会の大きな変化の中で、学校や家庭、地域の在り方やその機能も変化してきた。近年、家庭や地域の教育力の低下などが指摘される一方で、地域の人々が積極的に学校の活動に協力しようとする動き

		<p>が出てきている。団塊の世代が退職後地域に戻り、ボランティア活動等に取り組もうとする動きもある。こうした状況も十分に踏まえ、地域の自発的な意思を尊重しながら、新たな連携協力の仕組みを構築し、関係者が一体となって教育に取り組む必要がある。</p> <p>例えば、地域の人々が様々な形で学校の運営を支援することや、学校が学習の拠点として地域に貢献することなどは、相互の信頼を強化し、今後の新しい関係を構築する上で大きな意義を持つであろう。こうした取組の積み重ねが、学校を変え、地域を変えていく。(略)</p> <p>このほか、社会教育施設の学校教育への協力や当該施設での地域住民のボランティア活動など、教育をめぐる様々な局面で連携は広がりつつある。こうした動きを積極的に支援し、拡大していく必要がある。また、産業界等に対しても、教育への理解と協力を要請するとともに、教育が、社会との積極的な関わりの中でその要請に応えていくことも求められる。</p> <p>地域ぐるみで学校を支援し子どもたちをはぐくむ活動の推進</p> <p>学校と地域との連携・協力体制を構築し、地域全体で学校を支え、子どもたちを健やかにはぐくむことを目指し、「学校支援地域本部」をはじめ、地域住民のボランティア活動等による積極的な学校支援の取組を促す。こうした取組の成果をすべての市町村に周知し、共有すること等を通じ、広く全国の中学校区で地域が学校を支援する仕組みづくりが実施されるよう促す。あわせて、民間団体を活用し、学校と地域住民や民間団体をつなぐコーディネーター育成の取組を促す。</p> <p>図書館・博物館の活用を通じた住民の学習活動や個人と地域の自立支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館が住民にとって身近な「地域の知の拠点」として、だれもが利用しやすい施設としての機能を果たすよう促す。あわせて、司書の資質の向上を図るため、その履修すべき科目の見直し等養成課程の改善を図る。また、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備を支援する。 ・ 地域住民の参画を得ながら、地域の自然、歴史、文化等に関する質の高い博物館・美術館活動が行われるよう、子どもや地域住民が地域の美術品や文化財に触れる機会等の提供を支援するとともに、広域的な地域連携や館種を超えたネットワークの構築等を促す。また、学芸員の資質向上を図るため、その履修すべき科目の見直し等養成課程の改善を図る。 <p>公民館等の活用を通じた地域の学習拠点づくり</p> <p>公民館をはじめとする社会教育施設について、地域が抱える様々な教育課題への対応や社会の要請が高い分野の学習など地域における学習の拠点、さらには人づくり・まちづくりの拠点として機能するよう促す。あわせて、公民館の運営状況に関する評価の実施や、地域住民に対する積極的な情報提供を促す。また、社会教育施設における学習の成果を活用した、地域において必要とされているボランティア活動等を促す。</p>
<p>経済財政改革の基本方針 2008</p>	<p>平成 20 年 6 月 27 日 閣議決定</p>	<p>2. 未来を切り拓く教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育基本法の理念の実現に向け、新たに策定する「教育振興基本計画」に基づき、我が国の未来を切り拓く教育を推進する。その際、新学習指導要領の円滑な実施、特別支援教育・徳育の推進、体験活動の機会の提供、教員が一人一人の子どもに向き合う環境作り、学校のICT化や事務負担の軽減、教育的観点からの学校の適正配置、定

		<p>数の適正化、学校支援地域本部、高等教育の教育研究の強化、競争的資金の拡充など、新たな時代に対応した教育上の諸施策に積極的に取り組む。</p>
<p>社会総がかりで教育再生を ～公教育再生に向けた更なる一歩と「新教育時代」のための基盤の再構築～</p>	<p>平成 19 年 6 月 1 日 教育再生会議第二次報告</p>	<p>親子の確かな絆を育む家庭教育や就学前の教育の役割は重要であり、子供の成長とともに親も共に学び、育児を通じて子供がいる喜びを感じるとともに、地域の子供を地域ぐるみで育むことが重要です。</p> <p>国、地方自治体は、地域ボランティアと学校の連携を図るため、PTA、卒業生、地域の人々などが土曜日の補充学習、部活動、施設管理など学校運営を支援する体制が全国で整えられるよう支援する。</p>
<p>社会総がかりで教育再生を ～学校、家庭地域企業団体メディア行政が一体となって、全ての子供のために公教育を再生する～</p>	<p>平成 19 年 12 月 25 日 教育再生会議第三次報告</p>	<p>学校支援地域本部を設置する</p> <p>国、教育委員会は、PTA、卒業生、地域ボランティアの人々などが、補充学習、部活動、施設管理など学校運営を支援する「学校支援地域本部」が全国の学校で整えられるよう支援する。その際には、地域の企業の協力も積極的に求める。</p>
<p>新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～「知の循環型社会」の構築を目指して～</p>	<p>平成 20 年 2 月 19 日 中央教育審議会答申</p>	<p>さらに、各個人の学習機会の充実のため、また、同時に学習成果の活用のために身近な地域で誰もがボランティア活動に参加できるようにするため、地域社会におけるボランティア活動支援センターの在り方を検討し、ボランティア活動の支援機能の充実を図ることが求められる。このような取組は地域社会全体の教育力を高める様々な活動における人材の確保や、今後特に期待される団塊の世代の力を生かす観点からも重要である。</p> <p>(学校・家庭・地域を結ぶPTA活動の充実)</p> <p>近年、一部の地域では、共働きや勤務形態の多様化等によりPTA活動に参加しにくくとも参加できない保護者がある一方で様々な価値観からPTA離れが進んでいるとの指摘もあり、活動が停滞しているPTAもあると考えられる。保護者にとって、PTA活動は、地域の社会活動への参加の端緒となるものであることから、学校・家庭・地域の連携・協力を進める上で重要であり、各地域におけるPTAの活動状況等に関する実態の把握及び活動の充実が求められる。</p> <p>(地域の教育力向上のための社会教育施設の活用)</p> <p>公民館においては、高齢者を交えた三世代交流等の実施や、各地域において受け継がれている子どもの遊び文化の伝承等を通じて、世代を超えた交流の場として活性化を図ることが必要である。また、地域が抱える課題への対応として、大学・高等専門学校・高等学校との連携講座等、学校と連携した教育活動の実施、高齢者、障害者、外国人等地域において支援を必要としている者への対応、裁判員制度、地域防犯、消費者教育等の社会の要請が高いと考えられる事柄についての学習機会の提供が望まれる。</p> <p>図書館においては、レファレンスサービスの充実と利用の促進を図ることはもとより、地域の課題解決に向けた取組に必要な資料や情報を提供し、住民が日常生活を送る上での問題解決に必要な資料や情報を提供するなど、地域や住民の課題解決を支援する機能の充実を図ることが求められる。特に近年、ホームページを開設し、横断検索システムの活用等コンテンツの充実を図っている図書館が増加傾向にあり、今後、さらなる充実を図ることによって、多様な情報源への入り口としての「地域のポータルサイト」を目指すことも重要である。また、子どもの読書活動や学習活動を推進する観点から、学校図書館への支援を積極的に行うことが重要である。</p>

		<p>博物館においては、各館の特色・目的を明確にした上で、地域の歴史や自然、文化あるいは産業等に関連した博物館活動を地域住民の参画を得ながら積極的に展開したり、地元出身の偉人を顕彰する記念館や地域のシンボルである文化財や自然環境等を活用した博物館等を核として、地域住民が地元に対する誇りや愛着を得られるようなまちづくりを実施すること等が望まれる。また、博物館資料を活用した学校教育の支援を積極的に行うことが重要である。</p>
	<p>社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議</p>	<p>平成 20 年 5 月 23 日 衆議院文部科学委員会</p> <p>政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。</p> <p>二 生涯学習・社会教育に係る個人の学習成果が、学校、社会教育施設、その他地域において行う教育活動として生かされるよう、各個人の学習活動と地域社会の教育活動との循環につながるような具体的な取組について支援に努めること。</p> <p>三 公民館、図書館及び博物館が自らの運営状況に対する評価を行い、その結果に基づいて運営の改善を図るに当たっては、評価の透明性、客観性を確保する観点から、可能な限り外部の視点を入れた評価となるよう、国がガイドラインを示す等、適切な措置を講じるとともに、その評価結果について公表するよう努めること。</p> <p>五 地域における教育力の向上のため、学校、家庭、地域等の関係者・関係機関の連携を推進し、各施設の資料の相互利用や人材の相互利用などを図るとともに、多様な地域の課題等に応じた機能を持つネットワークの構築を推進すること。</p> <p>なお、その際、学校、家庭、地域の連携を推進する上で重要な役割を果たすPTAについて、その活動や運営などの実態把握に努め、「学校支援地域本部事業」における連携が円滑に進むよう十分に配慮すること。</p>

<p>社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議</p>	<p>平成 20 年 6 月 3 日 参議院文教科学委員会</p>	<p>政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。</p> <p>一、生涯学習の振興、社会教育の推進に当たっては、国民のニーズに応じた学習機会の提供と学習活動の支援に努めるとともに、各地域における学習ニーズの継続的な把握、多様な取組に係る情報の収集と提供など、国民の自発的、主体的な学習が担保されるよう、配意すること。</p> <p>四、公民館、図書館及び博物館が自らの運営状況に対する評価を行い、その結果に基づいて運営の改善を図るに当たっては、評価の透明性、客観性を確保する観点から、可能な限り外部の視点を入れた評価となるよう、国が関係団体による評価指標作成等に対して支援する等、適切な措置を講じるとともに、その評価結果について公表するよう努めること。</p> <p>その際、公民館運営審議会、図書館協議会及び博物館協議会等を通じて、地域住民等の意見が反映されるよう十分配慮すること。</p> <p>六、地域における教育力の向上のため、学校、家庭、地域等の関係者・関係機関の連携を推進し、各施設資料の相互利用や人材の相互利用などを図るとともに、多様な地域の課題等に応じた機能を持つネットワークの構築を推進すること。</p> <p>その際、学校、家庭、地域の連携を推進する上で重要な役割を果たすPTAについて、その活動や運営などの実態把握に努め、「学校支援地域本部事業」における連携が円滑に進むよう十分に配慮すること。</p> <p>七、社会教育主事、司書及び学芸員については、多様化、高度化する国民の学習ニーズ等に十分に対応できるよう、今後とも、それぞれの分野における専門能力・知識等の習得について十分配慮すること。</p> <p>また、各資格取得者の能力が生涯学習・社会教育の分野において、最大限有効に活用されるよう、資格取得のための教育システムの改善、有資格者の雇用確保、労働環境の整備、研修機会の提供など、有資格者の活用方策について検討を進めること。</p>
----------------------------------	---------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別紙 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
地域住民のボランティア活動や課題解決活動等を支援し、地域のきずなを深める取り組みを推進するとともに、人権等に関する学習機会の充実に向けた取り組みを推進する。	公民館におけるニート支援モデル事業参加者	人	728 (18年度)	-	728	1060	1000 (20年度)	・事業参加者数及びセミナー等開催回数をもとに、本事業がニートについての理解の増進に貢献したか否かを把握するという考え方に基づき右指標を設定する。 ・地域における図書館サービスの充実を一層推進するという本事業の目的から、達成目標を図る指標として、委託先図書館のうち、事業実施前と比較して、図書館サービスを楽しむ地域の利用者が増加している図書館の割合、本事業終了後も、事業の成果を活かして図書館サービスの充実を図っている図書館の割合を設定した。 ・国内外の博物館の実態等の調査研究を行い、共通の評価指標やマニュアル等を策定し、全国に普及啓発を行うという本事業の目的から、事業の成果の広報が図られたかを判断する指標として、その周知を図る報告書の配布部数を指標として設定した。 ・直接の委託先の運営協議会を64地域程度、再委託先の各実行委員会で15事業程度の実施を想定した。そこで、達成を計る指標として、全国展開される事業数としては1,000事業を目標とする。また、1事業あたり、1,000人程度の参加者を想定した。そこで、事業への参加人数を達成を図る指標とし、100万人の参加を達成目標とする。
	公民館等におけるニート支援モデル事業セミナー等開催数	回	19回 (18年度)	-	19	39	21回 (29年度)	
	地域の図書館サービス充実支援事業実施図書館数	館	-	-	3	6	-	
	上記実施図書館数のうちで、前年度比で利用者登録者数が増加した図書館数	(%)	66.6 (18年度)	-	100	83.3	75.7 (20)	
	上記事業実施図書館のうち翌年度も独自に事業を継続している図書館数	(%)	0 (18年度)	-	100	83.3	75.7 (20)	
	博物館の評価基準に関する調査研究報告書	部	4,300 (19年度)	-	-	4,300	4,300 (19年度)	
	博物館の評価基準に関するモデル調査研究	部	4,300 (19年度)	-	-	4,300	4,300 (19年度)	
	博物館における施設管理・リスクマネジメントに関する調査研究	部	1,550 (19年度)	-	-	1,550	1,550 (19年度)	
	日本の博物館の動向にかかる総合調査研究(動物園水族館)	部	550 (19年度)	-	-	550	550 (19年度)	
	日本の博物館の動向にかかる総合調査研究(植物園)	部	1,500 (19年度)	-	-	1,500	1,500 (19年度)	
	博物館支援策にかかる各国等比較調査研究	部	2,000 (19年度)	-	-	2,000	2,000 (19年度)	
	「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業を実施した地域数	ヶ所	577 (19年度)	-	-	577	600 (20年度)	
	「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業を実施した事業数	ヶ所	915 (19年度)	-	-	915	1,000 (20年度)	
	「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業を実施した参加者数	人	約103万 (19年度)	-	-	約103万人	100万 (20年度)	

補助対象大会参加者数(総数)	人	15,000人 (19年度)	20,695	19,523	17,792	20,000人 (20年度)	補助対象団体が実施する全国大会の開催経費等を補助しており、本事業の達成目標を図る指標として、全国大会の参加者数を設定した。大会の補助を行った団体3団体の、1回の大会において想定されていた参加者が5,000人であるため、判断基準を15,000人としている。	
「人権教育推進のための調査研究事業」セミナー等参加者数	人	30,000人 (19年度)	26,069	30,662	34,389	35,000人	人権教育の一層の推進を図る指標として、平成18年度事業からの参加者数の増加数を設定した。	
「人権教育推進のための調査研究事業」実施事業数	ヶ所	60 (18年度)	71	60	75	72		
「社会教育を推進するための指導者等の資質向上等」について、教育委員会数に対する社会教育主事講習修了者数の比率	%	0.39 (15年度)	38%	50%	45%	0.50 (19年度)	予算の大半を占める、社会教育主事講習について評価を行った。社会教育法において社会教育主事は教育委員会におくこととされていることから、事業の成果を把握する観点から右指標を設定した。	
地方公共団体における社会教育計画等の策定及び評価に関する調査研究報告書	部	1,800 (19年度)	-	-	1,800	1,800 (19年度)	国立教育政策研究所社会教育実践研究センターにおいては、体験活動・ボランティア活動の全国的な定着を目指す支援事業として、全国で、コーディネーターの養成及び資質向上のための研修事業を行った。また、学校支援ボランティア活動の実態等に係る「ボランティア活動に関する調査研究」を実施するとともに、社会教育主事や社会教育施設等の職員等を対象に「ボランティア活動推進研究セミナー」を実施し、ボランティア活動の促進方策について研究協議等を行った。この成果の周知の状況を把握する指標として、右報告書の配布部数を設定した。	
インターネットを活用した研究セミナー等に関する調査研究報告書	部	1,200 (19年度)	-	-	1,200	1,200 (19年度)		
家庭教育支援に係る地域の教育力の活性化に関する調査研究報告書	部	2,000 (19年度)	-	-	2,000	2,000 (19年度)		
社会教育を推進するコーディネーターの役割及び資質向上に関する調査研究報告書	部	2,000 (19年度)	-	-	2,000	2,000 (19年度)		
参加体験型学習に関する調査研究報告書	部	2,000 (19年度)	-	-	2,000	2,000 (19年度)		
ボランティア活動に関する調査研究報告書	部	1,800 (19年度)	-	-	1,800	1,800 (19年度)		
全国体験活動ボランティア活動総合推進センター活動事例集	部	1,400 (19年度)	-	-	1,400	1,400 (19年度)		
様々な機関・団体等との組織的連携を通して、地域学習活動や学習成果を生かしたまちづくりに関する取組や、男女共同参画の促進に関する取組を推進する。	%	33% (16年度)	-	33%	38%	50% (19年度)		生涯学習分野におけるNPO支援事業について、国からの委託によってNPOの特性を活かした事業展開を図りつつ、委託期間終了後も、NPOがその取組を独力で持続させていくことが最終的な目標であることから、本指標を設定した。

	「男女共同参画社会に向けた教育・学習支援に関する特別調査研究」の委託件数	件	毎年度2件 (19年度)	-	-	2	毎年度2件 (20年度)	男女共同参画社会に向けた教育・学習支援に関する特別調査研究については、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画のための学習支援の体制や科学技術分野への女性の進路選択の促進といった喫緊の課題等において、より幅広い課題の解決に資することとなっているかどうかを把握するため、右指標を設定した。
放課後・週末などにおける子どもの体験活動の受け入れの場を全国的に拡充することにより、地域コミュニティの充実を図る。	放課後子ども教室推進事業実施箇所数	ヶ所	6,328 (19年度)	-	-	6,328	20,000 (21年度)	「放課後子ども教室」の運営に当たっては、地域住民のボランティアによる参加など、地域の多くの大人が自発的に事業に係わることが、地域コミュニティの充実及び地域の教育力の活性化に大きく資するものであり、実施箇所数の全国的な拡充とともに、地域住民の協力の充実が非常に重要であることから指標として実施箇所数、地域の大人の参加者数を挙げた。
	運営に協力した地域の大人の年間参加者数	人	約303万 (19年度)	-	-	約303万	対前年度比増 (各年度)	
	学習アドバイザー数	人	約96万 (19年度)	-	-	約96万	対前年度比増 (各年度)	
	安全管理員数	人	約206万 (19年度)	-	-	約206万	対前年度比増 (各年度)	
	運営に協力した地域の大人の1箇所当たりの年間平均参加者数	人	478 (19年度)	-	-	478	対前年度比増 (21年度)	
	運営に協力した地域の大人の1箇所当たりの年間平均参加者数が昨年度に比べて増加した都道府県数	ヶ所	8 (19年度)	-	-	8	対前年度比増 (21年度)	
標準的な「教育サポーター」制度を構築し全国的に普及することにより、高齢者・団塊世代等の社会参加促進を図る。	団塊世代等社会参加促進のための調査研究報告書 配布部数	部	200	-	-	200	200	標準的な教育サポーター制度を構築し、また、団塊世代等が生きがいをもって社会参加できるよう、広報啓発を行うという事業の目的から、教育サポーター制度の広報が図られたかを判断する指標として、教育サポーター制度の周知を図るパンフレットや報告書の配布部数を指標として設定した。
	「教育サポーター制度」について～報告書～ 配布部数	部	10,000	-	-	10,000	10,000	
	教育サポーター制度PRパンフレット 配布部数	部	40,000	-	-	40,000	40,000	
学校を支援する活動等を通じての地域の連帯感を形成する。	地域の交流に関し、「学校支援を通じた地域の連帯感形特別調査研究」事業実施前後の比較調査を行っている地域において、「交流が盛んである」と回答した地域住民の増加ポイント数の平均	%	5.5 (19)	-	-	5.5	11 (21)	地域の大人が学校を支援する活動等を通じて、地域の連帯感を形成するとともに、子どもたちが多様な人と交流することで、いわゆる「生きる力」を身に付けることができる社会づくりを行うという本事業の目的から、達成目標を図る指標としては、事業実施後に住民に対して実施した地域の交流に関する意識調査において、「地域の交流が盛んである」「交流をもっている」と回答した数が

	<p>上記事業実施後の地域の交流に関する意識調査において、「交流が盛んである」と回答している地域住民の割合が「盛んでない」と回答した地域住民の割合と同等若しくは上回っている地域数</p>	<p>地域</p>	<p>7 (19)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>7</p>	<p>10 (21)</p>	<p>「盛んでない」「交流をもっていない」といった回答数より多くなること、及び事業の実施以前と以後を比較できる場合は、「地域の交流が盛んである」と答える住民の割合が以前より増加することを目標とした。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------	-----------	-------------------	----------	----------	----------	--------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策名	家庭の教育力の向上								
施策の概要	近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等を背景として、子育てに関して悩む親が増えてきていることが指摘されている。このため、以下の達成目標に掲げた家庭教育に関する支援の充実を図り、子育て中の親の悩みや不安感を解消し、家庭教育に取り組むことができるようにする。								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】								
	近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等を背景として、子育てに関して悩む親が増加していることが指摘されている。このため、「家庭教育手帳」の作成・配付、「家庭教育支援総合推進事業」の実施などの取組を通じ、家庭教育に関する支援の充実を図ったところ、内閣府「社会意識に関する世論調査」の調査結果によれば、前回の調査より、子育てを肯定的に捉える親の割合が増加している。								
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
	子育て中の親の悩みの解消や子どもに基本的な生活習慣を身につけさせるための取組などの家庭教育に関する支援の充実を図る。	家庭教育手帳の配布数	万部	15	571	554	524	-	左記の達成目標は、家庭の教育力の向上について、定量的な評価を図るために設定。
家庭教育支援総合推進事業における実施講座数		回	16	19,902	20,000	17,888	-		
ITを活用した次世代型家庭教育支援手法開発事業実地都道府県数		都道府県	17	11	12	13	-		
「早寝早起き朝ごはん」国民運動webサイトへのアクセス数(1日平均)		件	18	-	800	658	-		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 すべての親へのきめ細かな家庭教育支援の充実を図る家庭教育支援関係事業については、これまでの評価結果から達成目標をより明確にし、1,995百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:598百万円)</p> <p>【業務改善】 構築したモデルについての評価を実施するため、事業の検証を着実にを行うよう全ての委託先に対して要請した。</p>								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)						
	<p>教育再生会議「社会総がかりで教育再生を・第二次報告」</p> <p>中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～(答申)」</p>	<p>平成 19 年 6 月 1 日</p> <p>平成 20 年 2 月 19 日</p>	<p>提言3 親の学びと子育てを応援する社会へ 国、地方自治体は、父親の子育て参加への支援、訪問型の家庭教育支援や育児相談など、保護者を支援する施策を充実する。また、PTAの会合、家庭教育学級や妊婦健診、子供の健診等保護者の多く集まる機会を活用した親の学び、子育て講座、親子が学び遊べる場を拡充する。</p> <p><第1部 今後の生涯学習の振興方策について> 4. 具体的方策 (2) 社会全体の教育力の向上 - 学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり - (身近な地域における家庭教育支援基盤の形成等) これまでの家庭教育支援の取組として、家庭教育に関する理解を深める場や機会を保護者等に対して提供することを中心とした支援策が行われてきた。今後は、子育てに無関心な保護者や子育てに不安や悩みを持つ孤立しがちな保護者、子育てに関心は高いが学ぶ余裕のない保護者等に対しても十分な支援を行うことが必要である。このため、このような保護者も含めた様々な保護者に対するきめ細かな家庭教育支援を積極的に進めていくことが課題であり、地域コミュニティや企業を含む社会全体で家庭教育を支えていくためのよりよい環境を醸成していくことが重要である。 (家庭教育を支援する人材の養成) 地縁的なつながりの減少等により、地域や社会全体で親子の学びや育ちを支える環境が崩れてきているとの指摘もある。家庭教育支援を行うに当たっては、上述のとおり地域社会や企業を含む社会全体で家庭教育を支えることが必要であり、地域において関係機関との連携や保</p>						

			<p>護者同士をつなぐこと等を担う人材が求められている。このため、家庭教育の支援のための取組に携わる子育てサポーターや子育て経験者等を対象として講習を行い、地域における支援活動全般の企画・運営や子育てサポーター等の資質向上を担う人材(子育てサポーターリーダー等)を養成する必要がある。</p>
	<p>教育振興基本計画 (閣議決定)</p>	<p>平成 20 年 7 月 1 日</p>	<p>基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む 家庭の教育力の向上を図る 子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の推進 それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門の人材の養成などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行えるよう促す。こうした取組の成果をすべての市町村に周知し、共有すること等を通じ、広く全国の市町村で、地域の子育て経験者や保健師、民生委員などの専門家が連携し、チームを編成して支援するなど、身近な地域におけるきめ細かな家庭教育支援が実施されるよう促す。</p>

施策名	ITを活用した教育・学習の振興								
施策の概要	高度情報社会を担う人材を育成するための教育・学習を推進するとともに、ITを効果的に活用した教育学習の機会を充実する。								
施策に関する 評価結果の概要 と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】 学校における地上デジタルテレビ放送の効果的な活用方策の開発・普及などを通じて、高度情報化社会を担う人材を育成するための教育・学習を推進するとともに、ITを効果的に活用した教育学習の機会の充実に努めた。 エルネットについては、一部、衛星通信を活用したシステムからインターネットを活用したシステムへの移行に伴う準備期間が必だったため一部の指標が前年度より下回っている特殊要素があるものの、「インターネットを活用して配信された、地域において開発された学習コンテンツの配信数」自体は増えている。それ以外については順調に進捗していることから、ITを活用した学習機会の提供は全体として順調に進捗していると評価できる。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>								
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
		「地上デジタルテレビ放送の教育活用促進事業」モデル校全体の学習指導案の蓄積数	件数	114～151 (17)	17年度 38	18年度 124	19年度 154	152以上 (19)	左記達成目標は、ITを効果的に活用した教育学習機会の充実を図るための適切な目標と判断して設定した。左記指標の設定根拠は、教育効果の高い活用方法を開発して指導案としてまとめ、それを広く周知することにより、教育における地上デジタルテレビ放送の普及・促進を図ることが目的であるため本指標を設定する。
		番組全国平均視聴率	%	2.0～4.0 (毎年度)			2.5	4.0以上 (毎年度)	左記達成目標は、ITを効果的に活用した教育学習機会の充実を図るための適切な目標と判断して設定した。左記指標の設定根拠は、放送等を通じて生涯学習機会の充実を図ることを目的としており、より多くの国民が視聴することで本事業の成果が高まることから、本指標を設定した。
		エル・ネットを活用した地域の特色あるコンテンツの全国発信等を通じ、学習機会の提供を図る	%	100～130 (17)		96.3	70.6	130以上 (19)	左記達成目標は、ITを効果的に活用した教育学習機会の充実を図るための適切な目標と判断して設定した。左記指標の設定根拠は、エル・ネットが地域で作成された教育コンテンツや大学の公開講座、教育行政に関する情報等を全国各地に配信することにより学習機会の充実を図ることが目的であり、本指標を設定した。
		エル・ネット及びインターネットを活用して配信された、地域において開発された学習コンテンツ数の対前年度比	%	100～130 (17)		85.6	81.8	130以上 (19)	
	我が国における教育・学習に関する情報を扱う中核的	件数	3,500,000 ～ 4,500,000	3,352,079	4,077,487	4,149,977	4,500,000 以上	左記達成目標は、ITを効果的に活用した教育学習機会の充実を図るための適切な目標と判断して設定した。左記の指標は本事業がインターネット上に	

	Web サイトである教育情報ナショナルセンター(NICE R)を運用することにより、学習者や教育関係者を支援するとともに、教育の情報化の推進を図る			(19)			(21)	散在する教育・学習コンテンツの所在情報を提供するポータルサイトであり、より良く利用されることが目的であるため、本指標を設定した。
--	---------------------------------------------------------------------------	--	--	------	--	--	------	------------------------------------------------------------------

政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 これまでの取組の成果を踏まえ、学校における地上デジタルテレビ放送の普及・活用の促進を図るため84百万円を平成21年度概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:62百万円) 平成23年7月のデジタル放送への完全移行に向け、新たに小中高等学校等における地上デジタルテレビを整備するため7,500百万円を平成21年度概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:アンテナ等工事費について公立学校施設整備費の中で措置) 生涯学習コンテンツの普及、質の向上を図るため184百万円を平成21年度概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:183百万円) 学校教育又は社会教育に利用されることが適当と認められる教育用コンテンツを奨励し、その普及・促進を図るため、13百万円を平成21年度概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:13百万円) 新たに地域における情報リテラシー教育を普及・促進するために259百万円を平成21年度概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:3百万円)</p> <p>【機構・定員要求】 情報リテラシーに関する施策の推進を図るため、情報リテラシー係長(1名)及び係員(1名)の新設を要求することとした。 (情報リテラシー係長1名措置)</p>
------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	IT新改革戦略	平成 18 年1月 19 日 IT戦略本部決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員のIT指導力の評価等により教員のIT活用能力を向上させる ・ 自ら学ぶ意欲に応えるような、ITを活用した学習機会を提供する
	重点計画-2008	平成 20 年8月 20 日 IT戦略本部決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ IT環境の整備 ・ 教員のIT活用指導力の向上 ・ 地上デジタルテレビ放送への円滑な移行完了の実現(学校など公共施設のデジタル化) ・ デジタルテレビ等を活用した先端的教育・学習に関する調査研究 ・ 教育情報ナショナルセンター機能の充実
	教育振興基本計画	平成 20 年7月 1 日 閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育用コンピュータ、校内LANなどのICT環境の整備と教員のICT指導力の向上を支援する ・ 平成 23 年の地上デジタル放送への移行を踏まえ、その効果を教育において最大限活用するための取組を支援する

施策名	確かな学力の育成		
施策の概要	基礎・基本を徹底し、自ら学び自ら考える力などまで含めた「確かな学力」を身に付けさせる。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>児童生徒の学習状況の改善を図り、「確かな学力」を育成するため、小・中学校学習指導要領の改訂を行った。また、全国的な児童生徒の学力・学習状況を把握・検証するため、「全国学力・学習状況調査」等を実施した。</p> <p>「英語が使える日本人」を育成する体制の確立等については、ほぼ想定通り進展が見られるが、学校図書館の機能の充実・強化等、一部についてはやや遅れが見られる。</p> <p>(評価結果)</p> <p>別紙のとおり。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>新学習指導要領の円滑な実施に向けた支援策として、54,562百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:20,948百万円)</p> <p>全国的な児童生徒の学力・学習状況を把握・検証するため、「全国学力・学習状況調査」の実施及び分析・活用のための経費6,251百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:5,734百万円)</p> <p>児童生徒の主体的な学習活動や読書活動が充実するよう、学校図書館機能の活用高度化に向けた実践的な調査研究を行う「学校図書館の活性化推進総合事業」を実施するための経費を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:134百万円)</p> <p>【機構・定員要求】</p> <p>「全国学力・学習状況調査」をはじめ、学校運営の改善支援を総合的に推進するため、平成21年度より初等中等教育局参事官の職務分掌の見直しや分析体制の強化を行うこととしている。 (参事官の担当事務の変更及び専門職1名を措置)</p> <p>【制度改正】</p> <p>平成21年3月に高等学校・特別支援学校学習指導要領等を改訂した。</p> <p>【業務改善】</p> <p>平成20年度を新学習指導要領の集中周知・広報の年と位置づけ、新教育課程説明会の開催、学習指導要領解説の作成等を行った。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日 閣議決定	2. 未来を切り拓く教育 ・ 教育基本法の理念の実現に向け、新たに策定する「教育振興基本計画」に基づき、我が国の未来を切り拓く教育を推進する。その際、新学習指導要領の円滑な実施、特別支援教育・徳育の推進、体験活動の機会の提供、教員が一人一人の子どもに向き合う環境作り、学校のICT化や事務負担の軽減、教育的観点からの学校配置、定数の適正化、学校支援地域本部、高等教育の教育研究の強化、競争的資金の拡充など、新たな時代に対応した教育上の諸施策に積極的に取り組む。
教育振興基本計画	平成 20 年 7 月 1 日 閣議決定	第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策 (3)基本的方向ごとの施策 基本的方向2 知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する 学習指導要領の改訂と着実な実施 総合的な学力向上策の実施 全国学力・学習状況調査の継続的实施とその結果を活用した学校改善への支援等	

別紙 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名		単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
					17年度	18年度	19年度		
2-1-1 学習指導要領の 目標・内容に照ら した児童生徒の 学習状況の改善 を図り、知識・技 能はもとより、学 ぶ意欲、思考 力、判断力、表 現力等まで含め た「確かな学力」 を育成する。	教育課程 実施状況調 査の結果	設定通過率を上回 る又は同程度と考え られる問題数の合 計が過半数を占め る教科の割合(学 年、教科・科目数)	小					、については国内 の大規模な、につい てはOECD加盟国を 中心とした国際的な学 力調査であり、我が国 の児童生徒の状況を 示す代表的な調査とし て引用した。国内の調 査については、過去の 状況との比較により児 童生徒の学力の状況 を概括的に表すととも に、各種調査で継続 的に聞いている理解 度を示すことで学習の 背景について示してい る。また、については 、学校における指導 の充実を示す代表的 な調査として引用し た。	
			中						
			高		8/12				
		授業の理解度(よく わかる、だいたいわ かると回答した率)	小	%					
			中	%					
			高	%	41.3 (高3)				
	前回調査との同一 問題に関する平均 正答率	小	%						
		中	%						
		高	%						
	全国学力・ 学習状況調 査の結果	授業の理解度(よく わかる、だいたいわ かると回答した率)	小6	%					国 78.1 算 77.2
			中3	%					国 65.8 数 64.0
		過去の調査との同一 問題について、 今回の調査結果が 上回った割合	小6						国 6/6 算 6/7
	生徒の学 習到達度調 査(PISA)の 結果	数学的活用能力							OECD平均 より高得点 G
		読解力							OECD平均
科学的活用能力						上位 G			
問題解決能力						-			
習熟度別 指導を実施し ている学校の 割合	小	%		80.7	82.7	-			
	中	%		73.1	74.4	-			
2-1-2 国際社会で主体 的に行動すること ができる能力の 基礎を育成する ために国際理解 教育を推進する 体制を整備する とともに、「英語が 使える日本人」の 育成のための行 動計画に基づ き、「英語が使い える日本人」を育成 する体制を確立 する。	小学6年における英語活動実施状況		%	88.3 (H15年度)	93.6	95.8	97.1	「英語が使える日本 人」の育成のための行 動計画の中に記載さ れている指標のうち、 学校教育において児 童・生徒が英語を学習 するための体制の整備 に関するものを指標 とした。また、体制を整 備した結果を図る指標 として、生徒の学力の 向上を取り上げた。	
	中学3年の授業におけるALTの参加率		%	20.2 (H15年度)	23.3	25.5	26.3		
	高校3年の授業におけ るALTの参加率	国際コース	%	21.6 (H15年度)	23.4	24.4	25.1		
		その他の学科	%	7 (H15年度)	10.4	10.1	10.6		
	英語教員の英語力(中学校教員:英検準1 級程度の英語力を持つ教員の割合)		%	24.8 (H18年度)	-	24.8	26.6		
	英語教員の英語力(高等学校教員:英検準 1級程度の英語力を持つ教員の割合)		%	48.4 (H18年度)	-	48.4	50.6		
	生徒の英語力(中学生:英検3級程度の英 語力を持つ生徒の割合)		%	33.7 (H18年度)	-	33.7	32.4		
	生徒の英語力(高校生:英検準2級~2級 程度)		%	27.8 (H18年度)	-	27.8	30.3		
			ポイント	0		0	1.8		
			ポイント	0		0	2.2		
		ポイント	0		0	-1.3			
		ポイント	0		0	2.5			

2-1-3 児童生徒の主体的な学習活動や読書活動が充実するよう学校図書館の機能の充実・強化を図る。	公立小・中学校全体で全校一斉読書活動を実施している学校の割合	%	- (18年度)	89.8	91.2	-	- (22年度)	読書活動の取組の状況を評価する指標として、学校で実施できる代表的な活動としての全校一斉読書活動の実施割合を用いた。 学校図書館の機能の発揮を図る上で、蔵書の充実は必須であり、その増加冊数を指標として用いた。
	公立小・中学校図書館の蔵書数	百万冊	- (18年度)	254	257	-	- (22年度)	
2-1-4 学校における教育の情報化が充実するよう、概ね全ての学校のICT環境の整備・充実を図る。	学校のICT環境の整備状況	教育用コンピュータ1台あたり児童生徒数	人/台		8.1	7.3	7.0	・「IT新改革戦略」(平成18年1月IT戦略本部) ・「重点計画2008」(平成20年8月IT戦略本部)
		校内LAN整備率	%		50.6	56.2	65.2	
		超高速インターネット接続率	%		-	35.0	51.8	
		教員の校務用コンピュータ整備率	%		33.4	43.0	57.8	
2-1-5 学校における教育の情報化が充実するよう、概ね全ての教員がコンピュータを使って指導できるようにする。	コンピュータを使って指導ができる教員の割合(%)	1. 教育効果をあげるには、どの場面にどのようにしてコンピュータやインターネットなどを利用すればよいかを計画する。	%			57.6	60.5	・「IT新改革戦略」(平成18年1月IT戦略本部) ・「重点計画2008」(平成20年8月IT戦略本部)
		2. 授業で使う教材や資料などを集めるために、インターネットやCD-ROMなどを活用する。	%			77.3	78.6	
		3. 授業に必要なプリントや提示資料を作成するために、ワープロソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	%			74.0	75.5	
		4. 評価を充実させるために、コンピュータやデジタルカメラなどを活用して児童の作品・学習状況・成績などを管理し集計する。	%			68.5	70.8	
		5. 学習に対する児童の興味・関心を高めるために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	%			56.4	58.7	
		6. 児童一人一人に課題を明確につかませるために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	%			51.0	53.8	

7. わかりやすく説明したり、児童の思考や理解を深めたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	%		52.4	55.1
8. 学習内容をまとめる際に児童の知識の定着を図るために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などをわかりやすく提示する。	%		50.4	53.2
9. 児童がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり選択したりできるように指導する。	%		66.3	66.7
10. 児童が自分の考えをワープロソフトで文章にまとめたり、調べたことを表計算ソフトで表や図などにまとめたりすることを指導する。	%		56.2	57.6
11. 児童がコンピュータやプレゼンテーションソフトなどを活用して、わかりやすく発表したり表現したりできるように指導する。	%		48.8	51.2
12. 児童が学習用ソフトやインターネットなどを活用して、繰り返し学習したり練習したりして、知識の定着や技能の習熟を図れるように指導する。	%		54.1	55.7
13. 児童が発信する情報や情報社会での行動に責任を持ち、相手のことを考えた情報のやりとりができるように指導する。	%		63.8	66.0
14. 児童が情報社会の一員としてルールやマナーを守って、情報を集めたり発信したりできるように指導する。	%		65.2	67.4
15. 児童がインターネットなどを利用する際に、情報の正しさや安全性などを理解し、健	%		65.7	67.7

		康面に気をつけて活用できるように指導する。				
		16. 児童がパスワードや自他の情報の大切さなど、情報セキュリティの基本的な知識を身につけることができるように指導する。	%		56.3	59.4
		17. 校務分掌や学級経営に必要な情報をインターネットなどで集めて、ワープロソフトや表計算ソフトなどを活用して文書や資料などを作成する。	%		71.0	74.1
		18. 教員間、保護者・地域の連携協力を密にするため、インターネットや校内ネットワークなどを活用して、必要な情報の交換・共有化を図る。	%		52.6	57.2

施策名	豊かな心の育成									
施策の概要	他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、子どもたちに豊かな人間性と社会性を育むための教育を実現する。									
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>引き続き「心のノート」の配付等により道德教育の推進を図るとともに、モデル事業や調査研究事業の実施等を通じ、体験活動や人権教育、キャリア教育の充実に向けた取組を行った。</p> <p>いずれの達成目標も達成度合いの評価について、「想定した以上に達成」ないし「想定どおり達成」となっており、全体的に順調に進展していると判断できる。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>									
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	
	17年度	18年度	19年度							
	達成目標2-2-1 他人を思いやる心や生命を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心など児童生徒の豊かな心をはぐむため、学習指導要領の趣旨を踏まえた道德教育を推進する。	「児童生徒の心に響く道德教育推進事業」の成果を教育委員会が主催する協議会や研修等で活用した割合	%	- (18年度)	-	-	79	(22年度)	「児童生徒の心に響く道德教育推進事業」は、道德教育の効果的な指導方法等を実際の小中学校で行う研究指定校事業であり、その成果を全国的に還元・波及させることが極めて重要であり、本事業の成果を活用した割合を指標とすることが妥当と考える。道德教育の充実のためには、年間35時間実施する「道德の時間」の授業時数をしっかりと確保することが必要不可欠であるため。	
	達成目標2-2-2 児童生徒の豊かな人間性や社会性、人権尊重の意識を育むため、小学校における一週間程度の宿泊自然体験活動等をはじめとした学校における体験活動や、人権感覚を身に付ける教育を推進する。	学校において体験活動を実施している平均日数(小学校)	日	- (18年度)	-	8.2	-	(22年度)	・1週間程度の宿泊体験活動等をはじめとした学校における体験活動の推進を目標としているため、全学校種における体験活動実施日数を指標として設定した。 ・学校における人権活動を身に付ける教育の推進を達成目標としているため、人権教育総合推進地域、人権教育研究指定校の指定地域及び指定校の取組の成果を、教育委員会の研修や研究協議において普及を図った割合を指標として設定した。	
		学校において体験活動を実施している平均日数(中学校)	日	- (18年度)	-	7.2	-	(22年度)		
		学校において体験活動を実施している平均日数(高等学校)	日	- (18年度)	-	7.8	-	(22年度)		
		豊かな体験活動推進事業指定校数	校	- (18年度)	929	923	1171	(22年度)		
		人権教育総合推進地域、人権教育研究指定校の成果のうち、教育委員会が研修や協議会等で普及を図った割合	%	- (18年度)	70	68	72	(22年度)		
	達成目標2-2-3 児童生徒が望ましい勤労観、職業観を身に付け、個々の能力・適性に応じて主体的に進路を選択することができるようにするため、職場体	職場体験の実施状況(公立中学校)	%	- (17年度)	91.9	94.1	95.8	(19年度)	学校におけるキャリア教育の充実度を測る上で、キャリア教育の中核をなす職場体験、インターンシップの実施状況の推移が参考指標になると考えたため。	
	インターンシップの実施状況(公立全日制高等学校)	%	- (17年度)	63.7	66.5	68.1	(19年度)			

	<p>験やインターンシップ(就業体験)の取組等を通じ、高等学校等におけるキャリア教育の充実を図る。</p>								
--	-------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】 児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、自然の中での長期宿泊体験活動や社会奉仕活動など様々な体験活動を推進するため、引き続き「豊かな体験活動推進事業」を実施するための経費を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:1,079百万円) 学校における人権教育を推進するため、引き続き、「人権教育開発事業」を実施するための経費を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:201百万円) 児童生徒が勤労観・職業観を身につけ、主体的に進路を選択・決定できるようにするため、小・中学校の発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育プログラムの開発等の調査研究を実施する「発達段階に応じたキャリア教育支援事業」を実施するための経費を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:55百万円) 高等学校(特に普通科)におけるキャリア教育の充実、外部の専門的な人材の配置及びその活用方法、卒業者及び中退者へ支援の在り方についての調査研究を図るため、「高等学校におけるキャリア教育の在り方に関する調査研究」を実施するための経費を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:101百万円) 小学校からの組織的・系統的なキャリア教育を推進するため、小学校におけるキャリア教育の具体的な指導内容・指導方法に関して、各教科の横断的な関連、各学年が相互に関連した指導の体系化と中学校における指導との一貫性の確保等を含む指導資料を作成し、全ての小学校に配布する「小学校におけるキャリア教育の指導内容の充実」を実施するための経費を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:15百万円) 【業務改善】 平成20年3月の小・中学校学習指導要領の改訂を踏まえ、「心のノート」の内容の改善を図るとともに、改訂の趣旨について全国の道徳教育担当者を対象に説明を行うことなどにより「心のノート」の活用の推進を図った。</p>
-------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>経済財政改革の基本方針2008</p>	<p>平成20年6月27日閣議決定</p>	<p>2. 未来を切り拓く教育 ・教育基本法の理念の実現に向け、新たに策定する「教育振興基本計画」に基づき、我が国の未来を切り拓く教育を推進する。その際、新学習指導要領の円滑な実施、特別支援教育・徳育の推進、体験活動の機会の提供、教員が一人一人の子どもに向き合う環境作り、学校のICT化や事務負担の軽減、教育的観点からの学校配置、定数の適正化、学校支援地域本部、高等教育の教育研究の強化、競争的資金の拡充など、新たな時代に対応した教育上の諸施策に積極的に取り組む。</p>
	<p>教育振興基本計画</p>	<p>平成20年7月1日閣議決定</p>	<p>第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策 道徳教育の推進 勤労観・職業観や知識・技能をはぐくむ教育(キャリア教育・職業教育)の推進 体験活動・読書活動等の推進</p>

施策名	児童生徒の問題行動等への適切な対応																																																								
施策の概要	学校・家庭・地域社会が一体となって、学校における暴力行為・いじめ等の問題行動及び不登校を解決する。																																																								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>児童生徒の問題行動等に適切に対応するため、「問題を抱える子ども等の支援事業」、「スクールカウンセラー活用事業補助」、「子どもと親の相談員の配置」、「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する調査研究」の事業等を実施した。</p> <p>6つの判断基準のうち5つの基準が「想定どおり達成」、1つの基準が「一定の成果があがっているが、一部については想定どおり達成できなかった」となっており、全体として順調に進展していると判断できる。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">達成目標2-3-1 いじめや暴力行為、不登校など児童生徒の問題行動等に適切に対応するため、学校内外における相談体制の整備を進めるとともに、関係機関等と連携した取組を進める。</td> <td>「少年非行等の概要」(警察庁調べ)の「いじめに起因する事件」において、被害少年が相談しなかった割合</td> <td>%</td> <td>- (19年度)</td> <td>35.5</td> <td>21.9</td> <td>15.0</td> <td>(22年度)</td> <td rowspan="6">各事業等は、学校内外の相談体制の整備を進めるとともに、関係機関と連携した取組を進めることにより、各学校が、暴力行為、いじめ等の問題行動や不登校に適切に対応できるようにすることを目的としている。このため、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査及び「少年非行等の概要」(警察庁調べ)から、各事業等の成果と考えられる指標を設定する。</td> </tr> <tr> <td>いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合</td> <td>%</td> <td>- (19年度)</td> <td>-</td> <td>80.9</td> <td></td> <td>(22年度)</td> </tr> <tr> <td>いじめの認知件数に占める、いじめられた児童生徒が誰にも相談していない件数の割合</td> <td>%</td> <td>- (19年度)</td> <td>-</td> <td>10.2</td> <td></td> <td>(22年度)</td> </tr> <tr> <td>学校におけるいじめの問題に対する日常の取組のうち、地域の関係機関と連携協力した対応を図った学校数の割合</td> <td>%</td> <td>- (19年度)</td> <td>-</td> <td>14.5</td> <td></td> <td>(22年度)</td> </tr> <tr> <td>不登校児童生徒数に占める、指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒の割合</td> <td>%</td> <td>- (19年度)</td> <td>30.1</td> <td>30.4</td> <td>30.5</td> <td>(22年度)</td> </tr> <tr> <td>不登校児童生徒数に占める、学校内外の相談機関等で相談、指導、治療を受けた児童生徒の割合</td> <td>%</td> <td>- (19年度)</td> <td>66.9</td> <td>65.6</td> <td>67.1</td> <td>(22年度)</td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	達成目標2-3-1 いじめや暴力行為、不登校など児童生徒の問題行動等に適切に対応するため、学校内外における相談体制の整備を進めるとともに、関係機関等と連携した取組を進める。	「少年非行等の概要」(警察庁調べ)の「いじめに起因する事件」において、被害少年が相談しなかった割合	%	- (19年度)	35.5	21.9	15.0	(22年度)	各事業等は、学校内外の相談体制の整備を進めるとともに、関係機関と連携した取組を進めることにより、各学校が、暴力行為、いじめ等の問題行動や不登校に適切に対応できるようにすることを目的としている。このため、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査及び「少年非行等の概要」(警察庁調べ)から、各事業等の成果と考えられる指標を設定する。	いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合	%	- (19年度)	-	80.9		(22年度)	いじめの認知件数に占める、いじめられた児童生徒が誰にも相談していない件数の割合	%	- (19年度)	-	10.2		(22年度)	学校におけるいじめの問題に対する日常の取組のうち、地域の関係機関と連携協力した対応を図った学校数の割合	%	- (19年度)	-	14.5		(22年度)	不登校児童生徒数に占める、指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒の割合	%	- (19年度)	30.1	30.4	30.5	(22年度)	不登校児童生徒数に占める、学校内外の相談機関等で相談、指導、治療を受けた児童生徒の割合	%	- (19年度)	66.9	65.6	67.1	(22年度)
	達成目標					指標名	単位	基準値 (年度)			実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																									
		17年度	18年度	19年度																																																					
	達成目標2-3-1 いじめや暴力行為、不登校など児童生徒の問題行動等に適切に対応するため、学校内外における相談体制の整備を進めるとともに、関係機関等と連携した取組を進める。	「少年非行等の概要」(警察庁調べ)の「いじめに起因する事件」において、被害少年が相談しなかった割合	%	- (19年度)	35.5	21.9	15.0	(22年度)	各事業等は、学校内外の相談体制の整備を進めるとともに、関係機関と連携した取組を進めることにより、各学校が、暴力行為、いじめ等の問題行動や不登校に適切に対応できるようにすることを目的としている。このため、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査及び「少年非行等の概要」(警察庁調べ)から、各事業等の成果と考えられる指標を設定する。																																																
		いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合	%	- (19年度)	-	80.9		(22年度)																																																	
		いじめの認知件数に占める、いじめられた児童生徒が誰にも相談していない件数の割合	%	- (19年度)	-	10.2		(22年度)																																																	
学校におけるいじめの問題に対する日常の取組のうち、地域の関係機関と連携協力した対応を図った学校数の割合		%	- (19年度)	-	14.5		(22年度)																																																		
不登校児童生徒数に占める、指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒の割合		%	- (19年度)	30.1	30.4	30.5	(22年度)																																																		
不登校児童生徒数に占める、学校内外の相談機関等で相談、指導、治療を受けた児童生徒の割合		%	- (19年度)	66.9	65.6	67.1	(22年度)																																																		
<p>【概算要求】</p> <p>教育委員会やNPO等の民間団体等に対して、児童生徒の問題行動等への対応に当たって、未然防止、早期発見・早期対応につながる取組、関係機関等と連携した取組、教育支援センター(適応指導教室)を活用した取組、教育プログラム等の開発のため、「問題を抱える子ども等の支援事業」を実施するための経費を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:956百万円の内数)</p> <p>学校における教育相談体制を整備するため、中学校へのスクールカウンセラーの配置を引き続き行うとともに、小学校へのスクールカウンセラーの配置を拡充するための予算、都道府県等が行っている電話相談体制の充実を図るための予算、子どもと親の相談員等を配置するための予算、教育分野の知識に加えて社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用するための予算を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:14,261百万円の内数)</p> <p>いじめの未然防止や問題解決に資するよう、いじめ等の問題行動が生じた際に、外部の専門家等の協力を得た効果的な対応方法の在り方、適切な人間関係の構築方法等に係る優れた教育実践・外部人材の活用・異年齢交流の取組、中・高校生のいじめをなくすための自主的・主体的な活動支援、等について調査研究をする「いじめ対策緊急支援総合事業」を実施するための経費を概算要求に盛り込んだ。</p>																																																									
政策評価の結果の政策への反映状況																																																									

	<p>た。 (平成21年度予算額:105百万円) 児童生徒の自殺問題について、 教師に対する自殺予防に関する正しい知識の普及、 児童生徒を直接対象とした自殺予防プログラムの検討、 地域や家庭とも連携した児童生徒の自殺予防への対応策、等について調査研究をする「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する調査研究」を実施するための経費を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:62百万円)</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日 (閣議決定)	「いじめ、不登校、児童虐待や「キレる」言動、非行などの問題行動への対応等を進める」
	教育再生会議	第二次報告 (平成 19 年 6 月 1 日) 第三次報告 (平成 19 年 12 月 25 日) 最終報告 (平成 20 年 1 月 31 日)	「不登校の子供や、家庭に困難な問題を抱える子供にきめ細かな対応をする」
	自殺総合対策大綱	平成 19 年 6 月 8 日 (閣議決定)	「スクールカウンセラーや「子どもと親の相談員」の配置など学校における相談体制の充実」、「子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような全国統一ダイヤルによるいじめなどの問題に関する電話相談体制について地方公共団体を支援」

施策名	青少年の健全育成		
施策の概要	青少年の心と体の健全な発展を促し、自主性・社会性や正義感・倫理観を持った豊かな人間性を育むため、青少年の自立への支援、青少年を取り巻く有害環境対策の推進、自然体験活動の充実、子どもの読書活動の推進、青少年の国際交流の推進等により、青少年の健全な育成を推進する。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>青少年の自主性や社会性、豊かな人間性を育むため、「青少年の意欲向上・自立支援事業」、「子ども読書応援プロジェクト」の実施の他、有害情報対策の推進体制整備、自然体験活動や青少年の国際交流推進に向けた取組等を行った。</p> <p>青少年を取り巻く有害情報対策の推進等、想定した以上に進展が見られるものがあり、全体的に見て想定通り目標を達成していると判断できるが、自然体験活動の推進等、一部についてはやや遅れも見られる。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>別紙のとおり。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>次代を担う自立した青少年の育成を図るため、小学校における長期自然体験活動の指導者養成等必要な支援に取り組むとともに、青少年の様々な課題に対応した体験活動を推進する「青少年体験活動総合プラン」に、540百万円を概算要求に盛り込んだ。</p> <p>(平成21年度予算額:203百万円)</p> <p>青少年を取り巻くメディアの有害情報をめぐる深刻な問題に対応して、全国的な有害環境対策の推進体制を整備するとともに、有害情報に係る犯罪・被害・トラブルの事例に関する映像資料の作成や所要の調査を行う「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」に、501百万円を概算要求に盛り込んだ。</p> <p>(平成21年度予算額:214百万円)</p> <p>国民の間に広く子どもの読書活動について関心と理解を深めるため、子ども読書ボランティアを養成する等、子どもの読書活動の推進体制の整備及び普及・啓発に向けた取組を実施する「子ども読書応援プロジェクト」に、488百万円を概算要求に盛り込んだ。</p> <p>(平成21年度予算額:155百万円)</p> <p>【機構・定員要求】</p> <p>青少年を取り巻く有害情報環境対策を強化するため、有害情報対策調整係長(1名)の新設、有害情報対策推進係長(1名)、同係員(1名)の新設を要求することとした。(措置なし)</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	<p>(安全・安心の確保)</p> <p>安全で安心な暮らしには治安に対する信頼が欠かせません。</p> <p>インターネットの有害情報の排除や組織犯罪の資金の監視・取締りを強化・</p> <p>(明日を担う人材の育成)</p> <p>国民の皆様から信頼される公教育を確立するため、…(中略)…体験活動やスポーツ、徳育にも力を入れます。</p>
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日閣議決定	<p>第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築</p> <p>2. 未来を切り拓く教育</p> <p>・教育基本法の理念の実現に向け、新たに策定する「教育振興基本計画」に基づき、…(中略)…体験活動の機会の提供…(中略)…など、新たな時代に対応した教育上の諸施策に積極的に取り組む。</p> <p>・新たに策定する「青少年育成施策大綱」に基づき、青少年の健全育成を図る。</p> <p>3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等</p> <p>・「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」等に基づき、地域の絆を再生しつつ非行や犯罪から子どもを守る取組、インターネット上の違法・有害情報や…(中略)…また、犯罪対策の新計画を平成20年度末までに策定する。</p>
	教育振興基本計画	平成20年7月1日閣議決定	<p>(3) 基本的方向ごとの施策</p> <p>基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む</p> <p>学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる</p> <p>青少年を有害環境から守るための取組の推進</p> <p>インターネットや携帯電話、出版物等の各種メディア上の有害情報が深刻な問題となっていることを踏まえ、関係府省が連携して社会の有害環境から子どもたちを守るための取組の体制を整備し、…(中略)…インターネット上の違法有害情報対策について検討を行う。…(中略)…保護者をはじめとする関係者の意識向上に</p>

			<p>に向けた啓発活動を実施し、保護者のフィルタリングの認知率を大幅に向上させ、子どもが使用する携帯電話等において、原則としてフィルタリングが利用されることを目指す。</p> <p>(4)特に重点的に取り組むべき事項</p> <p>豊かな心と健やかな体の育成 道徳教育や伝統・文化に関する教育、体験活動等の推進</p> <p>全国の小学校、中学校及び高等学校において、自然体験活動や集団宿泊体験、職場体験活動、奉仕体験活動、文化芸術体験活動といった様々な体験活動を行う機会の提供について関係府省が連携して推進するとともに、子どもの読書活動を推進する。</p> <p>地域全体で子どもたちをはぐくむ仕組みづくり 放課後等の子どもたちの学習活動や体験活動等の場づくり</p> <p>放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、学習活動や体験活動等の場や適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る「放課後子どもプラン」などの取組を通じ、広く全国の小学校区で放課後等の子どもたちの学習活動や体験活動等の場づくりが実施されるよう促す。</p>
--	--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別紙 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
青少年の自主性や社会性等を育む、青少年の自立のための支援体制の整備を推進する。	ひきこもり青年、不登校児童・生徒、ニート等の自立に支援を要する青少年を対象とした体験活動の取組を実施した都道府県数・事業数(事業数カッコ書きで表示)	ヶ所	31(96) (17年度)	31(96)	36(112)	40(138)	47 (24年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記達成目標は、青少年育成施策大綱(平成15年12月青少年育成推進本部)の考え方に基づく。 ・ 左記指標は、自立した人間として成長することを支援するため、青少年の行動の原動力である意欲や、職業的自立の礎となる社会性を育む自然体験や社会体験など体験活動の充実を図ることを目的としていることから設定。
	(内訳) ひきこもり青年対象	ヶ所	10 (17年度)	10	13	15	47 (24年度)	
		ヶ所	13 (17年度)	13	17	22		
	(内訳) ニート対象	ヶ所	4 (17年度)	4	12	15	47 (24年度)	
		ヶ所	4 (17年度)	4	12	27		
	(内訳) 不登校児童・生徒対象	ヶ所	29 (17年度)	29	28	35	47 (24年度)	
	ヶ所	64 (17年度)	64	63	83			
青少年を取り巻く有害情報の関する問題性や注意事項等についての啓発、地域での有害情報から青少年を守る取組を推進し、青少年を取り巻く有害環境対策を推進する。	当該年度に青少年を取り巻く有害環境対策に係わる推進体制を整備した都道府県数	ヶ所	11 (16年度)	21	28	32	47 (24年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記達成目標は、青少年育成施策大綱(平成15年12月青少年育成推進本部)の考え方に基づく。 ・ 左記指標は、青少年を取り巻くメディア上の有害情報をめぐる問題の深刻化を踏まえ、青少年がメディア対応能力等の育成を行うことにより、青少年を取り巻く有害環境対策の推進を図っていることから、都道府県数を設定。また、有害情報に関する啓発の効果を図るため、フィルタリングサービスの利用者実績を設定。
	携帯電話・PHS事業者各社のフィルタリングサービス利用者数実績	人	631,000 (18年度)		631,000	2,101,000	子どもが使用する携帯電話等において、原則としてフィルタリングが利用されることを目指す。 (24年度)	
青少年の豊かな人間性を育むため、自然体験活動の機会を増加させる。	自然体験活動の指導者の養成・登録制度	人	2,417 (14年度)	3,194	10,531	2,720	(19年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記達成目標は、青少年育成施策大綱(平成15年12月青少年育成推進本部)の考え方に基づく。 ・ 左記指標は、青少年の豊かな人間性を育むために、青少年に多様な体験活動の機会と場を提供する必要があることから設定。
青少年の国際交流を通じ、我が国及び各国における青少年及び青少年育成指導者相互間の理解の向上を図るための取組を推進する。	海外に青少年を派遣、招へいた国・人数	人	3国(米、英、独)168 (11年度)	4国(米、英、独、韓)89	4国(米、英、独、韓)152	4国(米、英、独、韓)185	(21年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記達成目標は、青少年育成施策大綱(平成15年12月青少年育成推進本部)の考え方に基づく。 ・ 左記指標は、青少年交流事業の成果は中長期的に現れるものであり、ある年度の終了時点においてその年度の事業の効果を把握できず、周辺的なデータにより判断せざるを得ないことから設定。
	当該年度における交流事業プログラムの満足度(交流後実施したアンケートにおいて、「満足した」「まあ満足した」と回答した者の割合)	%	米 - 英 - 独 - 韓 100.0 (18年度)		米 - 英 - 独 - 韓 100.0	米 93.6 英 - 独 - 韓 97.8	(21年度)	

地域のボランティア団体、青少年団体等と連携・協力を促し、多様な体験活動を行うことができる継続的活動の場(居場所)を構築することにより、非行等の問題を抱える青少年の立ち直りを支援する。	構築された場の数	ヶ所	60 (16年度)	70	71	82	(19年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記達成目標は、青少年育成施策大綱(平成15年12月青少年育成推進本部)の考え方に基づく。 ・ 左記指標は、非行等の問題を抱える青少年の立ち直り支援策として、地域ボランティア団体、青少年団体、スポーツクラブ等と連携・協力し、社会奉仕活動や体験活動、スポーツ活動などを行うことができる継続的活動の場を構築することから設定。
子どもの読書活動に関する社会的機運の醸成を図るとともに、地域における子どもの読書活動推進体制の整備を推進する。	子ども読書地域ボランティア事業の参加者数 (平成18年度までは全国子ども読書フェスティバルの参加者数)	人	岡山 約8,000 東京 約1,500 (15年度)	京都 2,849 熊本 3,000	沖縄 21,134 愛知 5,523	三重 約4,500 鳥取 約6,000 高知 約2,300	(20年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記達成目標は、青少年育成施策大綱(平成15年12月青少年育成推進本部)及び子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成20年3月11日閣議決定)の考え方に基づく。 ・ 左記指標は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、子どもの読書活動に関する社会的機運の醸成を図るとともに、地域における子どもの読書活動推進体制の整備を目的としていることから設定。
	子どもの読書活動推進計画の策定状況	ヶ所	5都道府県 17市町村 (14年度)	46都道府県 294市町村	47都道府県 431市町村	47都道府県 569市町村	47都道府県 1827市町村 (23年度)	

施策名	健やかな体の育成																																																																										
施策の概要	<p>児童生徒が心身ともに健やかで安全に成長していくことができるよう、学校・家庭・地域が連携して心身の健康と安全を守ることでできる体制の整備を推進するとともに、児童生徒が自らの心身の健康をはぐくみ、安全を確保することのできる基礎的な素養の育成を図る。</p>																																																																										
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>「学校保健の分野」については、薬物乱用等の問題について総合的に解説した啓発教材の作成・配付等、児童生徒の様々な健康問題に対応するための施策を実施し、公立中・高等学校における薬物乱用防止教室の開催状況については、進捗にやや遅れが見られるものの、公立学校における学校保健委員会の設置率が年々上昇しているなど当初の達成目標を概ね想定どおり達成していると考えられる。</p> <p>「食育・学校給食」に関しては、「食育推進プラン」として、栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育推進事業や学校給食における地場産物活用に関する事業等を実施すること等により、栄養教諭の配置が年々増加し、学校における食に関する指導体制が着実に整備されてきていることなどから、当初の達成目標を概ね想定どおり達成していると考えられる。</p> <p>「学校の安全確保」については、「子ども安心プロジェクト」として、地域ぐるみで学校安全確保に取り組む体制の整備等、学校安全の充実を図るための事業等を実施すること等により、防犯マニュアルの活用、子どもの安全対応能力の向上を図るための取組、地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備が行われている小学校の割合が年々増加しており、当初の達成目標を概ね想定どおり達成していると考えられる。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="331 696 1513 1536"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">児童生徒の心身の健康課題に対応するため、学校保健を充実するための取組を推進する。</td> <td>学校保健委員会の設置率 (公立学校全体)</td> <td>%</td> <td>-</td> <td>80.6</td> <td>81.9</td> <td>83.9</td> <td>-</td> <td rowspan="3">すべての学校において取組が推進されることを目標としており、100%を目指している。</td> </tr> <tr> <td>薬物乱用防止教室の開催率 (公立の中学校)</td> <td>%</td> <td>-</td> <td>59.5</td> <td>60.9</td> <td>集計中</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>薬物乱用防止教室の開催率 (公立の高等学校)</td> <td>%</td> <td>-</td> <td>71.5</td> <td>72.6</td> <td>集計中</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校給食と関連づけた効果的な食に関する指導及び指導体制の整備を推進する。</td> <td>栄養教諭配置数 (栄養教諭配置数の増加率)</td> <td>名 %</td> <td>-</td> <td>34</td> <td>359 955.9</td> <td>986 174.7</td> <td>-</td> <td rowspan="2">学校給食における地場産物の使用割合について、食育推進基本計画において、30%以上とすることを指すとされている。</td> </tr> <tr> <td>学校給食における地場産物の使用割合</td> <td>%</td> <td>-</td> <td>23.7</td> <td>-</td> <td>調査中</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学校における児童生徒の安全を確保するため、地域ぐるみで子どもの安全を守る体制の整備や子どもたち自身に危険を予測・回避する能力を習得させる取組を推進する。</td> <td>防犯マニュアルを活用している学校の割合</td> <td>%</td> <td>-</td> <td>97.5</td> <td>97.7</td> <td>調査中</td> <td>-</td> <td rowspan="3">すべての学校において取組が推進されることを目標としており、100%を目指している。</td> </tr> <tr> <td>子どもの安全対応能力の向上を図るための取組</td> <td>%</td> <td>-</td> <td>80.4</td> <td>80.6</td> <td>調査中</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備が行われている小学校の割合</td> <td>%</td> <td>-</td> <td>86.7</td> <td>91.0</td> <td>調査中</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	児童生徒の心身の健康課題に対応するため、学校保健を充実するための取組を推進する。	学校保健委員会の設置率 (公立学校全体)	%	-	80.6	81.9	83.9	-	すべての学校において取組が推進されることを目標としており、100%を目指している。	薬物乱用防止教室の開催率 (公立の中学校)	%	-	59.5	60.9	集計中	-	薬物乱用防止教室の開催率 (公立の高等学校)	%	-	71.5	72.6	集計中	-	児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校給食と関連づけた効果的な食に関する指導及び指導体制の整備を推進する。	栄養教諭配置数 (栄養教諭配置数の増加率)	名 %	-	34	359 955.9	986 174.7	-	学校給食における地場産物の使用割合について、食育推進基本計画において、30%以上とすることを指すとされている。	学校給食における地場産物の使用割合	%	-	23.7	-	調査中	-	学校における児童生徒の安全を確保するため、地域ぐるみで子どもの安全を守る体制の整備や子どもたち自身に危険を予測・回避する能力を習得させる取組を推進する。	防犯マニュアルを活用している学校の割合	%	-	97.5	97.7	調査中	-	すべての学校において取組が推進されることを目標としており、100%を目指している。	子どもの安全対応能力の向上を図るための取組	%	-	80.4	80.6	調査中	-	地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備が行われている小学校の割合	%	-	86.7	91.0	調査中	-
達成目標	指標名					単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																																															
		17年度	18年度	19年度																																																																							
児童生徒の心身の健康課題に対応するため、学校保健を充実するための取組を推進する。	学校保健委員会の設置率 (公立学校全体)	%	-	80.6	81.9	83.9	-	すべての学校において取組が推進されることを目標としており、100%を目指している。																																																																			
	薬物乱用防止教室の開催率 (公立の中学校)	%	-	59.5	60.9	集計中	-																																																																				
	薬物乱用防止教室の開催率 (公立の高等学校)	%	-	71.5	72.6	集計中	-																																																																				
児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校給食と関連づけた効果的な食に関する指導及び指導体制の整備を推進する。	栄養教諭配置数 (栄養教諭配置数の増加率)	名 %	-	34	359 955.9	986 174.7	-	学校給食における地場産物の使用割合について、食育推進基本計画において、30%以上とすることを指すとされている。																																																																			
	学校給食における地場産物の使用割合	%	-	23.7	-	調査中	-																																																																				
学校における児童生徒の安全を確保するため、地域ぐるみで子どもの安全を守る体制の整備や子どもたち自身に危険を予測・回避する能力を習得させる取組を推進する。	防犯マニュアルを活用している学校の割合	%	-	97.5	97.7	調査中	-	すべての学校において取組が推進されることを目標としており、100%を目指している。																																																																			
	子どもの安全対応能力の向上を図るための取組	%	-	80.4	80.6	調査中	-																																																																				
	地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備が行われている小学校の割合	%	-	86.7	91.0	調査中	-																																																																				
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>学校保健 各学校において、薬物乱用防止教育を含めた学校保健の取組を充実し、子どもの心身の健康の保持増進を図るため、「学校すこやかプラン」として、728百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:467百万円)</p> <p>学校安全 各学校において、学校安全の取組を適切に実施し、子どもたちが安心して安全に過ごすことができる環境の整備を図るため、「子ども安心プロジェクト」として、2,023百万円を概算要求に盛り込んだところ、「地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業」については、他の教育関係のモデル事業と合わせ、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業(補助事業)」のメニューの1つに統合している。 (平成21年度予算額:137百万円 補助事業分14,261百万円の内数)</p> <p>食育・学校給食 各学校において、学校・家庭・地域が連携し、栄養教諭を中核とした食に関する指導を実施し、子どもたちが健全な食習慣を身につけることができるよう、栄養教諭を中核とした食育推進事業等をはじめとする「食育推進プラン」として、630百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:491百万円)</p> <p>【機構・定員要求】</p>																																																																										

	<p>学校保健に関する取組をさらに強化するため、専門官1名、係長1名、係員1名の新設を要求した。 (専門官1名、係長1名、係員1名措置)</p> <p>【制度改正】 学校保健、学校安全、食育・学校給食の推進を図るため、第169回通常国会において、「学校保健法等の一部を改正する法律」が成立し、平成21年4月に施行予定。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>新健康フロンティア戦略</p>	<p>平成19年4月18日 新健康フロンティア戦略 賢人会議決定</p>	<p>Ⅲ. 戦略の具体的内容 第1部. 国民自らがそれぞれの立場に応じて行う健康対策 2. 女性を応援する健康プログラム (1) 女性の健康的な「自分」づくりの支援 ① 思春期の女性に対する支援 ・ 健康を守るための知識の普及啓発・食育の推進 ・ 過度なダイエットによる健康リスクに関する知識の普及 ・ 骨粗しょう症及びその予防に関する知識の普及 ・ 性感染症や人工妊娠中絶の健康リスクに関する意識啓発 ・ 学校における歯・口の健康づくりの強化 ・ 健康増進のための運動に関する知識の普及啓発 ・ 地域保健と連携した、学校での健康教育の推進 ・ 科学的根拠(エビデンス)に基づいた健康情報の収集・分析・提供 ・ 喫煙、飲酒、薬物乱用に関する教育及び意識啓発</p>
	<p>食育推進基本計画</p>	<p>平成18年3月31日 食育推進会議決定</p>	
	<p>犯罪から子どもを守るための対策</p>	<p>平成17年12月20日(最終改訂:平成19年12月21日) 犯罪から子どもを守るための対策に関する関係省庁連絡会議策定・犯罪対策閣僚会議了承</p>	
	<p>子どもの安全・安心加速化プラン</p>	<p>平成18年6月20日 犯罪対策閣僚会議・青少年推進連絡本部合同会議了承</p>	
<p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針</p>	<p>平成20年6月27日 経済財政諮問会議決定</p>	<p>第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築 2. 未来を切り拓く教育 ・ 教育基本法の理念の実現に向け、新たに策定する「教育振興基本計画」に基づき、我が国の未来を切り拓く教育を推進する。その際、新学習指導要領の円滑な実施、特別支援教育・徳育の推進、体験活動の機会の提供、教員が一人一人の子どもに向き合う環境作り、学校のICT化や事務負担の軽減、教育的観点からの学校の適正配置、定数の適正化、学校支援地域本部、高等教育の教育研究の強化、競争的資金の拡充など、新たな時代に対応した教育上の諸施策に積極的に取り組む。 ・ 新たに策定する「青少年育成施策大綱」に基づき、青少年の健全育成を図る。 ・ 「食育推進基本計画」に基づき、国民運動として食育を推進する。 3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等 ・ 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」等に基づき、地域の絆を再生しつつ非行や犯罪から子どもを守る取組、インターネット上の違</p>	

		<p>法・有害情報やサイバー犯罪への対策、組織犯罪の資金監視・取締りの強化・違法収益のはく奪、銃器規制の厳格化を図るほか、振り込め詐欺・悪質商法等の身近な犯罪の撲滅、テロ等への対策、海上保安の確保・密輸阻止等の水際対策、迅速かつ厳格な出入国審査と不適正な在留活動の防止等を図るとともに、刃物規制の在り方を検討する。また、犯罪対策の新計画を平成20年末までに策定する。</p>
<p>教育振興基本計画</p>	<p>平成20年7月1日 閣議決定</p>	<p>基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する</p> <p>① 安全・安心な教育環境を実現する 子どもたちが安全・安心な質の高い空間で学び、生活できるよう、教育環境の整備に取り組む。</p> <p>【施策】</p> <p>◇ 地域のボランティア等との連携による学校内外の安全確保 学校や通学路等において子どもたちが安全に過ごせるよう、学校と地域のボランティアや関係機関との連携による地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備や、子ども自らが安全な行動をとれるようにするための安全教育の取組を推進する。その一環として、小学校におけるスクールガードリーダーを、5校に1人程度の割合で配置することを目指す。あわせて、事件・事故や自然災害から子どもの安全を確保するため、すべての小中学校において、教育面と管理面から成る学校安全に関する計画の策定を目指す。</p> <p>(4) 特に重点的に取り組むべき事項</p> <p>◎ 安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障</p> <p>○ 学校における安全・安心の確保 子どもの安全と安心を確保するため、小・中学校において教育面と管理面から成る学校安全と学校保健に関する計画が策定されることを目指す。あわせて、学校と警察等の関係行政機関、地域のボランティアや医療機関等との連携により、子どもの安全・安心や食育など健やかな心身をはぐくむ取組を推進する。</p>
<p>社会総がかりで教育再生</p>	<p>平成19年6月1日、同年12月25日 教育再生会議決定 第二次・第三次報告</p>	<p>(第二次報告)</p> <p>I. 学力向上にあらゆる手立てで取り組む 提言2 全ての子どもにとって分かりやすく、魅力ある授業にする</p> <p>○ 学校は、学力向上のため、読み書き計算の反復学習、読書、漢字学習などに積極的に取り組む。食育をしっかりと位置付け、給食の時間の指導と合わせて、推進する。</p> <p>提言4 学校が抱える課題に機動的に対処する</p> <p>○ 学校は、日常的に危機管理体制を整備し、事件、事故が発生した場合は、一体となって迅速に取り組む。</p> <p>(第三次報告)</p> <p>2. 知育と徳育で、健全な子どもを育てる (2) 運動・食育・生活習慣が一体となった体力向上とスポーツの振興を図る</p> <p>○ 体育専科教員や学校給食を通じた食育により体力向上を図り、スポーツ長などによりスポーツを振興する</p> <p>・ (中略) その際、運動、食育、生活習慣が一体となった取組を行う。特に、食への感謝の念や学校給食を通じた地域文化の理解、郷土への愛着、日本の食文化の継承などを含め、食育を充実する。</p>
<p>学校保健法等の一部を改</p>	<p>平成20年6月18日公布</p>	

施策名	地域住民に開かれた信頼される学校づくり							
施策の概要	地域や子どもたちの実情に応じた教育を可能とする特色ある学校づくりや自主的・自律的な学校運営を実現するとともに、保護者や地域住民が学校運営の状況について把握し、積極的に参画できるようにする。							
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】							
	調査研究事業や協議会・フォーラムの開催等により、学校評価や学校運営協議会制度の充実、および高等学校教育改革のための取組を実施した。							
	全ての達成目標において、概ね想定通り目標を達成することができており、全体的にも順調な進捗状況にあると判断できる。							
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】							
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)
学校関係者評価等の取組の充実を通じ、保護者や地域住民等と教職員との共通理解及び学校改善に向けた連携・協力を促す。	学校評価実施状況調査における学校関係者評価実施率 (公立学校)	%	49.1 (18年度)	17年度 —	18年度 49.1	19年度 —	—	学校関係者評価は、保護者や地域住民などの学校関係者が、自己評価の結果を評価することを通じ、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、学校運営の改善への協力を促進することを目的として行うものであるため。
	学校評価実施状況調査における外部アンケート等実施率 (公立学校)	%	88.9 (18年度)	17年度 —	18年度 88.9	19年度 —	—	また、外部アンケートは、学校運営に対する保護者、地域住民等の意見や要望を把握するためのものであるため。
保護者や地域住民のニーズを迅速かつ確実に学校運営に反映させ、学校・家庭・地域社会が一体となったより良い教育を実現するため、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って公立学校運営に参画できる仕組みである「学校運営協議会制度」を活用した取組が多く地域で行われるよう、その着実な推進を図る。	調査研究事業の委嘱校で学校運営協議会未設置校のうち新規に学校運営協議会を設置した学校数の割合	%	0 (16年度)	35	47	52	80 (22年度)	・左記指標の設定根拠は、事業趣旨が、「各地域において、学校運営協議会制度が円滑かつ効果的に実施され、新しいタイプの学校運営が着実に推進される」ことであることから設定。
将来の制度改正を見据え、新しい教育システムの提言につなげるための調査・研究を行う。	新教育システム開発プログラム採択案件数	件	—	—	68	75	—	当該事業は、あらかじめ目標数を定めて実施しているわけではないことから、採択件数を実績値として表している。
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】							
	学校関係者評価の充実をはじめとする学校評価の充実・改善の推進のため、461百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:405百万円) 学校運営協議会の設置(コミュニティ・スクールの指定)を促進するとともに、制度が円滑かつ効果的に活用されるようにするためのコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)推進プランについては、研究成果の発信面を改善するなどした上で、181百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:138百万円) 生徒や保護者、地域、社会のニーズに対応した特色ある高等学校づくりのため、高等学校教育改革を推進することとともに、高等学校教育の質の保証・向上が課題となっていることを踏まえ、その取組を進めるため、このたび事業の枠組みの一部見直しを図り、新たに「高等学校教育改革推進事業」として概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:20百万円) 【機構・定員要求】 学校評価の推進及び学校運営協議会の設置の促進を含めた学校運営の改善を支援するため、初等中等教育局参事官の職務分掌を見直すことを要求した。(平成21年度より参事官の担当事務の変更を措置)							

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	教育振興基本計画	平成20年7月1日閣議決定	(3) 基本的方向ごとの施策 基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる。 ④ 教育委員会の機能を強化するとともに、学校の組織運営体制を確立する ◇ 学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善

施策名	魅力ある優れた教員の育成・確保								
施策の概要	児童生徒や保護者からの尊敬と信頼を得られるような優れた資質能力を有する教員を養成・確保するとともに、能力と実績に応じた評価と処遇を行うことを通じて教員のやる気と能力を引き出す。								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 教員免許更新制が平成 21 年度より円滑に導入できるようにするための体制整備を行ったほか、教員研修や教員評価システムの改善・充実等を目的とした調査研究事業等を実施した。 全ての達成目標について、想定通り、もしくは想定した以上に達成することができており、全体的に順調な進捗状況にあると判断できる。								
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
	17年度	18年度	19年度						
	【達成目標2-7-1】 各地域における教員の養成・採用・研修の各段階を通じた取組を充実し、教員の資質能力の向上を図るため、各都道府県・指定都市教育委員会と大学との連携を推進する	教員養成改革モデル事業及び教職課程の事後評価機能の導入に係る調査研究の進捗状況	%	(19年度)	85	87.1	※	(23年度)	平成 19 年度においては、「教員の資質向上連絡協議会」としては、大学と教育委員会との連携のための施策としては行っておらず、「教員の資質向上連絡協議会」事前アンケートはとっていないが、中央教育審議会教員養成部会報告に基づく周知・促進や、大学及び教育委員会の担当者の連絡先共有を図った。
【達成目標2-7-2】 教員が最新の知識技能を修得することを目的として実施される教員免許更新制が、平成21年度より円滑に導入できるように、全ての都道府県において体制を整備する	平成 20 年度免許状更新講習プログラム開発委託事業に応募した大学が所在する都道府県数	都道府県数	(19年度)	—	—	46	(22年度)	平成19年度の指標としては、教員免許更新制への取組みを広く促進する観点から、平成 20 年度に実施する免許状更新講習プログラム開発委託事業への取組みがなされている大学が所在する都道府県数及び平成 19 年度教員免許管理システム開発に取り組んだ都道府県教育委員会数とした。	
免許管理システム開発補助金を申請した都道府県教育委員会数	都道府県教育委員会数	都道府県教育委員会数	(19年度)	—	—	47	(22年度)		
【達成目標2-7-3】 国において、研修を効果的に実施するための教員研修評価・改善システムを開発・提供することにより、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会において、教員研修評価・改善システムを活用した研修が実施されることを促進する。	教員研修評価・改善システム開発事業		(18年度)	—	※1	※2	(22年度)	※1 平成 18 年度は教員研修の実態及び研修の評価・効果測定等に関する調査研究が完了した。 ※2 平成 19 年度は教員研修の実践的な評価・効果測定手法等及び評価・改善システムのモデルの研究開発が完了した。	
【達成目標2-7-4】 評価システムの改善・運用を積極的に進めることにより教員の能力と実績に応じた評価と処遇が行われるようにする	新しい教員評価システムが既に試行又は実施されている都道府県・指定都市教育委員会の割合	%	(18年度)	90.0	96.8	100.0	公務員制度改革の動向を見ながら検討	平成 15 年度より、全ての都道府県・指定都市教育委員会において、新しい教員評価システムが試行又は実施されることを目標として、本事業の進捗状況を評価している。	
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】 教員免許更新制の円滑な導入のために、約4,658百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:約1,002百万円) 【制度改正】								

	<p>教員免許更新制の円滑な導入のために、関係法令等の制度の周知の徹底を図った。</p> <p>【業務改善】 免許状更新講習プログラム開発委託事業の実施により、更新講習の実施に伴う諸課題を検証しその成果を大学等へ普及した。その結果、平成21年度免許状更新講習について、2月17日現在において、208大学等の10万人規模の講習を確保することができた。</p> <p>教員研修評価・改善システム開発事業で開発したシステムを、各都道府県等へ提供した。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
	<p>第 169 回国会における渡海文部科学大臣所信</p>	<p>平成 20 年3月</p>	<p>教員免許更新制の円滑な実施や、指導が不適切な教員に対する人事管理システムの厳格な運用に取り組むとともに、教員評価や現職研修の推進、ICT指導力の向上のための取組などを通じて、教えるプロとしての教師の資質向上に取り組みます。</p>
	<p>幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について</p>	<p>平成 20 年1月 17 日 中教審答申</p>	<p>(教師の資質向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育基本法第9条は教員の使命や職責、待遇の適正等に加え、教員の養成と研修の充実等について新たに規定している。意欲をもった優秀な人材が、教師という職業に魅力を感じ、教職に就くようになるためには、教員の勤務の実態を踏まえた適切な処遇とメリハリのある給与体系の実現や教員評価の処遇への反映などの教育条件の整備とともに、教員の養成や研修の改善が求められる。 ○ この点、平成 19 年6月に成立した教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律において、教員免許更新制が導入された。教員免許更新制により、教師に必要な最新の知識・技能を習得し、教師として自信をもって教壇に立つことが期待される。 ○ また、教材研究や授業研究、教師同士の相互評価といった取組は、教師の資質の不断の向上にとって極めて重要である。前述のとおり、各地の教育センターがこのような取組を支援することが求められる。 ○ なお、社会の激しい変動や学校教育が抱える課題の複雑化・多様化等の中で、教師に対する揺るぎない信頼を確立していくためには、大学における養成段階が重要であることは言うまでもない。まず、教員養成大学・学部をはじめとする大学が、子どもたちの思考力・判断力・表現力等をはぐくむための観察・実験やレポートの作成、論述といった体験的な学習や知識・技能を活用する学習活動を重視するといった学校教育の改善の方向性や動向を十分に踏まえる必要がある。その上で、学部段階で、教師として必要な資質・能力を身に付けさせ、今回創設された「教職大学院」では、より高度な専門性を備えた力量のある教師を養成することが求められる。大学は、このような使命を十分自覚し、国民や社会の要請に応える必要がある。なお、教員養成大学・学部は、附属学校も含めて、効果的な指導方法についての研究成果などに基づいて、相互の交流等を通じた継続的な学校への支援が求められるとともに、特に市町村教育委員会の指導力の向上にも大きな役割を果たすことが期待される。
	<p>第 166 回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成 19 年1月 26 日</p>	<p>(教育再生)</p> <p>…教員の質が教育再生の鍵を握っています。教員免許の更新制を導入し、適正な評価を行います。…</p>
	<p>第 168 回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説</p>	<p>平成 19 年9月 10 日</p>	<p>(教育再生を具体化する)</p> <p>…良き教師を確保するため、メリハリのある教員給与体系を実現するとともに、教員免許更新制の円滑な実施に取り組みます。…</p>
<p>経済財政改革の基本方針 2008</p>	<p>平成 20 年6月 27 日</p>	<p>第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築</p> <p>2. 未来を切り拓く教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育基本法の理念の実現に向け、新たに策定する「教育振興基本計画」に基づき、我が国の未来を切り拓く教育を推進する。その際、新学習指導要領の円滑な実施、特別支援教育・徳育の推進、体験活動の機会の提供、教員が一人一人の子どもに向き合う環境作 	

		り、学校のICT化や事務負担の軽減、教育的観点からの学校の適正配置、定数の適正化、学校支援地域本部、高等教育の教育研究の強化、競争的資金の拡充など、新たな時代に対応した教育上の諸施策に積極的に取り組む。
教育振興基本計画について	平成 20 年7月1日 閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 教員養成・研修等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の責任者である校長をはじめ管理職等の資質向上のための研修や、重要課題について指導的役割を担う教員等に対する研修を推進する。また、初任者研修の効果的な運用をはじめとする教育委員会の行う教職員研修の充実に向けた取組を促す。 ◇ 教員免許更新制の円滑な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員免許更新制の実施に向けた準備に着実に取り組むとともに、平成 21 年4月の制度開始後は、円滑に実施されるよう、周知等必要な取組等を行う。 ◇ 教員評価の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育に対する信頼を確保し、教員の資質を向上させるために、教員評価に関する取組を促す。
教員免許更新制の運用について	平成 19 年 12 月 25 日 中教審教員養成部 会報告	<p>(5) 講習の円滑な実施のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 免許更新制の円滑な実施に向けて、各地域において、講習の開設主体である大学、免許管理者であるとともに多くの教員の任命権者である都道府県教育委員会、知事部局の私学担当、私学関係者、市町村教育委員会その他関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、これらの者の中で、講習の開設予定や受講対象者数等についての相互の情報提供をはじめとした適切な連携が図られることが期待される。加えて、更新制の円滑な導入のため、各大学等において講習の試行が行われることが期待されるが、国により、各大学等の取組みに対する適切な支援や、この試行のための講習の受講に対する必要な配慮がなされることが望まれる。 <p>(1) 講習の費用負担の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講習受講者の受講料及び受講に係る交通費等経費については、教員免許が個人の資格であることをかんがみれば、本人負担を原則とするべきである。しかしながら、免許更新制の導入にかかる国会審議において、受講費用の負担を軽減するための措置を講ずることとの指摘があったことを踏まえ、国は、平成 21 年度以降において必要な予算の確保に努めるべきである。
衆議院教育再生に関する特別委員会附帯決議	平成 19 年5月 21 日	<p>政府及び関係者は、本法の施行に当たって、次の事項について特段の配慮をすべきである。</p> <p>七 教員免許更新制の円滑な実施に向け、教員及びその他の免許状保持者等に対して制度の十分な周知を図ること。</p> <p>八 免許状更新講習の受講負担を軽減するため、講習受講の費用負担も含めて国による支援策を検討するとともに、へき地等に勤務する教員のための講習受講の機会の確保に努めること。</p> <p>九 大学における教員養成課程の見直しなど、養成・採用・研修を通じた教員の質の向上に努めるとともに、現職研修と免許状更新講習との整合性の確保、特に十年経験者研修の在り方について検討すること。</p>
参議院文教科科学委員会附帯決議	平成 19 年6月 19 日	<p>政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。</p> <p>十一、教員免許更新制の円滑な実施に向け、教員及びその他の免許状保持者等に対して制度の十分な周知を図ること。また、更新制の導入に伴う免許状授与原簿の管理システムの構築と運用に当たっては、遺漏なきよう万全を期すること。</p> <p>十二、国公立のすべての教員の免許状更新講習の受講に伴う費用負担を軽減するため、受講者の講習受講の費用負担も含めて、国による支援策を検討すること。</p> <p>十三、教員の資質能力の向上という免許状更新制度の</p>

			<p>趣旨を踏まえ、任命権者は、学校現場の実態に即し、各教員の受講期間を的確に把握し、教員の安全と健康に配慮しながら受講機会の確保とともに受講時のサービスの取扱いについても必要な配慮を行うこと。</p> <p>十四、免許状更新講習の内容については、受講者に対する事前アンケート調査の実施、講習修了後の受講者による事後評価及びこれらの公表を行うなど、受講者のニーズの反映に努めること。また、多様な講習内容、講習方法の中から受講者が選択できるような工夫を講ずること。</p> <p>十五、へき地等に勤務する教員や障がい有する教員が、多様な免許状更新講習を受講できるよう努めること。</p> <p>十六、現職研修と免許状更新講習との整合性の確保、特に十年経験者研修の在り方について検討すること。</p> <p>十七、法施行後の実施状況を見極めた上で、現職教員以外の者であって教員免許状を授与されたことのある者の免許状更新講習の受講要件を拡大する方向で検討すること。</p> <p>十八、大学における教職課程の見直し、社会人の教員採用など、養成・採用・研修を通じた教員の質の向上に努めること。</p>
--	--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策名	安全・安心で豊かな学校施設・設備の整備推進																																																
施策の概要	児童生徒が安心して学習でき、教育内容・方法の多様化や社会のニーズに対応した学校施設・設備の整備を推進する。																																																
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 平成20年4月1日時点の耐震化率は、公立小中学校施設62.3%、公立幼稚園施設57.8%であり、平成19年4月1日時点からの進捗率はそれぞれ3.7%、3.3%となる。これらを全体棟数により加重平均した結果、公立小中学校等の耐震化率の平成19年4月1日時点からの進捗率は約3.68%となり、児童生徒の安全を守るとともに災害時に地域住民の避難場所となる公立学校施設の耐震化の必要性等も勘案し、進捗にやや遅れが見られると判断する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="338 443 1295 875"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">公立小中学校施設等の耐震補強や改築事業について国庫補助を行うこと等により、地方公共団体の計画的な取り組みを支援し、公立小中学校施設等の耐震化を重点的に推進する。</td> <td>公立小・中学校における耐震化率</td> <td>%</td> <td>46.6 (15年度)</td> <td>54.7</td> <td>58.6</td> <td>62.3</td> <td>-</td> <td rowspan="4">学校施設の耐震化の進捗状況を定量的に示すことができるものとして、耐震化率を指標とすることが適切であるため。</td> </tr> <tr> <td>公立幼稚園における耐震化率</td> <td>%</td> <td>45.2 (15年度)</td> <td>50.5</td> <td>54.5</td> <td>57.8</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>公立小・中学校における耐震診断実施率</td> <td>%</td> <td>35.0 (15年度)</td> <td>67.9</td> <td>89.4</td> <td>93.8</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>公立幼稚園における耐震診断率</td> <td>%</td> <td>17.1 (15年度)</td> <td>31.7</td> <td>63.8</td> <td>74.9</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	公立小中学校施設等の耐震補強や改築事業について国庫補助を行うこと等により、地方公共団体の計画的な取り組みを支援し、公立小中学校施設等の耐震化を重点的に推進する。	公立小・中学校における耐震化率	%	46.6 (15年度)	54.7	58.6	62.3	-	学校施設の耐震化の進捗状況を定量的に示すことができるものとして、耐震化率を指標とすることが適切であるため。	公立幼稚園における耐震化率	%	45.2 (15年度)	50.5	54.5	57.8	-	公立小・中学校における耐震診断実施率	%	35.0 (15年度)	67.9	89.4	93.8	-	公立幼稚園における耐震診断率	%	17.1 (15年度)	31.7	63.8	74.9	-
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																					
				18年度	19年度	20年度																																											
公立小中学校施設等の耐震補強や改築事業について国庫補助を行うこと等により、地方公共団体の計画的な取り組みを支援し、公立小中学校施設等の耐震化を重点的に推進する。	公立小・中学校における耐震化率	%	46.6 (15年度)	54.7	58.6	62.3	-	学校施設の耐震化の進捗状況を定量的に示すことができるものとして、耐震化率を指標とすることが適切であるため。																																									
	公立幼稚園における耐震化率	%	45.2 (15年度)	50.5	54.5	57.8	-																																										
	公立小・中学校における耐震診断実施率	%	35.0 (15年度)	67.9	89.4	93.8	-																																										
	公立幼稚園における耐震診断率	%	17.1 (15年度)	31.7	63.8	74.9	-																																										
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 公立学校施設整備費として、平成20年度概算要求においては、2,258億円を計上した。 (平成20年度予算額:1,150億円) また、平成20年度補正予算(第一号)及び同補正予算(第二号)において、公立学校施設の耐震化等の推進のため、所要の予算を計上した。 (平成20年度補正予算(第一号)1,139億円、同補正予算(第二号)501億円) さらに、平成21年度概算要求において、1,935億円を計上した。 (平成21年度予算額:1,150億円) ※ 予算額については、内閣府において計上する沖縄分を含む</p> <p>【機構・定員要求】 公立学校の耐震化推進体制を強化するため、耐震化推進企画官(1名)、専門職(1名)の新設を要求した。(専門職1名措置)</p> <p>【制度改正】 第169回通常国会において、「地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律」が成立し、地震による倒壊の危険性が高い(Is値0.3未満)公立学校施設の耐震化にかかる国庫補助率が引き上げられるとともに、あわせて地方財政措置についてもさらなる拡充措置がとられた。</p> <p>【業務改善】 平成20年度補正予算(第一号)の成立を受けて、地震による倒壊の危険性が高い(Is値0.3未満)公立学校施設(約1万棟)について、平成23年までの耐震化完了を目指すこととし、文部科学大臣より市町村等に対して耐震化加速の要請を行った。</p>																																																
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等</th> <th>年月日</th> <th>記載事項(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第169回国会総理施政方針演説</td> <td>平成20年1月18日</td> <td>「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。」</td> </tr> <tr> <td>第169回国会(常会)文部科学大臣所信</td> <td>平成20年2月22日 衆:文部科学委員会、 平成20年3月18日 参:文部科学委員会</td> <td>「子どもたちが一日の大半を過ごす活動の場であり地域住民の応急避難場所ともなる学校施設の耐震化は喫緊の課題であり、最優先事項として取り組んでまいります。」</td> </tr> <tr> <td>生活安心プロジェクト緊急に講ずる具体的な施策</td> <td>平成19年12月17日 「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合</td> <td>「大規模地震によって倒壊等の危険性の高い公立小中学校施設(約1万棟)について、今後5年を目途に、地方公共団体の実施する耐震化の推進を図る。」</td> </tr> <tr> <td>自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すために緊急に取り組むべき施策</td> <td>平成19年12月18日 閣僚懇談会</td> <td>「耐震診断を早急に進めるとともに、大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊等の危険性の高い公立小中学校施設(約1万棟)について、今後5年を目途に、地方公共団体の実施する耐震化の推進を図る。」</td> </tr> <tr> <td>経済財政改革の基本方針2008</td> <td>平成20年6月27日 閣議決定</td> <td>第5章 3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等 「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。その際、学校</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)	第169回国会総理施政方針演説	平成20年1月18日	「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。」	第169回国会(常会)文部科学大臣所信	平成20年2月22日 衆:文部科学委員会、 平成20年3月18日 参:文部科学委員会	「子どもたちが一日の大半を過ごす活動の場であり地域住民の応急避難場所ともなる学校施設の耐震化は喫緊の課題であり、最優先事項として取り組んでまいります。」	生活安心プロジェクト緊急に講ずる具体的な施策	平成19年12月17日 「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合	「大規模地震によって倒壊等の危険性の高い公立小中学校施設(約1万棟)について、今後5年を目途に、地方公共団体の実施する耐震化の推進を図る。」	自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すために緊急に取り組むべき施策	平成19年12月18日 閣僚懇談会	「耐震診断を早急に進めるとともに、大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊等の危険性の高い公立小中学校施設(約1万棟)について、今後5年を目途に、地方公共団体の実施する耐震化の推進を図る。」	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日 閣議決定	第5章 3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等 「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。その際、学校	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等</th> <th>年月日</th> <th>記載事項(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第169回国会総理施政方針演説</td> <td>平成20年1月18日</td> <td>「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。」</td> </tr> <tr> <td>第169回国会(常会)文部科学大臣所信</td> <td>平成20年2月22日 衆:文部科学委員会、 平成20年3月18日 参:文部科学委員会</td> <td>「子どもたちが一日の大半を過ごす活動の場であり地域住民の応急避難場所ともなる学校施設の耐震化は喫緊の課題であり、最優先事項として取り組んでまいります。」</td> </tr> <tr> <td>生活安心プロジェクト緊急に講ずる具体的な施策</td> <td>平成19年12月17日 「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合</td> <td>「大規模地震によって倒壊等の危険性の高い公立小中学校施設(約1万棟)について、今後5年を目途に、地方公共団体の実施する耐震化の推進を図る。」</td> </tr> <tr> <td>自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すために緊急に取り組むべき施策</td> <td>平成19年12月18日 閣僚懇談会</td> <td>「耐震診断を早急に進めるとともに、大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊等の危険性の高い公立小中学校施設(約1万棟)について、今後5年を目途に、地方公共団体の実施する耐震化の推進を図る。」</td> </tr> <tr> <td>経済財政改革の基本方針2008</td> <td>平成20年6月27日 閣議決定</td> <td>第5章 3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等 「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。その際、学校</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)	第169回国会総理施政方針演説	平成20年1月18日	「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。」	第169回国会(常会)文部科学大臣所信	平成20年2月22日 衆:文部科学委員会、 平成20年3月18日 参:文部科学委員会	「子どもたちが一日の大半を過ごす活動の場であり地域住民の応急避難場所ともなる学校施設の耐震化は喫緊の課題であり、最優先事項として取り組んでまいります。」	生活安心プロジェクト緊急に講ずる具体的な施策	平成19年12月17日 「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合	「大規模地震によって倒壊等の危険性の高い公立小中学校施設(約1万棟)について、今後5年を目途に、地方公共団体の実施する耐震化の推進を図る。」	自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すために緊急に取り組むべき施策	平成19年12月18日 閣僚懇談会	「耐震診断を早急に進めるとともに、大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊等の危険性の高い公立小中学校施設(約1万棟)について、今後5年を目途に、地方公共団体の実施する耐震化の推進を図る。」	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日 閣議決定	第5章 3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等 「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。その際、学校											
施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																															
第169回国会総理施政方針演説	平成20年1月18日	「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。」																																															
第169回国会(常会)文部科学大臣所信	平成20年2月22日 衆:文部科学委員会、 平成20年3月18日 参:文部科学委員会	「子どもたちが一日の大半を過ごす活動の場であり地域住民の応急避難場所ともなる学校施設の耐震化は喫緊の課題であり、最優先事項として取り組んでまいります。」																																															
生活安心プロジェクト緊急に講ずる具体的な施策	平成19年12月17日 「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合	「大規模地震によって倒壊等の危険性の高い公立小中学校施設(約1万棟)について、今後5年を目途に、地方公共団体の実施する耐震化の推進を図る。」																																															
自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すために緊急に取り組むべき施策	平成19年12月18日 閣僚懇談会	「耐震診断を早急に進めるとともに、大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊等の危険性の高い公立小中学校施設(約1万棟)について、今後5年を目途に、地方公共団体の実施する耐震化の推進を図る。」																																															
経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日 閣議決定	第5章 3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等 「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。その際、学校																																															
施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																															
第169回国会総理施政方針演説	平成20年1月18日	「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。」																																															
第169回国会(常会)文部科学大臣所信	平成20年2月22日 衆:文部科学委員会、 平成20年3月18日 参:文部科学委員会	「子どもたちが一日の大半を過ごす活動の場であり地域住民の応急避難場所ともなる学校施設の耐震化は喫緊の課題であり、最優先事項として取り組んでまいります。」																																															
生活安心プロジェクト緊急に講ずる具体的な施策	平成19年12月17日 「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合	「大規模地震によって倒壊等の危険性の高い公立小中学校施設(約1万棟)について、今後5年を目途に、地方公共団体の実施する耐震化の推進を図る。」																																															
自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すために緊急に取り組むべき施策	平成19年12月18日 閣僚懇談会	「耐震診断を早急に進めるとともに、大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊等の危険性の高い公立小中学校施設(約1万棟)について、今後5年を目途に、地方公共団体の実施する耐震化の推進を図る。」																																															
経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日 閣議決定	第5章 3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等 「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。その際、学校																																															

		の耐震化等防災基盤の充実、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。」
	教育振興基本計画	<p>平成 20 年7月1日 閣議決定</p> <p>第3章(4)特に重点的に取り組むべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校等の教育施設の耐震化の推進 「小・中学校等の教育施設の耐震化等の安全・安心な施設環境の整備を支援する。特に、大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊の危険性の高い小・中学校等施設(約1万棟)について、優先的に耐震化を支援する。地方公共団体等に対し、今回の計画期間中のできる限り早期にこれらの耐震化を図られるよう要請する。」

施策名	教育機会の確保のための特別な支援づくり								
施策の概要	児童生徒が、家庭環境、居住地域等によって不利益を受けることなく、能力に応じて適切な教育機会を確保できるようにする。								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】								
	特別な支援を要する児童生徒の教育機会を確保するための調査研究や補助事業等を推進した。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒や海外在留邦人子女への教育の充実のため、必要な支援事業等を実施した。								
	外国人児童生徒への公立学校での日本語指導の充実においては、進捗状況にやや遅れが見られるが、全体として概ね順調な進捗状況にある。								
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
	特別な支援を要する児童生徒の教育機会を確保するために、必要な調査研究や補助事業等を推進する。	へき地、市町村合併及び人口の過疎現象に起因する学校統合、過疎地域等において、小中学校の児童生徒の通学条件の緩和を図るために、地方公共団体がスクールバス等を購入する際に国庫補助申請が行われた事業にかかる補助採択率	%	-	100	100	100	-	現場のニーズである市町村からの申請に対して、補助金適正化法及び当該補助金の補助要綱に則って適切に対応することが当該補助金の目的であるため
	外国人の児童生徒に対する教育支援体制を整備することにより、日本語指導が必要な外国人児童生徒への指導の充実を図る。	公立学校に在籍する外国人児童生徒数(A)	人	70,936 (18年度)	69,824	70,936	72,751	73,700 (21年度)	公立学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒数のうち学校で日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒数の割合。
	(A)のうち、日本語指導が必要な外国人児童生徒数(B)	人	22,413 (18年度)	20,692	22,413	25,411	29,837 (21年度)		
	(B)のうち、日本語指導等特別な指導を受けている外国人児童生徒数(C)	人	19,189 (18年度)	17,591	19,189	21,206	25,361 (21年度)		
	(B)のうち(C)の割合(C/B%) (D)	%	85.6% (18年度)	85.0%	85.6%	83.5%	85%以上 (21年度)		
在外教育施設への教員派遣を行うこと等により、海外在留邦人子女の教育環境の改善を図る。	日本人学校の在籍児童生徒数	人	18,526 (18年度)	17,658	18,526	18,920	19,940 (21年度)	左記達成目標については、我が国の主権の及ばない海外において、国内と同等の教育環境の整備を支援することが目標であることから、国内標準法に基づく教員定数に対する措置率は、国内の義務教育の条件整備の状況に比しての指標として一定の妥当性を有するものと考え、指標とした。	
日本人学校派遣教員数	人	1,275 (18年度)	1,244	1,275	1,287	1,311 (21年度)			
標準法に基づく教員定数措置率	%	80 (18年度)	80	80	80	80 (21年度)			
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】 交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、「へき地児童生徒援助費等補助金」として、896百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:1,021百万円) 経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者(要保護者に限る)に学用品費等を給与するなど就学奨励を行う市町村に対し、国が必要な援助を行うための経費として、728百万円を概算要求に盛り込んだ。								

	<p>だ。 (平成21年度予算額:728百万円) 北海道のアイヌ子弟の高校生等のうち、経済的理由から就学が困難な生徒に対し、北海道が奨学金・通学用品等助成金を給与(貸与)する場合その経費の一部を補助するために必要な経費として、184百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:180百万円) 中学校夜間学級における学習指導、生徒指導の在り方などについて改善充実を図るため、「中学校夜間学級に関する実践研究」として、5百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:4百万円) 公立学校における外国人児童生徒への日本語指導の充実に対応するため、413万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:301百万円) 海外在留邦人子女の教育環境の改善を図るため、在外教育施設への教員派遣等に係る経費として、22,757百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:21,665百万円)</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	特になし		

施策名	幼児教育の振興		
施策の概要	新教育基本法第 11 条(幼児期の教育)の規定を踏まえ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園と保育所との連携の強化を図りつつ、その質の向上など幼児教育の推進に向けて取り組む。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 幼児教育の振興を図るため、①認定こども園の普及促進、②幼稚園における学校評価や幼稚園教育要領の理解促進、③幼稚園が行う子育て支援の充実の促進、④幼稚園就園奨励費補助金の充実等に取り組んだ。 「幼稚園における学校評価ガイドライン」作成や幼稚園教育要領の改訂による幼児教育の質の向上や子育て支援の充実については着実に進捗していると考え。一方、認定こども園については、着実に件数は増えているものの、予想された件数には遠く、一層の普及促進が必要である。また、あわせて、保護者負担の一層の軽減に取り組んでいくことが必要である。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 別紙のとおり。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 ・ 課題となっている認定こども園の設置促進のため、「認定こども園幼保連携型以降・設置促進事業」として、103億円(文部科学省・厚生労働省合計)を概算要求に盛り込んだ。 (20年度1次補正:21億円、2次補正:「安心こども基金(仮称)」1,000億円の内数(1次、2次ともに文部科学省・厚生労働省合計額)により前倒し) ・ また、幼稚園への就園を更に推進するため、幼稚園就園奨励費の拡充のため、約248億円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:204億円)</p> <p>【機構・定員要求】 認定こども園の設置促進及び運営に関する支援の強化のため、認定こども園運営係長(1名)の新設を要求した。(認定こども園運営係長1名措置)</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年6月 27 日 閣議決定	1. 経済成長戦略 I 全員参加経済戦略 ① 新雇用戦略 ・ 「こども交付金」(仮称)の導入など、認定こども園に関する補助金の一本化による「二重行政」の解消策を検討し、平成 20 年夏を目途に取りまとめ、平成 20 年度中に制度改革についての結論を得る。
	教育振興基本計画	平成 20 年7月1日 閣議決定	第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策 (3) 基本的方向ごとの施策 基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる ⑤ 幼児期における教育を推進する ◇ 認定こども園の活用など幼児教育を受けられる機会の提供の推進 国民の多様なニーズに応えるため、認定こども園については、利用者のニーズや施設の認定申請の希望状況を踏まえつつ、今回の計画期間中のできる限り早期に認定件数が 2,000 件以上になることを目指し、制度の普及啓発や幼保連携型認定こども園への円滑な移行に向けた運用改善を行うとともに、認定こども園の制度改革に取り組む。(略) (4) 特に重点的に取り組むべき事項 ◎ 豊かな心と健やかな体の育成 ○ 幼児教育の推進 ※(3)と同様の表現が記載 ◎ 安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障 ○ 教育への機会の保障 就園奨励費、幼児教育無償化の歳入改革にあわせた総合的検討、就学援助、奨学金、私学助成、税制上の措置の活用を通じた教育への機会の保障を図る。
社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～	平成 20 年7月 29 日	3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会 ① 保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等 ≪1 新待機児童ゼロ作戦の推進(I)～認定こども園	

		<p>の抜本的改革》</p> <p>【21年度における当面の対応(概算要求予定)】 [「こども交付金」の創設等]《厚生労働省、文部科学省》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 集中重点期間の緊急整備のための資金等からなる「こども交付金」を創設し、地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を検討 ○ 国・都道府県・市町村を通じた交付金の申請・執行の一本化の推進 <p>《4 兄弟姉妹のいる家庭等への支援》</p> <p>【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】 [保育料等の軽減]《文部科学省》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園における、兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減措置の一層の拡大の検討
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別紙 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
「認定こども園」制度の普及促進を図り、保護者や地域の多様な教育・保育ニーズに応える	認定こども園の認定件数	件	94 (19年度)	-	94	229	636 (24年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・左記達成目標は、保護者や地域の多様なニーズに柔軟かつ適切に対応するため、認定こども園制度の普及促進を図る必要があるため設定した。 ・左記指標の設定根拠は、認定こども園の認定件数については、19年4月1日現在の認定件数(94件)に19年度の申請見込件数(542件)を加えた件数以上認定された場合を「S」として目標設定する。
	認定こども園が設置されている都道府県数	件	30 (19年度)	-	30	40	47 (24年度)	
幼稚園における学校評価や幼稚園教育要領の理解促進等を通じ、幼児教育の質の向上を図る	学校評価実施状況調査における学校関係者評価実施率	%	- (19年度)	15.6	-		30 (23年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・左記達成目標は、学校教育法の改正、「幼稚園における学校評価ガイドライン」の作成や幼稚園教育要領の改訂による、幼稚園における学校評価の普及、幼稚園教育要領の内容に趣旨徹底を図る必要があるため設定した。 ・左記指標の設定根拠は、保護者や地域住民などの学校関係者が、自己評価の結果を評価することを通じ、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて総合の連携を促し、学校運営の改善への協力を促進するため、学校関係者評価を指標とした。また、学校運営に対する保護者、地域住民等の意見や要望を把握するため外部アンケートを指標とした。教育課程実施に伴う指導計画の作成及び指導上の諸問題について研究協議することにより、幼稚園教育の一層の振興・充実を図るため、幼稚園教育課程理解推進事業を指標とした。
	幼稚園教育課程理解推進事業参加者数	人	26,529 (19年度)	27,643	26,529		3万5千人 (23年度)	
幼稚園が行う子育て支援についての内容の充実を促し、地域や保護者のニーズに対応した子育て支援の充実を図る	子育て支援事業の幼稚園教職員による子育て相談の実施率	%	32.9 (19年度)	-	32.9		35 (23年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・達成目標は、学校教育法の改正及び幼稚園教育要領の改訂を踏まえ、子育て支援取組の充実を図る必要があるため。 ・指標の設定根拠は、幼稚園が行う子育て支援について内容の充実を促し、地域や保護者のニーズに対応した子育て支援の充実をはかるなど、その取組を推進することを目標としていることから、具体的子育て支援事業の実施率を指標とした。なお、幼稚園が行う子育て支援事業の子育て相談、情報提供、親子登園(未就園児保育)、保護者同士の交流の機会の提供(井戸端会議)、預かり保育は、子育て支援事業の例等として幼稚園教育要領で取り上げていることから、子育て支援事業の取組のうちこれらの実施率を指標とした。
	子育て支援事業の情報提供(情報誌・紙)の実施率	%	26.2 (19年度)	-	26.2		30 (23年度)	
	子育て支援事業の未就園児の保育の実施率	%	57.8 (19年度)	-	57.8		60 (23年度)	
	子育て支援事業の子育て井戸端会議	%	21.6 (19年度)	-	21.6		30 (23年度)	
	預かり保育の実施率	%	71.7 (19年度)	-	71.7		80 (23年度)	

幼稚園への就園機会の充実を図る	公私立間における保育料格差の是正 (公立保育料を1とした場合の私立の割合)	倍	3.12 (18年度)	3.12	3.17		0.3以上の是正 (22年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・左記達成目標は、公私間格差の是正や保護者負担の軽減を行うことにより、幼児の幼稚園への就園機会の確保を図る必要があるため設定した。 ・左記指標の設定根拠は、「幼稚園就園奨励費補助金」は、幼稚園に入園している幼児の入園料、保育料の一部又は全部を世帯の所得に応じて減免し、その経済的な負担の軽減を図ること及び公私立間の保護者負担の格差の是正を図ることにより、幼児教育を一層充実させるため実施している。 このため、当該事業の達成目標を図る指標として、公立を1とした場合の私立の割合(倍率)と幼稚園への就園状況を設定する。
	幼稚園への就園状況	%	84.6 (18年度)	84.6	86.6		5%以上の上昇率 (22年度)	

施策名	一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進								
施策の概要	障害のある全ての幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>発達障害を含む生涯のある子ども一人一人のニーズに応じた適切な支援を行うための実践研究事業や、教員の専門性向上のための事業等を実施した。</p> <p>達成目標はいずれも順調に達成できており、全体的に見て、想定した以上に進展していると判断できる。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>								
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
	幼稚園から高等学校までを通じて、発達障害を含む障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し適切な支援を行うため、体制整備等を推進する。	公立小・中学校における校内委員会設置率	%	57.4 (15年度)	87.8	95.8	99.5		(指標に用いたデータ・資料等) ・「特別支援教育体制整備状況調査」(文部科学省調べ)
		公立小・中学校における特別支援教育コーディネーターの指名率	%	19.2 (15年度)	77.9	92.5	99.5		(指標の設定根拠) 「校内委員会の設置」や「特別支援教育コーディネーターの指名」は、学校における特別支援教育の体制整備を推進するにあたっての基礎となる重要なものである。そのため、上記2つの指標を当該達成目標の指標として採用した。
特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した適切な指導や必要な支援を行うため、教員の専門性の向上や、指導内容・方法等の改善を図る。	特別支援学校教諭免許状非保有者の認定講習会受講者数	人	28,276 (18年度)	-	-	29,560		(指標に用いたデータ・資料等) 「特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査」(文部科学省調べ)	
	特別支援学校教諭等免許状保有者の割合 平成18年度の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合。平成19年度は、担当学級の障害種と自立教科等の免許状保有率を併せたもの。	%	61.1 (18年度)	-	-	68.3		(指標の設定根拠) 国や大学による講習会の受講者が、講習内容を十分理解し、その内容を講習会を通じて適切に普及していくことは、各都道府県における特別支援学校教員の専門性を向上するための有効な手段である。また、特別支援学校教諭免許状の取得は、特別支援学校教員の専門性を図る指標の一つとなりうる。以上のことから、上記2つの指標を当該達成目標の指標として採用した。	
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>幼稚園から高等学校までを通じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、10,015百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:9,274百万円)</p> <p>特別支援教育支援員の配置に係る経費の地方財政措置を公立小・中学校に加え、新たに公立幼稚園まで拡充。 (平成21年度措置予定額:約38,700百万円)</p> <p>【業務改善】</p> <p>特別支援教育課関係事業について、事業が着実に実施されるよう、地方公共団体に対して行政説明及びグループ討議を実施した。</p>								
関係する施政方	施政方針演説等	年月日					記載事項(抜粋)		

針演説等内閣の重要政策（主なもの）

<p>教育振興基本計画</p>	<p>平成 20 年 7 月 1 日 閣議決定</p>	<p>基本的方向 2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる 特別なニーズに対応した教育を推進する 改正教育基本法第 4 条第 2 項において、障害のある者への教育上の支援について新たに規定された。障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。</p> <p>【施策】 特別支援教育の推進 幼稚園から高等学校までを通じて、発達障害を含む障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な支援を行うため、特に、特別支援教育支援員の配置を促すとともに、小・中学校に在籍する障害のある児童生徒に対して「個別の指導計画」等が作成されるよう促すなど、体制整備を推進する。 また、特別支援学校については、外部専門家の活用を含めた教員の専門性の向上や就職率の改善のための取組への支援を推進する。あわせて、障害のある子どもと障害のない子どもとの相互理解を深めるための活動を推進する。 特別支援学校の在籍児童生徒等の増加に伴う大規模化等に対する地方公共団体等の取組を支援する。</p>
<p>第 169 回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成 20 年 1 月 18 日</p>	<p>(特別支援教育、幼児教育の振興等) 発達障害を含む障害のある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育や、海外子女、外国人児童生徒の教育を推進します。</p>
<p>重点施策実施 5 か年計画</p>	<p>平成 19 年 12 月 25 日 障害者施策推進本部決定</p>	<p>4 教育・育成 基本方針 発達障害を含む障害のある子ども一人一人のニーズに応じた一貫した支援を行うために、各関係機関等の連携によりすべての学校における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上等により、特別支援教育の更なる充実を推進する。 また、障害のある社会人等に対しても、ニーズに応じた学習の機会を提供していくことにより、着実な支援の推進を図る。(以下略)</p>
<p>経済財政改革の基本方針 2007</p>	<p>平成 19 年 6 月 19 日 閣議決定</p>	<p>第 4 章 持続的で安心できる社会の実現 2. 教育再生 【具体的な手段】 (1) 学力向上の取組 分かりやすく、魅力のある授業 教科書の質量両面での充実、国語、英語などの充実、社会の要請に対応した教育内容・教科再編、全教室で IT を授業に活用、発達障害児など特別な支援の必要な子どものための教員・支援員の適正配置や外部専門家の活用などすべての子ども一人ひとりに応じた教育。</p>
<p>社会総がかりで教育再生を - 第 2 次報告 -</p>	<p>平成 19 年 6 月 1 日 教育再生会議</p>	<p>・学力向上にあらゆる手立てで取り組む ゆとり教育見直しの具体策 提言 2 全ての子どもにとって分かりやすく、魅力ある授業にする 全ての子ども一人ひとりに応じた教育 国、地方自治体は、発達障害など特別支援の必要な子どものニーズに対応したきめ細かな支援を行うため、教員や支援員の配置、外部専門家の活用、全教員に対する研修の実施などにより、小・中学校、特別支援学校、更に幼稚園、高等学校における特別支援教育体制の強化に努める。 国は、発達障害など特別支援教育に関する総合的</p>

			<p>なプロジェクトのモデル地区での実施や、教育指導方法や支援機器、ソフトの活用に関する研究、成果の普及を行う。</p>
	<p>新健康フロンティア戦略</p>	<p>平成 19 年 4 月 18 日 新健康フロンティア戦略賢人会議</p>	<p>・戦略の具体的内容 第 1 部：国民自らがそれぞれの立場に応じて行う健康国家</p> <p>1. 子どもを守り育てる健康対策(子どもの健康力)</p> <p>(2) 発達障害児等を支援する体制の構築</p> <p>発達障害児等に対する包括的な支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期療育から教育、就労への切れ目のない継続的支援、連携体制の構築 発達障害児等に関する国民全体の理解の促進 ・ 発達障害児等に関する国民の理解を高めるための普及啓発や情報発信 発達障害児等を含む障害のある子どもへの特別支援教育の充実 ・ 発達障害のある児童生徒を指導する教員の専門性の向上 ・ 特別支援教育への応用を目指した発達障害の子どもの脳とこころの発達に関する研究の推進

施策名	義務教育に必要な教職員の確保								
施策の概要	公立義務教育諸学校における学級規模と教職員の配置の適正化を図り、優秀な教職員を確保するとともに、教育課題に対応するための緊急的な教職員配置を行う。								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>公立義務教育諸学校における学級規模と教職員の配置の適正化については、一定の成果を上げている。また、優秀な教職員の確保及び教育課題に対応するための緊急的な教職員配置については、計画どおり達成している。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>								
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方
	公立義務教育諸学校における学級規模と教職員の配置の適正化を図る。	公立小・中学校の教員定数の充足状況	県	-	17年度 41	18年度 45	19年度 43		左記指標は、全国すべての地域で教員が必要数確保されているか判断するため設定している。
教育課題に対応するための緊急的な教職員配置を行う。	今日的な教育課題に対応するための緊急的な教職員の配置状況(定数措置に対する実際の教職員配置の割合)	%	-	-	-	100		左記指標は、今日的な教育課題の解決に必要な教職員が配置されているか判断するため設定。	
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成21年度概算要求において教育課題に対応するため教職員定数の改善を盛り込んだ。 (平成21年度予算に1,000人の定数改善を計上)</p>								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)						
	教育振興基本計画	平成20年7月1日 閣議決定	<p>第2章 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿</p> <p>(2) 目指すべき教育投資の方向</p> <p>小学校以降の初等中等教育段階については、多様な教育課題に対応するとともに一人一人の子どもに教員が向き合う環境づくりの観点から、きめ細かな対応ができる環境を実現するなど、質の高い教育を実現するための条件整備を図る必要がある。</p> <p>第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策</p> <p>(3) 基本的方向ごとの施策</p> <p>基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる</p> <p>知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する</p> <p>学習指導要領の改訂と着実な実施</p> <p>授業時数や指導内容を増加する新学習指導要領の円滑な実施を図るために、教職員定数の在り方、算数・数学、理科に係る先行実施のための補助教材の作成・配布などの教育を支える条件整備について検討する。</p> <p>学校現場の創意工夫による取組への支援</p> <p>学校現場の創意工夫による取組を支援するため、学級編制基準の弾力化、習熟度別指導・少人数指導の教員や小学校高学年での専科教員の適正配置、定数の適正化、地域の実情に応じた学校選択制の普及、教材開発などの教員のチームによる取組の支援、図書の実施を図る。</p> <p>教員の資質の向上を図るとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境をつくる</p> <p>教員は、子どもたちの心身の発達に関わり、その人格形成に大きな影響を与える存在であり、その資質・能力を絶えず向上させるため、適切な処遇や教員の養成・研修の充実、厳格な人事管理を促す必要がある。</p> <p>教員が、授業等により一人一人の子どもに向き合う環境をつくるため、教職員配置の適正化や外部人材の活用、教育現場のICT化、事務の外部化等に総合的に取り組む。</p> <p>メリハリある教員給与体系の推進</p> <p>人材確保法に基づく優遇措置を縮減するとともに、メリハリのある教員給与体系の中でがんばる教員の適切な処遇を推進する。</p> <p>教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり</p>						

		<p>教員が子ども一人一人に向き合う環境づくりの観点から、教職員配置の適正化を行うとともに、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員、部活動の外部指導者等の学校の専門的・支援的スタッフや退職教員・経験豊かな社会人等の外部人材の積極的な活用を図る。</p> <p>(4)特に重点的に取り組むべき事項</p> <p>確かな学力の保証</p> <p>新学習指導要領の実施</p> <p>新学習指導要領の円滑な実施を図るために、教職員定数の在り方、教科書・教材、学校の施設・設備など教育を支える条件整備について検討する。</p> <p>教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり</p> <p>教員の資質向上</p> <p>メリハリある教員給与体系の推進(中略)等を行う。</p> <p>教員の子どもと向き合う環境づくり</p> <p>教職員配置の適正化を行うとともに、退職教員や経験豊かな社会人などの外部人材の積極的な活用、「学校支援地域本部」等の地域住民による学校支援の取組、調査の見直し、教育現場のICT化、事務の簡素化・外部化などの取組を支援する。</p>
<p>経済財政改革の基本方針 2008</p>	<p>平成20年6月27日閣議決定</p>	<p>第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築</p> <p>2. 未来を切り拓く教育</p> <p>・ 教育基本法の理念の実現に向け、新たに策定する「教育振興基本計画」に基づき、我が国の未来を切り拓く教育を推進する。その際、新学習指導要領の円滑な実施、特別支援教育・徳育の推進、体験活動の機会の提供、教員が一人一人の子どもに向き合う環境作り、学校のICT化や事務負担の軽減、教育的観点からの学校の適正配置、定数の適正化、学校支援地域本部、高等教育の教育研究の強化、競争的資金の拡充など、新たな時代に対応した教育上の諸施策に積極的に取り組む。</p>

施策名	大学などにおける教育研究の質の向上
施策の概要	各高等教育機関の個性・特色の明確化に向けた改革の取組みなどを積極的に支援することや、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調を確保すること等により、大学などにおける教育研究の質の向上を図る。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>大学等の特色や個性に即した各種プログラムを継続的に実施することで、各大学等が自主的に特色・個性ある多様な取組を実施している。各大学等は申請の検討過程等で教育改革に意欲的に取り組むと共に、フォーラム等へ積極的に参加する等、各大学等において積極的・意欲的な教育改革の取組が実施されている。</p> <p>また、産学連携による高度専門人材育成及び教育研究機能の充実を図り、各大学等における産学連携による質の高い実践的な教育手法の普及・定着を促しているところである。</p> <p>更にFD(ファカルティ・ディベロップメント)を行う大学、厳格な成績評価(GPA)を行う大学は順調に増加して来ており、大学において授業の質を高めるための取組も普及しつつある。</p> <p>平成19年度までに専門職大学院の60パーセント以上(149専攻中89専攻(共同取組も含む))で、高度専門職業人の養成を目的としたプログラムによる支援を受け、教育内容・方法の開発・充実等を図る取組を実施しており、「高度専門職業人の養成を推進するため、法科大学院をはじめ、各種の専門職大学院における教育内容・方法の開発・充実等を図る」という達成目標は想定した以上に達成された。「21世紀COEプログラム」については、平成19年度には、平成15年度及び平成16年度採択拠点に対し継続的支援を行うとともに、平成14年度に採択された拠点について事後評価を行い、約87パーセントの拠点が「設定された目的は十分達成され、期待以上の成果があった」、「設定された目的は概ね達成され、期待どおりの成果があった」との評価を受けている。平成15年度、16年度採択拠点については、進捗状況の確認を行う中間評価において、97パーセントの拠点が「当初目的の達成が可能」との評価を受けており、着実に拠点形成が図られているところである。</p> <p>また、平成19年度より、国際的に卓越した教育研究拠点の形成をより重点的に支援する「グローバルCOEプログラム」を実施している。平成19年度には、28大学63拠点(申請:111大学281拠点)を採択した。</p> <p>大学設置認可の弾力化が進められたことで、大学設置認可の弾力化による新たな大学等の参入や組織改編は届出制導入以前よりも増加しており、時代に即応した人材育成や新たな学問分野を研究する個性豊かな大学の発展に役立っている。</p> <p>また、認証評価制度については、実施校数が順調に増加しており、制度開始から4年で全体の約4割の大学・短大・高専が認証評価を受けた。また認証評価機関の整備も一層の充実が図られている。</p> <p>このように、事前関与としての設置認可制度と事後関与としての大学評価システムは一体となって機能し、各大学等の個性・特色の明確化に向けた改革の取組が積極的に行われ、教育研究の質の向上が概ね進展している。</p> <p>国立大学については、所要の国立大学法人運営費交付金を確保するとともに、国立大学法人への寄附の活発化を図るための税制改正を行ったほか、余裕金の運用対象について、国立大学法人等が運用できる金融商品の範囲を拡大している。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>別紙のとおり。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>国公立私立大学を通じた競争的環境の下で、各大学等の優れた大学教育改革の取組を支援する経費を概算要求に盛り込んだ。</p> <p>教育の質保証のための取組を複合的に実施する優れた取組を支援する「学士力確保と教育力向上プログラム」を実施すべく、9,551百万円を盛り込んだ(「質の高い大学教育推進プログラム」を再編して創設)。また、学生が身に付けるべき社会人としての基盤となる資質・能力を養うための各大学の優れた取組を支援する「社会人力育成のための学生支援プログラム」を実施すべく、3,541百万円を盛り込んだ。</p> <p>(平成21年度予算額:11,002百万円(予算においては、上記2事業を「大学教育・学生支援推進事業」として統合した。))</p> <p>国際的に卓越した教育研究拠点形成を重点的に支援する「グローバルCOEプログラム」を実施すべく、34,488百万円を盛り込んだ。</p> <p>(平成21年度予算額:34,228百万円)</p> <p>各大学院が設定した目標の達成に向けたコースワークの充実等の優れた組織的・体系的な教育の取組を支援する「組織的な大学院教育改革推進プログラム」を実施すべく、9,024百万円を盛り込んだ。</p> <p>(平成21年度予算額:5,746百万円)</p> <p>大学の国際競争力の強化のため、留学生に魅力的な水準の教育を提供するなど、留学生受入れの環境整備を図る取組を支援する「国際化拠点整備事業」を実施すべく、15,000百万円を盛り込んだ。また、海外における外国人学生に対する教育の提供等を図る取組を支援する「海外進出・ネットワーク形成支援事業」を実施すべく、1,158百万円を盛り込んだ。</p> <p>(平成21年度予算額:4,081百万円(予算においては、上記2事業を「国際化拠点整備事業(グローバル30)」として統合した。))</p> <p>がん医療の担い手となるがん専門医師等、がん医療に携わる医療人の養成を行う大学の取組を支援する「がんプロフェッショナル養成プラン」を実施すべく、2,500百万円を盛り込んだ。</p> <p>(平成21年度予算額:2,000百万円)</p> <p>世界最高水準のIT人材及び高度実践型理工系スペシャリストを育成するための教育拠点の形成を支援する「先導的ITスペシャリスト等育成推進プログラム」を実施すべく、2,543百万円を盛り込んだ。</p> <p>(平成21年度予算額:895百万円(先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム))</p>

	<p>実践型人材の育成を目指し、大学等において、産学連携による新たな教育プログラムの開発を支援する「産学連携による実践型人材育成事業」を実施すべく、718 百万円を盛り込んだ。 （平成 21 年度予算額:513 百万円）</p> <p>専門職大学院等における教育方法等の充実に資する先導的な取組を支援する「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」を実施すべく、562 百万円を盛り込んだ。 （平成 21 年度予算額:562 百万円）</p> <p>【機構・定員要求】 大学等の国際化や教育研究の質の向上・保証の推進のために、室長補佐1名、専門官5名、係員2名の定員を要求。 （専門官2名の定員を措置）</p> <p>【税制改正要望】 平成 21 年度税制改正において、寄附税制の拡充を要望した。 （措置なし）</p> <p>【制度改正】 国立大学法人が寄附やライセンス対価により新株予約権を取得した場合、その現金化の過程において、当該新株予約権の権利行使を行って株式を取得することは可能であることを示した。（平成 20 年7月8日付高等教育局長・研究振興局長通知 20 文科高第 260 号）</p> <p>【調査研究】 大学の資金調達・運用に関するルール作りや学内体制の整備を行うに当たっての参考に供するため、調査研究を実施し、その報告書を国立大学法人等へ周知した。（平成 21 年1月8日付事務連絡）</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	我が国の高等教育の将来像	平成 17 年1月 28 日 中央教育審議会答申	第1章 新時代の高等教育と社会 第2章 新時代における高等教育の全体像 第3章 新時代における高等教育機関の在り方
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006	平成 18 年7月 閣議決定	第2章 成長力・競争力を強化する取組 1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化 (5)生産性向上型の5つの制度インフラ ・ 競争的資金の拡充、研究・技術人材の育成 ・ 高等教育の教育研究資金の確保、第三者評価に基づく重点投資を図る。
	社会総がかりで教育再生を—第二次報告—	平成 19 年6月1日 教育再生会議	Ⅲ. 地域、世界に貢献する大学・大学院の再生
	社会総がかりで教育再生を—第三次報告—	平成 19 年12 月 25 日 教育再生会議	3. 大学・大学院の抜本的改革
	教育振興基本計画	平成 20 年7月1日 閣議決定	第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策 (2)施策の基本的方向 基本的方向3 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

別紙 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
大学における教育内容・方法等の改善・充実を図り、各大学の個性・特色を踏まえた人材の育成機能を強化する。	ファカルティディベロップメントの取組を行っている大学数	大学数		575	628	未調査		左記の各種事業等は、各大学が教育面での改革の推進や個性・特色の一層の明確化を図るために、各大学において自主的に取り組むべきものや、国として各大学の教育改革への取組を支援するものである。このため、本達成目標を計るにあたり、当該各種事業の申請数・選定数や、大学教育改革の取組の一つであるFDやGPAに取り組んでいる大学数を指標として設定する。
		割合(%)		81	86	未調査		
	厳格な成績評価(GPA)の取組を行っている大学数	大学数		248	294	未調査		
		割合(%)		35	40	未調査		
	「特色ある大学教育支援プログラム」選定件数(申請件数)	選定件数		47	48	52		
		申請件数		410	331	331		
	「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」選定件数(申請件数)	選定件数		84	112	119		
		申請件数		509	565	600		
	「大学教育の国際化推進プログラム(長期海外留学支援)」選定件数(申請件数)	選定件数		75	107	143		
		申請件数		85	141	178		
	「大学教育の国際化推進プログラム(戦略的国際連携支援)」選定件数(申請件数)	選定件数		15	5			
		申請件数		104	78			
	「大学教育の国際化推進プログラム(先端的国際連携支援)」選定件数(申請件数)	選定件数				6		
		申請件数				51		
	「大学教育の国際化推進プログラム(海外先進教育研究実践支援)」選定件数(申請件数)	選定件数		26	281	245		
		申請件数		108	430	385		
	「大学院教育改革支援プログラム」選定件数(申請件数)	選定件数				126		
		申請件数				355		
	『魅力ある大学院教育』イニシアティブ」選定件数(申請件数)	選定件数		97	46			
		申請件数		338	268			
	専門職大学院等教育推進プログラム(平成16～18年度は「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」と「資質の高い教員養成推進プログラム」を合わせた選定件数(申請件数)	選定件数		42	38	38		
		申請件数		126	132	108		
	「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」選定件数(申請件数)	選定件数		20	22	16		
		申請件数		55	110	72		
「がんプロフェッショナル養成プラン」採択件数(申請件数)	選定件数				18			
	申請件数				22			
「派遣型高度人材育成協同プラン」採択件数(申請件数)	選定件数		20	10				
	申請件数		55	30				
「サービス・イノベーション人材育成推進プログラム」採択件数(申請件数)	選定件数				6			
	申請件数				35			
「ものづくり技術者育成支援事業」選定件数(申請件数)	選定件数				12			
	申請件数				79			
「先導的ITスペシャリスト	選定件数			6	2			

	育成推進プログラム」採択件数(申請件数)	申請件数			26	8			
	「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」採択件数(申請件数)	選定件数				70			
		申請件数				272			
高度専門職業人の養成を推進するため、法科大学院をはじめ、各種の専門職大学院における教育内容・方法の開発・充実等を図る。	専門職大学院等教育推進プログラム (平成 16・17 年度は「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」、18 年度は「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」の件数)	支援専攻数(実数)※1(延べ)		78	86	89		左記の補助事業は、各大学が教育内容・方法の開発・充実を図る取組を支援するものであるため、設置されている専門職大学院の専攻のうち、当該事業により支援した専攻数(実数)の割合を指標として設定する。 ※1 財政支援した実専攻数(共同取組への参加を含む)。複数の取組が選定された専攻でも「1」とカウント。 ※2 各年度に新規選定された専攻数(共同取組への参加を含む)	
		選定専攻数※2		18	21	36			
		設置専攻数		122	140	149			
		支援専攻数/設置専攻数(%)		64	61	60			
		《参考》選定件数		8	14	20			
		《参考》申請件数		25	40	48			
国公私立大学を通じた競争的環境の下で、各大学の個性や特色を活かした世界的な研究教育拠点を形成し、国際競争力のある世界最高水準の大学づくりを推進する。	「グローバルCOEプログラム」	採択件数				63		左記プログラムは、第三者評価に基づく競争原理により、国公私立大学を通じて、国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成を重点的に支援し、もって国際競争力のある世界最高水準の大学づくりを推進することを目的としている。 プログラムへの申請を通じて、採択拠点はもとより、それ以外の大学においても、全学的視野に立った戦略的な教育研究体制の構築が促進されるなど、国公私立大学を通じた大学間の競争的環境の醸成等が期待されることから、当該事業の達成目標を計る指標として、申請件数・採択件数を設定している。	
		申請件数				281			
	「21 世紀COEプログラム」 中間評価において当初目的の達成が可能との評価を受けた拠点数及び割合	拠点数		127 (平成 15 年度採択拠点)	27 (平成 16 年度採択拠点)				
		割合		97%	96%				
	「21 世紀COEプログラム」 事後評価において「設定された目的は十分達成され、期待以上の成果があった」、「設定された目的は概ね達成され、期待どおりの成果があった」との評価を受けた拠点数及び割合	拠点数				99 (平成 14 年度採択拠点)			
		割合				87%			
各大学の継続的な教育研究の質の向上に資するよう、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調の確保を図る。	大学等の設置届出の件数	件数		356	243	258		ここでいう「適切な役割分担と協調」とは、両制度が「連動」することを意味するものではなく、事前評価としての設置認可制度と、事後評価としての認証評価制度それぞれが、制度の趣旨を踏まえて適切に実施されている状態であれば、総合的に見て、「適切な役割分担と協調」が確保されている状態であるということの意味している。 平成 14 年度の学校教育法改正において、認証評価制度が導入されると同時に、設置認可制度の弾力化(認可事項の縮	
	大学等の設置認可の件数	件数		126	110	85			

	大学機関別認証評価実施数(専門職大学院)	実施数		83	136(2)	205(22)		減、届出制度の導入)及び大学設置基準の準則化等を行ったことによって、事前評価と事後評価の適切な役割分担を図っており、この役割分担が適切に行われているかを定量的に判断するためには、設置認可制度としては、当該改正によって導入された届出制度の活用状況を、一方の認証評価制度についても、当該制度の活用状況を見ることによって判断することが現時点においては最も適切である。
国立大学が質の高い教育研究を行うことができるよう、基盤的な環境の整備を図る。	寄附金受入額	億円		722	698	計算中		寄附金受入額の増減を参考指標として、国立大学法人の基盤強化の一因となる寄附の活発化が図られているかを確認する。寄附の活発化の一因として、税制改正による寄附の受入体制の整備が考えられ、環境整備の進捗状況を計る上での参考指標となる。

施策名	大学などにおける教育研究基盤の整備								
施策の概要	国立大学等施設を重点的・計画的に整備し、大学などにおける教育研究基盤の整備を図る。								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」(以下、「第2次5か年計画」という。)(計画期間:平成 18年度から 22 年度)では、「教育研究基盤施設の再生」及び「大学附属病院の再生」を重点的・計画的に整備するとしており、5か年で約 540 万平方メートルを整備目標としている。平成 19 年度までに合計 188 万平方メートル(うち、「教育研究基盤施設の再生」としての「老朽再生整備」140 万平方メートル、「狹隘解消整備」26 万平方メートル、「大学附属病院の再生」として 22 万平方メートル)を整備している。 また、「第2次5か年計画」では、国立大学等は全学的な視点に立ったスペースの弾力的・流動的な活用等の施設マネジメントの推進や寄附・自己収入による整備など国立大学等の自助努力に基づいた新たな整備手法による施設整備を一層推進することとしている。平成 19 年度に共同利用スペースは、全体で 158 万平方メートル保有され、新たな整備手法による施設整備も 691 件実施されている。 以上より、個性が輝く高等教育の推進のための取組は、想定どおり順調に進捗していると判断した。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値 18年度 19年度 20年度			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方
	第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画に基づき、国立大学等の施設整備を重点的・計画的に整備する。	施設対象別整備実績 ○教育研究基盤の再生 ・老朽再生整備 ○教育研究基盤の再生 ・狹隘解消整備 ○大学附属病院の再生	万㎡	(18年度)	31	140	-	400 (22年度)	左記達成目標及び指標は「第2次5か年計画」に基づき設定。
	全学的視点に立ったスペースの弾力的・流動的な活用等の施設マネジメントを推進する。	共同利用スペースの保有状況	万㎡	156 (18年度)	156	158	-	- -	左記達成目標及び指標は「第2次5か年計画」においてスペースの弾力的・流動的な活用等の施設マネジメントを一層推進することとしているため、共同利用スペースの保有状況を指標として設定。
	寄附・自己収入による整備など、国立大学等の自助努力に基づいた新たな整備手法による施設整備を推進する。	新たな整備手法による施設整備状況	件	509 (18年度)	509	691	-	- -	左記達成目標及び指標は「第2次5か年計画」において寄附・自己収入による整備など、国立大学等の自助努力に基づいた新たな整備手法による施設整備を推進することとしているため、新たな整備手法による施設整備の件数を指標として設定。
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】 国立大学等施設整備費として、平成20年度概算要求においては、140,170百万円を計上した。 (平成20年度予算額:92,133百万円) 平成20年度補正予算(第一号)及び同補正予算(第二号)において、国立大学等施設の耐震化等の推進のため、所要の予算を計上した。 (平成20年度補正予算(第一号)67,691百万円、同補正予算(第二号)22,006百万円) さらに、国立大学等の施設整備を着実に実施するため、平成21年度概算要求において、135,523百万円を計上した。 (平成21年度予算額:83,375百万円)								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日		記載事項(抜粋)					
	第3期科学技術基本計画	平成 18 年3月 28 日 閣議決定		第3章 科学技術システム改革 3.科学技術振興のための基盤の強化 (1)施設・設備の計画的・重点的整備 世界一流の優れた人材の育成や創造的・先端的な研究開発を推進し、科学技術創造立国を実現するためには、大学・公的研究機関等の施設・設備の整備促進が不可欠であり、公共的施設の中でも高い優先順位により実施される必要がある。					

<p>長期戦略指針 「イノベーション 25」</p>	<p>平成 19 年6月1日 閣議決定</p>	<p>第5章「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ 1. 社会システムの改革戦略 3) 大学改革 ① 大学の研究力・教育力の強化 ・ 大学の研究と教育両面にわたる国際競争力の強化 ・ 大学の施設環境を国際的な水準の魅力あるものとしていくための整備</p>
<p>社会総がかりで教育再生を －第2次報告－</p>	<p>平成 19 年6月1日 教育再生会議</p>	<p>IV. 「教育新時代」にふさわしい財政基盤の在り方 ○ 大学・大学院改革実現のための3つの具体策 具体策1 競争的資金の拡充と効率的な配分 ■ 私学も含めイノベーションの基盤となる研究施設整備に対する支援を拡充する。</p>
<p>社会総がかりで教育再生を －第3次報告－</p>	<p>平成 19 年 12 月 25 日 教育再生会議</p>	<p>3. 大学・大学院の抜本的な改革～世界トップレベルの大学・大学院をつくる～ (1) 大学・大学院教育の充実と成績評価の厳格化により、卒業者の質を担保する ・ イノベーションを創出し国際競争を勝ち抜くためにも、教育研究施設・設備を整備する。</p>
<p>教育振興基本計画</p>	<p>平成 20 年7月1日 閣議決定</p>	<p>第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策 (3) 基本的方向ごとの施策 基本的方向3 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える ⑥ 大学等の教育研究を支える基盤を強化する ◇ 大学等の教育研究施設・設備の整備・高度化 優れた人材の育成や創造的・先端的な研究開発を推進するため、大学等の施設・設備について、安全性の確保だけでなく、現代の教育研究ニーズを満たす機能を備えるよう、重点的・計画的な整備を支援する。このため、「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」(平成 18～22 年度)を着実に実施する。</p>

施策名	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進							
施策の概要	教育の機会均等の観点から、意欲・能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、日本学生支援機構の奨学金事業を充実し、教育費負担の軽減を図る。							
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>奨学金事業について、対前年度比 5.2 万人の貸与人員の増員を行った結果、施策目標5 - 1 の下の達成目標については、「日本学生支援機構による奨学金事業を充実させ、意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、修学機会の確保を図る。」という観点から想定どおりに達成できている。</p> <p>なお、高等学校等奨学金事業は、平成 17 年度入学者から順次都道府県へ移管されており、都道府県が実施する高等学校等奨学金事業の財源として、高等学校等奨学金事業交付金を交付している。</p> <p>達成目標を達成することで、意欲ある学生への支援体制の整備という点で学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べる環境の整備に資したと考える。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>							
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値		目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
	日本学生支援機構による奨学金事業を充実させ、学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、修学機会の確保を図る。	奨学金の貸与を受けることにより修学可能となった学生の割合	毎年度	-	19 年度	80.13%		毎年度
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>意欲と能力のある学生等が経済的にも自立し安心して勉学に励めるようにするとともに、教育の機会均等及び人材育成の観点から、経済的理由により修学に困難がある学生等を支援するよう、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業を実施するため、一般会計負担額141,244百万円(事業費総額957,567百万円)を概算要求に盛り込んだ。</p> <p>(平成21年度予算額: 130,899百万円(事業費総額947,492百万円))</p>							
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日		記載事項(抜粋)				
	経済財政改革の基本方針 2008(抄) ～開かれた国、全員参加の成長、環境との共生～	平成 20 年 6 月 27 日 閣議決定		<p>第 5 章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築</p> <p>2. 未来を切り拓く教育</p> <p>・教育基本法の理念の実現に向け、新たに策定する「教育振興基本計画」に基づき、我が国の未来を切り拓く教育を推進する。その際、新学習指導要領の円滑な実施、特別支援教育・徳育の推進、体験活動の機会の提供、教員が一人一人の子どもに向き合う環境作り、学校のICT化や事務負担の軽減、教育的観点からの学校の適正配置、定数の適正化、学校支援地域本部、高等教育の教育研究の強化、競争的資金の拡充など、新たな時代に対応した教育上の諸施策に積極的に取り組む。</p> <p>第 3 章 今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策</p> <p>(2) 施策の基本的方向</p> <p>基本的方向 4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する</p> <p>能力があるにもかかわらず経済的理由により修学が困難な者に対する奨学のための取組を進める必要がある。</p> <p>(3) 基本的方向ごとの施策</p> <p>基本的方向 4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する</p> <p>教育機会の均等を確保する</p> <p>【施策】奨学金事業等の推進</p> <p>教育の機会均等の観点から、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な学生等に対して、奨学金事業等を推進する。</p> <p>(4) 特に重点的に取り組むべき事項</p> <p>安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障</p>				

			<p>教育への機会の保障 就園奨励費、幼児教育無償化の歳入改革にあ わせた総合的検討、就学援助、奨学金、私学助 成、税制上の措置の活用を通じた教育への機会の 保障を図る。</p>
--	--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策名	特色ある教育研究を展開する私立学校の振興								
施策の概要	私立学校の振興に向け、教育研究条件の維持向上を図るとともに経営の健全性を高める。								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 教員一人当たりの学生数、大学および短期大学における定員超過率が150パーセントを超えるものの全体に占める割合、教育研究費依存比率、図書の蔵書数については、いずれも改善傾向にあり、教育研究条件の向上が図られている。 帰属収入で消費支出を賄えない大臣所轄の学校法人の割合が前年度より増加したものの、総負債比率は着実に減少している。また、寄付金比率は前年度数値の横ばいに留まっている。財務情報等の一般公開を行っている大臣所轄の学校法人の割合は、平成19年度も着実に増加するとともに、インターネットのホームページや広報誌を活用するなど、財務情報の公開方法を工夫する学校法人の割合が増加するなど、一定の成果が上がっている。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
	質の高い教育研究のため、私立学校の教育研究条件の維持向上を図る	教員一人当たりの学生数	人	—	17年度 9.8	18年度 9.4	19年度 9.0	—	教育研究条件の維持向上について判断するため、教育研究条件に関する指標及び学校法人全体の教育研究条件に対する投入量に関する指標を設定
		大学及び短期大学の定員超過率が150%を超えるものの全体に占める割合	%	—	0.86	0.65	0.54	—	
		教育研究経費依存比率(学生納付金収入に対する教育研究経費支出の割合)	%	—	60.2	61.4	集計中	—	
	私立大学の図書館の蔵書数	冊	—	168,794,042	173,750,201	集計中	—		
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】 平成21年度概算要求においては、私立大学等経常費補助については、対前年度70億円増の3,318億6,800万円(平成21年度予算額:3,217億8,200万円) 私立高等学校等経常費助成費等補助については、対前年度30億円増の1,068億5千万円を計上した。(平成21年度予算額:1,038億5,000万円) 本私学助成事業については既存の補助項目の見直しを行った。 【機構・定員要求】 学校法人の経営の健全性の確保を図ることにより、私立学校の経営基盤を強化するために、専門官2名の定員を要求した。(専門官1名措置) 【税制改正要望】 寄附税制については、平成20年度税制改正において、特定公益増進法人である学校法人に対して企業等が寄附を行った場合における損金算入限度額が、「資本金×0.25%+当該年度所得×2.5%」から「資本金×0.25%+当該年度所得×3.75%」に拡大され、当該税制改正の趣旨について、各種会議等を通じて周知し、その活用を促した。 また、平成21年度税制改正において、個人が大学等に寄附した場合における寄附金控除の控除限度額のさらなる引き上げ(総所得の40パーセントから50パーセント)を要望した。(措置なし) 【各種会議等】 昨年度に引き続き、学校法人の運営等に関する協議会、学校法人監事研修会等の各種会議や学校法人運営調査等を通じ、学校法人自らによる経営改善のための取組や各学校法人の実情に応じた積極的な財務情報の公開の取組を促した。								
	関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)					
経済財政改革の基本方針2007		平成19年6月閣議決定	第2章 成長力の強化 1. 成長力加速プログラム III 成長可能性拡大戦略—イノベーション等 【改革のポイント】 2. 大学・大学院改革 基盤的経費の確実な措置 【具体的手段】 (2) 大学・大学院改革 ⑦ 大学による自助努力を可能とするシステム改革 ・ 企業や個人等からの寄附金、共同研究費等民間からの資金の活用について、各大学の自助努力を後押しするための税制を含む環境整備等を検討する。						

<p>施策名</p>	<p>科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>科学技術創造立国の実現に向けて、若手・女性研究者などの多様多才な個々人が意欲と能力を発揮できる環境の整備をはじめとした初等中等教育段階から研究者等の育成まで一貫した総合的な人材育成施策を講じ、科学技術関係人材の質と量を確保する。また、科学技術の社会的信頼を獲得するために、成人の科学技術に関する基礎的素養(科学技術リテラシー)を高める活動を推進するとともに、幼少期から高齢者まで広く国民を対象として、科学技術に触れ、体験・学習できる機会の拡充を図る。</p>		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 理数に興味・関心の高い生徒・学生の能力を伸ばすための取組、理科好きな子どもの裾野を拡大する取組及び若手・女性研究者などの活躍を促進するための取組が着実に実施されるとともに、科学技術に関する高度な専門的応用能力を持って計画、設計等の業務を行う技術士の登録者数が着実に増加しており、科学技術関係人材の質と量が順調に確保されている。専門高校においては、地域社会等と連携した取組が着実に実施されており、産業社会のニーズに対応した人材育成が図られている。また、日本科学未来館及び国立科学博物館の入館者数の増加に見られるように、科学技術を国民に分かりやすく伝え、国民の科学技術に対する興味・関心と基礎的な知識・能力を高める取組は着実に実施されており、科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成については、想定通り達成できていると判断される。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 別紙のとおり。</p>		
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】 理数教育の充実を図るため、以下のとおり概算要求への反映を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合科学技術会議においてとりまとめられた革新的技術戦略を踏まえ、「理数系教員養成拠点構築事業」を新規に実施するため、930百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:340百万円) ○ 「理科支援員等配置事業」を引き続き実施するため、2,450百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:2,450百万円) <p>等</p> <p>専門高校において産業界のニーズに対応した人材養成を図るため、以下のとおり概算要求への反映を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「目指せスペシャリスト」の改善・充実を図るため、134百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:106百万円) ○ 「地域産業の担い手育成プロジェクト」による取組を一層強化するため、504百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:335百万円) <p>等</p> <p>若手・女性研究者などの活躍促進を図るため、以下のとおり概算要求への反映を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別研究員事業を拡充するため、16,968百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:16,314百万円) ○ 若手・女性研究者支援に係る科学技術振興調整費の事業を拡充するため、以下のとおり概算要求に盛り込んだ。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「若手研究者養成システム改革プログラム」12,200百万円 (平成21年度予算額:9,824百万円) ・ 「女性研究者支援システム改革プログラム」2,750百万円 (平成21年度予算額:2,250百万円) <p>等</p> <p>国民の科学技術への理解増進を図るため、以下のとおり概算要求への反映を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本科学未来館を整備・運営するため、2,838百万円を概算要求に盛り込んだ。組織体制の見直しによる人件費削減や業務の効率化等の見直しを行い、平成21年度政府予算案においては472百万円の削減等を行った。 (平成21年度予算額:2,358百万円) ○ 国立科学博物館を整備・運営するため、4,973百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:3,120百万円) <p>等</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>経済財政改革の基本方針 2007</p>	<p>年月日</p> <p>平成 19 年6月 19 日 閣議決定</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>成長可能性拡大戦略—イノベーション等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学・大学院改革 <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界トップレベルを目指す大学院教育の改革 平成 20 年度から、世界最高水準の大学院形成、優れた大学院生への経済的支援を充実する。 ○ イノベーションの加速 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会システムの改革戦略(「イノベーション 25」)の推進

		<p>イノベーションが次々と生み出される社会環境を構築するため、概ね今後3年間で、若手研究者向け資金や理数教育など次世代投資の充実と強化、環境・エネルギー技術など優れた技術を活かした成長と国際貢献、国際競争力強化を目指した大学改革、新しいサービスの構築・実証を通じた規制の見直しなどイノベーション創出・促進に向けた社会環境整備に取り組む。</p>
<p>長期戦略指針「イノベーション 25」</p>	<p>平成 19 年6月1日 閣議決定</p>	<p>次世代投資の充実と強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 若手研究者、意欲的・挑戦的研究への思い切った投資等の研究資金改革 <ul style="list-style-type: none"> ・ 若手研究者向け資金の充実と強化 <p>若手研究者の自立を支援し広い裾野を築き、その中から世界トップ研究者を育てる一貫した競争的資金体系を確立する。博士号を取得したいいわゆるポスドクが概ね5年の間に自立して新しい領域の開拓等に挑戦できる機会を与え、そこで成果を出した人を引き続き育てる仕組みを導入する。また、優れた博士課程学生に対する経済的支援の充実、若手研究者の自立的な研究環境の構築や女性研究者が出産・育児等で研究活動に支障を来さず能力を発揮できるよう、研究や生活環境の整備を図る。</p> ○ 多様性を受け入れ、出る杭となる「人」づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 学ぶ意欲と能力ある者への支援の充実 <p>博士課程学生に対するフェローシップを充実するとともに、競争的資金を活用する等により、2010 年までに 20%程度の博士課程学生が生活費相当額程度の支援を得られることを目指す。</p> ○ 科学技術イノベーションを支える理数系人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度で先進的な理数学習の機会の提供 <p>高校生及び中学生を対象とした科学オリンピック等の科学技術コンテスト(物理、化学、生物、数学、情報、課題研究等の各分野)の支援(2010 年までに参加者の倍増を目指す)。</p> <p>理数教育に重点を置く高校(スーパーサイエンスハイスクール)の取組を推進するとともに、海外の理数教育重点高校等との間の国際交流支援を充実。</p> <p>卓越した意欲・能力を有する児童・生徒を対象に高度で発展的な学習機会を提供する大学等の支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理数教育の充実 <p>小学校の理科支援員等の配置の充実。</p> <p>実験・観察・実習等体験活動を充実させるための教員研修の充実。</p>
<p>日本経済の進路と戦略</p>	<p>平成 19 年1月 25 日 閣議決定</p>	<p>「新成長経済」の実現に向けた戦略 ―新たな「創造と成長」への道筋―</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 成長の鍵を握る人材 <ul style="list-style-type: none"> 一人一人が能力を最大限発揮できる社会の構築、産学連携による人材育成の強化、人材の国際競争力の強化を図る。 <p>具体的には、国語力の強化、理数教育の充実などにより、教育の質の向上を図り、2010 年(平成 22 年)までに国際学力調査における世界トップレベルを目指す。産学双方向の人材流動化の促進、研究・技術人材の育成、健全性を確保した奨学金事業の充実等を図るとともに、高等教育の教育研究資金の確保と第三者評価に基づく重点投資を図る。</p>

別紙 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
次世代を担う科学技術関係人材の育成に向け、子どもが科学技術に親しみ学ぶことができる環境を充実するとともに、理数に興味関心の高い子どもの能力を伸長することができる効果的な環境を提供するため、理数教育の充実を図る。	①科学技術分野のコンテストにおける応募件数のSSH指定前と比べた増加率	%		506	558	703		スーパーサイエンスハイスクール支援事業(SSH)は、高等学校等において先進的な理数教育を実践することにより、将来の国際的な科学技術関係人材の育成を図るものである。このため、当該事業の達成目標を図る指標として、SSHの課題研究型学習の成果としての科学技術コンテストの応募・表彰件数、能力・姿勢の獲得、及び卒業生に与えた影響を測る指標を設定した。 サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト事業は、大学、科学館等と学校現場との連携した体験的・問題解決的な取組を支援することで、児童生徒の科学技術や理科・数学に関する興味関心の向上を図るものである。このため、当該事業の達成目標を図る指標として、科学技術や理科・数学に対する興味関心が増加した又はどちらかといえば増加したと答えた生徒の割合を設定した。
	②科学技術分野のコンテストにおける表彰件数のSSH指定前と比べた増加率	%		426	517	423		
	③「SSHによってどの能力や姿勢が身についたと思いますか」との問いに対する各選択項目の選択率の平均値	%			60.7	54.5		
	④理系学部専攻の卒業生が「SSH参加が現在の専攻分野選択に影響した」と回答した割合	%				59.9		
	⑤サイエンス・パートナーシップ・プロジェクトに関するアンケート調査で、科学技術や理科・数学に対する興味関心が増加した又はどちらかといえば増加したと答えた生徒の割合	%		71.6	72.0	72.3		
専門高校において、地域社会との連携強化等により、産業社会のニーズに対応した人材養成を行う。	①目指せスペシャリスト「スーパー専門高校」	指定校数		33	36	33		
		新規指定数		14	12	10		
	②専門高校等における「日本版デュアルシステム」推進事業	学校数		25	25	5		
		指定地域数		20	20	5		
		新規指定地域数		5				
	③ものづくり人材育成のための専門高校・地域産業連携事業	学校数				79		
		指定地域数				23		
		新規指定地域数				23		
	④モデル事業において生徒の実践力の習得や勤労観・職業観の醸成が図られたと回答した学校数	目指せスペシャリスト					28	
		「日本版デュアルシステム」推進事業					5	
ものづくり人材育成のための専門高校・地域産業連携事業						46		
合計					45	79		
⑤モデル事業における1学校あたりの連携協力機関数	「日本版デュアルシステム」推進事業		28	32.5	33.6			
	ものづくり人材育成のための専門高校・地域産業連携事業					24.4		
イノベーション創出のため、若手・女性研究者など多様な人材	①博士号取得者等のキャリアパス多様化のための事業の実施機関数	機関数		8	12		「科学技術関係人材のキャリアパス多様化促進事業」は、ポストドクター等の若手研究者のキャリア選択に対する組織的な	

が能力を最大限発揮できる環境を整備する。	②大学(学部)へ入学した女性のうち、自然科学系の学科に入学した女性の割合	%	19.8	20.4	20.8	支援を行う取組を支援するものである。平成19年度には、平成18年度採択機関における取組の中間評価を実施したところであるが、本事業は緒に就いたばかりである。今後、各機関への波及効果も期待できることから、博士号取得者等のキャリアパス多様化のための事業の実施機関数を指標として設定した。 「女子中高生の理系進路選択支援事業」は、女子中高生に科学技術分野に関する興味・関心を喚起するための取組であるため、現在把握できるデータのなかでは、大学(学部)へ入学した女性のうち、自然科学系の学科に入学した女性の割合によって、その効果を計ることができるかと判断した。 「技術士制度」については、高度な専門的応用能力を有する技術者として、公共の事業や製造の現場等での活躍が見込まれる技術士の増加状況によって、その効果を計ることが妥当であるため、技術士の登録者数とした。
	③技術士登録者数の推移	人	58,314	60,534	61,794	
	④博士課程修了者の産業への就職率	%	57.2	57.4	58.8	
	⑤企業等における研究者数のうち、博士号を取得した研究者数の割合	%	3.89	3.78	4.30	
	⑥我が国における女性研究者割合	%	11.9	11.9	12.4	
	⑦女性研究者の採用割合(自然科学系全体)	%	未調査	未調査	調査中	
わかりやすく親しみやすい形で国民に科学技術を伝え、国民との対話を通じて説明責任と情報発信を強化する活動及び科学技術に関する基礎的な知識・能力の向上に資する取組を推進する。	①サイエンスチャンネル(サイエンスチャンネル(科学技術番組)のモニター調査において、「知識・教養」を高める上での有用性に関する評価と「実用性」、「平明性」に関する評価の平均値)		3.7	3.7	3.7	サイエンスチャンネルは様々な分野の科学技術を、研究者や研究機関等と連携してわかりやすく紹介する科学技術番組を制作し、インターネット等を活用して発信することで、国民の科学技術に対する関心の喚起、理解の増進を図るものである。また、日本科学未来館は最先端の科学技術情報の内外への発信・交流を通じて、国立科学博物館は自然科学に関する資料の供覧を通じて、国民の科学技術に対する興味・関心、理解の向上を推進している。このため、当該事業の達成目標を図る指標としてサイエンスチャンネルのモニター調査結果、日本科学未来館・国立科学博物館の入館者数を設定した。
	②日本科学未来館の入館者数	人	712,426	778,629	795,497	
	③国立科学博物館の入館者数	人	1,618,886	1,761,257	1,907,826	
	④国民の科学技術への関心(科学技術と社会に関する世論調査(内閣府))	%			61.1	

施策名	科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組の推進		
施策の概要	科学技術の社会的信頼を獲得するために、生命倫理問題やナノテクノロジーの社会的影響等科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への対応を強化する。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針(ES指針)及び特定胚の取扱いに関する指針(特定胚指針)の違反事例がなかったことに加え、ライフサイエンス研究の進展や社会的動向等を踏まえたES指針の改正に向けた手続きや、総合科学技術会議意見を踏まえた特定胚指針の見直しに向けた検討等も着実に進められたことから、生命倫理に係る諸課題への対応については、ほぼ適切に実施されたものと判断される。</p> <p>また、ナノテクノロジーの社会的影響についても、科学技術振興調整費により進められてきたナノテクノロジー影響の多領域専門家パネル会議で抽出された課題を踏まえ、物質・材料研究機構が新たに「ナノマテリアルの社会受容のための基盤技術の開発」を開始するなど、諸課題への対応は順調に進んでいるものと判断される。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本年度中に、人クローン胚の研究目的の作成・利用に係る検討結果を踏まえ、特定胚指針及びES指針を改正する。 特定胚指針及びES指針の違反が引き続きゼロとなるよう指針の周知徹底を図る。 		
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】 生命倫理等に関する諸課題への対応を着実に実施するため、33百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:23百万円)		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第3期科学技術基本計画分野別推進戦略	平成18年3月28日 総合科学技術会議	<p>ライフサイエンス分野</p> <p>ライフサイエンスの発展は、社会的な側面に大きな影響を与えるようになってきており、社会・国民に支持されるためには、ライフサイエンスが及ぼす新しい倫理的・法的・社会的課題に取り組んでいく必要がある。</p> <p>ナノテクノロジー・材料分野</p> <p>ナノテクノロジーが広範な技術領域の基盤を革新する夢の技術体系となる可能性を持つ反面、不可視な人工物が予想できないリスクを社会にもたらす可能性も指摘され始めている。この分野は欧米における取組が選考しているが、現在のところ必ずしも信頼性のあるデータが得られているとは言い難い。期待される便益をリスクを社会にもたらす可能性も指摘され始めている。期待される便益とリスクを科学的に解析・比較し、責任あるナノテクノロジーの研究開発を進め、その健全な発展を促す必要がある。</p>

施策名	地域における科学技術の振興								
施策の概要	世界レベルのクラスターとして発展可能な地域に重点的な支援を行うとともに、小規模でも地域の特色を生かした強みを持つクラスターを各地に形成する。								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 世界レベルのクラスター形成に対する支援や小規模でも地域の特色を活かした強みを持つクラスター形成に対する支援については、平成19年度に事後評価等を実施した合計20拠点のうち15拠点が優れているとの評価を受けた。これにより、世界レベルのクラスター及び地域の特色を活かした強みを持つクラスターが各地に形成されつつあり、地域における科学技術の振興に向けた取組は、想定以上に達成できていると判断される。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
	世界レベルの地域クラスター形成	知的クラスター創成事業の実施地域のうち、中間評価または終了評価で優れていると評価された地域数(平成19年度評価実施分)	地域		17年度	18年度	19年度	6/11 半数以上	中間評価・終了評価において、優れていると評価された地域を指標とし、半数以上を目標値として設定。
		知的クラスター創成事業の実施地域のうち、中間評価または終了評価で優れていると評価された地域数(累積)	地域				10/18	半数以上	
	小規模でも地域の特色を活かした強みを持つクラスター形成	都市エリア産学官連携促進事業実施地域のうち、事後評価において、優れていると評価された地域数(平成19年度評価実施分)	地域				9/9	半数以上	中間評価・終了評価において、優れていると評価された地域を指標とし、半数以上を目標値として設定。
	都市エリア産学官連携促進事業実施地域のうち、事後評価において、優れていると評価された地域数(累積)	地域				31/37	半数以上		
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】 引き続き、世界レベルのクラスター形成を推進するため、知的クラスター創成事業(第Ⅱ期)について20年度予算額75億円を81億円に拡充して概算要求を行う(平成21年度予算案:75億円)とともに、小規模でも地域の特色を活かした強みを持つクラスター形成を推進するため、都市エリア産学官連携促進事業について20年度予算額46億円を55億円に拡充して概算要求を行った。 (平成21年度予算額:45億円) さらに、国際競争に打ち勝つことのできる技術的なコアをもつ地域がグローバルな展開を図るため、中規模のクラスター形成を支援する知的クラスター創成事業(グローバル拠点育成型)等を新たに32億円概算要求した。 (平成21年度予算額:14億円)								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日		記載事項(抜粋)					
	経済財政改革の基本方針2008	閣議決定 平成20年6月27日		第2章 2 (5)科学技術による地域活性化 「科学技術による地域活性化戦略」14等を踏まえ、産学官連携による多様な地域科学技術拠点群及びグローバル科学技術拠点の形成支援等を行う。					
	平成21年度の科学技術に関する予算等の全体の姿と資源配分の方針	総合科学技術会議 平成20年6月19日		2. 科学技術が大きな役割を果たす喫緊の最重要政策課題への重点化 ・ 地域活性化を図るため、多様性や国際競争力のある地域科学技術拠点群の形成、地域イノベーション人材力を強化					
	科学技術による地域活性化戦略	総合科学技術会議決定 平成20年5月19日		～地域拠点のエコシステムを目指して～ 1. 多様性強化戦略 (2)地域の多様性強化 ① 地域の多様性を踏まえ、地域が主体的に策定する構想に柔軟に対応 ④ 事業実施期間の柔軟化や府省間の連携により、地域科学技術施策間の継続性を高める 2. グローバル拠点強化戦略					
長期戦略指針「イノベ	閣議決定		第5章1.(1) 1) ⑧						

ーション 25」	平成 19 年6月1日	地域における公的研究機関をはじめ、自治体、大学、企業等によるクラスター形成の支援、当該地域を越えた広域連携やネットワークの強化を推進する。
地域再生総合プログラム	地域再生本部決定 平成 19 年2月 28 日	3. 3-5. (2) ⑧ 地域イノベーションの推進 地域の知的創造の拠点たる大学、公的研究機関等と関連研究機関、研究開発型企業等との産学官連携に基づくイノベーションの推進。 ・ 地域クラスターの形成【文部科学省、経済産業省】
経済成長戦略大綱	財政・経済一体改革 会議 平成 18 年7月6日	第3 1. (6) 知的クラスターと産業クラスターの更なる連携を図りつつ、政府一体となって「地域科学技術クラスター」の形成を目指す。
第3期科学技術基本計画	閣議決定 平成 18 年3月 28 日	第3章 2. (4) ① 「国は、地域のイニシアティブの下で行われているクラスター形成活動への競争的な支援を引き続き行う。その際、クラスター形成の進捗状況に応じ、各地域の国際優位性を評価し、世界レベルのクラスターとして発展可能な地域に重点的な支援を行うとともに、小規模でも地域の特色を活かした強みを持つクラスターを各地に育成する。」

施策名	科学技術システム改革の先導								
施策の概要	科学技術システムの改革や研究開発の効果的・効率的推進に向けた取組を率先して進め、優れた研究成果の創出や活用を促進する。								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 科学技術振興調整費によって、先例となることが期待される優れた取組等を支援(合計 103 件)している。また、研究費の重複・集中の排除等を目的とした「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」の運用を当初スケジュールより前倒し(平成 20 年 1 月)で開始するとともに、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づいた研究機関の管理・監査体制の整備が着実に進捗している。さらに、科学技術行政における現状課題や将来ニーズ等の把握及び研究開発評価システムの改革の推進に努めている。加えて、「世界トップレベル研究拠点(WPI)プログラム」を 19 年度より開始(5 拠点を採択)し、世界トップレベル研究拠点の形成が進みつつあり、科学技術システム改革の先導に向けた取組は、想定通り達成できていると判断される。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
	達成目標 総合科学技術会議の方針に沿って、先例となることが期待される優れた取組等を支援することにより、科学技術システムの改革等に取り組む。	指標名 科学技術振興調整費合計支援件数	単位 件	基準値(年度) 49 (18 年度)	実績値 17 年度 18 年度 19 年度 - 49 103			目標値(年度) -	達成目標・指標の設定根拠・考え方 システム改革の推進に当たっては、モデル的な取組への支援を増加し、広く普及することが重要と考えられるため、調整費による支援件数を、定量的な参考指標としている。
	現状の課題や将来の行政ニーズ等を的確に捉えるための調査研究を行うとともに、研究開発の重点的・効率的推進等を図るための評価システムの改革を進める。	報告書の発行数	冊	31 (18 年度)	32	31	33	- (22 年度)	・左記達成目標は第 3 期科学技術基本計画の科学技術システム改革を推進するためには現状の課題や将来の行政ニーズ等を的確に捉えることが重要であることに鑑み設定。
		講演会等の開催数	回	37 (18 年度)	48	37	36	- (22 年度)	・左記指標は、科学技術行政における現状課題や将来ニーズ等の把握への貢献度合いを定量的に把握するために設定。
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】 引き続き科学技術システム改革を進めていくため、科学技術振興調整費において、20年度予算額338億円を487億円に拡充して概算要求を行った。 (平成21年度予算額:363億円) また、科学技術に関する現状課題や将来ニーズ等の適切な把握及び研究開発評価システムの改革を推進するため、122百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:98百万円) 不合理な重複や過度の集中を排除し、研究費を効果的に配分するため、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の運用経費として、564百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:502百万円) 世界トップレベル研究拠点(WPI)プログラムの実施経費として7,109百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:7,109百万円) 【施策の充実】 研究費の不正使用等への対処として、平成20年度においては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に基づく公的研究費の管理・監査に関する体制整備等の実施状況報告書の提出を求めた。 「国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)」が新たに決定されたことを受け、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針(平成21年2月17日文部科学大臣決定)」の改定を行い、研究開発評価体制の改善を図った。								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等 第3期科学技術基本計画	年月日 閣議決定 平成 18 年 3 月 28 日	記載事項(抜粋) 第3期基本計画の期間(平成 18 年度から 22 年度)における効果的な研究開発投資の拡充と抜本的な科学技術システム改革の実行は、我が国経済が長期的な発展を続ける上で不可欠な役割を果たすことは言うまでもない。 < 第3章 科学技術システム改革 > 2. 科学の発展と絶えざるイノベーションの創出 (1) 競争的環境の醸成 (2) 大学の競争力の強化						

			<p>① 世界の科学技術をリードする大学の形成 我が国の大学において、研究活動に関する各種評価指標により、世界トップクラスとして位置付けられる研究拠点、例えば、分野別の論文被引用数 20 位以内の拠点が、結果として 30 拠点程度形成されることを目指す。</p> <p>(3) イノベーションを生み出すシステムの強化</p> <p>(5) 研究開発の効果的・効率的推進</p> <p>① 研究費の有効活用 (研究費配分における無駄の徹底排除) 研究費配分の不合理な重複や、研究者個人の適切なエフォート(研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分)を超えた研究費の過度の集中は、排除を徹底する必要がある。</p> <p>③ 評価システムの改革 研究開発評価は、国民に対する説明責任を果たし、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の創出、研究開発の重点的・効率的な推進及び質の向上、研究者の意欲の向上、より良い政策・施策の形成等を図る上で極めて重要であり、大綱的指針及び大綱的指針に沿って各府省等が評価方法等を定めた具体的な指針等に則って実施する。</p>
--	--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策名	科学技術の国際活動の戦略的推進								
施策の概要	研究環境の国際化や人的ネットワーク等の国際活動の基盤を拡大することにより、研究者等の往来などの国際交流を推進するとともに、戦略的な国際共同研究や政府間会合を通じ、各国との持続的な関係の構築を促進する。								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】								
	「大学国際戦略本部強化事業」等の実施(20 大学を採択)により、研究環境の国際化や外国人研究者等の受入れのための制度や環境整備の推進が図られるとともに、大学間交流協定に関しても大きく増加しており、機関間のレベルでの関係構築についても順調に進捗している。また、政府間会合や研究交流の実施、各種の国際交流事業を通じて、国際共同研究や国際会議等の多層的な科学技術交流が推進されており、科学技術の国際活動の戦略的推進に向けた取組は、想定通り達成できていると判断される。								
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
	研究環境の国際化	研究者受入数	人		16年度 31,408	17年度 34,939	18年度 33,720 (速報値)	増加傾向の維持	中国、インドの台頭等により、我が国の国際科学技術コミュニティにおける相対的なプレゼンスは停滞している。そのため、あらゆる国際活動の活動量を増加させ、「知」をめぐる世界的な競争を勝ち抜くための基盤を強固なものとする必要がある。
アジア諸国との関係構築	アジアの研究者受入人数	人		15,360	17,091	16,442 (速報値)	増加傾向の維持		
	アジアの研究者派遣数	人		40,872	46,128	44,447 (速報値)	増加傾向の維持		
多層的な科学技術交流	JST と海外助成機関との覚書数	本		9	10	11	増加傾向の維持		
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】								
	<p>優秀な外国人研究者に国内の大学等で研究に従事する機会を提供する「外国人特別研究員事業」について、4,992百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:4,790百万円)</p> <p>日本の優れた科学技術とODAの連携により、アジア・アフリカ等の開発途上国と環境・エネルギー分野等における科学技術協力を推進する「地球規模課題対応国際科学技術協力事業」について、1,348百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:1,154百万円)</p> <p>政府間合意等に基づき国が指定した国・地域、分野での国際研究交流等を支援する「戦略的国際科学技術協力推進事業」について、3,082百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:1,568百万円)</p>								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	【審議会での議論】								
	EUとの科学技術協力強化に向けて、科学技術・学術審議会国際委員会において「科学技術・学術分野における欧州地域との国際活動の戦略的推進について」をとりまとめた。								
施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)							
長期戦略指針「イノベーション25」	平成19年6月1日閣議決定	<p>4) 環境・エネルギー等日本の科学技術力による成長と国際貢献</p> <p>① 科学技術外交の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発途上国との科学技術協力の強化 ・ 先端科学技術分野での協力の強化 ・ 科学技術協力ネットワークの強化 ・ 国際共同研究推進のための枠組み 							
科学技術外交の強化に向けて	平成20年5月19日総合科学技術会議	<p>第3章 科学技術外交の具体的かつ戦略的な推進</p> <p>1. 地球規模の課題解決に向けた開発途上国との科学技術協力の強化</p> <p>(1) 科学技術協力の実施及び成果の提供・実証</p> <p>(2) 開発途上国における人材開発</p> <p>2. 我が国の先端的な科学技術を活用した科学技術協力の強化</p> <p>(1) 国際共同研究等の主導的な実施</p> <p>(2) 先端的な研究インフラの整備及び共同利用</p> <p>3. 科学技術外交を推進する基盤の強化</p>							

施策名	原子力安全対策、核物質の防護及び転用の防止、並びに環境放射能の把握									
施策の概要	原子力の研究開発利用活動による災害を防止し、公共の安全を確保するため安全規制を行い、核物質の適正な計量と管理を行うことにより、その平和利用を確保するとともに、原子力艦寄港に伴う環境中の放射性物質の動向等の調査を行い、放射線レベルを把握する。また、国民の信頼を得るために安全規制活動の透明性を確保する。									
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】									
	平成19年度において、原子力災害、核燃料物質等の防護を破る盗取・妨害破壊行為が発生しなかったこと、国内にある核物質が核兵器等に転用されていないことが国際原子力機関(IAEA)により確認されたこと、原子力艦寄港に伴う環境中の放射性物質の動向等の調査を行い、放射線レベルを把握したこと及び必要な情報発信やプレス発表が行われていたことから、「想定どおり達成」と評価する。									
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】									
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	
	17年度	18年度	19年度							
	原子炉等規制法に基づく安全規制により試験研究用原子炉、核燃料物質等に係る災害の発生を防止する。	原子力災害の発生件数	件	毎年度	0	0	0	0	事業者が原子力施設の安全性・信頼性の確保に一義的責任を有しているところではあるが、事業者の取組と国の規制機関の取組の結果として、試験研究用原子炉、核燃料物質等に係る災害の発生を防止できていることを判断するため、「原子力災害の発生件数」を指標として設定する。	
	原子炉等規制法に基づく安全規制により核燃料物質を盗取・妨害破壊行為から防護する。	核燃料物質に係る防護を破る盗取件数	件	毎年度	0	0	0	0	事業者が核燃料物質の防護の一義的責任を有しているところではあるが、事業者の取組と国の規制機関の取組の結果として、核燃料物質を盗取・妨害破壊行為から防護できていることを判断するため、「核燃料物質に係る防護を破る盗取件数」及び「核燃料物質に係る防護を破る防護破壊行為件数」を指標として設定する。	
	核燃料物質に係る防護を破る妨害破壊行為件数	件	毎年度	0	0	0	0			
国内の核物質が、核兵器やその他の核爆発装置に転用されていないことがIAEAにより確認される。	核物質が核兵器等に転用されていないことが確認できず、疑義が発生した件数	件	毎年度	0	0	0	0	IAEAが前年1年間の保障措置実施状況をまとめた保障措置声明(Safeguards Statement)において我が国に対し、「すべての核物質が平和的活動の中にとどまっている」と評価されることをもって、我が国における核兵器等への転用の有無を判断するため、「核物質が核兵器等に転用されていないことがIAEAにより確認されず、疑義が発生した件数」を指標として設定する。		
国民の安全・安心に資するため原子力艦寄港に伴う環境中の放射性物質の動向等の調査を行い、放射線レベルを把握する。	原子力艦調査不能回数	件	毎年度	0	0	0	0	原子力艦寄港に伴う放射性物質の動向調査について確実に実施される体制を維持し、また、十分な調査が行われた結果として寄港地周辺の放射線レベルを確実に把握したことを判断するため、確実に原子力艦調査が行われていることが判断可能な「原子力艦調査不能回数」を指標として設定する。		
原子力や放射線利用に対する安全規制等に関する情報公開を通じ、透明性を確保するとともに、説明責任を果たし、安全規制行政への国民の理解を得る。	ホームページへのアクセス件数	件	毎年度	196,260	192,043	211,218	-	原子力や放射線利用に対する安全規制等に対する国民の理解を得るためには、情報公開の徹底が重要な取組であることから、その取組が積極的に行われているか、それを多くの国民が利用しているかを測る観点から、ホームページへのアクセス件数を指標として設定した。		
政策評価の結果	原子力の安全及び平和利用の確保という目標の性質上、今後とも目標を達成し続ける必要があり、その									

<p>の政策への反映 状況</p>	<p>ために必要となる下記の措置を行った。 【概算要求】 平成21年度概算要求においては、事業を精査した上で、所要の55億円を盛り込んだ(平成21年度予算額:48億円)。本要求においては、これまで行ってきた安全規制業務及び保障措置業務を着実に実施するとともに、最新の技術的知見、国際的な基準、指針類等の取入れ等を行なうこととした。 また、平成20年度補正予算において、長崎県・佐世保港における放射能モニタリング調査体制の強化に必要な経費(0.9億円)を措置した。 【機構・定員要求】 また、これらの業務を行うため、機構・定員要求により、 ・ 国際基準取り入れ等による核セキュリティ体制の強化のため、核セキュリティ対策室の機構要求、及び核セキュリティ対策室長(振替)、室長補佐(新設)、係長(新設)の定員要求 ・ 国際約束の履行に必要な国内保障措置制度(SSAC)の強化のため、保障措置評価専門官(新設)の定員要求 を行った。 (核セキュリティ対策室長補佐及び係長、保障措置専門官各1名措置)</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>原子力政策大綱</p>	<p>年月日</p> <p>平成17年10月閣議決定</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>原子力の研究、開発及び利用に関する取組における共通理念 我が国における原子力の研究、開発及び利用は、厳に平和の目的に限り、安全の確保を前提に、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的として推進することとされている。</p>

施策名	学術研究の振興								
施策の概要	研究者の自由な発想に基づく学術研究について、新しい知を生み続ける重厚な知的蓄積を形成することを旨とし、萌芽段階からの多様な研究や時流に流されない普遍的な知の探求を長期的視点の下で振興する。								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】								
	大学・大学共同利用機関等における独創的・先端的基礎研究関連予算の着実な確保及び全国の大学研究者等による共同利用・共同研究体制の整備・充実により、当該研究を着実に推進した。								
	さらに、学術研究に関する競争的資金(科学研究費補助金)については、研究種目の新設や2種目について新たに間接経費を措置するなど競争的環境の整備を進めるとともに、不正使用等への対応や審査・評価システムの改善等着実な制度改革を実施した。								
	また、社会のニーズに基づく現代的な課題に対応した総合的・融合的な研究を振興し、優れた成果を創出するため、世界の諸地域を対象に、今後人的交流や国際貢献を進めるために必要な社会的・政策的ニーズに対応したプロジェクト研究を順調に実施した。								
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
	大学・大学共同利用機関等における独創的・先端的基礎研究について一定の資源を確保し、全国の大学研究者等による共同利用・共同研究体制等により推進する	予算額(大学・大学共同利用機関等における独創的・先端的基礎研究の推進)(※国立大学法人及び大学共同利用機関法人に配分された学術研究に係る国立大学法人運営費交付金及び国立大学法人施設整備費補助金を計上)	百万円	-	120,711	121,522	119,812	-	基礎研究の特性上、一定の資源を確保する結果もたらされる政策効果を具体的に把握する統一的・横断的な指標を設定することは難しい。そのため、左記のとおり達成目標を定め、左記のとおり一定の資源を確保すること(指標①)及び一定の資源を確保することによる基礎研究の推進状況等(指標②、指標③)を指標としている。
		学術研究の進捗状況(特別教育研究経費(学術研究)の進捗状況(事業毎に4段階評価))	-	-	3.3	3.3	3.3	-	
		共同利用・共同研究体制(拠点数合計)	拠点数	-	60	62	63	-	
	学術研究に関する競争的資金(科学研究費補助金)について、人文・社会科学から自然科学までのあらゆる研究分野への幅広い助成を行うとともに、制度改革を着実に進めることにより、優れた研究成果の創出に寄与する	学術研究に関する競争的資金(科学研究費補助金)(参考指標)	百万円	-	188,000	189,500	191,300	-	科学研究費補助金の予算額は、優れた学術研究を選別して支援する競争的資金として幅広い助成ができていくかを判断する指標である。また、研究成果として報告のあった研究論文数・図書数・産業財産権数は、科学研究費補助金による研究成果の創出の状況について定量的に示すことのできる指標である。
研究成果として報告のあった研究論文数(参考指標)		件	-	154,853	160,011	-	-		
研究成果として報告のあった図書数(参考指標)		件	-	11,030	11,846	-	-		
研究成果として報告のあった産業財産権数(参考指標)		件	-	2,244	2,264	-	-		
社会のニーズに基づく現代的な課題に対応した総合的・融合的な研究を振興し、優れた成果を創出する。	「世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業」において、外部有識者より中間評価を受けた1課題における評価結果(総合評価)	-	-	-	-	A	-	「世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業」において、外部有識者による中間評価、事後評価が行われるが、その中で、優れた成果の創出が期待できるのかという観点からの評価も行われる。そのため、中間評価、事後評価による評価が達成目標の達成度を判断するための指標と成り得ると考えられるため。	
	「世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業」において、外部有識者より中間評価を受けた1課題における評価結果(個別評価(4項目)におけるAの数)	-	-	-	-	2	-		
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】 大学・大学共同利用機関等における独創的・先端的基礎研究について、一定の資源を確保し、全国の大学研究者等による共同利用・競争研究体制等により推進するため、1,320億円を概算要求に盛り込む								

だ。
 (平成21年度予算額:1,146億円)
 科学研究費補助金においては、多様な学術研究を支える「基盤研究」や、革新的な学術研究を推進する「新学術領域研究」、若手研究者を育成・支援する「若手研究」の充実を図るなど、2,172億円を概算要求に盛り込んだ。
 (平成21年度予算額:1,970億円)
 人文・社会科学分野において、政策的・社会的ニーズに対応した研究を推進するとともに、豊富な学術資料やデータ等を有する組織のポテンシャルを活用し、国公私立大学を通じた共同利用・共同研究拠点の整備等により、当該分野の振興を図るため、13億円を概算要求に盛り込んだ。
 (平成21年度予算額:8億円)
【制度改正】
 国公私立大学を問わず大学の研究ポテンシャルを活用して、研究者が共同で研究を行う体制を整備するため、平成20年7月に、学校教育法施行規則の改正等により、国公私立大学を通じたシステムとして、新たに文部科学大臣による共同利用・共同研究拠点の認定制度を創設した。
 科学研究費補助金では、挑戦的な学術研究を支援するため「萌芽研究」の審査体制等を見直し、挑戦的で斬新なアイデアに着目する「挑戦的萌芽研究」として公募することにした。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第3期科学技術基本計画	平成18年3月28日 閣議決定	第2章 科学技術の戦略的重点化 1. 基礎研究の推進 「多様な知と革新をもたらす基礎研究については、一定の資源を確保して着実に進める。」 第3章 科学技術システムの改革 2. 科学技術システムの改革 (1)競争的環境の醸成 「研究者の研究費の選択の幅と自由度を拡大し、競争的な研究開発環境の形成に貢献する科学研究費補助金等の競争的資金は、引き続き拡充を目指す。競争的資金を獲得した研究者の属する機関に対して研究費の一定比率が配分される間接経費については、全ての制度において、30%の措置をできるだけ早期に実現する。」

施策名	研究成果の創出と産学官連携などによる社会還元のための仕組みの強化							
施策の概要	世界最高水準の研究成果や、新たなブレークスルーをもたらす優れた研究成果を生み出すとともに、イノベーションを通じて研究成果を社会的価値・経済的価値として発現させ、社会・国民に還元する。							
<p>【評価結果の概要】</p> <p>戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発事業(公募分)を含む)においては、新たな研究領域の設定、間接経費の拡充のための予算の確保及びそれに伴う課題数の増加等競争的環境の整備を進めるとともに、「ヒト人工多能性細胞(iPS細胞)」の樹立という大きな成果を迅速に支援したこと等を踏まえ、順調に進捗した。</p> <p>また、大学知的財産本部の整備、産学官連携コーディネーターによる大学等への支援、大学等の研究成果を基にした共同研究や技術移転に係る研究開発の推進により、大学等における産学官連携、知的財産活動は着実に進展している。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発事業(公募分)を含む)の事業額</p>	<p>戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発事業(公募分)を含む)の事業額</p>	<p>48,626</p>	<p>47,595</p>	<p>47,976</p>	<p>48,626</p>	<p>(24年度)</p>	<p>「政策に基づき将来の応用を目指す基礎研究」を推進するための競争的資金である戦略的創造研究推進事業の世界最高水準の研究成果や新たなブレークスルーをもたらす優れた研究成果を生み出すためには当該事業を引き続き拡充することが必要である。従って、定量的な一指標として、戦略的創造研究推進事業の事業額を使用する。</p>
	<p>「政策に基づき将来の応用を目指す基礎研究」を推進するための競争的資金である戦略的創造研究推進事業を引き続き拡充することを目指すとともに、その研究成果が生み出され活用されるよう制度改革を進めること等によって、世界最高水準の研究成果や新たなブレークスルーをもたらす優れた研究成果を生み出す。</p>	<p>百万円</p>	<p>(19年度)</p>					
	<p>大学等の研究成果を円滑に社会へ還元し、社会的価値、経済的価値へつなげるため、大学等における組織的、戦略的な産学官連携活動を促進する。</p>	<p>[指標1-①]大学等と企業等との連携活動件数(参考指標1,2,3から算出)</p>	<p>39,126</p>	<p>31,263</p>	<p>35,674</p>	<p>39,126</p>	<p>(24年度)</p>	<p>大学等における知的財産、産学官連携活動を評価するためには、大学等の研究成果を社会に還元した実績及び、企業等が大学等の研究開発力を活用するため、大学等と協力して研究開発に取り組んだ実績を用いる必要がある。そのため、それらを表す指標として、大学等における共同研究実績、受託研究実績、特許実施実績を合算して大学等と企業等との連携活動実績として評価した。</p>
		<p>[指標1-②](①に係る企業等からの受入金額(千円)(参考指標1,2,3から算出)</p>	<p>201,645,259</p>	<p>159,461,685</p>	<p>179,679,848</p>	<p>201,645,259</p>	<p>400,000,000</p>	<p>また、大学等発ベンチャーの創出は、革新的な技術の社会還元のための重要な手段であることから、大学等発ベンチャー設立実績を併せて評価することとした。</p>
		<p>[指標1-③](①に係る企業等からの受入金額(千円)(1件当たり(②/①))</p>	<p>5,154</p>	<p>5,101</p>	<p>5,037</p>	<p>5,154</p>	<p>(24年度)</p>	
		<p>[指標2-①]大学等発ベンチャー年間設立件数</p>	<p>-</p>	<p>201</p>	<p>170</p>	<p>-</p>	<p>(24年度)</p>	
		<p>[指標2-②]大学等発ベンチャー年間設立件数の対前年度比</p>	<p>-</p>	<p>0.85</p>	<p>0.85</p>	<p>-</p>	<p>(24年度)</p>	
		<p>[指標2-③]大学等発ベンチャー累積設立件数</p>	<p>-</p>	<p>1,395</p>	<p>1,565</p>	<p>-</p>	<p>約2500</p>	
		<p>【参考指標1-①】大学等と企業等との共同研究件数</p>	<p>16,211</p>	<p>13,020</p>	<p>14,757</p>	<p>16,211</p>	<p>(24年度)</p>	
		<p>【参考指標1-②】大学等における共同研究受入金額</p>	<p>千円</p>	<p>40,125,683</p>	<p>32,343,275</p>	<p>36,843,149</p>	<p>40,125,683</p>	<p>(24年度)</p>

	【参考指標1-③】大学等における共同研究受入金額(1件当たり(②/①))	千円	2,475 (19年度)	2,484	2,497	2,475	(24年度)
	【参考指標2-①】大学等における企業等からの受託研究件数		18,525 (19年度)	16,960	18,045	18,525	(24年度)
	【参考指標2-②】大学等における企業等からの受託研究受入金額	千円	160,745,129 (19年度)	126,479,747	142,035,360	160,745,129	(24年度)
	【参考指標2-③】大学等における企業等からの受託研究受入金額(1件当たり(②/①))	千円	8,677 (19年度)	7,458	7,871	8,677	(24年度)
	【参考指標3-①】大学等における特許実施件数		4,390 (19年度)	1,283	2,872	4,390	(24年度)
	【参考指標3-②】大学等における特許実施料収入	千円	774,447 (19年度)	638,663	801,339	774,447	(24年度)
	【参考指標3-③】大学等における特許実施料収入(1件当たり(②/①))	千円	176 (19年度)	498	279	176	(24年度)

政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>今後のイノベーション創出につながる社会・経済ニーズに対応した新技術を創出するため、国が定めた戦略目標の達成に向けた目的志向型の基礎研究を推進する「戦略的創造研究推進事業」として、54,963百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:49,790百万円)</p> <p>(独)科学技術振興機構の基礎研究等の成果から産業創出の基盤となりうる技術を選定した上で、産学官の研究者から構成される複数の研究チームによるコンソーシアムを形成し、チーム間で知財等の主要な情報の共用を図りながらシームレスな研究開発を効果的に推進する「戦略的イノベーション創出推進事業」を実施するため、2,800百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:550百万円)</p> <p><大学知的財産本部の整備、産学官連携コーディネーターによる大学等への支援について></p> <p>イノベーション創出の原動力である大学等において、研究開発初期段階からの戦略的な知的財産の創造・保護・活用をはじめとする知的財産戦略等の持続的な展開を推進し、我が国の産学官連携活動全体の質の向上を図る「産学官連携戦略展開事業」を実施するため、4,940百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:2,967百万円)</p> <p>また、当該事業にて、産学官連携拠点の形成支援等について、4,940百万円の内数として概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:2,967百万円の内数)</p> <p><共同研究や技術移転に係る研究開発の推進について></p> <p>平成21年度より、従来から実施している(独)科学技術振興機構の企業化開発事業をより柔軟な形で適用した「研究成果最適支援展開事業」を実施し、研究開発課題の内容に応じた最適なファンディングを行い、大学等の研究成果のより効果的・効率的な社会還元を図るため、5,000百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:3,200百万円)</p> <p>技術移転支援センター事業において、大学等の研究成果について、海外特許出願を支援するとともに、目利き人材の育成、大学見本市の開催等により大学等の技術移転活動を総合的に支援するため、3,170百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:2,557百万円)</p> <p>【その他】</p> <p>平成19年度に終了した「大学知的財産本部整備事業」についての事後評価結果報告書を科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会大学知的財産本部審査・評価小委員会において取りまとめた。</p>

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	技術革新の加速 世界最高水準の研究拠点の整備を進めるとともに、研究成果を適切に保護し、成長につなげていくため、知的財産戦略を着実に実行します。

	<p>経済財政改革の基本方針 2008</p>	<p>平成 20 年6月 27 日</p>	<p>第2章 成長力の強化</p> <p>1. 経済成長戦略</p> <p>Ⅲ 革新的技術創造戦略</p> <p>革新的技術戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発初期段階からの戦略的な知的財産の創造・保護・活用を始め、出口を見据えた研究開発マネジメントを実現する <p>2. 地域活性化</p> <p>(1) 地方再生 【具体的手段】</p> <p>(5) 科学技術による地域活性化</p> <p>「科学技術による地域活性化戦略」等を踏まえ、産学官連携による多様な地域科学技術拠点群及びグローバル科学技術拠点の形成支援等を行う。</p>
--	-------------------------	-----------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策名	科学技術振興のための基盤の強化		
施策の概要	先端的な研究施設・設備・機器、知的基盤等は、独創的・先端的な基礎研究からイノベーション創出に至るまでの科学技術活動全般を支える基盤として不可欠なものであることから、その整備や効果的な利用を促進する。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 公的研究試験機関等における知的基盤の整備については、知的基盤整備計画の戦略目標に対して順調に進捗している。 また、大学・独立行政法人等が有する先端研究施設の共用については、産業利用が増加するなど概ね順調に進捗した。特に、特定放射光施設(Spring-8)については、共用の促進により、利用者数、利用研究課題数とも順調に増加するとともに、次世代スーパーコンピュータの共用については、基本的な方針に対する意見募集をするなど概ね順調に進捗した。 さらに、次世代スーパーコンピュータプロジェクトのハードウェアの設計、施設整備、ソフトウェアの研究開発については、概ね計画通りに進捗している。 X線自由電子レーザー装置の開発・整備については、加速器製作と装置収納建屋等の整備を昨年度に引き続き実施するなど概ね計画通りに進捗している。 特定放射光施設(大型放射光施設(Spring-8))については、平成19年度には施設利用者等の発表論文数(査読あり原著論文等)は432報であり、利用体制の整備を充実することによって、研究成果の一層の質的・量的向上を達成できる見込みである。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 別紙のとおり。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>大学・独立行政法人等が有する先端研究開発施設の共用を促進するために平成19年度に委託事業として開始した「先端研究施設共用イノベーション創出事業【産業戦略利用】」を廃止して、機関の主体的取組かつ弾力的運用を推進する「研究開発基盤整備補助【先端研究施設共用促進事業】」を創設する。このため、6,391百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:1,691百万円) 次世代スーパーコンピュータの開発・整備及びこれを最大限活用するためのソフトウェアの開発・普及等を総合的に推進するため271.55億円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:190億円) また、次世代スーパーコンピュータの利用促進に向けた戦略的な利用の実行可能性調査の実施及びフォーラムを開催するため1.6億円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:0.3億円)</p> <p>○ X線自由電子レーザー 国家基幹技術としてX線自由電子レーザーの開発利用を引き続き推進するとともに、X線自由電子レーザーの建屋完成に伴う維持・管理等のために、13,512百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:10,353百万円)</p> <p>○ 特定放射光施設(大型放射光施設(Spring-8)) 基礎研究から応用研究、さらに産業利用まで様々な分野で利用されているSpring-8の共用に係る施設整備費や運転経費、共用支援要員の雇用経費などを支援し、利用研究成果の一層の質的・量的向上を促進するために、10,230百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:8,664百万円)</p> <p>【機構・定員要求】 先端研究施設の共用を促進するための体制を強化するため、係長(1名)の新設を要求した。 (係長1名措置) 計算科学技術推進体制の強化に伴い、計算科学技術推進室室長補佐(1名)、共用係長(1名)の新設を要求した。 (計算科学技術推進室室長補佐1名、共用係長1名措置)</p> <p>【その他】 平成20年度に「X線自由電子レーザー計画 中間評価報告書」を科学技術・学術審議会において取りまとめた。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第169回国会福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	技術革新の加速 世界最高水準の研究拠点の整備を進めるとともに、研究成果を適切に保護し、成長につなげていくため、知的財産戦略を着実に実行します。 第2章 成長力の強化 Ⅲ 成長可能性拡大戦略ーイノベーション等 (4)イノベーションの加速 ① 社会システムの改革戦略(「イノベーション25」)の推進
経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日		

別紙 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
知的基盤整備計画 (科学技術・学術審議会平成13年8月)及び知的基盤整備計画について(科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会平成19年9月)に基づき、知的基盤の着実な整備を促進する。	(1) 国立大学、独立行政法人等の研究機関において保存されている微生物数	万	- (13年度)	137	165	152	60 (22年度)	知的基盤整備計画について(科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会平成19年9月)に基づき、平成22年度までに整備すべき知的基盤4種類、9指標(①研究用材料(微生物等の生物遺伝資源等)4指標、②計量標準2指標、③計測方法・機器等1指標、④データベース2指標)を設定し、各種知的基盤の整備の進捗状況把握を行った。
	(2) 国立大学、独立行政法人等の研究機関において保存されている動物細胞数	万	- (13年度)	7.1	5.7	6.7	5 (22年度)	
	(3) 国立大学、独立行政法人等の研究機関において保存されている動物(マウス系統)数		- (13年度)	4,142	2,912	5,219	4000 (22年度)	
	(4) 国立大学、独立行政法人等の研究機関において保存されている植物遺伝資源・作物遺伝資源数	万	- (13年度)	161	151	135	60 (22年度)	
	(5) 物理標準	種	- (13年度)	232	252	271	250 (22年度)	
	(6) 標準物質		- (13年度)	225	242	260	250 (22年度)	
	(7) ライフサイエンス分野の計測方法・機器の国内企業の国内市場シェア	%	- (13年度)	47.9	48.9	-	50 (22年度)	
	(8) DDBJに1年間に登録された塩基配列データ数	Mbps	- (13年度)	2,090	952	931	6000 (22年度)	
	(9) 材料物性データベースのデータ数	万	- (13年度)	158	151	167	180 (22年度)	
大学、独立行政法人等の保有する先端的研究開発施設等の産学官による共用を推進し、研究開発投資の効率化及びイノベーションにつながる成果の創出を図るため、共用に係る体制及び有償利用体制の構築を促進する。	①先端研究施設共用イノベーション創出事業(産業戦略利用)(以下、本事業とする。)において、各機関が当初予定していた共用に供するためのマシントイムに対して産業界が実際に利用したマシントイムの平均	%	- (18年度)	-	-	131	101%以上 (23年度)	先端研究施設共用イノベーション創出事業(産業戦略利用)(以下、本事業とする。)により、産業界が利用するための体制(利用者支援、課金・契約、広報等)を整備し、研究開発投資の効率化及びイノベーションにつながる成果の創出を目的とすることから、5分野(①産業界による利用の拡大状況、②波及効果、③成果の創出状況、④有償利用体制の整備状況、⑤有償利用の実績)について、それぞれ1指標を設定し、評価を実施した。 ①産業界による利用の拡大状況を評価するため、本事業で採択している研究開発施設等を保有する各機関が当初予定していた共用に供するためのマシントイムに対する産業界が実際に利用したマシントイムの割合を評価指標とした。 ②波及効果を評価するため、本事業による課題終了後に共同研究や有償利用等で再度当該施設を利用した企業数を評価指標とした。 ③成果の創出状況を評価するため、本事業を通じて企業が各施設を利用することによる特許
	②本事業で採択している研究開発施設等を利用した企業の内、課題終了後、共同研究や有償利用等で再度当該施設を利用した企業数		- (18年度)	-	-	0	全利用企業 (23年度)	
	③本事業を通じた特許出願件数		- (18年度)	-	-	0	1企業1件以上 (23年度)	
	④本事業で採択している研究開発施設等を保有する研究機関のうち、当該施設の有償利用体制		-	-	-	9	17	

	が整備されている機関数		(18年度)				(23年度)	の出願件数を評価指標とした。 ④有償利用体制の整備状況を評価するため、本事業で採択した研究開発施設等を保有する17機関のうち、有償利用体制が整備された機関数を評価指標とした。		
	⑤本事業で採択している研究開発施設等を保有する研究機関のうち、前年度に当該施設の有償利用の実績があった機関における有償利用による課題件数(各機関の対基準年度の平均)	%	(18年度)	-	-	-	109	101%以上	⑤有償利用の実績を評価するため、本事業で採択している研究開発施設等のうち、評価実施年度の前年度に当該施設の有償利用の実績があった機関において、評価実施年度における有償利用による課題件数(各機関の対基準年度の平均)を評価指標とした。 なお、②③については、事業初年度ということあり、成果が出ていないことから、事業の進捗に従って、評価を実施予定である。	
先端的な機能を有する研究機関の施設・設備を共用化することで研究環境の整備を図り、イノベーションの創出を図る。	①プロジェクト関連支援件数(うち、産業界利用数)		766 (18年度)	820	766	1,293	-	(23年度)	本事業が共有化を促進することで異分野の融合を目指すことを目的としていることから、事業における支援件数やそれを促進するためのナノテクノロジー総合シンポジウムの参加者数を評価指標として用いるとともに、先端的な設備・装置が研究成果を論文にする際に利用されることが多いことから、本支援事業が関連した研究発表で成果を評価する。	
	②プロジェクト関連論文・研究発表数		1,560 (18年度)	1,928	1,560	841	-	(23年度)		※26機関 中14機関 集計時点
	③ナノテクノロジー総合シンポジウム参加者数		1,036 (18年度)	962	1,036	648	-	(23年度)		※18年度までは2日間の延べ人数、19年度は1日のみの開催
世界最先端・高性能の次世代スーパーコンピュータ及びそれを最大限利活用するためのソフトウェアを開発し、その施設の共用を図る。	システムの開発		- (18年度)	-	概念設計開始	概念設計完了、詳細設計開始	-	(24年度)	次世代スーパーコンピュータは、広範な分野の科学技術・学術研究の進展、産業競争力の強化、安心安全な社会の実現に資するものであり、第3期科学技術基本計画において、我が国として開発すべき「国家基幹技術」に位置づけられており、国として着実な推進が必要であるため。	
	ソフトウェアの開発		- (18年度)	-	開発開始	開発実施	-	(24年度)		
	施設の整備		- (18年度)	-	設計開始	設計実施(計算機棟設計完了)	-	(24年度)		
原子レベルの超微細構造、化学反応の超高速動態・変化を瞬時に計測・分析することを可能とする世界最高性能の研究基盤であるX線自由電子レーザー装置を開発し、施設の共用を図る。	X線自由電子レーザー装置の開発・共用		- (18年度)	-	-	-	-	(23年度)	-	
我が国の代表的な先端研究施設である特定放射光施設(大型放射光施設(SPring-8))において、研究成果の一層の質的・量的向上を図ることにより、研究成果の社会還元を促進し、もって我が国の科学技術の振興に寄与する。	Spring-8における施設利用者等の発表論文数(査読あり原著論文等)		432 (19年度)	425	385	432	-	(24年度)		
	ユーザータイム100シフト(800時間)あたりの発表論文数		1.84 (19年度)	1.92	1.69	1.84	-	(24年度)		
	SPring-8の産業利用率・共用ビームライン産業利用率	%	19.7 (19年度)	18.6	20.1	19.7	-	(24年度)		

ライフサイエンス研究を支える世界最高水準の基盤を整備する。	バイオリソースの系統保存数 (理化学研究所バイオリソースセンター保有リソース数)						NBRPでは、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる世界最高水準のバイオリソースの整備を目指している。この整備状況を計る指標として、各リソースの系統保存数を設定している。
	実験動物(マウス)(系統数)	-	1,065	2,859	3,261	-	
	実験植物(シロイヌナズナ)(株数)	-	366,153	390,185	544,235	-	
	遺伝子材料(動物、微生物)(株数)	-	785,062	914,148	1,605,396	-	
	細胞材料(動物、がん等、及びヒト細胞)(株数)	-	5,806	6,872	8,167	-	

施策名	ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進								
施策の概要	「生命現象の統合的全体像の理解」を目指した研究を推進するとともに「研究成果の実用化のための橋渡し」を特に重視し、国民への成果還元を抜本的に強化する。								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 「細胞・生体機能シミュレーションプロジェクト」、「個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト」が最終年度を迎えた。「細胞・生体機能シミュレーションプロジェクト」については、これまでに蓄積した基盤技術の集大成とアドバイザーボードで指摘されていた各拠点間の連携により、シミュレーションモデルの開発および利用可能性の検証を行い、一部においては薬・医療機材の有効性・安全性評価に使えることを示し、当初目標を概ね達成した。また、「個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト」については、47疾患の30万症例規模のDNA等の試料及び臨床情報を収集し、当該試料について遺伝子多型(SNP)解析を行うとともに、プロジェクト終了時に累積症例数の目標値(30万症例)とほぼ同等の29.5万症例を収集した世界最大規模のバイオバンクを構築しており、当初目標を概ね達成した。 また「橋渡し研究支援推進プログラム」、「粒子線がん治療に係る人材育成プログラム」、「ターゲットタンパク研究プログラム」を開始し、これまでの研究の蓄積を生かし、国民への成果還元を抜本的に強化していくこととしている。 「再生医療の実現化プロジェクト」については、引き続き研究用幹細胞バンク事業を着実に推進して広く研究者のニーズにあわせた幹細胞を提供し、研究の機会を提供するとともに、iPS細胞関連技術等の世界をリードする細胞操作技術、脊髄損傷をはじめとした治療法を臨床につなげるための研究開発等を着実に進める。 「統合データベースプロジェクト」については、中核機関を中心として整備された推進体制により、国内のライフサイエンス関係データベースの統合化を進める。 「ゲノムネットワークプロジェクト」については、今後は、従来の細胞生物学を超え、オミックスやネットワークなどの統合的理解の対象として「細胞」を取り上げ、様々な研究を集約することの必要性が提言された。 「革新的ながん治療法等の開発に向けた研究の推進」については、がんだけではなく医療としての実用化が見込まれる有望な基礎研究の成果を積極的に予防・診断・治療へ応用する橋渡し研究を推進し、医療への普及・定着や企業へのライセンスアウトを目指すため、「橋渡し研究支援推進プログラム」における研究拠点を利用した研究を支援する研究費として拡充を検討する必要がある。								
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
	蓄積された知見、技術を活用し、医学・薬学への貢献、産業応用に向けて生命現象のさらなる解明を図る。	① 転写開始点情報(累積)	万	— (16年度)	約1,800	約4,300	約4,300	1,000 (20年度)	「ゲノムネットワークプロジェクト」では、生命現象を解明する基盤を構築することを目指している。このため、基盤を構成するための情報となる遺伝子の解析成果を計る指標として、遺伝子がタンパク質に転写される際の開始点情報および発現情報を設定している。
革新的がん医療技術や臨床研究・臨床への橋渡し研究などを通じ、先端的医療の実現に資する知見の蓄積、技術の開発、またそれに必要な環境の整備を図る。	② 遺伝子発現情報(累積)	万	— (16年度)	約1,911	約2,315	約2,315	2,000 (20年度)	「個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト」は、個人個人に最適な予防・治療を提供することを可能とする医療の実現に資するため、30万症例の血液サンプルや臨床情報を収集し、その遺伝子解析を実施することとしており、本プロジェクトの目標である疾患症例の取得数を指標として取り上げている。	
	① 疾患症例数(単年度)	万	— (15年度)	約6.6	約5.4	約4.4	30 (19年度)	「個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト」は、個人個人に最適な予防・治療を提供することを可能とする医療の実現に資するため、30万症例の血液サンプルや臨床情報を収集し、その遺伝子解析を実施することとしており、本プロジェクトの目標である疾患症例の取得数を指標として取り上げている。	
新興・再興感染症	研究体制								
	② 分子プローブの製造法の開発・実用化数(累積)		— (17年度)	8	24	42	毎年10個 (21年度)	「分子イメージング研究プログラム」は、創薬プロセスの短縮・コストの削減、革新的な診断の実現を目指し、分子プローブの作成や高比放射能化の研究、高速11Cメチル化法等の合成法の開発、薬物動態評価等を実施することとしており、このうち定量的に事業の進捗状況を把握することが可能な分子プローブでの製造法の開発・実用化数について、参考指標として取り上げた。	

	克服技術など、社会の安全・安心の確保に必要な知見の蓄積、人材の養成等を図る。	の整備の進捗度合いと、それらを利用した研究の達成度	(17年度)				(21年度)
	国家的・社会的要請の高い脳、ゲノム、タンパク、遺伝子多型、植物、免疫・アレルギー、がん治療やバイオインフォマティクス等の研究分野において、基礎的・先導的な研究を推進する。	独立行政法人による評価結果	(15年度)				(19年度)

政策評価の結果の政策への反映状況

【概算要求】
「再生医療の実現化プロジェクト」や「脳科学研究戦略推進プログラム」等の事業を着実に実施するため、ライフサイエンス関係予算として、86,107百万円を概算要求に盛り込んだ。
(平成21年度予算額:71,187百万円)
また、20年度補正予算として、以下を措置した。
iPS細胞等研究拠点における疾患特異的iPS細胞樹立に係る研究体制整備のための措置を行った。
(平成20年度補正予算額:1,501百万円)
次世代シーケンサー及び超大容量データベースを整備するための措置を行った。
(平成20年度補正予算額:2,505百万円)
理研バイオリソースセンターにおける特別高圧変電設備建設のための措置を行った。
(平成20年度補正予算額:500百万円)
理研脳科学総合研究センターにおける脳科学先端研究拠点整備のための措置を行った。
(平成20年度補正予算額:2,999百万円)(三年債)

【機構・定員要求】
幹細胞・再生医学研究体制の強化に伴う幹細胞・再生医学研究推進室の新設の要求並びに室長(振替1名)、室長補佐、幹細胞・再生医学研究企画係長及び幹細胞・再生医学研究推進係長(新規3名)の要求を行った。(要求どおり措置。)
橋渡し研究プログラムの強化に伴う専門職(新規1名)の要求を行った。(措置なし。)

【事業内容の見直し】
「ターゲットタンパク研究プログラム」については、オミックスやネットワークなどの統合的解析と、タンパク質の機能・構造解析とを統合した新たなプロジェクト(革新的タンパク質・細胞解析研究イニシアティブ)を立ち上げ、6,900百万円を概算要求に盛り込んだ。
(平成21年度予算額:5,800百万円)
「統合データベースプロジェクト」については、平成22年度末に終了することとなっているが、データベースは継続的に整備され、利用されることにより大きな価値が認められることから、その後も引き続き、整備された統合データベースを維持し発展させることが肝要であることを踏まえ、同プロジェクト終了後の体制のあり方を見据え、国内にある代表的な生命情報データベースの高度化・標準化等を行っている(独)科学技術振興機構のバイオインフォマティクス推進センターの事業と一体的運用を図ることでより政策効果を高めるべく平成23年度からの統合に向けて平成21年度よりその段階的移行を進めることとした。

【事業の廃止】
「ゲノム機能解析等の推進」については、ゲノムワイドにデータを収集・解析する基盤技術の開発やRNA大陸の発見といった成果を得るなど、事業開始の際に定めた遺伝子の発現調節機能等の系統的な解析に基づき、転写制御を中心にネットワークを明らかにすることにより発生・分化等の生命科学に関する基本的問題の解明の基盤を構築するという目標を達成しつつあることから、新たな課題の追加公募や期間の延長を行うことなく廃止することとした。
「革新的ながん治療法等の開発に向けた研究の推進」については、がんに関する優れた基礎研究の成果を革新的ながん治療法、診断法につなげる橋渡し研究を推進するものであるが、初年度に選定したがん免疫療法や分子標的治療法などのがん治療法等に関する個別課題の研究を推進し、ほとんどの研究課題が、目標とする臨床試験に入るなどの実績を残しつつあることから、新たな課題の追加公募や期間の延長を行うことなく廃止し、橋渡し研究支援推進プログラムと統合して、がん治療法に関する橋渡し研究拠点整備等を推進することとした。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	分野別推進戦略	平成18年3月28日 総合科学技術会議決定	I ライフサイエンス分野 3. 戦略重点科学技術 (2) 戦略重点科学技術の選定 ① 「生命プログラム再現科学技術」 ② 「臨床研究・臨床への橋渡し研究」 ③ 「標的治療等の革新的がん医療技術」 ④ 「新興・再興感染症克服科学技術」 ⑦ 「世界最高水準のライフサイエンス基盤整備」
	経済財政運営と構造	平成19年6月19日	第2章 成長力の強化

改革に関する基本方針 2007	閣議決定	1. 成長力加速プログラム Ⅲ 成長可能性拡大戦略—イノベーション等 (1) 政策イノベーション ② 革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略
経済成長戦略大綱	平成 18 年7月6日 平成 19 年6月 19 日改定 財政・経済一体改革 会議	1. 我が国の国際競争力の強化 (7) 医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化
長期戦略指針「イノベーション 25」	平成 19 年6月1日 閣議決定	第5章「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ 2. 技術革新戦略ロードマップ (2) 分野別の戦略的な研究開発の推進
革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略	平成 19 年4月 26 日 文部科学省・厚生労働省・経済産業省決定	1. 研究資金の集中投入 (1) 医薬品・医療機器開発につながる予算への重点化・拡充等 ・ ライフサイエンス関連予算の中で医薬品・医療機器開発分野へ重点化・拡充するとともに、その中身についても、以下の領域を重視する。 ア 臨床研究・実用化研究(臨床への橋渡し研究を含む) イ がん・精神神経疾患・難病等の重大疾病領域、希少疾病領域 ウ 新たな技術(バイオマーカー、テーラーメイド医療、再生医療、マイクロドーズ等) 3. 臨床研究・治験環境の整備 (3) 「橋渡し研究拠点」の充実 ・ 医薬理工学の有望な基礎研究成果を臨床につなげる橋渡し研究を推進する「橋渡し研究拠点」について、開発分野による特色化を促進するとともに、拠点における組織・機能の充実を図る。 ・ 「橋渡し研究拠点」において、革新的医薬品・医療機器につながる臨床への橋渡し研究の取組を強化する。
新健康フロンティア戦略	平成 19 年4月 18 日 新健康フロンティア戦略賢人会議決定	第1部. 国民自らがそれぞれの立場に応じて行う健康対策 3. メタボリックシンドローム対策の一層の推進(メタボリックシンドローム克服力) (1)メタボリックシンドローム対策・糖尿病予防の重点的推進 ③ 個人の特徴に応じた予防(テーラーメイド予防)の研究開発と普及 ・ 発症リスク等に関する指標(遺伝子、生体指標(バイオマーカー)、ライフスタイル等)の研究開発と普及 (2)糖尿病から脳卒中、心筋梗塞、腎不全等の合併症への移行の阻止 ② 個人の特徴に応じた治療(テーラーメイド治療)の研究開発・普及 ・ 患者の特性(遺伝素因、重症度等)に応じた治療、重症化の防止方法の研究開発・普及 4. がん対策の一層の推進(がん克服力) (1)がんの早期発見の推進 ① 「安心・身近な」がん検診の普及推進 ・ PET・MRI(画像診断の一種)、超音波エコー、生体指標(バイオマーカー)、遺伝子技術等を用いた有用な早期診断技術の研究開発 (2)がん医療の提供体制の充実 ① オペ(手術)中心の治療から集学的治療への転換の推進 ・ 放射線治療、化学療法に関する人材育成、普及推進 ・ 個人の特徴に応じた、治療効果と生活の質(QOL)を両立する観点からのピンポイント治療の研究開発と普及

		<p>5. こころの健康づくり(こころの健康力) 【認知症対策の一層の推進】 (1) 認知症発症の早期発見、症状の進行の防止 ① 症状出現前での早期診断技術を研究開発・実用化 ・ 発症前の早期に、より高い精度で発症予測できる診断技術の研究開発と実用化 【うつ対策の一層の推進】 (1) うつの早期発見・早期治療の推進 ③ 早期診断技術の研究開発、実用化 ・ 病態の解明にかかる研究 ・ 簡便で客観的な指標を用いた診断技術の研究開発 ④ 個人の特徴に応じた治療(テーラーメイド治療)の研究開発・普及 ・ 診断された方の個人の特徴に応じた効果的な治療法の研究開発及び提供 第2部. 新健康フロンティア戦略を支援する家庭・地域・技術・産業 2. 人間の活動領域の拡張に向けた取り組み(人間活動領域拡張力) ② 先進的予防・診断・治療技術の開発 ・ 画期的治療法をもたらす技術(個人の遺伝子情報に基づいた予防・診断・治療法の開発、がん、認知症、精神疾患、運動器疾患等、治療法がない領域における画期的医薬品・医療機器の開発等) ・ 感染症予防技術 等</p>
<p>第3次対がん 10 か年 総合戦略</p>	<p>平成 15 年7月 25 日 文部科学大臣、厚生 労働大臣決定</p>	<p>1. がん研究の推進 (2) 基礎研究の成果を積極的に予防・診断・治療へ応用するトランスレーショナル・リサーチの推進 (4) 革新的な診断・治療法の開発 2. がん予防の推進 (4) がんの早期発見・早期治療 3. がん医療の向上とそれを支える社会環境の整備 (1) がん研究・治療の中核的拠点機能の強化等</p>
<p>がん対策基本法</p>	<p>平成 19 年4月1日施行</p>	<p>第二節 がん医療の均てん化の促進等 (専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成) 第十四条 国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。 第三節 研究の推進等 第十八条 国及び地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。 2 国及び地方公共団体は、がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品及び医療機器の早期の薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びにがん医療に係る標準的な治療方法の開発に係る臨床研究が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。</p>
<p>がん対策推進基本計画</p>	<p>平成 19 年6月 15 日 閣議決定</p>	<p>第2 重点的に取り組むべき課題 1 放射線療法及び化学療法法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成 第3 全体目標並びに分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標 3 分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標 (1) がん医療</p>

		<p>① 放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成 (6) がんの早期発見 (7) がん研究 等</p>
<p>平成21年度健康研究概算要求方針</p>	<p>平成20年8月26日健康研究推進会議決定</p>	<p>2. 橋渡し研究・臨床研究拠点や研究支援の強化 【考え方】 ○ 健康研究を強力に推進して行くためには、橋渡し研究や臨床研究を実施・支援する拠点機関に、臨床研究者やスタッフを充実させ、健康研究が円滑かつ速やかに進められる体制を整備することが不可欠である。 ○ また、健康研究(医師主導治験を含む)が円滑に実施されるよう十分な研究資金の支援を行い、質の高い臨床的なエビデンスの創出に努めることが求められる。 ○ そのためには、橋渡し研究・臨床研究の拠点を重点的に強化することが必要である。 【重点的に強化すべき取組】 ○ 大学等の基礎研究の成果を実用化に向けて橋渡しするための支援拠点の整備に向けて、医療機関等において必要な人材の確保等、体制整備を行うとともに、十分な研究資金の確保により、拠点を活用して行われる研究の支援を行うこと</p>

施策名	情報通信分野の研究開発の重点的推進		
施策の概要	先端的な情報科学技術の研究開発及び研究開発に関する情報化を推進する。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 将来のスーパーコンピューティングのための要素技術の研究開発、革新的シミュレーションソフトウェアの研究開発、e-Society 基盤ソフトウェアの総合開発、安全なユビキタス社会を支える基盤技術の研究開発については目標を達成するとともに、研究成果の公開等を通じた成果の社会への普及を行ったことから、平成 19 年度で事業を終了した。また、高機能・超低消費電力コンピューティングのためのデバイス・システム基盤技術の研究開発をはじめとするその他の事業についても目標を達成しており、平成 19 年度は順調に進捗した。各事業の実施により先端的な情報科学技術の推進につながると判断した。</p> <p>また、従来の学術情報ネットワークSINETと、先端的学術情報基盤スーパーSINETを統合し、平成 19 年6月からSINET3の本格運用を開始しており、先端研究分野の多様なニーズへの対応が可能な革新的なネットワークを実現し、新たなサービスを提供する等、学術情報ネットワークの高度化を通じて、研究開発に関する情報化を推進するなど、順調に進捗した。</p> <p>文献情報・研究者・研究成果等のデータベース整備や活用促進、科学技術情報発信・流通総合システム事業等を実施し、科学技術情報の流通や科学技術の振興のための基盤の整備は、順調に進捗した。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>○ 達成すべき目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 継続的なイノベーションを具体化するための科学技術の研究開発基盤を実現する。(目標年度:23 年度) (測定指標) <ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業において、当初目標に照らして研究開発が順調にしているかどうか。 ・ 学術情報ネットワークの機能の高度化を推進し、学術情報基盤の整備充実が図られているか。 ・ 独立行政法人評価委員会による「科学技術情報の流通促進」の評価結果が全ての項目においてA以上。 2. 産業の持続的な発展の実現に資する革新的ITの実現に向けた研究開発の推進を図る。(目標年度:23 年度) <ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業において、当初目標に照らして研究開発が順調にしているかどうか。 3. すべての国民がITの恩恵を実感できる社会の実現に向けた研究開発の推進を図る。(目標年度:23 年度) <ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業において、当初目標に照らして研究開発が順調にしているかどうか。 		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 平成21年度においては、これまでの取組を引き続き推進するため、次の経費を概算要求に盛り込んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代IT基盤構築のための研究開発について、連携施策群や革新的技術に位置付けられるなど重要性が認められており、これまでの研究開発において得た知見を更に発展させ、先端的な情報科学技術による研究開発の情報化をより推進し、また、産業界等からの強い期待に応える研究開発を推進するための経費2,840百万円 (平成21年度予算額:1,644百万円) ・ 学術情報ネットワークSINET3について、ネットワークの利用回線の効率化、高機能化を図るために必要な経費(大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の運営費交付金の内数) ・ 科学技術情報流通事業について、引き続き、科学技術情報の流通促進を図るため、研究開発に係わる情報を総合に活用するための基盤整備を実施するための経費(独立行政法人科学技術振興機構運営費交付金の内数) 		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第3期科学技術基本計画	平成 18 年3月 28 日 閣議決定	第2章科学技術の戦略的重点化 2. 政策課題対応型研究開発における重点化 第3章科学技術システム改革 3. 科学技術振興のための基盤の強化

施策名	環境・海洋分野の研究開発の重点的推進							
施策の概要	気候変動や地球ダイナミクス等、環境・海洋分野の諸問題は、人類の生存や社会生活と密接に関係していることから、これらの諸問題を科学的に解明し、国民生活の質の向上と安全を図るための研究開発成果を生み出す。							
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】							
	気候変動や地球ダイナミクス等、環境・海洋分野の諸問題は、人類の生存や社会生活と密接に関係している。これらの諸問題を科学的に解明し、国民生活の質の向上と安全を図るための研究開発を引き続き行った。							
	人工衛星、ブイ、船舶、アルゴフロート等を活用し大気、海洋、陸域における観測や南極域における研究・観測を行うことで、地球温暖化等の地球規模の環境変動等の解明を図り、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書をはじめとする地球温暖化対応のための政策決定に貢献するモデル技術を高度化し、確度の高い予測情報を提供するための研究を行った。							
	バイオマス分野については、自治体等がバイオマス利活用の中長期計画を策定する際に利用が可能なプロセス技術、安全性評価、物流を含めた統合的なバイオマス集積・処理システムのモデル開発を行うなど、産学官連携により、バイオマスの利活用に関する研究開発を5年間行い、プロジェクトを終了した。							
	地球内部ダイナミクス分野では、海底地殻変動による災害の軽減に資するために、巨大地震の発生源であるプレート沈み込み帯の地殻構造の解析を進展させるなど、海域の地震・火山活動に関する調査観測等による現象と過程に関する研究を行い、地球内部プレートの動的挙動モデルの開発が進んでおり、概ね順調に進捗した。							
	海洋・極限環境生物分野では、中深層生物の細胞培養法やそれを用いた実験法を確立するなど、特殊な環境に生息する生物の機構を解明した。							
	基盤的技術開発分野では、自律型無人探査機に複数の探査機器を同時に搭載し、海底精密調査試験を3回実施するなど、実運用に向けた詳細なデータの取得が確認できた。							
	深海地球ドリリング計画では、地球深部探査船「ちきゅう」の掘削試験を引き続き行い、掘削に必要な技術をさらに蓄積するとともに、研究や解析着手に必要なLWDデータや地殻コア試料を取得するなど、順調に進捗した。							
	以上のように、各分野とも順調に進捗していると評価した。							
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】							
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
人工衛星、ブイ等を活用し大気、海洋、陸域における観測や南極域における研究・観測を行い、「全球地球観測システム(GEOSS)10年実施計画」の推進に寄与するとともに、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書へ科学的根拠を提供できる確度の高い予測モデルの開発を行うことで、地球環境・気候変動観測・予測分野における国際的な枠組みに貢献し、各種政策決定に寄与する。	JAXAが開発し打ち上げた地球観測衛星	衛星数	13	17年度 1	18年度 0	19年度 0	26	地球環境・気候変動の観測・予測の研究開発を行うためには、地球観測衛星の打ち上げ数や、観測における空白域を解消する観測ネットワークの構築及び正確な観測のための精度向上のために観測を開始した地点や観測手法の数を指標とする。また、それらの研究成果の蓄積がなされ、統合・解析されて社会に有用な情報となり、それらが国際的な枠組みに対して貢献していくものとなるためには、まずは研究成果のデータの収集が必要であることから、データ統合・解析システムの蓄積空間へのデータ投入量を指標とした。
	地球観測システム構築推進プランで観測を開始した地点数及び開発された観測測器または手法の数	観測測器または手法の数	13	4	70	77	26	
	データ統合のために蓄積された観測等のデータ量(バイト)	(バイト)	13	—	—	約300 テラバイト	26	
アジア・太平洋域を中心とした地域での海面・陸面・大気の観測を行うことにより地球環境観測研究分野の基盤を構築するとともに、地球環境変動について予測モデルの開発などを行うことにより、気候変動予測研究の充実を図る。	アルゴフロートの投入フロート数	13	—	468	557	635	20	地球規模で観測を行っている海洋観測ブイシステム、アルゴフロート等により得られた観測データは品質管理を行った上で公開を行い、多くの研究者、現業機関の利用に供している。判断基準のひとつである海面・陸面・大気の観測及びデータ解析・公開の進捗状況を把握するものとして、これら観測システムの展開状況及び観測データの公開状況、利用状況を指標とする。
	海洋観測ブイの取得データへの研究者からのアクセス数	13	—	143984	143593	142743	20	
	アルゴ計画による塩分水温データ取得数	13	—	10578	13878	13216	20	
	アルゴフロート取得データへの研究者からのアクセス数	13	—	18237593	28134635	16987684	20	

	海洋の多様な生物・生態系を把握するとともに、その機能等を解明する。また、得られた成果を基に産業応用につながる研究開発等を行い、社会への還元を目指す。	深海微生物の保存菌株数	13	-	5050	6000	6800	20	経済社会活動の発展や国民生活の質の向上をめざし、菌株・DNA等の貴重なバイオリソースの保存・管理を行い、適切な取り決めの下提供するため、その保存管理の状況を把握するために、深海底をはじめとする極限環境の保存菌株を参考指標とする。
--	----------------------------------------------------------------------------	-------------	----	---	------	------	------	----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>人工衛星からの地球観測については、陸域観測技術衛星「だいち」や温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」による観測及びデータ提供を着実に実施するとともに、更なる多様なデータの収集・提供を行う地球観測衛星の研究開発を推進するため、地球観測衛星開発費補助金15,866百万円及び宇宙航空研究開発機構運営費交付金(内数)を概算要求に盛り込んだ。</p> <p>(平成21年度予算額:地球観測衛星開発費補助金10,805百万円及び宇宙航空研究開発機構運営費交付金(139,703百万円)の内数)</p> <p>「データ統合・解析システム」について、地球温暖化の影響評価等に資するため、気候変動・地球温暖化、水循環、生態系の分野を横断的に扱う応用機能開発を開始し、それに伴ってコアシステムの整備を加速するため、1,191百万円を概算要求に盛り込んだ。</p> <p>「地球観測システム構築推進プラン」について、さらに総合的に観測システムを構築する観点から、全球規模で輸送される大気中に含まれる人為起源および自然起源の微量成分や微粒子の対流圏中の大気成分変化を観測するシステムの構築の実現に資する観測研究および技術開発を目指して、554百万円を概算要求に盛り込んだ。</p> <p>(平成21年度予算額:1,130百万円)</p> <p>「21世紀気候変動予測革新プログラム」について、より精度の高い気候変動予測を行うため、全球大気モデルの改良を図るとともに、気候変動の影響を受けやすいアジア諸国における自然災害の出現頻度や強度の変化予測を強化する。さらに本事業の成果を集約し、気候変動予測情報を蓄積・共有することにより、IPCC第5次評価報告書へのインプットに向けたアプローチを継続するため、2,520百万円を概算要求に盛り込んだ。</p> <p>本事業については、文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会地球環境科学技術委員会において、本プログラムによる研究成果の評価を徹底した上で、成果報告会やシンポジウム等を活用し、国民に分かりやすく公表することとしている。なお、平成21年度予算案では、本プログラムにおける地球シミュレータ(スパコン)の運用経費の効率化などを踏まえ、事業経費の縮小を図った。</p> <p>(平成21年度予算額:1,540百万円)</p> <p>南極地域観測第VII期計画(平成18~21年度)に基づき、南極域での環境変化の把握を目的とした多項目の観測を引き続き行うため、1,621百万円を概算要求に盛り込んだ。平成21年度の就役を目指し、新南極観測船「しらせ」の建造及び次期南極輸送支援ヘリコプターの製造を平成21年度の完成・就役を目指し着実にを行うため、14,069百万円を概算要求に盛り込んだ。</p> <p>(平成21年度予算額:15,690百万円)</p> <p>「深海地球ドリリング計画の推進」について、東南海地震の発生メカニズム解明のため、統合国際深海掘削計画(IODP)の枠組みの下、地球深部探査船「ちきゅう」による熊野灘における掘削・研究航海を推進するため、19,196百万円を概算要求に盛り込んだ。</p> <p>本事業については、事業目標等について、ホームページやパンフレット等を活用するなど広く国民に対する広報に努めていく予定。また、「ちきゅう」の運航委託先を国内企業に変更し、運航体制について、人件費等を精査するなどの見直しを行い、運用の効率化を図った。</p> <p>(平成21年度予算額:14,155百万円)</p> <p>国家基幹技術「海洋地球観測探査システム」の構成要素である次世代海洋探査技術の開発のうち、「次世代型深海探査技術の開発」について、要素技術開発を本格化するため、1,902百万円を概算要求に盛り込んだ。</p> <p>(平成21年度予算額:1,063百万円)</p> <p>「海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム」について、海底熱水鉱床の賦存状況を広域かつ効率的に探査するための新たな技術開発を実施するため、800百万円を概算要求に盛り込んだ。</p> <p>(平成21年度予算額:700百万円)</p> <p>(概算要求額及び予算額については、運営費交付金中の推計値を含む)</p>
------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第3期科学技術基本計画	平成18年3月28日閣議決定	<p>2. 政策課題対応型研究開発における重点化</p> <p>(1) 「重点推進4分野」及び「推進4分野」</p> <p>第2期基本計画において、国家的・社会的課題に対応した研究開発の中で特に重点を置き、優先的に資源を配分することとされたライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料の4分野については、次のような観点から、引き続き基本計画においても、特に重点的に研究開発を推進すべき分野(「重点推進4分野」と</p>

		<p>いう。)とし、次項以下の分野内の重点化の考え方に基 づきつつ優先的に資源配分を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>また、上記の重点推進4分野以外のエネルギー、もの づくり技術、社会基盤、フロンティアの4つの分野につい て、引き続き、国の存立にとって基盤的であり国として取 り組むことが不可欠な研究開発課題を重視して研究開 発を推進する分野(「推進4分野」という。)と位置付け、 次項以下の分野内の重点化の考え方に基きつつ適 切な資源配分を行う。</p>
環境分野推進戦略	平成 18 年3月 28 日 総合科学技術会議	<p>2. 重要な研究開発課題</p> <p>(2) 気候変動研究領域</p> <p>気候変動研究領域では、以下のように7つのプロ グラムを設定し、観測、予測、影響把握、適応策、 から政策科学と対策技術へつながる一貫したシス テム的研究体制のもとで、重要な研究開発課題に 取り組む。</p>
地球観測の推進戦略	平成 16 年 12 月 27 日 総合科学技術会議	<p>IV. 分野別の推進戦略</p> <p>1. 地球温暖化</p> <p>気候変動を監視しつつ、海水面、雪氷圏等への地球 温暖化の直接的な影響を的確に把握する包括的な観 測体制を整備し、人の健康、生態系に与える影響等 の間接的な影響を含めた評価を行うことが必要である。また、地球温暖化に係る温室効果ガス及び関連物質の状態を包括的、継続的に観測し、地球温暖化のプロセスの理解を深め、気候変動の将来予測の不確実性を削減することが求められている。これらは、地球温暖化にかかわる現象解明・影響予測・抑制適応の知見の集積にとって不可欠であり、また広く地球環境の包括的な理解を深めるものである。</p>
南極観測第Ⅶ期計画	平成 17 年 11 月 11 日 南極地域観測統合推 進本部	<p>3. 観測計画の概要</p> <p>南極地域は、その地理的特性と地球環境モニタリング の面から科学観測を欠かすことのできない重要な地域 である。今後の南極観測においても、南極が有する、極 めて汚染の少ない空間、地球史情報の半永久的な凍結 保存、宇宙に開かれた窓等の優位性を活用し、全地球 的視点からの地球環境に関する観測や地球システムの 観測を更に強化する必要がある。同時に、国際社会に おける我が国の責務としての基本的な観測の継続を確 保する必要がある。</p>
長期戦略指針「イノベ ーション 25」	平成 19 年6月1日 閣議決定	<p>第5章 「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ</p> <p>2. 技術革新戦略ロードマップ</p> <p>(2) 分野別の戦略的な研究開発の推進</p> <p>環境分野 ポスト京都議定書に向けスーパーコンピュータを用 いて 21 世紀の気候変動を正確に予測する</p> <p>科学技術 フロンティア分野 次世代海洋探査技術</p>
21 世紀環境立国戦略	平成 19 年6月1日 閣議決定	<p>3. 今後1、2 年で重点的に着手すべき八つの戦略</p> <p>③ 地球温暖化に関するモニタリング・予測及び適応策 の検討等</p> <p>地球温暖化の科学的な知見の不確実性を低減するた め、また、温暖化の影響評価及び適応策を検討するた めにも、途上国の能力向上の支援をしつつ、全球地球 観測システム(GEOSS)をはじめとする国際的なネット ワークにより、地球観測衛星等による環境モニタリングや 最先端のシミュレーション技術を利用した将来予測、情 報の共有を長期にわたり着実に実施する。</p>
環境エネルギー技術 革新計画	平成 20 年6月 19 日 総合科学技術会議	<p>2. 国際的な温室効果ガス削減への貢献策</p> <p>(2) 国際的枠組み作りへの貢献</p> <p>②地球観測、気候変動予測及び影響評価への国際貢 献</p> <p>国際的な気候安定化政策は、気候等に関する科学的 知見に基盤を置いており、IPCCに代表される科学の成</p>

		<p>果が大きな流れを作る。我が国の優れた気候関連科学をさらにすすめ、独自の政策基盤を確保することが重要である。地球上の地域ごとの気候変動予測など、観測・予測精度の向上を図り、IPCCの第5次報告に向けてより一層の貢献を果たし、国際的枠組み作りへの有効な情報、知見を提供する。</p> <p>また、開発途上国を中心とした海外への地球観測データや地域の環境影響評価・予測結果等の提供を通じ、国際貢献を図る。</p>
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策名	ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進																																																																																				
施策の概要	ナノテクノロジーに関して、我が国における産学官の英知を結集した戦略的な取組みを行うと共に、物質・材料に関して、重点的に投資を行うことにより、総合的かつ戦略的な研究開発を進め、世界に先駆け技術革新につながる成果を創出する。																																																																																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																																																																				
	ナノテクノロジー・材料分野の研究開発に関しては、総合的かつ戦略的な研究開発を進め、技術革新につながる成果を創出し、概ね順調に進捗した。具体的には、ナノテクノロジー・ネットワークについては、平成19年度には1,200件を超える支援を実施し、また1,500件以上の関連論文・研究発表を生み出しており、概ね順調に進捗した。また、キーテクノロジー研究開発の推進やリーディング・プロジェクト等の各プロジェクトについては、種々の論文を発表するなど、研究開発に着手したものは概ね計画通りに進捗した。さらに、独立行政法人物質・材料研究機構による研究開発については、平成19年度は第2期中期目標・計画期間の2年目に相当するが、この計画を着実に実施しており、概ね計画通りに進捗した。																																																																																				
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】																																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">ナノエレクトロニクス領域、ナノバイオテクノロジー領域、材料領域における実用化・産業化を展望した研究開発及び融合研究領域における研究開発を推進し、イノベーションの創出を図る。</td> <td>①ナノテクノロジーを活用した新しい原理のデバイス開発プロジェクト関連論文・研究発表数</td> <td></td> <td>(14年度)</td> <td>101</td> <td>112</td> <td>133</td> <td>—</td> <td rowspan="5">各プロジェクトの成果を客観的に判断する指標として、関連する論文数を用いた。</td> </tr> <tr> <td>②ナノテクノロジーを活用した人工臓器の開発プロジェクト関連論文・研究発表数</td> <td></td> <td>(14年度)</td> <td>49</td> <td>71</td> <td>203</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③超高感度NMRの開発プロジェクト関連論文・研究発表数</td> <td></td> <td>(14年度)</td> <td>41</td> <td>48</td> <td>72</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④次世代型燃料電池プロジェクトプロジェクト関連論文数・研究発表数</td> <td></td> <td>(14年度)</td> <td>74</td> <td>116</td> <td>73</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑤極端紫外(EUV)光源開発等の先進半導体製造技術プロジェクト関連論文・研究発表数</td> <td></td> <td>(14年度)</td> <td>201</td> <td>181</td> <td>177</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">物質・材料研究機構において、物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基礎的研究開発等の業務を総合的に行い、物質・材料科学技術水準の向上を図る。</td> <td>①プロジェクト関連論文数</td> <td></td> <td>(18年度)</td> <td>1283</td> <td>1351</td> <td>1123</td> <td>—</td> <td rowspan="4">独立行政法人物質・材料研究機構の研究成果を継続的・客観的に示すものとして、論文数及びその質を示す引用回数指標とした。</td> </tr> <tr> <td>②論文被引用数(平成15～19年)</td> <td></td> <td>(18年度)</td> <td colspan="3">7655 (平成15年度～19年度官の数値)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③論文被引用数ランキング世界順位(材料研究分野、平成15～19年度)</td> <td></td> <td>(18年度)</td> <td colspan="3">5 (平成15年度～19年度官の数値)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④特許出願数</td> <td></td> <td>(18年度)</td> <td>574</td> <td>516</td> <td>416</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	ナノエレクトロニクス領域、ナノバイオテクノロジー領域、材料領域における実用化・産業化を展望した研究開発及び融合研究領域における研究開発を推進し、イノベーションの創出を図る。	①ナノテクノロジーを活用した新しい原理のデバイス開発プロジェクト関連論文・研究発表数		(14年度)	101	112	133	—	各プロジェクトの成果を客観的に判断する指標として、関連する論文数を用いた。	②ナノテクノロジーを活用した人工臓器の開発プロジェクト関連論文・研究発表数		(14年度)	49	71	203	—	③超高感度NMRの開発プロジェクト関連論文・研究発表数		(14年度)	41	48	72	—	④次世代型燃料電池プロジェクトプロジェクト関連論文数・研究発表数		(14年度)	74	116	73	—	⑤極端紫外(EUV)光源開発等の先進半導体製造技術プロジェクト関連論文・研究発表数		(14年度)	201	181	177	—	物質・材料研究機構において、物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基礎的研究開発等の業務を総合的に行い、物質・材料科学技術水準の向上を図る。	①プロジェクト関連論文数		(18年度)	1283	1351	1123	—	独立行政法人物質・材料研究機構の研究成果を継続的・客観的に示すものとして、論文数及びその質を示す引用回数指標とした。	②論文被引用数(平成15～19年)		(18年度)	7655 (平成15年度～19年度官の数値)			—	③論文被引用数ランキング世界順位(材料研究分野、平成15～19年度)		(18年度)	5 (平成15年度～19年度官の数値)			—	④特許出願数		(18年度)	574	516	416
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																																																									
				17年度	18年度	19年度																																																																															
ナノエレクトロニクス領域、ナノバイオテクノロジー領域、材料領域における実用化・産業化を展望した研究開発及び融合研究領域における研究開発を推進し、イノベーションの創出を図る。	①ナノテクノロジーを活用した新しい原理のデバイス開発プロジェクト関連論文・研究発表数		(14年度)	101	112	133	—	各プロジェクトの成果を客観的に判断する指標として、関連する論文数を用いた。																																																																													
	②ナノテクノロジーを活用した人工臓器の開発プロジェクト関連論文・研究発表数		(14年度)	49	71	203	—																																																																														
	③超高感度NMRの開発プロジェクト関連論文・研究発表数		(14年度)	41	48	72	—																																																																														
	④次世代型燃料電池プロジェクトプロジェクト関連論文数・研究発表数		(14年度)	74	116	73	—																																																																														
	⑤極端紫外(EUV)光源開発等の先進半導体製造技術プロジェクト関連論文・研究発表数		(14年度)	201	181	177	—																																																																														
物質・材料研究機構において、物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基礎的研究開発等の業務を総合的に行い、物質・材料科学技術水準の向上を図る。	①プロジェクト関連論文数		(18年度)	1283	1351	1123	—	独立行政法人物質・材料研究機構の研究成果を継続的・客観的に示すものとして、論文数及びその質を示す引用回数指標とした。																																																																													
	②論文被引用数(平成15～19年)		(18年度)	7655 (平成15年度～19年度官の数値)			—																																																																														
	③論文被引用数ランキング世界順位(材料研究分野、平成15～19年度)		(18年度)	5 (平成15年度～19年度官の数値)			—																																																																														
	④特許出願数		(18年度)	574	516	416	—																																																																														
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】 キーテクノロジー研究開発の推進(ナノテクノロジー・材料を中心とした融合新興分野研究開発)については、引き続き研究開発を推進するとともに、「元素戦略」において「革新的技術戦略」の「レアメタル代替材料・回収技術」に関する研究開発を新たに推進するため、2,758百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:1,813百万円) リーディング・プロジェクト(次世代の電子顕微鏡要素技術の研究開発)については、引き続き研究開発を推進するため、150百万円を概算要求に盛り込んだ。なお、計画に基づき、平成21年度限りで事業を廃止することとしている。 (平成21年度予算額:105百万円) 物質・材料研究機構における基礎研究及び基盤的研究開発等を着実に推進するため、運営費交付金として16,246百万円を、施設整備費補助金として337百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:運営費交付金15,049百万円、施設整備費補助金278百万円)																																																																																				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日		記載事項(抜粋)																																																																																	
	分野別推進戦略	平成18年3月28日 総合科学技術会議		戦略重点科学技術「資源問題解決の決定打となる希少資源・不足資源代替材料革新技術」 元来資源が少ない日本においては、資源問題は我が																																																																																	

の)

		<p>国が直面する大きな課題である。希少資源や不足資源に対する抜本的解決策として、それらの資源の代替材料技術の革新は必須であり、省資源問題の中でも、最も材料技術に期待されているところである。日本あるいは世界で資源枯渇の影響のない持続可能な社会の確立を図るためにも、集中配分による技術開発は必須となる。</p>
<p>革新的技術戦略</p>	<p>平成 20 年5月 19 日 総合科学技術会議</p>	<p>革新的技術一覧 希少資源対策技術、レアメタル代替材料・回収技術 我が国経済を支える自動車、ロボット、エレクトロニクス等の先端産業においてレアメタルは不可欠。薄型ディスプレイに必須のインジウム等の代替技術や回収・再利用技術を開発することにより、これら先端産業の持続可能性を確保する。 革新的技術一覧 新材料技術 新超伝導材料技術(磁性元素超伝導体等) 新たな超伝導材料を研究開発することにより、従来にはない「高い超伝導転移温度」、「大電流・強磁場に耐える超伝導材料」が実現すると期待される。これにより、超伝導応用機器の小型化・低コスト化が可能となり実用化が加速する。また、例えば現在技術開発中の超高速大量輸送システムであるリニアモーターカーへの応用も期待される。</p>
<p>環境エネルギー技術 革新計画</p>	<p>平成 20 年5月 19 日 総合科学技術会議</p>	<p>(2) 中長期的対策(2030年以降)に必要な技術 ② 技術のブレークする一を実現するための基盤技術 新しい技術の芽を実用化するには、多くの技術的障害を乗り越える必要がある。これらの障害のブレークスルーを実現するため、新しい触媒や材料(耐熱・高温材料、超電導材料、白金代替触媒等)などを開発する基礎・基盤的な技術の研究を推進する。</p>

施策名	原子力分野の研究・開発・利用の推進																																																								
施策の概要	長期的なエネルギーの安定供給、原子力を利用する先端科学技術の発展、国民生活の質の向上に向けて、原子力の多様な可能性を最大限引き出す研究開発成果を得る。																																																								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																																								
	高速増殖炉(FBR)サイクル技術については、研究開発体制が整備されるなど順調に進捗している。核融合技術については、幅広いアプローチ協定、ITER(イーター)協定が発効し、実施体制の整備や機器の調達活動等が進められている。																																																								
	大強度陽子加速器についても着実な進捗が見られ、平成20年12月には供用を開始できる見込みとなっている。RIビームファクトリー、重粒子線がん治療研究についても順調に進捗している。																																																								
	原子力分野の人材育成については、「原子力人材育成プログラム」を創設し、人材育成取組に対する支援を行った。原子力分野の国際協力については、第IV世代原子力システムに関する国際フォーラム(GIF)等により国際協力を進めた。電源立地対策については、補助金・交付金の交付等や原子力・エネルギーについて初等中等教育段階からの理解促進を図った。																																																								
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子力にかかる人材の育成・確保、国際協力の推進、電源立地対策としての財政上の措置などを通じ、原子力研究開発の基盤整備を図る。</td> <td>独立行政法人日本原子力研究開発機構(旧日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構)との連携大学院制度を取り入れている大学の専攻数</td> <td>—</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>24</td> <td>—</td> <td rowspan="2">原子力研究開発の基盤整備の根幹となる人材育成・確保の状況を表す指標として、研究開発機関と大学の協力による人材育成状況の進捗度合いを用いており、具体的に連携大学院制度取り入れ大学の専攻数を用いている。</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人放射線医学総合研究所との連携大学院制度を取り入れている大学の専攻数</td> <td>—</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>16</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">国民生活の質の向上および産業の発展のため、量子ビームテクノロジー等について、科学技術・学術分野から各種産業にいたる幅広い分野での利活用の促進を図る。</td> <td>(参考1) 中性子実験装置の利用申請日数</td> <td>日</td> <td>—</td> <td>7021</td> <td>6843</td> <td>7328</td> <td>—</td> <td rowspan="3">中性子の利用状況を表す一つの参考指標として、現在稼働中の定常中性子源であるJRR-3における中性子実験装置の利用申請日数を示す。 RIBFの利用に対するニーズの度合いを測る参考指標として、研究課題の応募数を示す。</td> </tr> <tr> <td>(参考2) RIBFを利用した研究課題の応募数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>35</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>重粒子線がん治療の治療患者数</td> <td>人</td> <td>549</td> <td>437</td> <td>549</td> <td>641</td> <td>500 (中期計画期間中)</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	原子力にかかる人材の育成・確保、国際協力の推進、電源立地対策としての財政上の措置などを通じ、原子力研究開発の基盤整備を図る。	独立行政法人日本原子力研究開発機構(旧日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構)との連携大学院制度を取り入れている大学の専攻数	—	22	21	22	24	—	原子力研究開発の基盤整備の根幹となる人材育成・確保の状況を表す指標として、研究開発機関と大学の協力による人材育成状況の進捗度合いを用いており、具体的に連携大学院制度取り入れ大学の専攻数を用いている。	独立行政法人放射線医学総合研究所との連携大学院制度を取り入れている大学の専攻数	—	12	9	12	16	—	国民生活の質の向上および産業の発展のため、量子ビームテクノロジー等について、科学技術・学術分野から各種産業にいたる幅広い分野での利活用の促進を図る。	(参考1) 中性子実験装置の利用申請日数	日	—	7021	6843	7328	—	中性子の利用状況を表す一つの参考指標として、現在稼働中の定常中性子源であるJRR-3における中性子実験装置の利用申請日数を示す。 RIBFの利用に対するニーズの度合いを測る参考指標として、研究課題の応募数を示す。	(参考2) RIBFを利用した研究課題の応募数	—	—	—	—	35	—	重粒子線がん治療の治療患者数	人	549	437	549	641	500 (中期計画期間中)
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																													
				17年度	18年度	19年度																																																			
原子力にかかる人材の育成・確保、国際協力の推進、電源立地対策としての財政上の措置などを通じ、原子力研究開発の基盤整備を図る。	独立行政法人日本原子力研究開発機構(旧日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構)との連携大学院制度を取り入れている大学の専攻数	—	22	21	22	24	—	原子力研究開発の基盤整備の根幹となる人材育成・確保の状況を表す指標として、研究開発機関と大学の協力による人材育成状況の進捗度合いを用いており、具体的に連携大学院制度取り入れ大学の専攻数を用いている。																																																	
	独立行政法人放射線医学総合研究所との連携大学院制度を取り入れている大学の専攻数	—	12	9	12	16	—																																																		
国民生活の質の向上および産業の発展のため、量子ビームテクノロジー等について、科学技術・学術分野から各種産業にいたる幅広い分野での利活用の促進を図る。	(参考1) 中性子実験装置の利用申請日数	日	—	7021	6843	7328	—	中性子の利用状況を表す一つの参考指標として、現在稼働中の定常中性子源であるJRR-3における中性子実験装置の利用申請日数を示す。 RIBFの利用に対するニーズの度合いを測る参考指標として、研究課題の応募数を示す。																																																	
	(参考2) RIBFを利用した研究課題の応募数	—	—	—	—	35	—																																																		
	重粒子線がん治療の治療患者数	人	549	437	549	641	500 (中期計画期間中)																																																		
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】 FBRサイクル技術に関する研究開発を着実に実施するため、37,157百万円を概算要求した。 (平成21年度予算額:34,687百万円) ITER計画及び幅広いアプローチを着実に推進するため、12,252百万円を概算要求した。 (平成21年度予算額:11,088百万円) 大強度陽子加速器施設(J-PARC)における研究推進のため、20,644百万円を概算要求した。 (平成21年度予算額:14,760百万円) 先進医療としての重粒子線がん治療や次世代照射システムの開発等を推進するため、5,357百万円を概算要求した。 (平成21年度予算額:5,330百万円) RIビームファクトリー計画を着実に推進するために4,087百万円を概算要求した。 (平成21年度予算額:3,216百万円) 原子力人材育成プログラムを着実に実施するため、255百万円を概算要求した。 (平成21年度予算額:240百万円) 電源立地対策として財政上の措置を講じるため、7,923百万円を概算要求した。 (平成21年度予算額:7,583百万円) 【機構・定員要求】 高速増殖炉の実用化に係る研究開発及び産業界との連携の体制を強化するため、新たに課長補佐(高速増殖炉実用化研究・産業連携担当)及び連携係長(各1名)の新設を要求した。 (課長補佐1名、連携係長1名措置) 大強度陽子加速器施設(J-PARC)の利用開始等を受け、中性子利用推進体制を強化するため、新たに中性子利用推進係長(1名)の新設を要求した。 (中性子利用推進係長1名措置) 国際動向の変化を踏まえ、原子力に関する科学技術分野における人材育成・研究開発に関する国際的な連携協力等を総合的・戦略的に推進するため、新たに国際原子力専門官(1名)の新設を要求した。																																																								

(措置なし)			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	エネルギー基本計画	平成19年閣議決定	我が国は平成17年10月、原子力委員会が策定した「原子力政策大綱」を尊重する旨の閣議決定を行い、供給安定性の高い原子力を積極的に推進することとしている。…これらを踏まえ、第一に、自立した環境適合的なエネルギー需給構造を実現するため、原子力発電を積極的に推進し、新エネルギーの着実な導入拡大を図る…等
	経済成長戦略大綱	平成18年経済財政諮問会議決定	エネルギー安全保障の確立と地球温暖化問題の解決を一体的に図るため、「原子力政策大綱」(平成17年10月11日)を踏まえつつ、原子力の研究開発や利用を計画的かつ総合的に推進する。等
	原子力政策大綱	平成17年原子力委員会決定	原子力の研究、開発及び利用は、多大な投資を必要とする先端的な巨大技術に係わるものを含み、原子力以外の分野の科学技術研究や多様な一般産業活動にも支えられて、国民の理解の上に展開されるものである。このため、原子力の研究、開発及び利用が上述の目的を達成するには、研究開発、規制、誘導、財政的措置等により国が大きな役割を果たす必要がある。等
	21世紀環境立国戦略	平成19年閣議決定	発電過程で二酸化炭素を排出しないというクリーンなエネルギー源である原子力発電を、安全の確保や核不拡散を大前提に、核燃料サイクルを含めて着実に推進するため、…高速増殖炉(FBR)サイクル技術や核融合技術などの技術開発・人材育成等を実施していく。等
	革新的技術戦略	平成20年総合科学技術会議決定	国の存立に関わる最先端技術として国主導で取り組む国家基幹技術についても引き続き重点的に投資 国家基幹技術:高速増殖炉(FBR)サイクル技術 等
	環境エネルギー技術革新計画	平成20年総合科学技術会議決定	…2030年前後に見込まれるリプレースに向けた次世代軽水炉や2050年よりも前の実用化を目指す高速増殖炉の開発、電力貯蔵等の開発・実証を進める。…化石燃料に依存しない大規模なエネルギー源である核融合や宇宙太陽光発電等の技術開発に長期的観点から取り組む。等

施策名	宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進		
施策の概要	宇宙・航空分野の研究・開発・利用を積極的に推進することにより、国民生活の豊かさや質の向上、人類社会の持続的な発展への貢献、先端技術開発による産業基盤の強化と経済発展、人類の知的好奇心の追求、及び我が国の総合的な安全保障への貢献を目指す。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>宇宙開発利用分野においては、平成 19 年度は、月周回衛星「かぐや」(SELENE)及び超高速インターネット衛星「きずな」(WINDS)が打ち上げられた。また、既に打ち上げられた人工衛星等の運用及び将来打上げ予定の人工衛星等の開発が概ね計画どおり行われた。国際宇宙ステーション計画については、日本実験棟「きぼう」の船内保管室が打ち上げられるとともに、船内実験室の打上げ準備作業を完了した。航空科学技術分野においては、国産旅客機の開発に関して、社会が求めている燃費・騒音面での先端技術の確立によって民間企業の事業化判断に貢献した。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>別紙のとおり。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成20年5月に成立した宇宙基本法を踏まえ、国民生活の向上、産業の振興、人類社会の発展、国際協力等に資する宇宙開発利用を国家戦略のひとつとして積極的に推進するために、宇宙輸送システムの維持・発展に必要な経費、利用ニーズを踏まえた人工衛星システムの開発・運用に必要な経費、宇宙天文学等のための科学衛星の開発・運用に必要な経費、宇宙開発に関する国民・社会への理解増進と宇宙開発に関するニーズの開拓に必要な経費、並びに航空科学技術に係る先端的・基盤的研究を推進するために必要な経費として、2,438億円を概算要求に盛り込んだ。</p> <p>(平成21年度予算額:1,928億円)</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日 閣議決定	<p>第4章 持続的で安心できる社会の実現</p> <p>5. 治安・防災、エネルギー政策等の強化</p> <p>【具体的手段】</p> <p>・ 宇宙に関する基本法制の整備に向けた動き及び「地理空間情報活用推進基本法」の成立を踏まえ、宇宙の利用・産業化を推進し、衛星を活用した測位・監視やインテリジェンス機能の強化、災害情報共有システム等の治安・防災等に資する科学技術の研究開発・利活用を図る。</p>
	第3期科学技術基本計画	平成 18 年 3 月 28 日 閣議決定	<p>第2章 科学技術の戦略的重点化</p> <p>3. 分野別推進戦略の策定及び実施に当たり考慮すべき事項</p> <p>(3) 戦略重点科学技術に係る横断的な配慮事項</p> <p>国家的な基幹技術として選定されるもの</p> <p>…(略)…国家的な大規模プロジェクトとして基本計画期間中に集中的に投資すべき基幹技術(「国家基幹技術」という。)として国家的な目標と長期戦略を明確にして取り組むものであり、次世代スーパーコンピューティング技術、宇宙輸送システム技術などが考えられる。</p>
	分野別推進戦略	平成 18 年 3 月 28 日 総合科学技術会議	
	我が国における宇宙開発利用の基本戦略	平成 16 年 9 月 9 日 総合科学技術会議	
宇宙開発に関する長期的な計画	平成 20 年 2 月 22 日 総務大臣、文部科学大臣		

(別紙)【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
我が国として、必要な人工衛星等を必要な時に独自に打ち上げるために必要な「自律的な宇宙輸送システム」の確立に向け、基幹輸送系の維持、多様な輸送手段の確保、更なる信頼性の向上、及び将来輸送系に必要な技術基盤の確立を行う。	H - Aロケット打上げ成功回数 ()内は打上げ回数	回	-	2(2)	3(3)	2(2)	-	指標としてH - Aロケットの打上げ実績を設定し、打上げ成功率と計画との対比を確認した。
地球観測、災害監視、測位等の利用ニーズを踏まえた衛星システムの開発・運用を行い、宇宙開発の成果を国民・社会に還元する。	JAXAが開発し打ち上げた衛星 (科学衛星を除く)		-	陸域観測技術衛星 (ALOS) 「だいち」	技術試験衛星型 (ETS -) 「きく8号」	超高速インターネット衛星 (WINDS) 「きずな」	-	指標としては、直接のアウトプットである衛星の打上げ実績と、アウトカムとして出現する、開発過程における特許等の出願数、運用した結果発表される論文数とした。
	特許等の出願数(科学衛星と利用衛星の合計値)	件	-	113	120	138	-	
	成果の外部発表数 (うち査読付き論文数) (科学衛星と利用衛星の合計値)	件	-	3,188 (289)	3,806 (472)	3,103 (404)	-	
科学衛星を開発・運用し、宇宙天文学や宇宙探査の分野で学術的に意義の大きな成果を挙げ、宇宙科学の分野での世界的な研究拠点となる。	JAXAが開発し打ち上げた科学衛星		-	第23号科学衛星「すぎく」(X線天文衛星) 第21号科学衛星「あかり」(赤外線天文衛星)	第22号科学衛星「ひので」(太陽観測衛星)	月周回衛星「かぐや」	-	指標としては、直接のアウトプットである衛星の打上げ実績と、アウトカムとして出現する、開発過程における特許等の出願数、運用した結果発表される論文数とした。
	特許等の出願数(科学衛星と利用衛星の合計値)	件	-	113	120	138	-	
	成果の外部発表数 (うち査読付き論文数) (科学衛星と利用衛星の合計値)	件	-	3,188 (289)	3,806 (472)	3,103 (404)	-	
国際宇宙ステーション計画等の国際協力に参加し、国際約束を果たすと共に、有人宇宙技術や宇宙環境の利用技術の獲得を図る。	日本実験棟「きぼう」の開発・運用		-	-	-	・生命維持技術 ・システム維持機能技術 ・有人運用管制技術 ・搭乗員関連技術	-	具体的な指標は設定できないが、日本実験棟「きぼう」の開発・運用及び宇宙ステーション補給機(HTV)により獲得する予定の研究開発項目を示した。
	宇宙ステーション補給機(HTV)		-	-	-	・無人補給技術 ・宇宙輸送技術の発展	-	
宇宙開発の意義やその成果について国民・社会からの理解を更に深める。	シンポジウムの開催件数	件	-	71	80	69	-	指標としては、どのくらい広報・普及活動を行ったかの指標として、シンポジウムの開催件数、タウンミーティングの開催件数、授業支援校、講師派遣数、コズミックカレッジ開催件数を選定した。また、どの程度国民の理解が深まったかの指標とし
	タウンミーティング開催件数	件	-	2	8	10	-	
	授業支援校	件	-	20	27	42	-	
	講師派遣件数	件	-	380	393	480	-	
	コズミックカレッジ開催件数	件	-	18	26	62	-	

	ホームページアクセス数	アクセス	-	607万	646万	631万	-	て、ホームページアクセス数、施設公開における動員数、タウンミーティング動員数、コスミックカレッジ動員数を選定した。
	施設公開における動員数	人	-	42,664	49,142	49,991	-	
	タウンミーティング動員数	人	-	280	784	761	-	
	コスミックカレッジ動員数	人	-	1273	1907	5409	-	
社会からの要請に応える研究開発を行うとともに、次世代を切り開く先進技術を開発することにより、航空科学技術を我が国の社会基盤を支える基幹技術とする。	国産旅客機高性能化技術の研究開発		-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・空力設計高度化技術 ・構造衝撃評価技術 ・機体騒音低減化技術 ・低コスト複合材構造技術 ・空力弾性評価 ・操縦システム技術 	-	具体的な指標は設定できないが、国産旅客機高性能化技術の研究開発、クリーンエンジン高性能化技術の研究開発により獲得する予定の研究開発項目を示した。
	クリーンエンジン高性能化技術の研究開発		-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音低減技術 ・CO₂排出削減技術 ・システム制御技術 ・エンジン試験設備の整備 ・NO_x排出低減技術 	-	

施策名	新興・融合領域の研究開発の推進																																				
施策の概要	幅広い応用可能性を有する新たな先端融合領域を積極的に発掘し推進することにより、わが国の科学技術・学術の高度化・多様化、ひいては社会ニーズへの対応と経済社会の発展を図る。																																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>平成19年度においては第3期科学技術基本計画等を踏まえ、幅広い応用可能性を有する新たな先端融合領域における融合的研究等を積極的に推進した。</p> <p>なお、テラヘルツ光を利用した医療用システム及びその関連技術の開発及び高感度・高効率検出を可能とする検出技術の研究開発においては、医療用システム開発に必要な要素技術はすべて開発され、実用化に向けた開発の着手が期待される。</p> <p>また、最新の光技術を融合した診断・検診技術の研究開発においては、要素技術の開発に概ね成功し、一部においては臨床試験において技術の性能向上が確認されるなど、各達成目標がそれぞれ「概ね順調に進捗」だったことから、平成19年度の基本目標の達成度合いについては、「概ね順調に進捗」と判断できる。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="328 566 472 622">達成目標</th> <th data-bbox="472 566 576 622">指標名</th> <th data-bbox="576 566 639 622">単位</th> <th data-bbox="639 566 791 622">基準値 (年度)</th> <th colspan="3" data-bbox="791 566 1166 622">実績値</th> <th data-bbox="1166 566 1318 622">目標値 (年度)</th> <th data-bbox="1318 566 1522 622">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <th data-bbox="791 622 911 667">17年度</th> <th data-bbox="911 622 1031 667">18年度</th> <th data-bbox="1031 622 1166 667">19年度</th> <td colspan="2"></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="328 622 472 958">テラヘルツ光を利用した医療システム及びその基盤技術を開発するとともに、テラヘルツ光高感度検出・イメージング等の検出技術を研究開発する。</td> <td data-bbox="472 622 576 958">医療用テラヘルツ光診断システム等に必要要素技術が開発状況</td> <td data-bbox="576 622 639 958">-</td> <td data-bbox="639 622 791 958">(平成15年度)</td> <td data-bbox="791 622 911 958">計画期間内に要素技術が想定どおり開発に向け進捗</td> <td data-bbox="911 622 1031 958">計画期間内に要素技術が想定どおり開発に向け進捗</td> <td data-bbox="1031 622 1166 958">計画期間内に要素技術が想定どおり開発(その他、市場化実績あり)</td> <td data-bbox="1166 622 1318 958">(平成19年度)</td> <td data-bbox="1318 622 1522 958">幅広い応用可能性を有する新たな先端融合領域を積極的に発掘し推進することにより、わが国の科学技術・学術の高度化・多様化、ひいては社会ニーズへの対応と経済社会の発展を図るべく、それぞれのテーマの実現に向け、要素技術の開発を図った。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 958 472 1335">がん等をごく初期の段階で発見、早期治療を可能にするレーザー、分子バイオ技術、ポジトロンCT(PEIT)などの最新の光技術を融合した診断・検診技術等を開発する。</td> <td data-bbox="472 958 576 1335">光技術を融合した診断・検診技術等に必要要素技術が開発状況</td> <td data-bbox="576 958 639 1335">-</td> <td data-bbox="639 958 791 1335">(平成19年度)</td> <td data-bbox="791 958 911 1335">-</td> <td data-bbox="911 958 1031 1335">-</td> <td data-bbox="1031 958 1166 1335">計画期間内に要素技術が想定どおり開発</td> <td data-bbox="1166 958 1318 1335">(平成19年度)</td> <td data-bbox="1318 958 1522 1335"></td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方					17年度	18年度	19年度			テラヘルツ光を利用した医療システム及びその基盤技術を開発するとともに、テラヘルツ光高感度検出・イメージング等の検出技術を研究開発する。	医療用テラヘルツ光診断システム等に必要要素技術が開発状況	-	(平成15年度)	計画期間内に要素技術が想定どおり開発に向け進捗	計画期間内に要素技術が想定どおり開発に向け進捗	計画期間内に要素技術が想定どおり開発(その他、市場化実績あり)	(平成19年度)	幅広い応用可能性を有する新たな先端融合領域を積極的に発掘し推進することにより、わが国の科学技術・学術の高度化・多様化、ひいては社会ニーズへの対応と経済社会の発展を図るべく、それぞれのテーマの実現に向け、要素技術の開発を図った。	がん等をごく初期の段階で発見、早期治療を可能にするレーザー、分子バイオ技術、ポジトロンCT(PEIT)などの最新の光技術を融合した診断・検診技術等を開発する。	光技術を融合した診断・検診技術等に必要要素技術が開発状況	-	(平成19年度)	-	-	計画期間内に要素技術が想定どおり開発	(平成19年度)	
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																												
				17年度	18年度	19年度																															
テラヘルツ光を利用した医療システム及びその基盤技術を開発するとともに、テラヘルツ光高感度検出・イメージング等の検出技術を研究開発する。	医療用テラヘルツ光診断システム等に必要要素技術が開発状況	-	(平成15年度)	計画期間内に要素技術が想定どおり開発に向け進捗	計画期間内に要素技術が想定どおり開発に向け進捗	計画期間内に要素技術が想定どおり開発(その他、市場化実績あり)	(平成19年度)	幅広い応用可能性を有する新たな先端融合領域を積極的に発掘し推進することにより、わが国の科学技術・学術の高度化・多様化、ひいては社会ニーズへの対応と経済社会の発展を図るべく、それぞれのテーマの実現に向け、要素技術の開発を図った。																													
がん等をごく初期の段階で発見、早期治療を可能にするレーザー、分子バイオ技術、ポジトロンCT(PEIT)などの最新の光技術を融合した診断・検診技術等を開発する。	光技術を融合した診断・検診技術等に必要要素技術が開発状況	-	(平成19年度)	-	-	計画期間内に要素技術が想定どおり開発	(平成19年度)																														
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>平成20年度より開始した「光・量子科学研究拠点形成に向けた基盤技術開発」の継続的な実施を行うとともに、平成21年度においては当該事業のさらなる戦略的推進のために、課題を追加公募することとし、2,400百万円に拡充要求した。</p> <p>(平成21年度予算額:1,721百万円)</p> <p>また、新興・融合分野の新たな発展を目指し、我が国の優れたナノテクノロジーの研究ポテンシャルを環境技術のブレイクスルーに活用するために「ナノテクノロジーを活用した環境技術開発」として1,000百万円を新規要求した。</p> <p>(平成21年度予算額:205百万円)</p> <p>【機構・定員要求】</p> <p>中性子利用推進体制の強化のため「中性子利用推進係長」1名を要求した。(係長1名措置)</p>																																				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																		
特になし																																					

施策名	安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進
-----	------------------------

施策の概要	豊かで安全・安心で快適な社会を実現するための研究開発等を行い、これらの成果を社会に還元する。
-------	------------------------------------------------

【評価結果の概要】
「首都直下地震防災・減災特別プロジェクト」、「地震調査研究推進」、「東南海・南海地震等海溝型地震に関する調査研究」、「地震・津波観測監視システム」、「高度即時的地震情報伝達網実用化プロジェクト」等のプロジェクトや、独立行政法人防災科学技術研究所における防災科学技術に関する基礎基盤研究について、概ね順調に進捗した。また、「安全・安心科学技術プロジェクト」において、関係省庁や空港等の現場と連携して危険物検知装置の開発が進んでいるなど、成果の社会実装に向けて、ニーズに立脚した研究開発等が順調に進捗した。
今後の課題及び政策への反映方針として、地震調査研究については、現行の基本計画策定から10年程度経過し、一定の成果が上げられた一方で多くの課題が山積していることから、平成21年度以降は、地震調査研究推進本部が策定する新たな10年計画に基づいた調査観測・研究等を推進することが必要である。また「安全・安心科学技術プロジェクト」については、ニーズの高い分野について積極的に拡充する必要がある。さらに、事業の推進等に必要の人員を措置する必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
地震及び火山に関する調査研究や、災害発生時の被害軽減を目指した防災科学技術に関する研究開発を推進し、自然災害に強い安全・安心な社会の構築に向けた科学技術基盤を確立する。	研究課題の進捗率		-	-	-	-		
安心・安全に係る課題の解決に向け、文部科学省の持つ多様な科学技術的知見の現場における活用を図るための基盤を構築する。	ニーズに立脚したテーマについて、現場ユーザーとの連携、研究開発の進捗、成果の社会への実装の実施状況		-	-	-	-		

【概算要求】

沿岸海域に存在する活断層や、地震が発生した場合に社会的影響が大きい活断層等の調査観測・研究を推進する「活断層調査の総合的推進」実施のため、813百万円を概算要求に盛り込んだ。
(平成21年度予算額:660百万円)
地震計や水圧計等を備えたリアルタイム観測可能な海底ネットワークシステムを開発し、東南海地震の想定震源域である紀伊半島熊野灘沖に敷設する「地震・津波観測監視システム」実施のため、2,951百万円を概算要求に盛り込んだ。
(平成21年度予算額:1,274百万円)
東海・東南海・南海地震の想定震源域における海底稠密地震観測やシミュレーション研究等により、3つの地震が将来連動して発生する可能性等を評価する「東海・東南海・南海地震の連動性評価研究」実施のため、1,181百万円を概算要求に盛り込んだ。
(平成21年度予算額:501百万円)
日本海東縁部等のひずみ集中帯における海陸統合調査等により、ひずみ集中帯の地震発生メカニズム等の解明に資する「ひずみ集中帯の重点的調査観測・研究」実施のため、863百万円を概算要求に盛り込んだ。
(平成21年度予算額:596百万円)
首都直下地震による被害の軽減に資することを目的とした「首都直下地震防災・減災特別プロジェクト」実施のため、1,404百万円を概算要求に盛り込んだ。
(平成21年度予算額:809百万円)
防災研究による知見を活かした、防災教育の優れた取組を支援する等の「防災教育支援推進プログラム」実施のため、60百万円を概算要求に盛り込んだ。
(平成21年度予算額:41百万円)
地震調査研究推進本部の円滑な運営等のため、934百万円を概算要求に盛り込んだ。
(平成21年度予算額:804百万円)
独立行政法人防災科学技術研究所において、「火山観測基盤及び火山防災研究の強化」や「次世代高性能気象レーダ(MPLレーダ)を用いた集中豪雨予測研究等の推進」、「災害リスク情報プラットフォーム」等、防災分野における研究開発実施のため、11,395百万円を概算要求に盛り込んだ。
(平成21年度予算額:8,351百万円)
テロ対策等に係る研究開発と地域社会の安全・安心を確保するための研究開発を実施するとともに、関係研究者等のネットワークの構築を図る「安全・安心科学技術プロジェクト」実施のため、1,283百万円を概算要求に盛り込んだ。
(平成21年度予算額:538百万円)

政策評価の結果の政策への反映状況

	<p>【機構・定員要求】 防災科学技術の推進体制を強化するため、防災科学技術に関する国内外の連携を推進するための防災研究調整官1名、及び火山防災科学技術研究を確実に推進するための専門職1名を要求した。 (防災研究調整官1名措置) 放射線同位元素の使用等に係る廃棄物の処分対策を強化するため、埋設技術基準等の整備のための廃棄物対策専門官1名を要求した。(廃棄物対策専門官1名措置)</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>経済財政改革の基本方針 2008</p>	<p>平成 20 年6月 27 日</p>	<p>第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築 3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等</p>
	<p>第3期科学技術基本計画</p>	<p>平成 18 年3月 28 日</p>	<p>第1章 基本理念 2. 第3期基本計画における基本姿勢 (1) 社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術 3. 科学技術政策の理念と政策目標 (1) 第3期基本計画の理念と政策目標 理念3 健康と安全を守る ～安心・安全で質の高い生活のできる国の実現に向けて～ ◆目標6 安全が誇りとなる国 ー 世界一安全な国・日本を実現 (11) 国土と社会の安全確保 (12) 暮らしの安全確保</p>
<p>分野別推進戦略</p>	<p>平成 18 年3月 28 日</p>	<p>社会基盤分野推進戦略 3. 戦略重点科学技術 ① 減災を目指した国土の監視・管理技術 ② 現場活動を支援し人命救助や被害拡大を阻止する新技術</p>	

施策名	子どもの体力の向上								
施策の概要	長期的に低下傾向にある子どもの体力を、スポーツの振興を通じ、上昇傾向に転じさせることを目指す。								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】								
	「スポーツ振興基本計画」において、長期的に低下傾向にある子どもの体力について、スポーツの振興を通じ、その低下傾向に歯止めをかけ、上昇傾向に転ずることを目指している。								
	これを踏まえ、平成 19 年度においては、子どもの体力向上を目的とした全国的なセミナーの実施や、学校体育・運動部活動の充実、社会体育施設の整備推進等の取組を進めてきた。「平成 18 年度全国体力・運動能力調査」によれば、11 歳の 50 メートル走・ソフトボール投げの測定結果について、一部に改善が見られるものの、長期的に緩やかに低下傾向にあること、教員の指導力向上のための研修の充実が図れていること、また、中学校の運動部活動における地域の外部指導者の活用状況が減少していること、部活動への参加率について、中学生が高い水準を維持し高校生においても増加傾向にあること、さらに、学校体育施設の整備状況が 0.2 パーセント程度の伸びであるが着実に進められていることなどを総合的にかんがみ、子どもの体力の向上に向け、「一定の成果が上がっているが、一部については想定通りに達成できなかった」と判断。								
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
	スポーツの実施を通じて、子どもの体力の低下傾向に歯止めをかける	50m走(11歳男子)の長期的な傾向	s(秒)	8.91 (15年度)	8.95	8.89	-	昭和60年頃の水準への回復を目指す (22年度)	「体力・運動能力調査」は昭和39年より実施しており、国民全体の体力・運動能力の状況を明らかにすることを目的としている。このため、長期的な体力の変化を測るための指標として、当該調査の結果を設定する。
		50m走(11歳女子)の長期的な傾向	s(秒)	9.25 (15年度)	9.20	9.22	-	昭和60年頃の水準への回復を目指す (22年度)	
		ソフトボール投げ(11歳男子)の長期的な傾向	m	30.4 (15年度)	29.8	29.5	-	昭和60年頃の水準への回復を目指す (22年度)	
		ソフトボール投げ(11歳女子)の長期的な傾向	m	17.2 (15年度)	17.8	17.2	-	昭和60年頃の水準への回復を目指す (22年度)	
		立ち幅とび(9歳男子)の長期的な傾向	cm	166.5 (15年度)	165.5	165.1	-	昭和60年頃の水準への回復を目指す (22年度)	
立ち幅とび(9歳女子)の長期的な傾向		cm	154.3 (15年度)	155.9	153.4	-	昭和60年頃の水準への回復を目指す (22年度)		
学校体育担当教員に対する指導力向上のための研修を推進する	研修の受講者アンケートにおける有意義回答率	%	98.8 (17年度)	98.8	98.4	96.8	100 (22年度)	教員の指導力向上のための研修が充実しているかどうかは、受講者の客観的な視点によるアンケート結果を見て判断する必要があるため、当該アンケートの結果を指標として設定する。	
中学校や高等学校の運動部活動などを活性化する取り組みを推進する。	中学生の運動部活動への参加率	%	65.2 (15年度)	64.8	66.0	65.0	参加率の増加 (22年度)	運動部活動などを活性化することにより、それに参加する生徒数の増加が考えられることから、運動部活動への参加率を指標として設定する。	
	高校生の運動部活動への参加率	%	37.4 (15年度)	40.0	40.1	40.6	参加率の増加 (22年度)		
地域のスポーツ指導者を体育授業や運動部活動に積極的に活	中学校の運動部活動の外部指導者活用状況	人	21797 (15年度)	26724	29122	28590	活用人数の増加 (22年度)	体育の授業や運動部活動に指導者が積極的に活用されたかどうかの評価には、実際に運動部活動などに活用された指導者の人数で判断することが適	

	用する。								当なため、指標として設定する。
	学校体育を充実させる基盤として、学校プールや武道場など学校体育施設の整備を推進する。	学校プールの整備率	%	74.3 (15年度)	74.6	74.6	74.8	整備率の増加 (22年度)	学校体育施設の整備推進捗状況については、新たな整備施設数や整備校数ではなく、全学校数に対する整備校数の割合により判断することが必要である。このため、学校プール・武道場の整備率を当該達成目標を計る指標として設定する。
		学校武道場の整備	%	68.7 (15年度)	69.3	69.5	70.1	整備率の増加 (22年度)	

政策評価の結果の政策への反映状況

【概算要求】
 子どもの体力向上に向けて、学校・家庭・地域における取組を推進するため、909百万円を概算要求に盛り込んだ。
 (平成21年度予算額:729百万円)
 運動部活動等の活性化として、2,171百万円を概算要求に盛り込んだ。
 (平成21年度予算額:954百万円)
 学校体育施設の整備を推進するため、所要の経費を概算要求に盛り込んだ。
 (平成21年度予算額:
 公立:安全・安心な学校づくり交付金83,610百万円の内数
 (内閣府で計上している沖縄県分の金額を含む)
 私立:105百万円)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
教育振興基本計画	平成20年7月1日閣議決定	第3章(2) スポーツがフェアプレイの精神を培うなど人間形成に重要な役割を果たすことに留意しつつ、学校や地域におけるスポーツの振興を通じて、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成する。これにより、子どもの体力の低下に歯止めをかけ、上昇傾向に転じさせ、全国体力・運動能力等調査等による検証を行いつつ、昭和60年頃の体力水準への回復を目指す。
教育再生会議—第三次報告—	平成19年12月25日教育再生会議	2. 徳育と体育で健全な子どもを育てる～子どもたちに感動を与える教育を～ ・ 国、教育委員会は、小学校の体育専科教員の増員を図り、毎年小・中学生の体力調査を実施し、結果に応じた「体力向上プラン」を学校が策定するなど、体力向上に組織的、継続的に取り組む。
経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日閣議決定	第4章 持続的で安心できる社会の実現 6. 多様なライフスタイルを支える環境整備 子どもが外遊びやスポーツに親しむ習慣や意欲の育成、環境の整備などを通じ、著しく低下している児童生徒の運動能力や体力の向上を図る。
新健康フロンティア戦略	平成19年4月18日新健康フロンティア戦略賢人会議	第1部. 国民自らがそれぞれの立場に応じて行う健康対策 9. 運動・スポーツの振興(スポーツ力) (1) 外遊びやスポーツを通じた子どもの体力の向上 ① 積極的に外遊びやスポーツに親しむ習慣や意欲の育成 ・ 体育授業や運動部活動の充実 ・ 走る・跳ぶなどの基本動作を習得するためのプログラムづくり ・ 子どもの体力について、国民意識の一層の喚起
スポーツ振興基本計画	平成12年9月13日(平成18年9月21日改定)文部科学省	1. スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上方策 A. 政策目標達成のため必要不可欠である施策 (1) 子どもの体力向上国民運動の展開 (2) 子どもを惹きつけるスポーツ環境の充実 B. 政策目標達成のための基盤的施策 (1) 教員の指導力の向上 (2) 子どもが体を動かしたくなる場の充実 (3) 児童生徒の運動に親しむ資質・能力や体力を培う学校体育の充実 (4) 運動部活動の改善・充実

施策名	生涯スポーツ社会の実現								
施策の概要	国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現する。								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 「スポーツ振興基本計画」において、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指している。 これを踏まえ、平成19年度においては、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者の養成・活用等をはじめとした地域のスポーツ環境の整備・充実方策を推進した。これにより、総合型地域スポーツクラブの設置率の上昇や、地域におけるスポーツ指導者の新規登録や広域圏におけるスポーツ指導者に関する情報提供システムの構築といった成果が得られ、指導者の養成や活用方策の充実が着実に図られたことから、生涯スポーツ社会の実現に向け「想定どおり順調に進捗している」と判断。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
					17年度	18年度	19年度		
国民の誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境を整備する。	総合型地域スポーツクラブが育成されている市区町村の割合	%	13.1 (14年度)	33.0	42.6	48.9	100 (22年度)	S=60.0%以上 A=45.0%～60.0% 未滿 B=35.0%～45.0% 未滿 C=35.0%未滿	
質、量ともに国民のニーズに対応できるスポーツ指導者の確保・活用を推進する。	質、量ともに国民のニーズに対応できるスポーツ指導者の確保・活用の進捗状況	-	-	-	-	-	-	S=大幅に図られた。 A=着実に図られた。 B=十分には図られなかった。 C=図られなかった。	

政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】 国民の誰もが身近にスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向け、総合型地域スポーツクラブの育成・支援や全国スポーツ・レクリエーション大会の開催、スポーツ指導者の育成等に必要経費、1,178百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:702百万円)
------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	教育振興基本計画	平成20年7月1日 閣議決定	第3章(3)④いつでもどこでも学べる環境をつくる ◇ 地域における身近なスポーツ環境の整備 心身の健全な発達に重要な役割を果たすスポーツに国民の誰もが生涯を通じていつでも身近に親しむことのできる環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブ等、地域における総合的なスポーツの場の育成・整備をはじめとした取組への支援を推進する。また、地域住民のニーズ等に応じた質の高い指導ができる人材の養成・確保・活用を促す。このような取組を通じ、成人の週1回以上のスポーツ実施率を50%とすることを旨とする。
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日 閣議決定	第4章 持続的で安心できる社会の実現 6. 多様なライフスタイルを支える環境整備 誰もがスポーツに親しめる環境の整備を進め、生涯スポーツ社会の実現を図る。
	新健康フロンティア戦略	平成19年4月18日 新健康フロンティア戦略賢人会議	第1部. 国民自らがそれぞれの立場に応じて行う健康対策 9. 運動・スポーツの振興(スポーツ力) (1) 外遊びやスポーツを通じた子どもの体力の向上 ② 家庭や地域ぐるみで身近に運動・スポーツに親しむことのできる環境の整備 ・ 総合型地域スポーツクラブの全国展開 ・ 屋外運動場の芝生化・維持・管理の取組の充実等
スポーツ振興基本計画	平成12年9月13日 (平成18年9月21日改定) 文部科学省	1. 生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策 A. 政策目標達成のため必要不可欠である施策 ○ 総合型地域スポーツクラブの全国展開 B. 政策目標達成のための基盤的施策 (1) スポーツ指導者の養成・確保・活用 (2) スポーツ施設の充実 (3) 地域における的確なスポーツ情報の提供 (4) 住民のニーズに即応した地域スポーツの推	

施策名	我が国の国際競技力の向上																																																																													
施策の概要	平成 22 年までにオリンピック競技大会におけるメダル獲得率 3.5%を実現する。																																																																													
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																																																													
	「スポーツ振興基本計画」において、平成 13 年度に 1.7 パーセントであったオリンピックのメダル獲得率を平成 22 年度には 3.5 パーセントにすることを目指している。																																																																													
	平成 19 年度においては、関係機関との連携・協力をしながら、我が国におけるトップレベル競技者の育成・強化のための諸施策(一貫指導システムの構築、ナショナルトレーニングセンターの整備・充実、指導者の養成・充実、国内外での強化合宿の実施支援など)を引き続き推進した。																																																																													
	平成 16 年 8 月に行われたアテネオリンピック競技大会では、メダル獲得率 3.98 パーセント(金 16、銀 9、銅 12)となり、平成 18 年 2 月に行われたトリノ冬季オリンピック競技大会ではメダル獲得率 0.40 パーセント(金 1)であったため、合計するとメダル獲得率は 3.22 パーセントとなった。この数字から国際競技力の向上に向け「想定どおりに達成している」と判断。なお、平成 19 年度においてはオリンピック競技大会の開催はなかったが、平成 19 年 8 月にバンコク(タイ)において開催された第 15 回アジア競技大会においても、計 198 個(金:50 個、銀:71 個、銅 77 個)のメダルを獲得するなど、種々の国際競技大会で多くの日本人選手が活躍しているところである。																																																																													
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 633 475 689">達成目標</th> <th data-bbox="475 633 630 689">指標名</th> <th data-bbox="630 633 742 689">単位</th> <th data-bbox="742 633 837 689">基準値 (年度)</th> <th colspan="3" data-bbox="837 633 1161 689">実績値</th> <th data-bbox="1161 633 1257 689">目標値 (年度)</th> <th data-bbox="1257 633 1524 689">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <th data-bbox="837 689 949 723">17 年度</th> <th data-bbox="949 689 1061 723">18 年度</th> <th data-bbox="1061 689 1161 723">19 年度</th> <td colspan="2"></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 689 475 958">達成目標 11-3-1 競技者育成プログラムに基づいた一貫指導を実施するための体制の整備を推進する。</td> <td data-bbox="475 689 630 958">競技者育成プログラムを認知している指導者の割合。</td> <td data-bbox="630 689 742 958">%</td> <td data-bbox="742 689 837 958">51 (19)</td> <td data-bbox="837 689 949 958">40.1</td> <td data-bbox="949 689 1061 958">—</td> <td data-bbox="1061 689 1161 958">—</td> <td data-bbox="1161 689 1257 958">—</td> <td data-bbox="1257 689 1524 958">スポーツ振興基本計画において、「一貫指導システムの構築」に係る具体的な施策として、「競技者育成プログラムの普及」が掲げられていることから、本指標を設定。 (※来年度以降は、「前年度からの伸び率」を基準とすることを検討。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 958 475 1171">達成目標 11-3-2 平成 21 年までにハード・ソフト両面において充実した機能を有するナショナルレベルの本格的なトレーニング拠点を整備する。</td> <td data-bbox="475 958 630 1171">ナショナルトレーニングセンター(NTC)(東京都北区)の整備の進捗状況。</td> <td data-bbox="630 958 742 1171">進捗度合い</td> <td data-bbox="742 958 837 1171">整備計画 (15)</td> <td data-bbox="837 958 949 1171">整備計画 どおりに 進捗</td> <td data-bbox="949 958 1061 1171">整備計画 どおりに 進捗</td> <td data-bbox="1061 958 1161 1171">整備計画 どおりに 進捗</td> <td data-bbox="1161 958 1257 1171">完成 (19)</td> <td data-bbox="1257 958 1524 1171">スポーツ振興基本計画において、「トレーニング拠点の整備」に係る具体的な施策として、「我が国におけるナショナルレベルのトレーニング拠点の整備」が掲げられていることから、本指標を設定。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1171 475 1384"></td> <td data-bbox="475 1171 630 1384">NTC競技別強化拠点の整備状況。</td> <td data-bbox="630 1171 742 1384">競技等</td> <td data-bbox="742 1171 837 1384">5 (19)</td> <td data-bbox="837 1171 949 1384">—</td> <td data-bbox="949 1171 1061 1384">—</td> <td data-bbox="1061 1171 1161 1384">5</td> <td data-bbox="1161 1171 1257 1384">18 (22)</td> <td data-bbox="1257 1171 1524 1384">スポーツ振興基本計画において、「トレーニング拠点の整備」に係る具体的な施策として、「我が国におけるナショナルレベルのトレーニング拠点の整備」が掲げられていることから、本指標を設定。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1384 475 1574">達成目標 11-3-3 専任コーチの重点的な配置など、専門的な技術指導を行う指導者の養成・充実を図る。</td> <td data-bbox="475 1384 630 1574">専任コーチ設置団体数。</td> <td data-bbox="630 1384 742 1574">設置団体数</td> <td data-bbox="742 1384 837 1574">26 (14)</td> <td data-bbox="837 1384 949 1574">28</td> <td data-bbox="949 1384 1061 1574">29</td> <td data-bbox="1061 1384 1161 1574">34</td> <td data-bbox="1161 1384 1257 1574">27~ (20)</td> <td data-bbox="1257 1384 1524 1574">スポーツ振興基本計画において、「指導者の養成・確保」に係る具体的な施策として、「一貫指導システムを担う指導者の養成・確保」が掲げられていることから、本指標を設定。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1574 475 1921"></td> <td data-bbox="475 1574 630 1921">競技者各人の特性に応じた専門的な技術指導を行うことができる指導者(コーチ、スポーツドクター、アスレティックトレーナー)を平成 20 年度までに新たに 5 千人養成する。</td> <td data-bbox="630 1574 742 1921">増加人数</td> <td data-bbox="742 1574 837 1921">3,901 (14)</td> <td data-bbox="837 1574 949 1921">2,073</td> <td data-bbox="949 1574 1061 1921">3,190</td> <td data-bbox="1061 1574 1161 1921">4,008</td> <td data-bbox="1161 1574 1257 1921">5,000 (20)</td> <td data-bbox="1257 1574 1524 1921">スポーツ振興基本計画において、「指導者の養成・確保」に係る具体的な施策として、「一貫指導システムを担う指導者の養成・確保」が掲げられていることから、本指標を設定。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1921 475 2143">達成目標 11-3-4 トップレベルの選手に対し、国内外での強化合宿を実施する。</td> <td data-bbox="475 1921 630 2143">トップレベルの選手に対する国内外での強化合宿開催数。</td> <td data-bbox="630 1921 742 2143">開催数</td> <td data-bbox="742 1921 837 2143">269 (14)</td> <td data-bbox="837 1921 949 2143">561</td> <td data-bbox="949 1921 1061 2143">465</td> <td data-bbox="1061 1921 1161 2143">541</td> <td data-bbox="1161 1921 1257 2143">401~ (20)</td> <td data-bbox="1257 1921 1524 2143">我が国におけるトップレベル競技者の育成・強化のためには、国内外における強化合宿の充実が必要不可欠であることから、本指標を設定。</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方					17 年度	18 年度	19 年度			達成目標 11-3-1 競技者育成プログラムに基づいた一貫指導を実施するための体制の整備を推進する。	競技者育成プログラムを認知している指導者の割合。	%	51 (19)	40.1	—	—	—	スポーツ振興基本計画において、「一貫指導システムの構築」に係る具体的な施策として、「競技者育成プログラムの普及」が掲げられていることから、本指標を設定。 (※来年度以降は、「前年度からの伸び率」を基準とすることを検討。)	達成目標 11-3-2 平成 21 年までにハード・ソフト両面において充実した機能を有するナショナルレベルの本格的なトレーニング拠点を整備する。	ナショナルトレーニングセンター(NTC)(東京都北区)の整備の進捗状況。	進捗度合い	整備計画 (15)	整備計画 どおりに 進捗	整備計画 どおりに 進捗	整備計画 どおりに 進捗	完成 (19)	スポーツ振興基本計画において、「トレーニング拠点の整備」に係る具体的な施策として、「我が国におけるナショナルレベルのトレーニング拠点の整備」が掲げられていることから、本指標を設定。		NTC競技別強化拠点の整備状況。	競技等	5 (19)	—	—	5	18 (22)	スポーツ振興基本計画において、「トレーニング拠点の整備」に係る具体的な施策として、「我が国におけるナショナルレベルのトレーニング拠点の整備」が掲げられていることから、本指標を設定。	達成目標 11-3-3 専任コーチの重点的な配置など、専門的な技術指導を行う指導者の養成・充実を図る。	専任コーチ設置団体数。	設置団体数	26 (14)	28	29	34	27~ (20)	スポーツ振興基本計画において、「指導者の養成・確保」に係る具体的な施策として、「一貫指導システムを担う指導者の養成・確保」が掲げられていることから、本指標を設定。		競技者各人の特性に応じた専門的な技術指導を行うことができる指導者(コーチ、スポーツドクター、アスレティックトレーナー)を平成 20 年度までに新たに 5 千人養成する。	増加人数	3,901 (14)	2,073	3,190	4,008	5,000 (20)	スポーツ振興基本計画において、「指導者の養成・確保」に係る具体的な施策として、「一貫指導システムを担う指導者の養成・確保」が掲げられていることから、本指標を設定。	達成目標 11-3-4 トップレベルの選手に対し、国内外での強化合宿を実施する。	トップレベルの選手に対する国内外での強化合宿開催数。	開催数	269 (14)	561	465	541	401~ (20)
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																																																						
				17 年度	18 年度	19 年度																																																																								
達成目標 11-3-1 競技者育成プログラムに基づいた一貫指導を実施するための体制の整備を推進する。	競技者育成プログラムを認知している指導者の割合。	%	51 (19)	40.1	—	—	—	スポーツ振興基本計画において、「一貫指導システムの構築」に係る具体的な施策として、「競技者育成プログラムの普及」が掲げられていることから、本指標を設定。 (※来年度以降は、「前年度からの伸び率」を基準とすることを検討。)																																																																						
達成目標 11-3-2 平成 21 年までにハード・ソフト両面において充実した機能を有するナショナルレベルの本格的なトレーニング拠点を整備する。	ナショナルトレーニングセンター(NTC)(東京都北区)の整備の進捗状況。	進捗度合い	整備計画 (15)	整備計画 どおりに 進捗	整備計画 どおりに 進捗	整備計画 どおりに 進捗	完成 (19)	スポーツ振興基本計画において、「トレーニング拠点の整備」に係る具体的な施策として、「我が国におけるナショナルレベルのトレーニング拠点の整備」が掲げられていることから、本指標を設定。																																																																						
	NTC競技別強化拠点の整備状況。	競技等	5 (19)	—	—	5	18 (22)	スポーツ振興基本計画において、「トレーニング拠点の整備」に係る具体的な施策として、「我が国におけるナショナルレベルのトレーニング拠点の整備」が掲げられていることから、本指標を設定。																																																																						
達成目標 11-3-3 専任コーチの重点的な配置など、専門的な技術指導を行う指導者の養成・充実を図る。	専任コーチ設置団体数。	設置団体数	26 (14)	28	29	34	27~ (20)	スポーツ振興基本計画において、「指導者の養成・確保」に係る具体的な施策として、「一貫指導システムを担う指導者の養成・確保」が掲げられていることから、本指標を設定。																																																																						
	競技者各人の特性に応じた専門的な技術指導を行うことができる指導者(コーチ、スポーツドクター、アスレティックトレーナー)を平成 20 年度までに新たに 5 千人養成する。	増加人数	3,901 (14)	2,073	3,190	4,008	5,000 (20)	スポーツ振興基本計画において、「指導者の養成・確保」に係る具体的な施策として、「一貫指導システムを担う指導者の養成・確保」が掲げられていることから、本指標を設定。																																																																						
達成目標 11-3-4 トップレベルの選手に対し、国内外での強化合宿を実施する。	トップレベルの選手に対する国内外での強化合宿開催数。	開催数	269 (14)	561	465	541	401~ (20)	我が国におけるトップレベル競技者の育成・強化のためには、国内外における強化合宿の充実が必要不可欠であることから、本指標を設定。																																																																						
政策評価の結果	【概算要求】																																																																													

<p>の政策への反映 状況</p>	<p>戦略的かつ総合的な選手強化方策を実施し、メダル獲得率を向上させるため、「競技力向上ナショナルプロジェクト」として、1,248百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:608百万円) 【機構・定員要求】 国際競技力向上のための戦略的な選手強化方策の検討、情報収集・分析等を実施するため、競技力研究戦略専門官(1名)の新設を要求した。(措置なし)</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>経済財政改革の基本方針 2007</p>	<p>平成 19 年6月 19 日 閣議決定</p>	<p>第4章 持続的で安心できる社会の実現 6. 多様なライフスタイルを支える環境整備 ・ (略)トップレベル競技者の育成強化を図り、我が国の国際競技力を向上させるとともに、 国際競技大会の積極的な国内開催を図る。(略)</p>

施策名	芸術文化の振興								
施策の概要	優れた文化芸術への支援、新進芸術家の人材育成、子どもの文化芸術普及活動、地域における文化芸術活動の推進等を通じて、我が国の芸術文化活動水準の向上を図るとともに、国民全体が、芸術文化活動に参加できる環境を整備する。								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】								
	優れた文化芸術への支援については、我が国の主要芸術団体における自主公演数が過去5年間の平均を超えることとなった。「新進芸術家海外留学制度」については、派遣者数が過去5年間の平均を若干下回ったものの、「芸術団体人材育成支援事業」における支援団体数は過去5年間の平均を大幅に超えた。また、「本物の舞台芸術体験事業」「学校への芸術家等派遣事業」、「文化芸術による創造のまち」支援事業、「舞台芸術の魅力発見事業」については、「児童・生徒に与える効果」、「実施公演数・支援件数」ともに想定以上の成果があった。								
	以上より、想定以上に施策目標を達成したものと判断。								
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
	優れた文化芸術への支援を継続し、文化芸術創造活動を活性化させる。	主要芸術団体の自主公演数 推移	公演	3,606 (13～17年度の平均)		3,851			「芸術創造活動重点支援事業」は我が国の芸術水準向上の直接的な牽引力となる芸術水準の高い優れた自主公演に対して支援を行うものだが、このような支援を行うことにより芸術団体の財政基盤の安定も図られると同時に我が国の芸術水準の引き上げがなされ、我が国の芸術団体全体の自主公演の増加、ひいては我が国の優れた文化芸術活動への活性化が図られると考える。このため、芸術団体の自主公演数を指標とした。また、「メディア芸術祭」については、メディア芸術祭の応募数が増え、来場者が増えることによりメディア芸術祭が活性化され、ひいてはわが国のメディア芸術の振興に資する。そのため、応募数、来場者数を指標とした。
		メディア芸術祭 応募数	件	1,808 (18)	1,797	1,808	2,091		
		メディア芸術祭 来場者数	人	26,706 (18)	27,246	26,706	44,524		
	世界で活躍する新進芸術家等を養成するため、研修・発表の場を提供するとともに、芸術団体等が行う養成事業等への支援を充実させ、世界に羽ばたく新進芸術家等を育成する。	新進芸術家海外留学制度における派遣者数	人	164 (14～18年度の平均)	168	163	158		より多くの研修生が海外に派遣され、芸術団体が行う人材育成事業へより多くの支援を実施することにより、世界に活躍する新進芸術家等の養成が図られると考える、新進芸術家海外留学制度における派遣者数・応募者数、及び芸術団体人材育成支援事業における支援団体数を指標とした。なお、当該事業の特質から定量的なアウトカム指標を把握することは難しいと考えるが、より適切な指標については今後検討を図っていく。
		芸術団体人材育成支援事業における支援団体数	団体	89 (14～18年度の平均)	82	117	106		
	新進芸術家海外留学制度における応募者数	人	495 (14～18年度の平均)	526	501	507			
子どもたちが本物の舞台芸術や伝統文化に触れ豊かな感性と創造性を育むとともに、地域における文化活動の活性化を図り、地域の住民が質の高い文化芸術活動に触れられる機会を充実させる。	本物の舞台芸術体験事業実施数	公演	812	704	866	1331		平成23年度までに子どもたちが質の高い伝統文化、芸術文化に触れる機会を義務教育期間中に2回提供するという目標に基づき、それに必要な公演数「本物の舞台芸術体験事業」、「学校への芸術家等派遣事業」、それぞれ1,900公演について現在の公演数との差を年度で割り平成19年度に達成すべき公演数「本物の舞台芸術体験事業」812公演、「学校への芸術家等派遣事業」756公演を目標公演数とした。「文化芸術による創造のまち支援事業」においては、これまで以上に地域における文化振興が図れたかを判断する基準として、過去4年間の支援件数の平均数86件を目標支援件数とした。「舞台芸術の魅力発見事業」においては、平成23年度までに5年間ですべての文化会館(300席以上)を巡	
	学校への芸術家等派遣事業実施数	校	756	487	553	906			
	文化芸術による創造のまち支援事業支援件数	件	86	111	110	143			

			(15～18年度の平均)				回するという目標に基づき、それに必要な支援件数 377 件について、達成年度にその支援件数に達するように支援件数を年度で割り振り、平成 19 年度に達成すべき支援件数 53 件を目標公演数とした。
	舞台芸術の魅力発見事業支援件数	件	53			161	

政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 優れた文化芸術への支援をより一層推進するため、概算要求において、「芸術創造活動特別推進事業」5,642百万円(平成21年度予算額:5,179百万円)、「新進芸術家海外研修制度」667百万円(平成21年度予算額:662百万円)、「芸術団体人材育成支援事業」1,042百万円(平成21年度予算額:923百万円)を盛り込んだ。</p> <p>また、実施公演数・支援件数の拡充を図るべく、「本物の舞台芸術体験事業」4,302百万円(平成21年度予算額:3,804百万円)、「学校への芸術家等派遣事業」223百万円(平成21年度予算額:207百万円)、「文化芸術による創造のまち」支援事業」583百万円(平成21年度予算額:424百万円)、「舞台芸術の魅力発見事業」879百万円(平成21年度予算額:555百万円)を盛り込んだ。</p> <p>【機構・定員要求】 アートマネジメント人材の育成及び活用に係る事務体制強化のため、アートマネジメント専門官1名を要求した。(措置なし)</p> <p>【業務改善】 「本物の舞台芸術体験事業」、「学校への芸術家等派遣事業」について、さらに積極的に利用してもらうとともに、事業内容の理解を深めていただき、より効果的な内容とするために、教育委員会や教育関係者等に対する事業の周知を強化した。</p>
------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第 169 回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成 20 年 1 月 8 日	「(前略)我が国の優れた文化や芸術を一層発展させることは、現代に生きる我々の使命です。アニメや音楽など新しい文化の担い手を育てるとともに、日本の誇りである伝統文化芸術の継承や発展、文化財の保存・活用などに着実に取り組んでまいります。(後略)」
	経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日閣議決定	第 5 章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築 2. 未来を切り拓く教育 ・ オリンピック招致の取組や国際競技力の向上などスポーツを振興し、日本文化の海外への戦略的発信や文化財の保存・活用、子どもの文化芸術体験など文化芸術を振興するため、総合的な施策を推進する
	教育振興基本計画	平成 20 年 7 月 1 日閣議決定	第 3 章 今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策 (3) 基本的方向ごとの施策 基本的方向 2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる ・ 伝統・文化等に関する教育の推進 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う観点から、我が国や郷土の伝統・文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育を推進する。子どもたちが、学校や地域の文化施設において、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動への参加ができる機会や、地域において伝統・文化に関する活動を計画的・継続的に体験・修得する機会の提供を支援する。さらに、我が国固有の伝統的な文化である武道の振興を支援する。
	文化芸術の振興に関する基本的な方針(第 2 次基本方針)	平成 19 年 2 月 9 日閣議決定	第 1 文化芸術の振興の基本的方向 3. 文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項 (1) 重点的に取り組むべき事項) 日本の文化芸術の継承、発展、創造を担う人材の育成) 文化芸術活動の戦略的支援) 地域文化の振興) 子どもの文化芸術活動の充実

施策名	文化財の保存及び活用の充実								
施策の概要	貴重な国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにする。								
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 文化財の指定、公有化による文化財の適切な保存・継承、文化財の公開・活用のいずれについても想定どおり進捗しているほか、文化財の保護に関する国民への普及活動については、文化財行政講座の受講者アンケートで大変参考になった・参考になったという回答が90パーセントを超え、想定した以上の成果が得られた。 以上より、想定どおり達成したものと判断。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>								
	<p>達成目標</p>	<p>指標名</p>	<p>単位</p>	<p>基準値 (年度)</p>	<p>実績値</p>			<p>目標値 (年度)</p>	<p>達成目標・指標の 設定根拠・考え方</p>
	<p>保存が必要な文化財の状況を適切に把握し、その結果に基づいて、文化財のうち重要なものの指定等を積極的に行う。</p>	<p>文化財の指定、選定及び登録の件数(累積総数)</p>	<p>件</p>		<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>		<p>近代の文化遺産は、開発の進展、生活様式の変化等により、消滅や散逸等の危機にさらされているものが多く、他方、未だ必ずしも文化財としての認識や評価が定着していないため、早急な保護措置を講じる必要がある。そのため、平成6年の文化財保護企画特別委員会において近代の遺産の保護のための新しい視点の導入について提言が行われ、平成8年に近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議で「近代の文化遺産の保存と活用について(報告)」をとりまとめた。それを踏まえ、平成8年に文化財保護法を改正し、緩やかな保護制度である登録制度を有形文化財(建造物)について先行して導入した。その後、平成13年の文化審議会文化財分科会企画調査会審議の報告においても近代の文化遺産の早急な保護を図ることが提言され、平成16年の文化財保護法の改正において、有形文化財(美術工芸品)、有形民俗文化財、記念物の分野においても登録制度を拡充したところである。</p>
		<p>近代の分野の割合</p>	<p>%</p>		<p>22.3</p>	<p>24.1</p>	<p>26.7</p>		
	<p>文化財の種別や特性に応じて、計画的に修復その他の保存に必要な措置を実施することにより、適切な状況で文化財を保存・継承する。</p>	<p>史跡等の公有化面積</p>	<p>ha</p>		<p>104</p>	<p>123</p>	<p>163</p>		<p>文化財は一度消滅すると取り返しがつかない国民の共有の財産であるため、適切な保存措置を執ることが求められるが、特に、史跡等は一定の広がりを持つ文化財であるため、その保存に当たっては、都市化の進展や開発の進展に伴い危機に瀕している。このため、貴重な史跡等を国民共有の財産として大切に保存することが重要である。</p>
		<p>史跡等の公有地の割合</p>	<p>%</p>		<p>58.5</p>	<p>58.9</p>	<p>57.4</p>		
	<p>文化財の特質やその適切な保存に配慮しつつ、多様な手法を用いて国民にわかりやすい形でその公開・活用を促進する。</p>	<p>公開承認施設数</p>			<p>105</p>	<p>109</p>	<p>108</p>		<p>文化財は一度消滅すると取り返しがつかない国民の共有の財産であるため、その活用に当たっても文化財の保存に十分留意する必要がある。そのため、重要文化財の公開を所有者以外が行う際には文化庁長官の許可を受けることとなっている。一方、文化庁長官があらかじめ承認した博物館等の施設(公開承認施設)において公開する場合は、事後の届出をもって足りることとしている。このような公開承認施設で公開を行うことは、事務手続きが簡素化されることにより公開が促進されるとともに、文化財の保存の観点からも有効である。</p>
	<p>公開承認施設において重要文化財が出品された展覧会数</p>	<p>件</p>		<p>112</p>	<p>136</p>	<p>131</p>			
	<p>公開承認施設数と公開承認施設において重要文化財が出品された展覧会数との割合</p>	<p>%</p>		<p>107</p>	<p>125</p>	<p>121</p>			
<p>専門的機関やNPOなどとの適切な連携協力の促進、文化財に携わる人材の確保と資</p>	<p>受講者アンケートで、受講して大変参考になった・参考に</p>	<p>%</p>		<p>92.3</p>	<p>95.9</p>	<p>90.1</p>		<p>文化財の保存・活用を行うためには、文化財に関わる人材の確保と資質の向上が必要である。そのため、文化庁において、地方公共団体の文化財行政に携わる者を対象に職務遂行に必要な基礎的事項や実務上の課題に関する研修を行っている。この</p>	

	質の向上、文化財保護に関する国民への普及活動等を通じて、文化財の保護継承・活用のための基盤を整備する。	なつたと回答した人の割合						研修が有効に活用されることにより、文化財行政の向上に資するものとなる。
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 文化財の保存及び活用を着実に実施するため、41,663百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:38,232百万円)</p> <p>【機構・定員要求】 文化財の防災対策に関する業務体制の強化のため、文化財防災対策専門官(1名)の新設を要求することとした。(文化財防災対策専門官1名措置) 世界文化遺産に関する業務体制強化のため、世界文化遺産室の新設に伴い、室長補佐(1名)、世界文化遺産推薦係員(1名)、主任文化財調査官(1名)の新設及び専門職等の振替を要求することとした。(世界文化遺産室室長補佐1名措置、世界文化遺産推薦係員1名措置、専門職1名措置、主任文化財調査官1名措置) 都市や鉱工業などに関連する文化的景観の保護を推進するための体制の強化のため、文化財調査官(1名)の新設を要求することとした。(文化財調査官1名措置)</p>							
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)					
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日 閣議決定	<p>第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築</p> <p>2. 未来を切り拓く教育 日本文化の海外への戦略的発信や文化財の保存・活用、子どもの文化芸術体験など文化芸術を振興するため、総合的な施策を推進する。</p>					
	文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本方針)	平成19年2月9日 閣議決定	<p>第1 文化芸術の振興の基本的方向</p> <p>3. 文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項 (1)重点的に取り組むべき事項 vi)文化財の保存及び活用の充実</p>					

施策名	日本文化の発信及び国際文化交流の推進								
施策の概要	文化芸術振興、文化財保護等の分野における国際文化交流の取組を推進することにより、我が国の文化芸術活動の水準を向上し、文化を通じて国際社会に貢献し、諸外国との相互理解の増進を図る。								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 文化交流使については、指名者数を一定数確保するとともに、また派遣国数も増加している。 また、我が国の芸術団体による海外公演や、海外の芸術団体との共同制作公演については、公演数を増やしている。 海外の文化遺産の保護に関しても、基本方針が策定され、着実に「文化遺産国際協力コンソーシアム」の参加者数・参加機関数が増加している。 以上より、想定どおり達成したものと判断。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
	我が国の芸術家や芸術団体による海外公演や、海外の芸術団体と我が国の芸術団体とが共同制作公演などを行うことにより、文化芸術振興及び国際文化交流を推進する。	文化交流使の指名者数・派遣国数	人		13	19	16		文化交流使の活動は、世界の人々の日本文化に対する理解の深化や、国内外の芸術家・団体との国際文化ネットワークの構築に資する活動を文化交流使一人一人が展開していることから、本事業で指名される文化交流使指名者数と主要国も含めた派遣国数を指標とすることは、事業の質・量を評価する上で有効である。
		国際芸術交流支援事業採択数	件		151	115	121		
		我が国の芸術団体による海外公演数及び海外の芸術団体との共同制作公演数	件		360	346			
損傷し、衰退し、消滅し、若しくは破壊され、又はそれらのおそれのある海外の文化遺産等に対して、我が国の高度な技術力等を生かした協力等を行うことにより、我が国の国際的地位の向上に資する。	国際シンポジウムの開催：参加人数	人		520	318	200		文化遺産国際協力コンソーシアムへの参加者・機関数などの程度増減したかによって、当該コンソーシアムの連携協力の幅を計ることができ、文化遺産国際協力の効果的な連携を図る指標となるため。	
	文化遺産国際協力コンソーシアム参加者・機関数(累積)			-	141	169			
政策評価の結果の政策への反映状況	【概算要求】 「短期指名型」文化交流使を平成20年度に新設し、日本文化の海外発信の機会を拡大した。 (平成21年度予算額:110百万円) 海外への発信が極めて高いと考えられる国際芸術公演について、100百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:1,800百万円) コンソーシアムを活用した国際貢献事業をより充実させるため、文化遺産保護国際貢献事業予算を拡充要求した。 (平成21年度予算額:200百万円)								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日			記載事項(抜粋)				
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日 閣議決定			第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築 2. 未来を切り拓く教育 ・(前略)日本文化の海外への戦略的発信や文化財の保存・活用、子どもの文化芸術体験など文化芸術を振興するため、総合的な施策を推進する。				
文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本計画)	平成19年2月9日			3.(1)-2 日本文化の発信及び国際文化交流の推進					

施策名	文化芸術振興のための基盤の充実								
施策の概要	高度化・多様化する国民の文化への関心に応えるため、文化ボランティアの自立的・継続的な活動を推進するための環境整備を行うとともに、文化に関する情報提供の充実を図る。また、文化活動を支える基盤として、国語の普及・啓発や日本語教育の充実を図るとともに、著作権の適切な保護と公正な利用を図り、著作権制度の普及・啓発を行う。								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】								
	著作権等の保護及び利用については、著作物の円滑な流通の促進、著作権制度の普及・啓発、アジア諸国における海賊版対策の実施による我が国の著作物の保護、いずれも概ね想定どおり進捗している。また、国民に対する国語の普及・啓発及び外国人に対する日本語教育の充実については、想定以上の成果を得ている。文化ボランティア活動の環境整備について、一部進捗の遅れが見られるものの、全体としては想定以上に達成したものと判断。								
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
	高度化・多様化する国民の文化への関心に応えるため、文化ボランティアの自立的・継続的な活動を推進するための環境整備を行うとともに、文化に関する情報提供の充実を図る。	各団体が実施した事業への参加者のうち、文化ボランティア活動を継続している者の割合	%		—	—	46.0		文化ボランティア活動推進事業は、実施団体が継続的に活動することのみならず、文化ボランティア自身が、自立的・継続的に活動できる環境整備を目指しているため、指標として文化ボランティア活動を続けている者の割合を設定する。
		文化庁ホームページへのアクセス数			2,172,893	2,574,336	3,601,222		国民に対し文化に関する情報提供の充実の度合いを図るものとして、文化庁ホームページへのアクセス数を設定する。
	著作物等の利用実態や流通の在り方等に関する調査研究等を行い、その成果の普及等を通じて、情報化の進展に対応した著作物の円滑な流通を促進する。	著作権等管理事業者の管理する著作物数	千件		3,446	4,250	—		著作権等管理事業者は権利者から著作権を預かり集中管理するもので、利用者は利用したい著作物が集中管理されている場合、権利者と直接交渉することなく、あらかじめ決められた使用料を支払えば利用することができる。そのため、管理事業者の管理著作物数の増加は、利用者の利用手続の簡素化、ひいては著作物の流通促進につながるため、指標として設定した。
	著作権に関する講習会の開催やマンガ教材の学校への配布等を通じて、著作権制度の普及・啓発を図る。	著作権の普及・啓発を図るための講習会等 ・開催箇所数 ・受講者数			14	15	12		① 講習会開催の側面から国の取組に対する定量的評価を行うため、文化庁が主催する各講習会の開催件数及び合計受講者数を指標として設定する。
		著作権講習会受講者の理解度(受講者アンケートで理解が深まったと回答した率)	%		3,027	3,948	2,603		② 講習会開催の側面から国の取組に対する定性的評価を行うため、上記①の各講習会において受講者から徴したアンケートにより集計された満足度を指標として設定する。
		「中学生向けマンガ」の配布数			88	88	92		③ 教材提供の側面から国の取組を定量的評価を行うため、「インターネット時代のまんが著作権教室」の発送実績(配布数)を指標として設定する。
アジア諸国における海賊版対策を実施することにより、我が国の著作物を適切に保護する。	権利執行支援セミナーの参加者数			1,244,692	1,252,524	779,702		権利執行支援セミナーは、より多くの著作権者等に、侵害対策のノウハウを教授することにより、また、トレーニングセミナーは、より多くの現地取締機関職員に、日本コンテンツに	

	トレーニングセミナーの参加者数			—	—	553		関する知識を付与することにより、我が国著作物の適切な保護を図るものである。このため、当該事業の達成目標を図る指標として、セミナーへの参加数を設定する。
国語についての正しい理解を深めるため、国語に関する協議会、「言葉」について考える体験事業等を通じて、国民に対する国語の普及・啓発を図る。	①国語問題研究協議会に1会場200名以上の参加者を集め、参加者の満足度80%を得る。	人		449	560	527		国の取組に対する定性的評価を行うため、上記①～③の各事業において参加者から徴したアンケートにより、明らかになった満足度を指標として設定
	②言葉について考える体験事業について参加者の満足度80%を得る。	%		94.5	96.8	93.2		
	③「言葉」に関する参加体験型講習の指導者養成事業について参加者の満足度80%を得る。	%		—	—	86.6		
国内における日本語を学習する外国人の増加及び定住化に対応するため、日本語教育を充実する。	日本語教育研究協議会の参加者アンケートにおいて、「参考になった」と回答した人の割合。	%		—	83.1	93.1		国の取組に対する定性的評価を行うため、上記日本語教育研究協議会において参加者から徴したアンケートにより、明らかになった満足度を指標として設定

政策評価の結果の政策への反映状況

【概算要求】
外国人が円滑に日本社会の一員として生活を送ることができるよう、日本語教育の更なる充実を図るため、「生活者のための日本語教育事業」を拡充し、169百万円を概算要求に盛り込んだ。
(平成21年度予算額:177百万円)

【機構・定員要求】
地域の日本語教育の体制整備に係る事務体制を強化するため、日本語教育調査官(2名)の新設を要求することとした。
(日本語教育調査官1名措置)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月8日	「(前略)我が国の優れた文化や芸術を一層発展させることは、現代に生きる我々の使命です。アニメや音楽など新しい文化の担い手を育てるとともに、日本の誇りである伝統文化芸術の継承や発展、文化財の保存・活用などに着実に取り組んでまいります。(後略)」
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日閣議決定	第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築 2. 未来を切り拓く教育 ・(前略)日本文化の海外への戦略的発信や文化財の保存・活用、子どもの文化芸術体験など文化芸術を振興するため、総合的な施策を推進する。
	知的財産推進計画2008	平成20年6月18日知的財産戦略本部決定	重点編 Ⅰ. 我が国の重点戦略分野の国際競争力を一層強化する 2. 世界一の情報通信基盤を一層活用する Ⅱ. 国際市場への展開を強化する 1. 国際市場環境を整備する 2. 海外展開を加速する Ⅲ. 世界的共通課題やアジアの諸問題への取組にリーダーシップを発揮する 2. 国際的な知的財産制度のハーモナイゼーションを主導する 4. アジアの中で日本が担うべき役割を積極的に果たす ※本編は掲載事項が多岐に渡るため、省略。
	文化芸術の振興に関する基本的な方針(第二次基本方針)	平成19年2月9日閣議決定	第1 文化芸術の振興の基本的方向 3. 文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項 (1) 重点的に取り組むべき事項 i) 日本の文化芸術の継承、発展、創造を担う人材の育成 「(前略)地域や学校における質の高い文化ボ

			ランティア活動を活発にするための環境整備を 図ることが必要である。」 第2 文化芸術の振興に関する基本的施策 6. 国語の正しい理解 7. 日本語教育の普及及び充実 8. 著作権等の保護及び利用
--	--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策名	国際交流の推進								
施策の概要	諸外国との人材交流等を通して、国際社会で活躍できる人材を育成し、帰国後の効果波及をサポートするとともに、諸外国の人材養成に貢献し、我が国と諸外国との相互理解と友好親善に資する。								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>留学生交流、教職員交流、高校生交流などの諸外国との人的交流等の充実を通して、我が国と諸外国との相互理解と友好親善が図られた。受入れ・派遣について、我が国が受け入れている留学生数とともに、日本人学生の海外派遣人数は伸びており、教職員受入れ・派遣事業は想定以上に実施できたことから、概ね想定どおり達成されたと判断できる。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>								
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
	留学生の受入れ・派遣の両面で一層の交流の推進を図る。	我が国が受け入れている留学生数	人	-	121,812	117,927	118,498	-	<ul style="list-style-type: none"> 達成目標は、施策目標達成に寄与する目標として設定。 指標は、達成目標の達成度合いを客観的に測るものとして、諸外国との教職員等交流予定数に対する実施率等として設定。
	我が国と世界各国との二国間交流が活発になる中で、二国間における国民間の相互理解を増進し、真の友好親善関係を構築するため、教育・科学技術・文化分野等の交流を図る。	大学間協定等に基づく日本人学生の海外派遣人数	人	-	20,689	23,633	-	-	
	我が国と世界各国との二国間交流が活発になる中で、二国間における国民間の相互理解を増進し、真の友好親善関係を構築するため、教育・科学技術・文化分野等の交流を図る。	諸外国との教職員等交流総数	人	-	478	745	537	-	
	我が国と世界各国との二国間交流が活発になる中で、二国間における国民間の相互理解を増進し、真の友好親善関係を構築するため、教育・科学技術・文化分野等の交流を図る。	諸外国との教職員等交流予定者総数	人	-	500	600	500	-	
	我が国と世界各国との二国間交流が活発になる中で、二国間における国民間の相互理解を増進し、真の友好親善関係を構築するため、教育・科学技術・文化分野等の交流を図る。	諸外国との教職員等交流実施率	%	-	95.6	124.2	107.4	-	
外国語教育の多様化や国際理解教育を推進する。	派遣・受入れ者総数	人	-	70	70	79	-		
	派遣・受入れ予定者総数	人	-	70	70	80	-		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】</p> <p>留学生交流については、引き続き、外国人留学生奨学金制度の充実、留学生宿舍の確保等受入れ体制の整備、日本人学生に対する海外留学支援などを図りつつ、新たに「留学生30万人計画」を実現するため、海外ワンストップサービスの展開や就職支援の充実などを加え、64,723百万円の概算要求を行った。</p> <p>なお、国費外国人留学生制度については、在学段階及び地域による生活費の違い等を総合的に勘案し単価を見直すとともに、より多くの優秀な者の採用を図るよう概算要求を行った。また、地域留学生交流推進会議経費については、そのほとんどが地域で行うイベント経費であり地域独自で実施できること、実施から8年が経過していることから廃止し、新たに全国レベルの留学生交流総合推進会議の実施を概算要求に盛り込んだ。</p> <p>(平成21年度予算額:43,361百万円)</p> <p>【機構・定員要求】</p> <p>「留学生30万人計画」の着実な達成に向けた留学生交流の事務体制強化を図るため、学生・留学生課の設置(振替え)、留学生交流政策室の新設(定員4名増)を要求した。</p> <p>(学生・留学生課の設置、私費留学生第二係長1名措置)</p>								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日		記載事項(抜粋)					
	経済財政改革の基本方針2008(抄)	平成20年6月27日閣議決定		<p>第2章 成長力の強化</p> <p>)教育の国際化</p> <p>開かれた国にする観点から、高度人材受入れとも連携させながら、留学生受入れを拡大させる。若いうちから多国籍の留学生と学び、国際感覚を身に付ける教育を充実する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育の大胆な国際化を進めるため、平成20年度中に、グローバル30(国際化拠点大学30)(仮称)を始めとする、留学生30万人計画を策定し、具体化を進める。 留学生の就職支援、海外での情報提供・支援の一体的取組等を進め、2020年を目途に留学生数を30万人とすることを旨とする。 英語教育を強化する。また、日本人高校生・大学生の海外留学を推進する。 					
教育振興基本計画(抄)	平成20年7月1日閣議決定		<p>第2章 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿</p> <p>イ「知」の創造等に貢献できる人材を育成する。こうした</p>						

		<p>観点から、世界最高水準の教育研究拠点を重点的に形成するとともに、大学等の国際化を推進する</p> <p>また、「留学生 30 万人計画」を推進するとともに、国内外の優れた学生等が相互に行き交う国際的な大学等を実現する。</p> <p>第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策</p> <p>基本的方向3 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える</p> <p>大学等の国際化を推進する</p> <p>海外の有力大学等との連携や海外展開を通じ、我が国の大学等の国際化や国際競争力の向上を図るとともに、国際的な環境で学生や教員が学ぶことができる機会の充実にに向けた取組を促す。このため、大学教育のグローバル化を目指した当面の施策についての基本的な考え方に基づく取組を推進する。</p> <p>(4) 特に重点的に取り組むべき事項</p> <p>卓越した教育研究拠点の形成と大学等の国際化の推進</p> <p>「留学生 30 万人計画」の実施</p> <p>2020 年の実現を目途とした「留学生 30 万人計画」を関係府省が連携して計画的に推進し、高度人材受入れとも連携させながら、留学生受入れを拡大させる。</p>
<p>第 169 回国会における福田内閣総理大臣施設方針演説(抄)</p>	<p>平成 20 年 1 月 18 日</p>	<p>第3 活力ある経済社会の構築</p> <p>(一 経済成長戦略の実行)</p> <p>高齢化が本格化する中であって、経済活力を維持するとともに、社会保障制度や少子化対策を充実するためには、持続的な経済成長が不可欠です。中略 私は、次の三つの柱からなる経済成長戦略を経済財政諮問会議において具体化し、直ちに実行します。</p> <p>(開かれた日本)</p> <p>第二は、日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト・モノ・カネ・情報の流れを拡大する「グローバル戦略」の展開であります。中略</p> <p>新たに日本への「留学生 30 万人計画」を策定し、実施に移すとともに、産学官連携による海外の優秀な人材の大学院・企業への受入れの拡大を進めます。</p>

施策名	国際協力の推進																																																								
施策の概要	国際協力の推進を図るため、我が国の大学等における知的リソースを整理・活用して開発途上国へ情報提供等の知的貢献を行う。また、国際機関へ事業委託等を行い国際的な取組にも貢献する。																																																								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 大学等有する我が国の知を収集・整理・蓄積し、我が国の国際協力活動の促進及び効率的実施に取り組んだ。また、ユネスコへの信託基金で、万人のための教育（開発途上国における就学率の向上や識字率の向上）、ESDの普及促進に貢献した。また、国連大学における調査研究により、アフリカへの教育支援の充実に向けて着実に取り組むなど、国際的な取組に貢献した。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">「国際協イニシアティブ」の実現を通じて我が国の国際協力活動の一層の促進及び効率的実現を図る。</td> <td>大学の有する「知」の整理・蓄積等の成果の電子アーカイブスへの新規登録数、新規登録数/目標数、目標達成率</td> <td>件</td> <td>-</td> <td>290</td> <td>190</td> <td>171</td> <td>-</td> <td rowspan="3">・達成目標は、施策目標達成に寄与する目標として設定。 ・指標は、達成目標の達成度合いを客観的に測るものとして、諸外国との教職員等交流予定数に対する実施率等として設定。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>件</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>190/132</td> <td>171/138</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>%</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>143</td> <td>123</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国際機関及び関係機関等を通じ、国際的な取組に貢献する。</td> <td>ユネスコによるCLC(コミュニティ・ラーニング・センター)設置数(アジア太平洋地域)</td> <td>箇所</td> <td>-</td> <td>136</td> <td>145</td> <td>456</td> <td>-</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>CLC(コミュニティ・ラーニング・センター)設置数(アジア太平洋地域)</td> <td>箇所</td> <td>-</td> <td>82,336</td> <td>91,324</td> <td>98,968</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	「国際協イニシアティブ」の実現を通じて我が国の国際協力活動の一層の促進及び効率的実現を図る。	大学の有する「知」の整理・蓄積等の成果の電子アーカイブスへの新規登録数、新規登録数/目標数、目標達成率	件	-	290	190	171	-	・達成目標は、施策目標達成に寄与する目標として設定。 ・指標は、達成目標の達成度合いを客観的に測るものとして、諸外国との教職員等交流予定数に対する実施率等として設定。		件	-	-	190/132	171/138	-		%	-	-	143	123	-	国際機関及び関係機関等を通じ、国際的な取組に貢献する。	ユネスコによるCLC(コミュニティ・ラーニング・センター)設置数(アジア太平洋地域)	箇所	-	136	145	456	-		CLC(コミュニティ・ラーニング・センター)設置数(アジア太平洋地域)	箇所	-	82,336	91,324	98,968	-					
	達成目標					指標名	単位	基準値 (年度)			実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																									
		17年度	18年度	19年度																																																					
「国際協イニシアティブ」の実現を通じて我が国の国際協力活動の一層の促進及び効率的実現を図る。	大学の有する「知」の整理・蓄積等の成果の電子アーカイブスへの新規登録数、新規登録数/目標数、目標達成率	件	-	290	190	171	-	・達成目標は、施策目標達成に寄与する目標として設定。 ・指標は、達成目標の達成度合いを客観的に測るものとして、諸外国との教職員等交流予定数に対する実施率等として設定。																																																	
		件	-	-	190/132	171/138	-																																																		
		%	-	-	143	123	-																																																		
国際機関及び関係機関等を通じ、国際的な取組に貢献する。	ユネスコによるCLC(コミュニティ・ラーニング・センター)設置数(アジア太平洋地域)	箇所	-	136	145	456	-																																																		
	CLC(コミュニティ・ラーニング・センター)設置数(アジア太平洋地域)	箇所	-	82,336	91,324	98,968	-																																																		
【概算要求】 大学の知を活用した国際協力については、平成20年度は、新たな課題に基づいた新規モデルの形成と並行して、平成19年度に実施した取組のうち、「推進委員会」(第三者委員会)から高評価を得た取組を引き続き採択し、取組内容の充実と定着を図った。平成21年度は179百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:171百万円) 万人のための教育(EFA)を主導するユネスコへの協力については、平成19年度同様コミュニティ・ラーニング・センター(学校外における地域の学習の場)の活動支援等を実施した。21年度は、より包括的なプログラム実施のため、「アジア太平洋地域教育協力信託基金」として、100百万円を概算要求に盛り込み、ユネスコ・バンコク事務所を拠点に、アジア太平洋地域の教育の充実とEFAの目標達成に寄与する。 (平成21年度予算額:95百万円) 本年が4年目となる「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年への取組」について、平成19年度に引き続き普及促進活動を実施したほか、持続可能な社会の構築、将来世代の人材育成等の諸課題に取り組む、ESDを一層推進した。21年度も引き続きESDの一層の普及促進をはかるために「持続可能な開発のための教育交流・協力信託基金」として、420百万円をユネスコに拠出する。 (平成21年度予算額:320百万円) 国連大学を通じた取組について、引き続き支援を行うため、10百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:10百万円) また、OECDを通じた取組について、引き続き事業に参加するため、126百万円を概算要求に盛り込んだ。 (平成21年度予算額:110百万円、要求時との額の差は支出官レートの変動によるもの。) 【機構・定員要求】 ユネスコ活動推進体制の強化に伴い専門職1名増を要求した。(措置なし)																																																									
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																						
	北海道洞爺湖サミット議長総括及び首脳宣言	平成 20 年7月8日及び7月9日	【議長総括】 II 環境・気候変動 我々はまた、森林、生物多様性、3R及び持続可能な開発のための教育(ESD)といった環境問題に取り組むことの重要性を認識した。 【首脳宣言】 環境・気候変動 持続可能な開発のための教育 39. 我々は、より持続可能な低炭素社会の実現につながるような国民の行動を奨励するため、持続可能な開発のための教育(ESD)の分野におけるユネスコ及びその他の機関への支援及び、大学を含む関連機関間の知のネットワークを通じて、ESDを促進する。																																																						
G8環境大臣会合議長総括	平成 20 年5月 26 日	気候変動 長期目標の達成に向けた低炭素社会への移行 人材育成・持続可能な開発のための教育(ESD) 12. 持続可能な社会を担う人材育成を進めるため、国連E																																																							

		SDの10年が重要であり、ドイツにおける来年3月のESDの世界会議開催が歓迎された。ESDの一層推進のため、関係主体間の協働による取組事例等の各国の優良事例の共有や、途上国と先進国間での高等教育機関及び国際機関等のネットワークによる途上国の人材育成支援が有用と考えられる。
TICADIV 横浜行動計画	平成 20 年5月 30 日	TICADプロセスの下で今後5年間に取られる措置 3. 持続的な開発のための教育(ESD) より持続可能な社会の実現のため、ESDを政策や生活習慣へ統合させることにより、ESDを促進する。
経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年6月 27 日閣議決定	第3章 低炭素社会の構築 2. 持続可能なライフスタイル ・ 低炭素社会や持続可能な社会について教え、学ぶ仕組みを取り入れる。
低炭素社会作り行動計画	平成 20 年7月 29 日閣議決定	3 低炭素社会や持続可能な社会について学ぶ仕組み 「21 世紀環境教育プラン」により、環境問題に取り組む団体、人材とも連携し、「持続可能な開発のための教育(ESD)」の機会の充実を図り、学校や地域で排出削減に役立つ教育を進めることで、生涯を通してあらゆるレベル、あらゆる場面の教育において、低炭素社会や持続可能な社会について教え、学ぶ仕組みを取り入れていく。
教育再生懇談会第一次報告	平成 20 年5月 26 日	5 実践的な環境教育を展開する (2)「持続可能な開発のための教育(ESD)」に、日本が先頭に立って取り組む。学校もCO2排削減に取り組む ・ 生活科、総合的な学習の時間、理科、社会科などを活用し、環境教育の中核として、「持続可能な開発のための教育(ESD)」の観点を教育内容に積極的に取り入れ、日本が先頭に立って取り組む。

表 11 - 4 - 事業評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

政策の名称	都市エリア産学官連携促進事業(発展型)
政策評価の結果の概要	<p>[実績]※()内は目標数値 平成17年度 特許出願数 29件(49件)、事業化等件数 71件(36件) 平成18年度 特許出願数 123件(163件)、事業化等件数 159件(109件) 平成19年度 特許出願数 253件(340件)、事業化等件数 304件(251件) (件数は累積)</p> <p>特許出願件数(253件)については、当初の目標を達成するにいたらなかったが、事業化件数(304件)は達成している。</p> <p>これまで実施してきた多くの地域で、産学官連携による事業化や特許出願等の成果が着実にあがっており、特許出願数については、平成18年度実績、平成19年度実績共に、各年度達成目標を下回るものの、事業化等件数については平成18年度達成目標の約1.46倍、平成19年度目標の約1.02倍と目標を上回っている。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>「モデル事業」及び「成果重視事業」の実施の経験を活かし、他の事業にもフィードバックし、現在では「都市エリア産学官連携促進事業(発展型)」に限らず、他の地域科学技術振興施策についても定量的な目標を設定し、年度毎に定量的な数値を含む実績報告により進捗状況を把握し、「知的クラスター創成事業」においては中間評価及び終了評価、「都市エリア産学官連携促進事業」については事業評価を実施し、PDCAサイクルに基づいて事業を実施している。</p> <p>以上のことから、「モデル事業」及び「成果重視事業」として3年間の事業を実施したことにより、当初の目的は達成されていると考えられ、20年度からは、成果重視事業を終了する。</p> <p>成果重視事業としては、19年度で終了とするが、20年度以降においても事業継続地域について、引き続き成果の創出を図り、終了地域に対し、外部有識者による事後評価の実施や都市エリア産学官連携促進事業全体の事業評価も合わせて実施し、効率的・効果的な執行を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">平成20年度までの予算総額:8,800百万円</p>

表 11 - 4 - 総合評価方式により事後評価した政策（重要対象分野）

政策の名称	少子化社会対策に関する子育て支援サービス
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>【認定こども園制度】 認定こども園は、幼稚園と保育所の制度の枠組みを超えて、小学校就学前の子どもに対し、幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の取組を充実させる新たな選択肢として導入された制度である。 平成18年10月の制度創設から1年が過ぎたことから、制度が保護者や地域のニーズに役立っているかどうかを検証するため、施設を利用している保護者や施設、地方公共団体に対し実態調査を行った。その結果、保護者の8割近く、施設の9割以上が認定こども園を評価するなど、制度への期待が大きい一方、施設や地方公共団体からは、省庁間や自治体間の連携充実、財政支援、会計処理・申請手続きの改善、制度の普及啓発などについて今後の改善課題として求める声が大きかった。 認定こども園の認定件数は、平成19年4月1日現在で94件、平成20年4月1日現在で229件と着実に増えつつあるが、制度が十分に活用されているとは言い難い。保護者や地域の多様なニーズに応えることが可能であり、また、国民からの期待も大きい認定こども園制度の一層の普及促進を図る必要がある。</p> <p>【子育て支援・預かり保育】 近年の少子化、核家族化等の社会状況の変化により、幼稚園は、地域における幼児期の教育のセンターとしてその施設や機能を解放し、子育ての支援等に努めていくことが求められている。平成19年6月には学校教育法が改正され、幼稚園の機能として子育て支援、預かり保育が位置づけられた。また、平成20年3月には、子育て支援の一層の充実を目指し、預かり保育の教育活動として適切な活動となるよう具体的な留意事項を示した幼稚園教育要領の改訂が行われた。 保護者の要請や地域の実態などを検証するため、子育て支援と預かり保育に関する実態調査を行った。その結果、子育て支援活動を活用してよかったと感じたことのない保護者はほとんどいないことから、子育て支援活動は有効であるといえる。さらに、よかったと感じる内容について、子どもの遊ぶ場所ができた、子育ての不安や悩みを相談できる友達が増えた、リフレッシュできた、不安やストレスが軽くなったなど多様であった。 預かり保育の実施率は年々上昇しており、預かり保育を受けている幼児数も増加している。平成9年度から13年度間の増加率は他に比べて大きく、事業の効果が一定程度現れているものと判断できる。さらに、一層の充実を望む子育て支援活動の充実を望む内容では、「必要なときに子どもを預かってほしい」との要望が高く、保護者のニーズの高さがうかがえた。 子育て支援活動、預かり保育については、実施率が年々増加していること、活動内容について満足している保護者もいるが、一層の充実を望む保護者も多いことから、一層の推進を図る必要がある。</p> <p>【放課後子ども教室推進事業】 放課後子ども教室推進事業は平成20年度で2年目を迎える新しい事業であるが、実施箇所数や年間平均開催日数の増加等から、徐々に地方へ定着してきているものと考えられる。事業の実施に当たっては、各地域の実情に応じた安全管理がなされているとともに、活動場所まで移動する必要のない小学校での実施も進んでおり、安全で安心して活動できる場の確保への取組が進んでいる。 また、放課後子ども教室は、各地域の実情に応じた活動内容を実施できることとなっているが、実際に多様な活動がなされており、子どもたちからも好評であることを鑑みれば、充実した活動が行われているものと考えられ、こうした活動を通じ、違う学年の児童や大人とのふれあいの中で、子どもの社会性、規範意識、自主性などが育まれていき、教育的観点から非常に有意義なものと考えられる。 更に、本事業の趣旨の一つである「家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲のある子どもたちに学習機会を提供する」ということについても63.2パーセントが取り組んでおり、本事業の趣旨が地方へ浸透している結果ともいえる。 こうした様々な取組を通じて、保護者、事業へ参画する大人からは地域の子どもに対する関心が高まったという結果が出ており、本事業が地域の教育力の向上に寄与していると考えられる。 一方、本事業の実施に当たり、地方において予算や人材、実施場所の確保が困難であることなどが調査から明らかとなった。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>今回の評価結果において明らかになった課題や今後の反映の方向性を踏まえ、今後の少子化社会対策に反映させる必要がある。 なお、評価対象としたテーマに関連する事業について、以下のとおり予算措置等を行って</p>

	<p>いる。</p> <p>【認定こども園制度】 (予算関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題となっている認定こども園への財政支援充実のため、新たな財政措置を講じた。(20年度1次補正:21億円、2次補正:「安心こども基金」1,000億円の内数(1次、2次ともに文部科学省・厚生労働省合計額)) <p>(機構・定員関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定こども園の設置促進及び運営に関する支援の強化のため、認定こども園運営係長(1名)が平成21年10月1日より措置される。(認定こども園運営係長1名措置) <p>(業務改善関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用改善に取り組んでいる。(認定こども園認定申請手続き等に関する事務マニュアル作成等) <p>【子育て支援・預かり保育】 (予算関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援や預かり保育を実施する私立幼稚園への助成を行う都道府県に対する国庫補助を引き続き実施。4,617百万円を平成21年度予算に盛り込んだ。 <p>【放課後子ども教室推進事業】 放課後子ども教育推進事業に関して、上記のような課題を抱える地方の課題解決のため、平成21年度予算において、「放課後子どもプラン推進アドバイザー」を設置し、学識経験者等の地方への派遣等に必要な経費として100万円を盛り込んだ。また、実施場所の確保に関し、小学校等における実施がより進むよう、学校施設を所管する文教施設企画部との連名により、『普通教室として使用しなくなった教室の「放課後子どもプラン」への活用について』として地方へ通知を発出し、小学校等の空き教室の活用促進を求めた。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策の名称	若年者雇用対策
政策評価の結果の概要	<p><中学校・高等学校におけるキャリア教育></p> <p>【キャリア教育実践プロジェクト】 本事業の目的は、生徒が明確な目的意識を持って日々の学業生活に取り組み、児童生徒が「生きる力」を身に付け、主体的に自己の進路を選択・決定できるなど、社会人・職業人として自立していくことができるようにするため、公立中学校が5日間の職場体験を円滑に実施できるよう都道府県・市町村レベルの取組支援を行うとともに、各地域で職場体験を行う体制を構築することである。上述の各評価結果などから、事業の目的は概ね図られているといえる。</p> <p>【高等学校におけるキャリア教育の在り方に関する調査研究】 本事業の目的は、若者が職業について考えたり、進路の選択・決定を先送りしたりする傾向、いわゆるモラトリアム傾向や、進路意識や目的意識が希薄なまま進学する者の増加が指摘される中、高等学校、特に普通科高校でキャリア教育に取り組むことにより、キャリア教育を充実することにある。 各評価結果などから、本事業の指定をキャリア教育に取り組む契機とし、事業の目的に向けて推進しているといえる。</p> <p><専門高校関連施策></p> <p>【「目指せスペシャリスト(スーパー専門高校)」】 目指せスペシャリスト事業については、専門高校における教育の充実・活性化だけでなく、生徒個人レベルにおいても、専門的な知識・技術の習得、勤労観、職業観の醸成などに大きな効果があることが判明したが、今後の事業展開においては課題があることも明らかになった。</p> <p>【専門高校における「日本版デュアルシステム」推進事業】 日本版デュアルシステムを更に充実するためには、判明した課題を中心とし、事業実施前後の比較のデータ把握に努める等更なる研究が必要である。 加えて、近年、産業社会の技術革新が急速に進む中で、専門高校生がより高度な実践力習得するため、専門高校における教育の一層の充実が求められているとともに、いわゆる「2007年問題」や若者のものづくり離れ等が社会問題化する中で、技術の継承や若手のものづくり人材の育成が急務となっているなどを背景として、これまで以上に、専門高校生が地域の産業を担う専門的職業人として活躍することが求められている。 これを受けて、文部科学省は、平成19年度より、経済産業省と共同で、専門高校と地域産</p>

業界が連携(協働)して若手ものづくり人材を育成することを目的として、生徒の長期間の企業実習(デュアルシステム)に加えて、技術者等による学校での実践的指導、教員の高度技術習得を盛り込んだ人材育成プログラムの開発を開始している。

更に、平成20年度より、経済産業省に加え、国土交通省や農林水産省、水産庁と連携し、地域のものづくりや食・くらしを支える人材を育成するための事業を「地域産業の担い手育成プロジェクト」(平成20年度予算額390百万円)として実施している。

この事業の中で、日本版デュアルシステムを含めた先導的かつ効率的な教育システム等の更なる調査研究を進めていくことが必要である。

<高等教育関連施策>

【社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム】

「再チャレンジ支援総合プラン」や「経済財政改革の基本方針2007」といった提言等を踏まえ、社会人の「学び直し」のニーズに対応するため、大学等における教育研究資源を活用した、優れた実践的教育プログラムの開発・普及を進めるとともに、履修証明制度の定着促進、実践型教育プログラムの開発・普及を図り、再チャレンジを可能とする柔軟で多様な社会の実現に向けた高等教育機会の充実するため、平成19年度から「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」を実施している。

平成19年度は246大学325件の申請中126件の優れた取組を選定し、当初想定通りの事業展開が図られている。また、選定件数に対し2.5倍の申請があり、競争的な環境の整備や資源配分の効率化が図られている。

平成20年度においては、30件程度の取組を選定することとしており、社会人の学び直しニーズに対応する教育プログラムの開発・普及が更に進むことが期待されるとともに履修証明制度や実践型教育プログラムのモデルケースとなることが期待される。

【産学連携による実践的人材育成事業】

「産学連携による実践的人材育成事業」は、国公私立大学等が、長期インターンシップ・プログラム開発(平成17年度～)、ものづくり技術者育成(平成19年度～)、サービス・イノベーション人材育成(平成19年度～)といった社会的要請のあるテーマについて、産学連携による実践型人材の育成に資する新たな教育プログラムの開発・実施を行う委託事業である。

平成17年度の事業開始以降、長期インターンシップ・プログラム開発30件、ものづくり技術者育成12件、サービス・イノベーション人材育成6件の優れた取組を選定しており、当初想定通りの事業展開が図られている。また、各テーマそれぞれに、選定件数に対し約3倍から7倍の申請があり、競争的な環境の整備や資源配分の効率化が図られている。

さらに、比較的長期のインターンシップを実施する大学院研究科数、参加学生数ともに大きな伸びを示しており、実践的な人材育成に関して、本事業による効果が現れていると考えられる。

【現代的教育ニーズ取組支援プログラム】

若年者雇用が社会問題となる中で、大学等における学生の高い職業意識・能力の育成のため実践的かつ体系的なキャリア教育を組織的に行なう取組を選定し、財政支援を行なうとともに、広く社会に情報提供を行なうことによる、質の高いキャリア教育の促進を目的として、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」のテーマとして平成18年度から「実践的総合キャリア教育の推進」を設定している。

平成18年度は173件、平成19年度は153件の申請があり、それぞれ33件、30件の優れたキャリア教育に関する取組を選定しており、当初想定通りの事業展開が図られている。また、選定に当たっては、選定件数に対し5倍を超える申請があり、競争的な環境の整備や資源配分の効率化が図られている。

さらに、職業意識の形成等を目的とする授業科目の開設大学数やインターンシップの実施大学等数の拡大にも貢献していると言える。

<専修学校関連施策>

【専修学校・高等学校連携等職業教育推進プラン】

本事業における各講座は、実践的な職業体験講座を実施することで、職業に必要な技術・技能の学習意欲と職業意識の涵養を図ることを目的としているが、各評価結果などから、職業意識の涵養は概ね図られているといえる。

【専修学校を活用した再チャレンジ支援推進事業】

本事業において、各講座の目的は、若者の再チャレンジを支援するプログラムにおいては、実践的な職業教育による再就職支援であり、ニートの自立を支援するプログラムにおいては、職業意識の高揚や自立支援である。各評価結果やフォローアップ状況で明らかとなった就職率などから、両事業とも概ね各講座の目的は達成されていると考えられる。

	<p><その他></p> <p>【公民館等におけるニート支援モデル事業】 本事業における取組により、地域住民が若者たちの社会的自立を自分たちの課題としてとらえ、地域社会において解決していこうとする意識が醸成されるなどの成果が得られ、他の市町村のモデルとなる取組が行われており、一定の効果をあげたと考える。</p> <p>【青少年の意欲向上・自立支援事業(自立に支援を要する青少年の体験活動)】 自立に支援を要する青少年として、ひきこもり青年、不登校児童・生徒、ニート等を対象とした事業を実施した平成19年度の都道府県数は、平成17年度の31道府県から40道府県に増加しており、支援体制の整備が伺える。また、事業数については、96事業から138事業に増加している。それぞれの内訳についても、概ね順調に増加しており、本施策については、順調に進捗した。 また、参加者の変容については、ひきこもり青年は85パーセントの改善、不登校児童・生徒は86パーセントの改善、ニートは89パーセントの改善を示し、自立に支援を要する青少年に対する体験活動の高い有効性が示された。</p>
<p>政策評価の結果 の政策への反映 状況</p>	<p>今回の評価結果において明らかになった課題や今後の反映の方向性を踏まえ、今後の若年者雇用対策に反映させる必要がある。 なお、評価対象としたテーマに関連する事業について、以下のとおり予算措置等を行っている。</p> <p>高等学校、特に普通科でのキャリア教育の充実を期するため、高等学校におけるキャリア教育の在り方に関する調査研究事業として100百万円を平成21年度予算に盛り込むとともに、組織的・系統的に地域の実情を踏まえたキャリア教育を小中学校で連携して行うため、発達段階に応じたキャリア教育支援事業として55百万円を平成21年度予算に盛り込んだ。 専門高校における職業教育に関しては、専門高校と地域社会等が連携した職業教育の充実を図るため、地域社会や産業を支える専門的な職業系人材の育成を推進する事業(「目指せスペシャリスト(スーパー専門高校)」、「地域産業の担い手育成プロジェクト」)441百万円を平成21年度予算に盛り込んだ。</p> <p>キャリア教育・職業教育への関心の高まりを踏まえ、一層の高等学校や自治体等との連携を推進するため、専修学校・高等学校連携等職業教育推進プランとして148百万円を平成21年度予算に盛り込むとともに、最近の雇用情勢の変化を踏まえた受講者ニーズに対応するため、より就業に重点を置いた新規事業を実施するべく、専修学校を活用した就業能力向上支援事業として540百万円を平成21年度予算に盛り込んだ。</p> <p>また、公民館等におけるニート支援モデル事業に関しては、平成18～20年度までの事業であり、20年度で廃止となった。</p> <p>社会人の学び直しニーズの対応教育推進プログラムに関しては、社会人の「学び直し」のニーズに対応するため、1,764百万円を平成21年度予算に盛り込んだ。</p> <p>産学連携による実践的人材育成事業に関しては、多様な社会の要請に対応できる人材や、新たな産業を創出する創造性豊かな人材など、実践的な人材を育成するため、513百万円を平成21年度予算に盛り込んだ。</p> <p>現代的教育ニーズ取組支援プログラムに関しては、大学等における学生の高い職業意識・能力の育成を図るため、11,000百万円を平成21年度予算に盛り込んだ。</p> <p>青少年の意欲向上・自立支援事業(自立に支援を要する青少年の体験活動)に関しては、様々な困難を抱える青少年の自立支援、青少年の社会性や意欲の向上、体験活動の機会と場の開拓など、青少年の課題に対応した体験活動を推進するため、青少年体験活動総合プランの一部として75百万円を平成21年度予算に盛り込んだ。</p>